



🔍 もくじ	4
📖 川越市ガイド	8
🔥 いざというときに	28
👥 相談窓口	45
📄 届け出・証明	52
👨‍👩‍👧 子育て	59
🏠 福祉	65
❤️ 国保・後期高齢・年金	73
👤 介護保険	79
🏃 健康・衛生	83
🏫 教育・文化・スポーツ	87
🗑️ ごみ・環境	94
🚰 上下水道・くらし	109
💰 税金	114
🗳️ 市議会・選挙・広聴・広報	116
🏠 生活ガイド	118



川越市役所 〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

TEL 049-224-8811(代表) FAX 049-225-2895(代表)

窓口受付
時間

午前8時45分から午後4時30分

転出入が多い時期(3月～4月)は午前8時30分から午後5時15分まで延長
(土曜日、日曜日、祝休日、年末年始<12月29日から1月3日>を除く)



市ホームページ



川越市

×

株式会社 サイネックス

わが街
事典

「おひさまいっぱい」

ひばり幼稚園園歌

1. おひさま いっぱい かがやいて
みどりに ひかる このにわに
ぼくも わたしも むねはって
あかるい あかるい ようちえん

2. あおぞら とおく すみきって
うたごえ ながれる このまどに
せんせい かこんで てをつなぎ
たのしい たのしい ようちえん

3. ゆめが ひろがる このえんで
あかるく すなおに すこやかに
あしたに むかって のびていく
ひばり ひばり ようちえん

1968年の創立から50年以上続くひばり幼稚園。

「子ども達の為に」を第一に考え、これからも邁進して参ります。

学校法人山口学園

川越ひばり幼稚園

〒350-0827 埼玉県川越市寺山 466-1

TEL:049(226)0115 FAX:049(226)2368

川越第二ひばり幼稚園

〒350-1175 埼玉県川越市笠幡 1600-3

TEL /FAX:049(232)2413

川鶴ひばり幼稚園

〒350-1176 埼玉県川越市川鶴 3-10

TEL/FAX:049(233)2588



幼稚園 HP



ひばり幼稚園園歌

ずっと安心、もっと幸せ、 魅力あふれるまち 川越 を目指して



川越市長
森田初恵

川越市は、大正11年(1922)に県内初の市制を施行するなど、古くから埼玉県における中心都市として発展してまいりました。市内産業につきましても、商業・工業・農業がそれぞれ発展しているほか、蔵造りの町並みや時の鐘などの歴史的・文化的遺産が集積するエリアを中心に、毎年、多くの観光客の皆様にお越しいただいております。

本市では、「ずっと安心、もっと幸せ、魅力あふれるまち 川越」を第五次川越市総合計画の将来都市像に掲げ、市民の皆様が、安心して過ごすことができ、今よりもさらに幸せに暮らせるよう、引き続き、行政、市民、事業者等と一体となって、まちづくりに取り組んでまいります。この「市民のしおり」は、市民の皆様の暮らしに役立つ情報をまとめて紹介しておりますので、お手元においてご活用いただけますと幸いです。

令和8年7月

市紋章

(明治45年5月11日制定)



中央に「川」、周囲に片仮名の「コ」「エ」を配置し、「川越」を表しています。

市のシンボルマーク

キャッチフレーズ「時が人を結ぶまち川越」



市民と行政が力を合わせて、住みよい魅力あふれるまちづくりを進めていくために、キャッチフレーズを平成23年10月に、シンボルマークを平成24年5月に制定しました。

ときも



川越のシンボル「時の鐘(とき)」と「サツマイモ(いも)」から生まれた川越市マスコットキャラクター。

市の木 かし

(昭和57年10月15日制定)



屋敷などの防風林・防災林としてなじみの深い木で、農具の柄にも用いられています。

市の花 山吹

(昭和57年10月15日制定)



川越城や江戸城を築城したことで知られる太田道灌にまつわる伝説に登場する花です。

市の鳥 雁

(平成4年12月1日制定)



川越城の別名が「初雁城」と呼ばれているように歴史的なつながりが深い鳥です。

川越 市民のしおり 2026年版

令和8年7月発行

「川越 市民のしおり」は、行財政改革を進める官民協働事業として、川越市と株式会社サイネックス、地域企業・団体の協賛により発行しました。ご協力いただいた皆さまに厚く感謝申し上げます。行政情報を分かりやすく編集してありますので、ぜひ日々の暮らしでご利用ください。

■掲載の行政情報は令和8年4月1日現在のものです。社会情勢等により内容が変更される場合があります。最新情報は市報や市ホームページで随時お知らせします。不明点は各担当課へお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご利用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

発行 川越市 / 株式会社サイネックス

制作 株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売 株式会社サイネックス 埼玉支店
〒330-8541
埼玉県さいたま市大宮区土手町1-49-8
TEL.048-643-7120

※掲載している広告は、令和8年6月現在の情報です。
※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

無断で複写、転載することはお断りいたします。



印刷には環境にやさしい植物油
インキを使用しています。

葬儀・法要は安心の地元業者 『立ち華葬祭』にお任せください

ご依頼 ご相談 資料請求 365日24時間受付センター



0120-55-0659



立ち華葬祭は ①市内に自社ホール完備(家族葬ホール3式場)
②霊安室(保冷庫)を24基完備(地域最大級です)
③病院・施設から直接ご安置が可能です

ホームページ



有限
会社

立ち華葬祭

川越市並木西町11-4

TEL.049-265-6102 FAX.049-265-6135

川越エリアの

不動産のことなら



OIKAZE

にお任せください!

購入
相談

売却
相談

相続
相談

事業用
不動産

ローン
サポート



ご利用者様のリアルな『声』をご紹介します!

★★★★★

S様

家の売買など初めての事で、分からないことばかりでしたが、どんな質問にも丁寧に教えてくださり助かりました。OIKAZEさんに任せたら間違いなしです。

★★★★★

T様

自宅の売却でお世話になりました。今まで何度か売りに出してもなかなか売れず。OIKAZEに頼んだらスムーズに売却が決まってびっくりです! OIKAZEに頼んでよかったです!



ホームページにも
お客様の声を
いただいています!



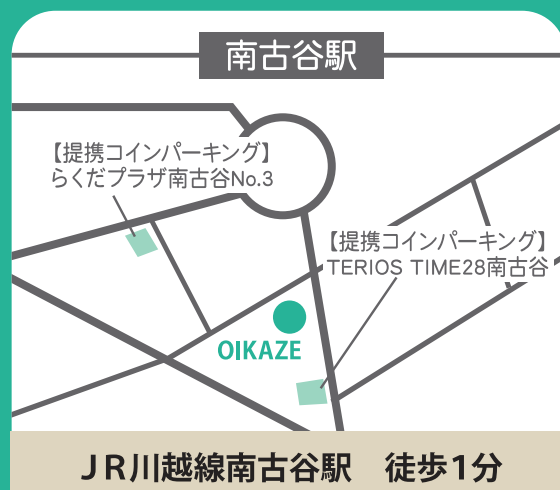
～ひととまちの、追い風に～

(株)OIKAZE

川越市並木241-1 シャンティービル1階



0120-82-0150



川越 市民のしおり もくじ



〈 広告 〉

Ai clinic
アイ クリニック

消化器内科、産婦人科、肝臓内科
乳腺外科、肛門外科、皮膚科



診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00～12:00	／	●	●	●	●	●	●	△
15:00～18:00	／	／	●	●	●	●	●	△

※△は産婦人科のみ休診 ★婦人科は予約のみ診療

TEL: 049-277-5225

坂戸市緑町4-1 **P** あり(11台)



新狭山グランドボウル



地域最大級**52**レーン!!



狭山市新狭山1-1-9 TEL04-2952-2111

ご予約・コンペ絶賛受付中!
各種クーポンをGET➡



市長あいさつ	1
もくじ	4
ライフサイクルインデックス	6



川越市ガイド

8

川越市ってこんなまち	8
安心して子育てができるまち	10
川越市の情報ツール	12
川越市ごみ分別アプリ	13
スマート市役所を開設しました	14
使ってみよう! コエドカラー	15
おいしい川越 農産物提供店の紹介	16
小江戸の粋を感じる 賑わい街道	18
史跡・寺社めぐり	21
川越のおまつりを楽しもう!	22
川越のイベント	24
暮らしに寄りそう 川越のお店	26



いざというときに

28

急病のとき	28
火災	30
地震	32
水害	33
情報	34
指定避難所・指定緊急避難場所一覧	36
施設案内	38
交通事故	42
防犯	42



相談窓口

45

各種相談窓口	45
--------	----



届け出・証明

52

住民登録	52
------	----

戸籍	52
印鑑登録	54
証明書の取り方	55
個人番号通知書	56
マイナンバーカード (個人番号カード)	56
電子証明書	57
マイナンバーカードを使って、子育て・ 介護などに関する手続きができます	57
自動車の臨時運行許可	58
自動車等の登録	58
パスポート	58
川越市斎場	58



子育て

59

母子保健	59
子育て支援	60
保育	61
学童保育	63
児童の健全育成	63
医療費の支給	64



福祉

65

障害のある方	65
高齢者	69
地域福祉	71
福祉施設	71
生活保護・見舞金など	72
医療費助成	72



国保・後期高齢・年金

73

国民健康保険(国保)	73
後期高齢者医療制度	75
国民年金	76

Kawagoe City
Photo
Gallery





UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

〈 広告 〉

**不動産の売却をお考えなら
ご相談下さい!**

・戸建て・マンション・アパート・土地
・収益物件・店舗 等 幅広くサポート

**お客様に寄り添い、
的確なご提案をいたします**

ポイント1 遠方の方の売却・相談承ります!

**ポイント2 物件に残っている荷物の処分も
お任せください!**

ポイント3 契約から現金化まで最短約1週間!

～ 無料相談実施中 ～
LINE相談できます! お気軽にご連絡
不動産に関することは何でもご相談ください。
税理士・司法書士をはじめ、様々な専門家と
連携し、お悩みを解決します。

株式会社 彩京不動産
☎049-246-6969

住所 川越市むさし野16-39
営業 10:00～18:00 定休 土・日・祝

■宅建業許可／埼玉県知事(3)第22956号
■加盟団体／公益社団法人全日本不動産協会
公益社団法人不動産保証協会

もくじ

介護保険 79

介護保険	79
地域支援事業	81

健康・衛生 83

健康づくり支援	83
予防接種	83
成人保健	83
がん検診等	84
歯科診療所	85
保健所	85

教育・文化・スポーツ 87

学校	87
教育相談	88
学資援助	88
図書館	89
市立博物館	90
川越まつり会館	91
市立美術館	91
川越市文化創造 インキュベーション施設(コエトコ)	91
クラッセ川越	91
川越市グリーンツーリズム 拠点施設	92
ウェスタ川越	92
公民館など	92
展示・発表の場	92
スポーツ施設	93

ごみ・環境 94

ごみ	94
浄化槽	107
環境対策	108

上下水道・くらし 109

水道	109
下水道	110
交通・道路・河川(水路)	112
公園・樹木	113

税金 114

市民税	114
固定資産税・都市計画税	114
事業所税	114
軽自動車税など	115
市税等の口座振替	115
税証明など	115

市議会・選挙・広聴・広報 116

市議会	116
選挙	116
広聴	117
広報紙	117

生活ガイド(広告) 118

医師会／歯科医師会	118
商工会議所／薬剤師会	119
健康マップ	120
うちの困りごと	124
どうする? 空き家対策	130
葬儀の豆知識	132
お墓について	133
川越市を盛り上げる 地元採用企業!!	134

掲載している問い合わせ先等の
電話番号が市内の場合、市外局
番(049)を省略しています。

Kawagoe City
Photo
Gallery



こんなときどうする?

ライフサイクル インデックス Life Cycle Index



ライフサイクルインデックス



- ▶子育て支援センター 60
- ▶保育園 61
- ▶認定こども園 61
- ▶幼稚園 63
- ▶予防接種 83

育児
いくじ



誕生
たんじょう

- ▶出生届 53
- ▶母子健康手帳 59
- ▶妊婦健康診査 59
- ▶児童手当の手続き 63
- ▶こども医療費の手続き 64
- ▶国民健康保険 73
 - 加入の手続き
 - 出産育児一時金



赤ちゃんが
生まれたら

出生届 53

生まれた日から
14日以内に届出

引っ越ししてきたら

転入届 52

引っ越ししてきた日から
14日以内に届出

市外へ

引っ越ししていくとき

転出届 52

引っ越し日の
約14日前から届出

こんな時には必ずしよう

戸籍の届出・各種登録は
市役所へ
届け出てください



- ▶高齢者福祉 69
- ▶後期高齢者医療制度 75
- ▶国民年金 76
- ▶介護保険 79



老後
ろうご

〈広告〉

造園工事・剪定・植栽など・・・
お庭のことならお任せ下さい。

彩乃庭

SAI NO NIWA

代表通話 お見積り無料

090-7411-8442

川越市笠幡3296-19

詳しくはホームページをご覧ください。

彩乃庭

検索



Kawagoe City
Photo
Gallery



教育

きょういく

- ▶ 家庭児童相談室 **60**
- ▶ 放課後児童クラブ **63**
- ▶ 小学校・中学校 **87**
- ▶ 学資援助 **88**
- ▶ 図書館 **89**



成人

せいじん



- ▶ 国民健康保険 **73**
- ▶ 国民年金 **76**
- ▶ 成人保健 **83**
- ▶ 選挙 **116**

結婚

けっこん



- ▶ 住民登録 **52**
- ▶ 婚姻届 **53**

生活

せいかつ

- ▶ ごみ・リサイクル **94**
- ▶ 水道 **109**
- ▶ 下水道 **110**
- ▶ 国民健康保険 **73**
- ▶ 国民年金 **76**
- ▶ がん検診等 **84**
- ▶ 税金 **114**



市内で住まいが
変わったら

転居届 **52**

引っ越しした日から
14日以内に届出

結婚したら

婚姻届 **53**

届け出た日から効力

必要な方

印鑑登録 **54**



家族が亡くなったら

死亡届 **53**

死亡の事実を知った日から
7日以内に届出

緊急時

きんぎゅうじ

- ▶ 急病 **28**
- ▶ 火災・救急 **30**
- ▶ 防災 **32**



〈 広告 〉

並木造園株式会社

地元の皆さまに支えられて。
真心込めたお庭の手入れ、承ります。

剪 定

除 草

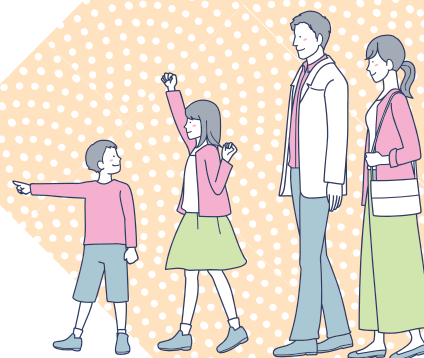
外 構

空家管理

川越市木野目1590-1
TEL (049) 235-2012



ライフサイクルインデックス



Kawagoe City
Photo
Gallery



川越市の 基本情報

Kawagoe City
Basic Information

〈 広告 〉

空気調和設備 設計・施工

学 有限会社
小林熱学

埼玉県知事許可(般-4)第66886号

〒350-1175 埼玉県川越市笠幡4900-21

TEL 049-299-4988

FAX 049-299-4911



総合電気工事・設計・施工

株式会社 田丸屋電気

電気設備工事のことなら何でもお気軽にご連絡下さい。
ご相談・お見積りは無料で承っております。

〒350-0825 川越市月吉町45-1 \ ホームページ/

TEL049-299-8706

正社員・スタッフ随時募集/
詳しくはホームページをご覧ください→



川越市ってこんなまち

ずっと安心、もっと幸せ、
魅力あふれるまち 川越

歴史

遠く古代より交通の要衝、入間地域の政治の中心として発展してきた川越地域は、平安時代末に現在の戸に桓武平氏の流れをくむ武蔵武士の河越氏が館を構え、勢力を伸ばしました。

室町時代になると、扇谷上杉氏の下、太田道真・道灌父子が現在の初雁公園周辺に河越城を築き、川越の中心がここに移ります。その後、小田原北条氏の支配の確立にともなう家臣団の城下への集住が進み、初期の城下町が形成されました。

江戸時代になると、江戸幕府より、江戸の北の守りとして重要視され、新藩・譜代の有力大名が川越藩主として配置されるようになります。また、舟運や街道によって結ばれた江戸と盛んな交流が行われ、物資の集散地として経済的に発展しました。



市制のはじまり

大正11(1922)年、埼玉県内で初めて市制を施行し、昭和30(1955)年には隣接する9村を合併し現在の市域となりました。平成15(2003)年に埼玉県内で初めて中核市に移行、令和4(2022)年12月に市制施行100周年を迎えました。人口35万人を擁する川越市は、商品作物などを生産する近郊農業、交通の利便性を生かした流通業、伝統に培われた商工業、豊かな歴史と文化を資源とする観光など、充実した都市機能を有した県西部地域の中心都市として発展を続けています。



Kawagoe City
Photo
Gallery





市内の主要な公共施設等の案内や医療機関マップ、ハザードマップ、自治会区域図など様々な地図を掲載しています。自由に地図をデザインできるサービスもありますので、ぜひご利用ください！



小江戸川越MAP

〈 広告 〉

全国建設工事業 国民健康保険組合 埼玉県支部



建設国保とは

大工、とび・土工、土木、造園、左官板金などの建設工事に従事している方が集まり、国の補助金と保険料を主な財源として運営されている公的医療制度の一翼を担う公法人の国民健康保険組合です。

〒350-0044 川越市通町9-2-101

☎ 049-222-7174

<https://www.kensetsukokuho.or.jp/>

一般貨物・青果・鮮魚・食品輸送

Attack All Around
～全てのことに挑戦～



食品輸送を通して地域・未来に貢献します

株式会社 ミヤビライン

TEL:049-265-5860 川越市下赤坂30-6



←Instagram 日々更新中！

ミヤビラインのホームページ→



人口・世帯数

総人口 **352,637**人

男性 **175,106**人

女性 **177,529**人

世帯数 **172,420**世帯

(令和8年4月1日現在)

姉妹都市・友好都市

-  オフエンバッハ市 (ドイツ連邦共和国)
-  セーレム市 (アメリカ合衆国)
-  オータン市 (フランス共和国)
-  棚倉町 (福島県)
-  小浜市 (福岡県)
-  中札内村 (北海道)



売りたい土地 直接買取！

相続した土地
使っていない
空き家

まずは **ご相談** ください

AIA 株式会社アイエー
免許番号 国土交通省 (2) 第9132号

査定無料!! 秘密厳守!!

川越市大塚1-32-1
アジアビルディング 3F

☎ 0120-249-223

TEL:049-249-5200 FAX:049-249-5201

川越市の市外局番は **049** です。

安心して子育てができるまち

川越市ではパパとママ、そして何よりも子どもたちにやさしいまちづくりを目指して、子育て施設や支援制度の充実を図っています。

〈広告〉

ラグビーやろうぜ!



川越ラグビースクール

時間:毎週日曜日9:00~11:30
 場所:入間川雁見橋下(鯨井)
 対象:未就学児・小学生・中学生
 会費:毎月1000円(未就学児300円)
 協賛:株式会社電豊社

Instagram
BLOG



学校法人
ひつじ幼稚園
第二ひつじ幼稚園
心やさしく生き生きと
体のびのびたくましく

詳しくはホームページを
ご覧ください。



ひつじ幼稚園
川越市仙波町3-6-1
☎049-222-1743
第二ひつじ幼稚園
川越市今成2-10-9
☎049-225-3208

子育て安心施設

「すくすく かわごえ」

「すくすく かわごえ」では子育ての不安や孤立感を和らげ、子育ての楽しさや喜びを実感してもらえるような事業を展開しています。一方で高齢者やそのご家族の方から、医療や介護等に関するさまざまな相談を受け付けており、幅広い世代の方にもご利用いただけます。

フロアガイド

5階 ▶ 多目的室

4階 ▶ 地域包括支援センター
中央にし
(TEL 229-5332)
在宅医療拠点センター
(TEL 298-6213)
多目的室

3階 ▶ 子育て支援センター
(TEL 227-3517)

2階 ▶ 川越市保育ステーション
(TEL 277-3070)

1階 ▶ エントランス・事務室



子どもの居場所づくり事業

「すくすく かわごえ」では子どもの居場所づくり事業の一環として、放課後や土日等にふらっと立ち寄れるスペースを5階の多目的室に用意しています。オープン日程は右の二次元コードで確認してください。



もっと子育てが 楽しくなるサービス

2階の「川越市保育ステーション」では、2歳児クラス以上の子どもたちを対象に送迎保育を行っています。送迎料も格安で非常に利用しやすいサービスになっています。



Kawagoe City
Photo
Gallery



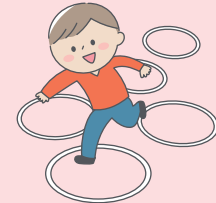
子どもの遊び場は
コエドカラー
KOEDO COLOR で簡単検索♪

コエドカラーの
紹介はP15へ

トップページから「親子でおでかけ」をクリックまたは
タップしてください。グーグルマップ上に市
内の「子育て支援施設」と「公園」が表示され
ます。地図上のスポットを最大3つまで選択
し、移動ルートも表示することができます。




川越市の
基本情報
Kawagoe City
Basic Information



市内の主な公園紹介

ホットスタッフ川越パーク (川越水上公園)

ボート池やBBQのほか、
夏季にはプールで遊ぶこと
ができます。



川越運動公園

総合体育館や陸上競
技場、自由広場など幅
広いスポーツ施設があ
ります。



なぐわし公園 (PiKOA)

温水プールや温浴施
設、スタジオなど運動
施設のほか、芝生広場
も利用できます。



ヤオコーみんなの広場 (川越市新宿町一丁目広場)

川越駅西口から約400mの場所
にオープンした広場。芝生広場や
複合遊具、イベント広場など新た
な交流の場としてご利用ください。

こども家庭センターにご相談ください

市内在住の妊産婦、子育て世帯、子どもたちに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。専門的な相談を受けることができるように、資格を持った職員を配置していますので、一人で思い悩まずに気軽に相談してください。

窓口 平日 午前8時45分～午後4時30分

電話 平日 午前8時30分～午後5時15分

① 母子保健(母子保健課 総合保健センター内)

【相談方法】窓口、電話、訪問 TEL 229-4125

② 児童福祉(こども家庭課)

●家庭児童相談 【相談方法】窓口、電話 TEL 224-5821

●児童虐待防止SOSセンター 【相談方法】窓口、電話 TEL 0120-283-505

※上記以外の時間帯は児童相談所虐待対応ダイヤルへ(虐待通報のみ)

TEL 189



〈 広告 〉

お誕生日
満3歳になったら幼稚園

学校法人 ひまわり学園
ひまわり東幼稚園
川越市郭町2-18-7(満3歳児・3歳児)
☎049-224-7950

学校法人 ひまわり学園
ひまわり南幼稚園
川越市寿町1-2288(満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児)
☎049-242-4382

●ホームページアドレス
<https://www.himawari-gakuen.ed.jp>

子育て支援
ひまわり学園 HP

●プチベール 1歳6ヶ月～の預かり保育
●プレスクール おひさまくらぶ
●ベビーサークル ポッケ




「牛乳をもっともっと
飲んでいただきたい」
それが私たちの願いです



西武酪農乳業株式会社

〒350-1244 埼玉県日高市野々宮145 TEL.042-989-1331

川越市の 基本情報

Kawagoe City
Basic Information

川越市の情報ツール

川越市では多様なニーズにお応えするため、紙媒体以外にもSNSやウェブサイトを活用した情報発信に力を入れています。今後も市民の皆さんに「いいね」と思われる情報をお伝えしていきますので、ぜひさまざまな情報ツールをご活用ください。

川越市ホームページ



市政・市民生活・観光など各種の情報を発信しています。また、市政に対するご意見・ご提案も受け付けています。



川越市メール配信サービス

メールアドレスを登録した方を対象に、防犯や防災等に関するさまざまな情報をメールで配信しています。



*「city.kawagoe.lg.jp」ドメインからのメール受信を許可する設定にしてください。

*URL付きメールの受信を許可する設定にしてください。

LINE(ライン)

川越市LINE公式アカウント ユーザー名:@kawagoecity

緊急的な防災情報をはじめ、分野別にさまざまな情報を発信しています。子育て関連機能も充実していきます。



インスタグラム

【公式】川越市 ユーザーネーム:@kawagoecity_official

町並みや自然、イベント等、本市のさまざまな魅力を写真や動画で発信しています。



YouTube

川越市チャンネル
ユーザー名:kawagoecitychannel

市の魅力PR動画や事業紹介などの動画を配信しています。



フェイスブック

川越市総合アカウント
ユーザー名:KawagoeshiInfo

市政情報や観光情報などを発信しています。



川越市防災危機管理室

災害等に関する情報を配信しています。



X(旧ツイッター)

川越市総合アカウント
ユーザー名:KawagoeshiInfo

市政情報や観光情報などを発信しています。



川越市防災危機管理室アカウント
ユーザー名:KawagoeshiBosai

災害等に関する情報を発信しています。



〈 広告 〉

Let's go together

I can CREATE ADVANCE We can

Create Advance

だんご屋 和楽 Future

V-SIGN, INC. C.A.GARAGE

勇成 You-Say

川越市ごみ分別アプリ

ごみの収集日をお知らせするほか、ごみの出し方や出すときの注意点、ごみの分別方法など、ごみに関するさまざまな情報をアプリから提供します。
スマートフォンを持っていない方はP94の「ごみ・環境」のページをご確認ください。

イチオシ機能はコレ！

ごみの出し忘れ防止アラート機能

ごみの収集日をアラートでお知らせします。お知らせする品目・時間は自由に設定することができます（前日夜に設定することも可能）。



収集日カレンダー

週ごと、月ごとのごみ収集日を一目で確認できます。



ごみ分別辞典

処分したい物を品目ごとに調べたり、捨て方を確認したりすることができます。粗大ごみや家電4品目など集積所に出せない物は、処分方法もご案内します。



ごみの出し方

ごみの種類ごとに、出し方を確認することができます。



アプリの初期設定方法

step 01

二次元コードを読み取り、アプリをインストールする



iPhone・iOS端末



Android端末



step 02

インストールしたアプリを開き、収集コースの設定を行います。

*自治会名がわからないときは収集管理課（TEL 239-5058）へ。



step 03

検索枠に自分の自治会名を入力して検索。自治会の収集コースをタップし、右上の保存をタップします。



がいこくごばん
外国語版

かてい わかた
家庭ごみの分け方・出し方



がいこくせき しみん かた
外国籍の市民の方のために、
ごみの出し方をまとめたガイドブックを作成しました。



〈 広告 〉

産業廃棄物の収集・運搬、中間処理

金属リサイクル	鉄	アルミ
ステンレス	銅	特殊金属
真鍮	皮付き電線	その他

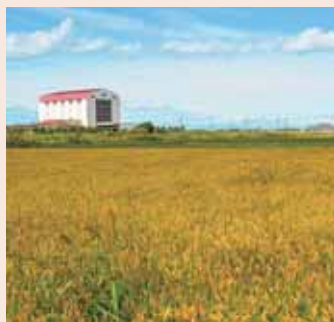
中間処分業（切断） 10320037162
産業廃棄物収集・運搬業 10310037162

株式会社 服部金属
HATTORI-KINZOKU

○本社 川越市城下町83 ☎049-222-6568
○第二工場 川越市下広谷421-1 ☎049-298-4046
まずはホームページをご覧ください!!
服部金属



Kawagoe City
Photo
Gallery



スマート市役所を開設しました

コンビニ交付やオンライン手続(電子申請)など、市役所に行かなくてもできる手続きなどを案内しています。ぜひご利用ください。



いつでも どこでも 簡単に こんなに便利! スマート市役所

- コンビニ交付の案内
- 引越し関係手続き
- 個別検診等の申し込み
- 水道使用開始の申し込み
- 妊娠の届け出
- 浄化槽使用開始報告

などなど!



キャッシュレス決済で戸籍郵送取得が便利に

戸籍証明書等はオンラインで請求することができます。

証明発行手数料の納入方法は、キャッシュレス決済(クレジットカード・PayPay)です。これにより、郵便局の窓口で購入する必要があった定額小為替や切手が不要となり、スマートフォンやパソコンから手続きができるようになります。ぜひご利用ください。

請求方法等の詳細は市HPをご確認ください。

対象となる証明書

- ☒ 戸籍全部(個人)事項証明書
- ☒ 除籍全部(個人)事項証明書
- ☒ 改製原戸籍謄(抄)本
- ☒ 除籍謄(抄)本
- ☒ 戸籍の附票(除票含む)*
- ☒ 住民票(除票含む)*

Kawagoe City Photo Gallery



祝! 2周年



使ってみよう!

コエドカラー
KOEDO COLOR

川越市の
基本情報

Kawagoe City
Basic Information



コエドカラーとは



市の準公式HPであり、市からの情報のほかに、市内で開催されるイベント情報や企業からの情報が掲載されています。



特長
01

無料で閲覧・投稿できる

(株)サイネックスとの官民協働事業であり、当サイトの運営管理に係る費用は、すべて広告販売収入によって賄われるため、利用者は無料で閲覧・投稿できます。



特長
02

広く情報発信できる

市HPのトップページ上にも「イベントいろいろ」と「おすすめ情報」が自動で表示され、広く情報発信できます。

また、スマートフォンからでも簡単・手軽にアクセスできます。



ここをタップ

こんなときに使えます



- 市民団体や企業が実施するイベントを知りたい
- イベントや講座の開催をPRしたい
- 参加できるサークルを探したい
- サークルのメンバーを募集したい
- 市内の隠れた名店を知りたい
- おすすめのお店情報を紹介したい



〈 広告 〉

悠久1300年

子孫繁栄
事業繁栄



こ ま
高麗神社

神々の鎮まる癒しの杜

初宮詣・七五三・安産祈願・厄除け・方位除け・家内安全・商売繁昌・出世開運・交通安全

祈願随時受付 8:30~17:00

※ご予約の必要はありません。

埼玉県日高市新堀833

TEL 042-989-1403



川越市の市外局番は 049 です。



おいしい川越農産物提供店の紹介

川越産農産物の魅力をより多くの方々に知ってもらうため、川越産農産物の活用などに積極的に取り組んでいる市内の飲食店・宿泊施設を「おいしい川越農産物提供店」として認定する制度です。



▲お店の詳しい情報はこちらから



Te'PAN Le OMUS (テッパルオムス)

📍 幸町8-11 明文館201
☎ 090-3472-6383



寿庵 蔵のまち店

📍 幸町3-18
☎ 049-226-9725



HIDEAWAY DINING555

📍 脇田本町9-5 2階
☎ 080-9207-5331



Brighton cafe

📍 通町8-1
☎ 049-227-9917



Grill&Dining SUNNY

📍 脇田本町11-33
☎ 049-214-3667



まかない処 大正蔵「八州亭」

📍 新富町1-10-1
☎ 049-228-1785



@FARM Cafe'

📍 今福1044-2
☎ 049-241-4115



伊佐沼庵

📍 鴨田922-1
☎ 049-226-3780



古民家カフェ&バー SMILEY

📍 鴨田922-1
☎ 049-226-3780



小江戸黒豚鉄板懐石 オオノ

📍 谷中27
☎ 049-222-5566



農家カフェ mashumashu

📍 伊佐沼7-1
☎ 049-229-5880



小江戸南古谷農園

📍 久下戸336
☎ 049-235-1953



NOCTILUCA

📍 脇田本町16-26 嶋田ビル3階
☎ 049-292-1612



コエドボナペティ

📍 石原町1-18-3
☎ 049-236-3111

Kawagoe City Photo Gallery





川
越
市
ガ
イ
ド



パティスリーシエル

📍 野田町2-1-38
☎ 049-265-4786



カフェ&キッチン ラフテル

📍 中原町1-5-17 2階
☎ 049-227-6652



彩乃葉

📍 連雀町10-1
☎ 049-298-4430



onocafe

📍 下赤坂394
☎ 080-3455-7801



ミオ・カザロ 蔵のまち店

📍 元町1-15-3
☎ 049-222-2861



ヒロマルシェキッチン

📍 通町19-3
☎ 049-298-5808



cafeプラグ

📍 喜多町11-18
☎ 080-5093-7043



居酒屋めん

📍 新富町1-12-10 2階
☎ 049-214-6662



キッシュの店 TENTOUMUSHI KAWAGOE

📍 吉田新町3-9-6
☎ 080-5694-8064



金笛うどん処 春夏秋冬

📍 幸町10-5
☎ 049-225-6701



"STEAK&PASTA NANKOYA7058 / 海なし県埼玉の漁港 絶対鮮魚"

📍 泉町3-1 (ウニクス南古谷内)
☎ 049-247-7775



パウンドケーキ工房 Cocone

📍 六軒町1-16-1
☎ 080-1306-1802



百足屋

📍 松江町2-5-11
☎ 049-292-0075



米粉cafe NATURAL BEAT

📍 清水町13-21
☎ 090-5479-3341



口福屋

📍 新富町2-22-1 玉屋ビル2階
☎ 080-6690-1820



リビスコ川越店

📍 大手町6-13DSビル 1階
☎ 049-277-3204

Kawagoe City
Photo
Gallery



賑わい街道

小江戸の
粋を感じる



国の重要伝統的
建造物群保存地区

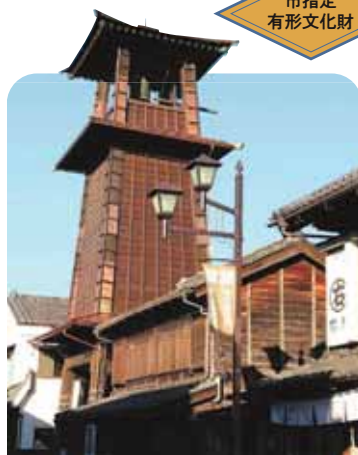
蔵造りの町並み

蔵造りの古い建物が建ち並ぶ、和風町家が多い商店街です。川越のランドマークである時の鐘や川越で最も古い店蔵の大沢家住宅のほかにも、埼玉りそな銀行旧川越支店をはじめとする近代洋風建築などがあります。

時の鐘

現在の時の鐘は明治27(1894)年に再建されたもの。今も日に4回の時を告げています。

市指定
有形文化財



- 残したい日本の音風景100選(環境庁・平成12年)
- 音響遺産((一社)日本音響学会・令和4年)

都市景観大賞「都市景観100選」(国土交通省・平成12年)

埼玉りそな銀行 旧川越支店

第八十五銀行本店本館として大正7(1918)年に建築。2024年5月に「りそな コエド テラス」としてオープン。

国登録
有形文化財



旧山崎家別邸

老舗菓子屋「亀屋」の山崎家の隠居所だった和洋館並列住宅です。

国指定
重要文化財

川越まつり会館

山車の展示やまつりの映像、囃子の実演などが見られます。



川越キリスト教会

市内で一番古いレンガ造りの建物で大正10(1921)年に竣工。

国登録
有形文化財

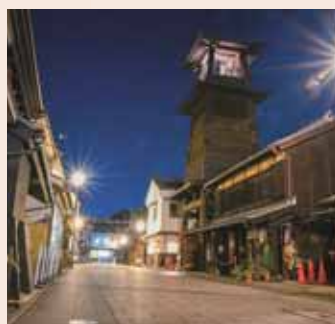


国指定
重要文化財

大沢家住宅

築200年超の川越最古の蔵造りのお店。店内では買い物も楽しめます。

Kawagoe City
Photo
Gallery





焼きだんご



せんべい



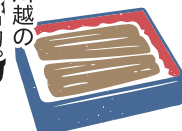
太麺焼きそば

極太麺とモチモチの食感が特徴です。



うなぎ料理

川に囲まれた川越の江戸時代からの名物。



焼き芋



川越唐棧



表具



押絵羽子板



提灯



木製曲物

まちめぐりの強い味方

川越市 自転車シェアリング



どの駐輪場でも、自転車の貸出や返却が可能な自転車駐輪場(ステーション)を複数設置しています。詳しくはホームページでご確認ください。




Kawagoe City
Photo
Gallery



菓子屋横丁

色とりどりのガラスが散りばめられた石畳の道に、30軒程の菓子作りの店が立ち並び通り。醤油の焼ける香ばしい香り、ニッキやハッカ飴、駄菓子やだんごなど、下町風の菓子の懐かしい香りが漂う横丁は、環境省の「かおり風景100選」にも選ばれています。



飴玉づくり

職人さんのお菓子づくりを見学できるのも楽しい。



下町慕情が
薫る横丁

レトロ感
あふれる
商店街

大正浪漫夢通り

かつては川越銀座通りといわれたアーケードでした。平成7(1995)年にアーケードの屋根を撤去して、自然石舗装、電線類地中化等により、土蔵造りや洋風建築が軒を連ねる趣きある通りに生まれ変わり、新たな賑わいを作りだしています。

国登録
有形文化財

川越商工会議所

昭和2(1927)年に武州銀行川越支店として建設されたもの。



中央通り(昭和の街)

昭和8(1933)年の道路の開通からおよそ90年の歴史を持ち、当時の面影を残す建物がそのまま残っている商店街。川越中央通り・立門前通り沿道に残る昭和の雰囲気を生かした、個性的で魅力ある街を目指して住民による町おこしが進められています。



昭和の雰囲気
今に伝える
商店街

産業観光館
(小江戸蔵里)

明治8(1875)年ごろに創業した造り酒屋の建物を改修。川越ならではの逸品・料理などが楽しめます。

国登録
有形文化財



周辺を散策

Kawagoe City
Photo
Gallery



史跡・寺社めぐり

小江戸川越のはじまり

川越の町の成立は15世紀中頃の河越城築城の頃と考えられます。江戸の経済を支えた商業都市川越は、江戸の文化を積極的に取り入れており、江戸の町を凝縮したような町であったため、後世「小江戸」と呼ばれるようになりました。

川越城中ノ門堀跡



川越城富士見櫓跡



川越市ガイド

山王塚古墳



川越城本丸御殿

川越城

河越城(川越城)は、長禄元(1457)年に、上杉持朝の命により太田道真・道灌親子が築いたといわれます。江戸時代には江戸の北の守りとして、代々幕府の重臣が城主となっていました。現存する建物は嘉永元(1848)年に建てられたものです。

川越城とその城下町は、町全体が史跡。城の堀割や町中の路地、社寺など、そこかしこに残る江戸時代の面影を探してみませんか。

蓮馨寺

ご利益 安産・子育て



喜多院

ご利益 開運・縁結び・厄除け



仙波東照宮

ご利益 出世開運・厄除け



日枝神社

ご利益 縁結び・恋愛成就・商売繁盛



成田山川越別院

ご利益 商売繁昌・家内安全・開運成就



川越氷川神社

ご利益 家族円満・夫婦円満・縁結び



休日によつくり
寺社めぐりはいかがですか？

Kawagoe City
Photo
Gallery



川越まつりをはじめ、市内には1年を通してさまざまな行事があります。行事に参加して、小江戸川越の趣きを感じてみませんか。

川越のおまつりを 楽しもう！



川越まつりとは？

江戸時代から370年以上の歴史を持つ川越まつりは、江戸天下祭の様式や風流を今に伝える都市型祭礼として、川越独特の特色を加えながら発展してきました。蔵造りの町並みを、精巧な人形を乗せた絢爛豪華な山車がすれ違うさまは、見ごたえ抜群！国内外からの人気も高く、例年多くの観光客が訪れています。平成17(2005)年に、「川越氷川祭の山車行事」として国の重要無形民俗文化財に指定され平成28(2016)年にユネスコ無形文化遺産に登録された市内最大の祭礼行事です。



神幸祭

神輿に乗った氷川の神様が川越城下の町々を巡行する氷川祭礼絵巻の再現です。



例大祭

毎年10月14日に行われ、神様への感謝の奉納と、氏子崇敬者への健勝を祈ります。



〈広告〉

未来をひらく 資産運用のパートナー



むさし証券

川越支店

049-246-3911

川越市脇田本町1-3

《埼玉県内15店舗のネットワーク》

本店営業部	志木支店	上尾支店	越谷支店	飯能支店
熊谷支店	春日部支店	北本支店	深谷支店	加須支店
浦和支店	川越支店	坂戸支店	本庄支店	東松山支店

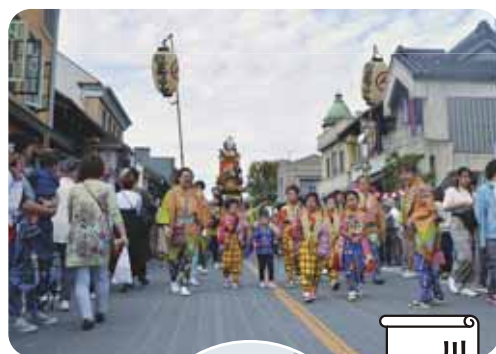
むさし証券本社 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 10F <https://www.musashi-sec.co.jp/>



曳っかわせ

~~~~~

中央通り、蔵造りの町並み等の各所で、山車が他町の山車に出会って行われる囃子の競演。舞台が回転して囃子の競演を行う様子は圧巻です。



人形や彫刻、幕の刺繍など、それぞれ違う個性をもった山車や手古舞、山車を自在に操る鳶、曳き手の姿、囃子などが楽しめます。

昼



川越まつりを  
とことん楽しむ  
アプリはこれ！



アプリは無料ですが通信料等は自己負担となります。



山車の位置をはじめ、トイレや臨時休憩所への道案内にも対応。川越まつりに必須の機能が満載です。

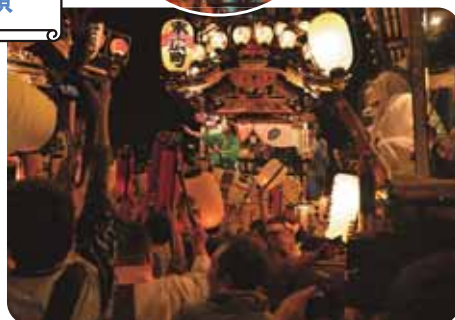


川越まつりナビ

検索



夜



提灯に明かりがともり、幻想的な山車が練り歩きます。  
夜の曳っかわせは、曳き手が提灯を掲げ、囃子方への声援が飛び交い、まつりのムードは最高潮に達します。

川越まつり  
昼の顔と夜の顔

## 川越まつりの豆知識



### 川越氷川神社

慶安元(1648)年、川越城主の松平信綱が神輿・獅子頭等を氷川神社へ奉納、祭礼を奨励したことをきっかけに川越まつりが始まりました。氷川神社本殿が国の重要文化財に指定されます。



### ユネスコ無形文化遺産

平成28(2016)年、「川越氷川祭の山車行事」を含む全国の「山・鉦・屋台行事」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。



川越市ガイド

〈 広告 〉



そばしま

# 傍島外科



☎ 049-245-3211

外科 内科 消化器外科 循環器内科  
川越市藤間 937-3





# 川越のイベント



1



3



4

1月

3日 初大師・だるま市(喜多院) **1**  
1日から7日 小江戸川越七福神めぐり(市内7寺院)  
成人の日の前日 南大塚の餅つき踊り(西福寺) **2**  
15日 筒粥神事(石田藤宮神社)

2月

3日 節分会(喜多院・成田山川越別院)  
11日 老袋の弓取式(下老袋氷川神社) **3**

3月

春分の日 芳地戸のフセギ(笠幡尾崎神社)  
下旬 小江戸川越春まつり(市内各所) **4**

4月

第2日曜日 石田の獅子舞(石田藤宮神社)  
第2日曜日 老袋の万作(下老袋氷川神社) **5**  
14日 南田島の足踊り(南田島氷川神社)  
15日 川越祭りばやし(今福菅原神社)  
15日に近い日曜日 川越祭りばやし(中台八雲神社)  
19日 中福の神楽(中福稲荷神社)  
第3土曜・日曜日 石原のささら獅子舞(観音寺) **6**  
下旬 かわごえ春の農業まつり

6月

30日 夏越茅の輪くぐり(川越八幡宮)

7月

第2日曜日 上寺山のマンガリ(八咫神社)  
13日 初山(浅間神社)  
14日 石田の獅子舞(石田藤宮神社)  
14・15に近い土曜・日曜日 川越祭りばやし(今福平野神社)  
15日に近い日曜日 鯨井の万作(八坂神社)  
15日前後の日曜日 下小坂の獅子舞(白鬚神社)  
24日前後の土曜・日曜日 福田の獅子舞(赤城神社)  
下旬 川越百万灯夏まつり(市街地中心部) **7**  
31日 茅の輪くぐり(川越氷川神社)  
7月から8月土用丑の日 ほうろく灸(妙昌寺)



2



6



7

〈 広告 〉

河越山 三芳野院  
**常楽寺**

国指定史跡「河越館跡」  
義経正室郷御前生誕地

☎049-231-1016  
川越市上戸194  
霞ヶ関駅北口(案内板有)から徒歩約15分

後世に負担のない安心のお墓

安心を届ける4つの特長

|             |           |             |            |
|-------------|-----------|-------------|------------|
| 年間管理料<br>不要 | 承継者<br>不要 | 宗旨・宗派<br>不問 | 墓じまい<br>不要 |
|-------------|-----------|-------------|------------|

購入後の費用負担が不要の安心  
お子様のいないご夫婦でも安心  
檀家制度なく在来仏教に限り制限のない安心  
お墓の解体費用は不要将来の費用面でも安心

**樹木葬**

永代供養墓

河越山 三芳野院 **常楽寺**

見学・問い合わせ専用ダイヤル  
☎049-256-9511



8月

第1日曜日 川越祭りばやし(中台八雲神社)

9月

1日 新宿雀ノ森のお焚き上げ(雀ノ森氷川神社)  
敬老の日の前日 ほろ祭(古尾谷八幡神社) 8

10月

第3日曜日とその前日 川越まつり<川越氷川祭の山車行事>  
(市街地中心部) 9

第3土曜日 上寺山の獅子舞(八咫神社) 10

31日(予定) 河越流鏑馬(河越館跡)



10

11月

中旬 かわごえ産業フェスタ

21日 小江戸川越花火大会  
(安比奈親水公園)

23日 火渡り祭(成田山川越別院)

下旬 農業まつり

下旬 小江戸川越ハーフマラソン

12月

3日 西の市(川越熊野神社) 11

## 毎月行事

1日/七福神縁日(市内7寺院)

8日/吞龍デー(蓮馨寺)

8日・18日・28日/川越きものの日  
(市内各所)

28日/蚤の市(成田山川越別院)

第3日曜日/銭洗弁財天縁日  
(川越熊野神社)

毎週土曜日/鮮度いちばん!お客様感謝市  
(埼玉川越総合地方卸売市場)


11



5



7



8



9

〈 広告 〉

## 外装・内装リフォーム

川越市を中心に対応しております

100てん  
リフォーム  
(株)鳶勝建設工業

社長と代表が親子♪  
女性事務員さんも親子♪

チームワークが当社の強みです


小さな会社ですが何よりも笑顔と挨拶、  
お客様とのコミュニケーションを大事にしております  
学生時代は100てんは取れませんでした。が今は  
お客様、家族、会社の仲間と100てんを目指しています!

ご相談・お見積り  
無料

心より、お客様から  
ご連絡をお待ちしております

0120-144-100

川越市  
萱沼2325

友だち追加で簡単に相談♪  
ホームページもこちらから♪

100てんリフォーム

検索







## 埼玉川越総合地方卸売市場

青果・水産・その他食品等がそろった卸売市場。毎週土曜日は市場の開放日として、一般のお客様向けの販売イベントを実施。

場内には新鮮なお刺身が食べられるお食事処やスーパーマーケット、バーベキュー場も完備。

📍 川越市大字大袋650

☎ 240-2246

(川越総合卸売市場株式会社)

🎉 お客様感謝市 毎週土曜日8:00～

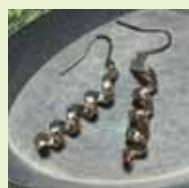
🐟 生鮮漁港川越 8:00～18:00

※営業時間及び定休日は店舗によって異なります。



暮らしに寄りそう  
川越のお店

### 1 川越すず屋



こんなことを  
やっています！  
・錫(すず)関連事業  
〈ワークショップの開催〉  
・生活支援事業  
・その他

### 2 伊勢原建物株式会社



創業48年  
川越駅東口2分。  
本日ご相談、ご案内が可能。  
9時～18時まで営業。  
日曜定休。

### 3 Nail Salon S.



お客様一人ひとりの指先を美しく彩る、小さなネイルサロンです。川越駅から徒歩7分。心からリラックスできる落ち着いた空間で丁寧に施術をご提供いたします。

川越  
すず屋  
Kawagoe Tin

#### 生活支援事業例

- ・電球交換
- ・各種手伝い  
(片付け・家具移動・掃除など)
- ・建具関連(調整・補修など)
- ・庭木管理など
- ・その他

川越市笠幡

☎049-215-5151



私たちは手仕事で  
ぬくもりを届けます

おまかせください👉

- ・ご年配の方のお住まい探し
- ・外国の方のお住まい探し
- ・売れない
- ・高く貸したい
- ・低予算で高見えリフォーム
- ・自宅などの解体・外壁塗装

伊勢原建物株式会社  
公式 LINE

物件探しお問い合わせは

24時間以内に返信します。

049-225-1666



Nail Salon

S.

詳しくはInstagramを  
ご覧ください

川越市新宿町1-8-2  
メルベユ川越202

☎049-265-6880



## 4 株式会社同志舎



額縁のデザイン・製造・販売  
をしています。ショールームに  
てご覧いただけますので是  
非お気軽にお越しください。  
ショールーム営業時間  
10:00~17:00(土・日・祝定休)

5 JOKER  
クレアモール川越店

ペットと飼い主様の暮ら  
しをより豊かにする上質  
で安心な商品と心のこ  
もったサービスをご提供  
いたします。

## 6 動物病院 川越



感謝の気持ちを忘れる  
ことなく、患者様・飼い主  
様により良い獣医療をご  
提供できるよう頑張っ  
てまいります。

株式会社 同志舎

## SHOWROOM

アートのある暮らし  
作品や思い出を額装して飾りましょう。

飾りたい作品を  
ご持参ください

ポスター、絵画、インテリア雑貨もございませう。

詳細はこちら

doshisha  
— 一世代の価値を —

～はじめてのペットも安心～  
ワンちゃん・ネコちゃん専門店

DOG CAT JOKER  
クレアモール川越店

川越駅徒歩4分  
クレアモール入ってすぐ！

子犬・子猫/トリミング/ホテル/犬猫用品

JOKER HP

049-298-3512

10:00~20:00※美容室のみ19:00まで  
〒350-1122  
埼玉県川越市脇田町6-6 脇田町サンキュービル  
取扱業種別販売 川島第5-26号・休館 川島第5-27号・貸出 川島第5-28号・譲渡 川島第5-29号・展示 川島第  
5-30号 登録年月日2025/11/11 有効期限2030/11/10 動物取扱責任者名藤井 達

## 動物病院 川越

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 9:00~12:00  | ● | ● | / | ● | ● | ● | ●   |
| 15:00~19:30 | ● | ● | / | ● | ● | ● | /   |

JR川越駅東口徒歩3分

埼玉県川越市菅原町6-2

049-225-0115

## 7 株式会社S.K.A.T (スカット)



清掃のことならなんでも  
ご相談下さい。  
相談無料・見積無料

## 8 TN Dance Mate



TN Dance Mateでは  
(安心・健康・交流)の3つ  
を軸にレッスンを提供  
したいと考えています。

## 9 古里や



国産鍋、フライパン、厨  
房小物、自然食品、御朱  
印帳、ハンドメイドのお  
店です。

あなたの街のお掃除屋さん

## SKAT

Sweeping, Kind, Ace, Team.

川越市新宿町1-8-2 メルベユ川越101

049-238-4661

TN Dance Mate  
Ballroom Dance

初心者・シニア大歓迎の  
社交ダンススクール

代表 小杉 具也・伸江

川越市脇田本町6-1 川越伊東ビル5階  
川越駅西口すぐ

049-257-6554

ディーエヌダンスメイト 検索

## セレクト雑貨

ふるさとや

# 古里や

国産鍋・国産フライパン・厨房小物  
自然食品・御朱印帳・ハンドメイド

川越市砂新田2丁目19-8  
リバプールNC

049-293-5337





# いざというときに



## 急病のとき

### 休日・夜間診療

保健医療推進課 TEL 224-5832

下記の医療機関において、休日や夜間に外来診療で対応可能な軽症救急患者の診察を行っています。事前に電話連絡をしてから受診してください。

これらの医療機関は軽症救急患者の応急処置を行うところです。



「意識がない」、「大量出血」など明らかに重症の場合は、すぐに救急車を呼ぶなど救急病院を受診してください。

### ● 川越市医師会夜間休日診療所(内科・小児科)

小仙波町2丁目53-1 TEL 222-3330

| 診療日               | 受付時間                                        |
|-------------------|---------------------------------------------|
| 月～土曜日             | 夜間のみ<br>午後8時～10時                            |
| 日曜日<br>祝日<br>年末年始 | 昼間<br>午前9時～11時<br>午後1時～3時<br>夜間<br>午後8時～10時 |

### ● 川越市予防歯科センター(歯科)

三久保町18-3 TEL 224-3891

| 診療日               | 受付時間        |
|-------------------|-------------|
| 日曜日<br>祝日<br>年末年始 | 午前9時～11時30分 |

### ● 休日当番医

当番医は、広報川越や市のホームページでお知らせしています。

| 診療日               | 受付時間      |
|-------------------|-----------|
| 日曜日<br>祝日<br>年末年始 | 午前9時～午後4時 |

### ● 耳鼻咽喉科休日救急診療

当番医は、埼玉県ホームページ「耳鼻咽喉科休日救急診療」でお知らせしています。

| 診療日               | 受付時間      |
|-------------------|-----------|
| 日曜日<br>祝日<br>年末年始 | 午前9時～午後5時 |

### 埼玉県救急電話相談

TEL #7119または

都県境の地域で、ダイヤル回線・IP電話・光電話・携帯電話をご利用の場合は、TEL 048-824-4199

＊掛け間違いにご注意ください。

次の番号からも電話をかけられます。

□ 小児救急電話相談 TEL #8000  
またはTEL 048-833-7911

□ 聴覚障害者専用医療機関案内

FAX 048-831-0099

依頼書は埼玉県ホームページ「埼玉県救急電話相談」に掲載



急な病気やけがの際に、症状に応じた対処方法や受診の必要性について、看護師に電話で相談できます。

### 相談時間

毎日24時間

### 利用方法

音声ガイダンスが流れますので「①」か「②」か「③」を選択してください。

① 小児救急電話相談

② 大人の救急電話相談

③ 医療機関案内

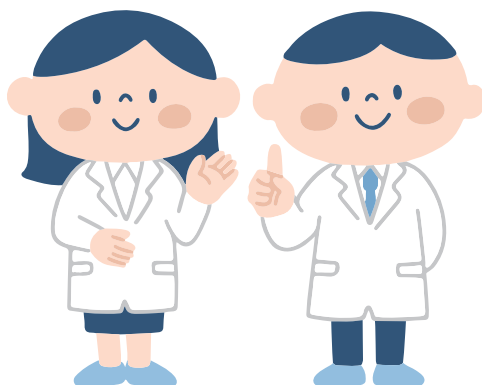
＊「医療機関案内」は歯科、口腔外科および精神科の案内はしていません。

＊案内された医療機関を受診する際は、必ず事前に医療機関に電話で確認してください。

### 埼玉県AI救急相談

急な病気やけがの際に医療機関に行くべきか迷ったときに利用してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyu.html>



## 救急病院・診療所

保健医療推進課 TEL 224-5832

市内には、10施設の救急病院と1施設の救急診療所があります。

| 施設名                | 住所・TEL                                             | 診療科目                                                                                       |
|--------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 池袋病院               | 笠幡3724-6<br>TEL 231-1552                           | 内・小・外・整外・呼内・循内・糖内・腎内・内視<br>内・人透内・消外・小外・皮・泌・リハ・放・脳外・<br>消内                                  |
| 帯津三敬病院             | 大中居545<br>TEL 235-1981                             | 内・外・消外・循内・脳外・整外・心療・泌・リハ・<br>乳外・呼内・糖内・漢内・脳内・血管外・緩ケ内                                         |
| 康正会病院              | 山田320-1<br>TEL 223-5711                            | 内・呼内・循内・消内・糖内・神内・内視内・外・<br>呼外・心外・消外・乳外・肛外・内視外・整外・リ<br>ハ・脳外・泌・皮・麻・放・血液内・人透内・膠原<br>病リウマチ内    |
| 埼玉医科大学<br>総合医療センター | 鴨田1981<br>(番号案内)TEL 228-3400<br>(夜間休日)TEL 228-3595 | 内・外・整外・産婦・眼・耳・皮・放・麻・小・泌・<br>外・脳外・精・脳内・リハ・心外・呼外・歯・口外・<br>美外・リウ・心臓内・呼内・消内・病理・救急              |
| しらすき川越<br>クリニック    | 上野田町35-88<br>TEL 220-9900                          | 心血内・心外・循内・内・消内・糖内・皮・呼内・<br>泌                                                               |
| 赤心堂病院              | 脇田本町25-19<br>TEL 242-1181                          | 外・整外・婦・内・脳外・泌・小・皮・消・循・麻・形<br>外・放・リハ・消外・肛外・乳外・内視外・リウ・<br>血管外・呼内・呼外・脳内・救急                    |
| 本川越病院              | 中原町1丁目12-1<br>TEL 222-0533                         | 内・外・整外・リハ・脳外・消内・糖内・循内・神<br>内・放・麻・内視内                                                       |
| 三井病院               | 連雀町19-3<br>TEL 222-5321<br>(歯科専用)TEL 222-8236      | 内・呼・消・循・外・整外・リウ・脳外・肛・リハ・<br>泌・放・小・小外・眼・歯・矯歯・口外・乳外・乳腫<br>内・乳腫外・消外・腫内・血管外・婦・形外・麻・<br>皮・美皮・腎内 |
| 南古谷病院              | 久下戸110<br>TEL 235-7777                             | 内・放・リハ・脳外・外・整外・眼・皮・歯・小歯・<br>口外・糖内・消内・循内・肛外・麻・泌                                             |
| 武蔵野総合病院            | 大袋新田977-9<br>TEL 244-6340                          | 内・外・整外・脳外・リハ・麻・肛・皮・循内・消・<br>呼内・形外・泌・耳・眼・神内・リウ・心外・放・血<br>液内・血管外                             |
| 川越救急<br>クリニック      | 小仙波1049-1<br>TEL 293-5877                          | 内・小・外・整外・麻・救急・歯                                                                            |

### 診療科目

|                     |           |                |             |
|---------------------|-----------|----------------|-------------|
| 内……内科               | 小……小児科    | 小外……小児外科       | 外……外科       |
| 麻……麻酔科              | 脳外……脳神経外科 | 神内……神経内科       | 心療……心療内科    |
| 精……精神科              | 脳内……脳神経内科 | 耳……耳鼻咽喉科       | 心外……心臓血管外科  |
| 心臓内……心臓内科           | 眼……眼科     | 循内……循環器内科      | 心血内……心臓血管内科 |
| 呼外……呼吸器外科           | 循……循環器科   | 胃……胃腸科         | 呼……呼吸器科     |
| 消外……消化器外科           | 呼内……呼吸器内科 | 泌……泌尿器科        | 消……消化器科     |
| 肛外……肛門外科            | 消内……消化器内科 | リハ……リハビリテーション科 | 肛……肛門科      |
| 形外……形成外科            | 整外……整形外科  | 病理……病理診断科      | リウ……リウマチ科   |
| 美外……美容外科            | 放……放射線科   | 婦……婦人科         | 皮……皮膚科      |
| 救急……救急科             | 血管外……血管外科 | 血液内……血液内科      | 産婦……産婦人科    |
| 内視内……内視鏡内科          | 糖内……糖尿病内科 | 乳外……乳腺外科       | 内視外……内視鏡外科  |
| 乳腫外……乳腺腫瘍外科         | 腫内……腫瘍内科  | 漢内……漢方内科       | 乳腫内……乳腺腫瘍内科 |
| 小歯……小児歯科            | 矯歯……矯正歯科  | 口外……歯科口腔外科     | 歯……歯科       |
| 膠原病リウマチ内……膠原病リウマチ内科 |           | 美皮……美容皮膚科      | 人透内……人工透析内科 |
|                     |           |                | 腎内……腎臓内科    |
|                     |           |                | 緩ケ内……緩和ケア内科 |

救急病院・診療所以外の病院・診療所・歯科診療所・接骨・鍼灸などは、市ホームページ掲載の小江戸川越マップの医療機関マップをご確認ください。



## 救急車の呼び方



119番に通報してください。救急車が必要な住所、目標となる建物等、病人の状態などをくわしくお伝えください(▶30ページの「119番(緊急通報)のかけ方」を参照)。

いざという時に備えてマイナ保険証(資格確認書)を携行しましょう。

わが家の書きこみ  
テレホンリスト

ご記入の上、  
ご利用ください

休日・夜間・救急診療

| なまえ | TEL | 住 所 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |

かかりつけ病院

| なまえ | TEL | 住 所 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |

かかりつけ歯科

| なまえ | TEL | 住 所 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |

かかりつけ薬局

| なまえ | TEL | 住 所 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |

いざというときに





## 火災が発生したら

消防局指令課 TEL 226-7408

### ① 初期消火

大きな火災も初めは小さな火から。住宅火災の場合、火が天井に届く前なら消火器で消すことができます。しかし、危険を感じるような場合は、無理をしないでその場所から避難してください。

### ② 119番は、落ち着いて

119番に通報すると川越地区消防組合の消防指令センターに通報が入ります。消防指令センターでは、担当職員が通報を受け、緊急出場の指令を出します。このとき、最も早く発生現場に到着できるように、職員の「問い」に落ち着いて住所・目標物などをゆっくり、はっきり、正確に「答える」ことが大切です。

慌ててしまうと、思うように話せなくなってしまうもの。そのため、日ごろから「自宅までの誘導」はどのように伝えればいいか、考えておきましょう。

### ③ 携帯電話からの119番通報

携帯電話からの119番通報は、一般の電話や公衆電話からの通報要領と同じです。ただし、市境から119番通報をすると、隣接する消防本部につながることもあります。その際には、受信した消防本部から川越地区消防組合の消防指令センターに転送されますので、通報している場所の市町村名・目標などを確認してから通報してください。

また、次のことにも、ご協力をお願いします。

- 消防機関が通報場所を確認するため、折り返し電話をかける場合がありますので、電話番号を伝え、しばらくの間(10分から15分程度)は、携帯電話の電源を切らないでください。
- 自動車などを運転中に通報するのはおやめください。安全な場所に停車してから通報してください。



## 119番(緊急通報)のかけ方

自宅から緊急通報をかけることを想定し、空欄に書き込んでください。

|          |                                                                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あなた      | 119                                                                                                          |
| 消防指令センター | はい、119番川越消防です 火事ですか?救急ですか?                                                                                   |
| あなた      | 火事です   救急です                                                                                                  |
| 消防指令センター | 住所と名前を教えてください                                                                                                |
| あなた      | 〇〇〇町〇丁目〇〇番地の●●です<br>(〇〇マンション〇〇号室です)<br>(マンション・アパートなどは名称、号室まで伝えてください。また住所がわからないときは、近くの目標になる建物などわかる範囲で伝えてください) |
| 消防指令センター | 何が燃えていますか?   どうしました?                                                                                         |
| あなた      | 〇〇マンションの〇〇部分が燃えています   急病(交通事故)です<br>(詳しい火事の状況や傷病者の状態をわかる範囲で具体的に伝えてください)                                      |
| 消防指令センター | 何か近くに目標となる建物がありますか?                                                                                          |
| あなた      | 学校(公園や店舗)の〇側です<br>(東西南北で伝えてください)                                                                             |
| 消防指令センター | 電話番号を教えてください                                                                                                 |
| あなた      | 〇〇〇-〇〇〇〇です<br>(119番をかけている一般電話または携帯電話番号を伝えてください)                                                              |
| 消防指令センター | はいわかりました                                                                                                     |

- 災害の発生を確認したら早めに通報してください(正確な住所が分からない場合は、近くにいる人に正確な住所を聞いて通報するか、もしくは目標になる交差点、店舗、公共施設・大きな建物の名称などを伝えてください)。
- 電波の状態が悪く、途中で通話が切れてしまった場合は、近くの公衆電話や一般電話から通報してください。



#### ④ ファクスによる119番通報

火災・救急など緊急時に、電話での119番通報が困難な場合にファクスによる送信が可能です。

送信先は、局番なしの「119番」へ送信してください。

通報用紙は川越地区消防組合ホームページ内でFAX119番通報用紙がダウンロードできます。

- ❑ 次の内容が記入されていれば様式は問いません。
- ❑ いざというときに備え、あらかじめ記入できるところは記入しておきましょう。
- ❑ 手話通訳者の手配が必要な場合はその旨必ず記入してください。

|       |     |                                                                                       |
|-------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 火災の場合 | 火事  | 住所・氏名・ファクス番号・何が燃えているか(家・車・枯れ草など)・近くの目標物(官公庁・商店・寺院などからの方位)                             |
| 救急の場合 | 救急車 | 住所・氏名・ファクス番号・救急の内容(急病・交通事故・けがなど)・傷病者の年齢・性別・症状(腹痛・頭痛・打撲・捻挫など)・近くの目標物(官公庁・商店・寺院などからの方位) |

通報を受け、消防車・救急車が出場した時点で、通報者あてにファクスによる返信をします。返信が来ない場合は再送信してください。

#### 消火器

消防局予防課 TEL 222-0744

消火器は火災の初期消火に非常に有効なものです。消火器の使用方法を知り、いつでも使えるよう常日頃から維持管理に努めてください。一般家庭に消火器の設置を推奨します。

\*悪質な訪問販売にご注意ください。

\*消防署では、消火器の訪問販売や点検を業者に依頼することはありません。



#### 住宅用火災警報器

消防局予防課 TEL 222-0744

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。設置場所は主に寝室と寝室がある階の階段(避難階は除く)です。自動火災報知設備が設置されている場合は、住宅用火災警報器を設置する必要はありません。設置されている住宅用火災警報器は、万が一の火災の際に作動するよう定期的(半年に1回以上)に点検を実施してください。

詳しくは、消防局予防課または消防署にお尋ねください。

\*悪質な訪問販売にご注意ください。



#### 火災情報テレホンサービス

TEL 050-5527-3347

消防車のサイレンなどが聞こえ、火災がどこで起きているか知りたい方は、川越地区消防組合の火災情報テレホンサービス(24時間)をご利用ください。

令和8年2月18日から新しい電話番号に変更となりましたので、かけ間違いに、ご注意ください。

#### りさい 罹災証明書等

消防局予防課(火災の場合) TEL 222-0744

福祉推進課(火災以外の場合) TEL 224-5769

火災や風水害等で罹災(被害を受けること)した方が、税の軽減や火災保険を受けるには「罹災証明書」等が必要となる場合があります。証明書の交付を受ける場合には、必ず、事前にお尋ねください。

#### 災害見舞金

福祉推進課 TEL 224-5769

火災や風水害等の被害を受けたとき、被災者またはその家族に、見舞金を支給します。

➤ 41・72ページをご確認ください。



いざというときに





# 地震



地震はいつ起きるか分かりません。大地震が発生しても落ち着いて正しい行動をとれるよう、地震に対する心構えを確認し、各家庭で地震への備えをしておきましょう。

## ● 行動チャート

|          |                                                                                                                                   |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震発生     | <ul style="list-style-type: none"> <li>自分の身を守る</li> <li>ドアや窓を開けて、逃げ道を確保する</li> </ul>                                              |
| 1～3分後    | <ul style="list-style-type: none"> <li>火の始末をすばやく行う</li> <li>家族の安全を確認する</li> <li>靴を履く(ガラスの破片から足を守る)</li> <li>非常持出品を用意する</li> </ul> |
| 3～5分後    | <ul style="list-style-type: none"> <li>隣近所に声を掛け、助け合う</li> <li>ブレーカーを落とす(通電火災の防止)</li> </ul>                                       |
| 5～10分後   | <ul style="list-style-type: none"> <li>正しい情報を集める(テレビ、ラジオ、インターネットなど)</li> <li>避難する場合は、落下物などに気を付ける</li> </ul>                       |
| 10分後～数時間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>隣近所と協力して消火や救出を行う</li> </ul>                                                                |
| 発生から3日後  | <ul style="list-style-type: none"> <li>協力し合って行動する</li> <li>余震に注意する</li> <li>壊れた家には入らない</li> <li>水、食料は蓄えているもので賄う</li> </ul>        |

## ● 事前の準備

ライフラインが復旧するまでの間、生活できるよう備えよう！

### 非常備蓄品

- ☐ 食料品、飲料水(最低3日分、できれば7日分)
- ☐ 簡易トイレ
- ☐ トイレトペーパー
- ☐ カセットコンロ、予備のガスボンベ
- ☐ 簡易食器(紙皿、紙コップ、わりばし)
- ☐ 洗面用具(歯ブラシ、タオル、ドライシャンプーなど)
- ☐ キッチン用ラップ、アルミホイル
- ☐ 飲料水を貯めるポリタンク など

### ★赤ちゃんがいる家庭

- ☐ ミルク ☐ 哺乳瓶
- ☐ おむつ ☐ おんぶひも
- ☐ ミネラルウォーター
- ☐ 防寒着 ☐ 帽子
- ☐ 衣類 ☐ バッグ など

### ★高齢者や身体の不自由な方がいる家庭

- ☐ 常備薬 ☐ お薬手帳
- ☐ 看護補助具 ☐ おむつ
- ☐ 予備の補聴器
- ☐ 障害者手帳 など

## ● すぐに避難できるよう準備しておこう！

### 非常持出品

- ☐ 非常用食料・飲料水
- ☐ ラジオ
- ☐ ライト(ヘッドライト、ランタン、懐中電灯等)(予備の電池も用意)
- ☐ 救急セット、常備薬、お薬手帳
- ☐ ヘルメット、防災ずきん、軍手、運動靴
- ☐ 生理用品、おむつ、簡易トイレ、新聞紙
- ☐ 携帯電話の充電器

### なるべく用意しよう

- ☐ 下着、着替え
- ☐ 毛布、タオル
- ☐ ビニール袋
- ☐ 使い捨てカイロ
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ メガネ、コンタクトレンズ(保存液) など

### ★感染症対策として

- ☐ 不織布マスク
- ☐ 体温計
- ☐ 使い捨てビニール手袋
- ☐ スリッパ
- ☐ アルコール消毒液
- ☐ 固形石鹸
- ☐ ビニール袋
- ☐ 除菌シート など

### ★ペットがいる家庭

- ☐ キャリーバッグ
  - ☐ ケージ ☐ リード
  - ☐ トイレ用品 ☐ ペットフード
  - ☐ ペット用の食器 など
- \*各個人にあった備蓄品を考え、備蓄しましょう！

## ● 避難の留意点

|           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 出火防止の確認   | 避難する前にもう一度、火の元やブレーカーを落としたか確認しましょう。  |
| 階段から避難    | 避難時は、エレベーターを利用せず階段から避難しましょう。        |
| 安全な服装     | 長袖、長ズボン、軍手などの安全な服を着用し、建物のそばを避けましょう。 |
| 足元に注意     | 電柱、ブロック塀、ガラス、切れた電線などに注意しましょう。       |
| 安否情報を知らせる | 玄関などに、避難先や安否情報を記したメモを貼っておきましょう。     |

## ● 緊急地震速報について

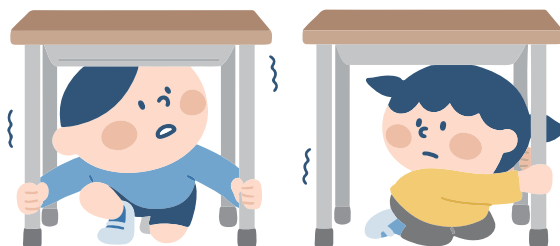
緊急地震速報とは、「最大震度が5弱以上」または「長周期地震動階級3以上」が予想された場合に発表されます。地震の揺れを震源近くの地震計がとらえ、震度などを予想し、素早く知らせる予報や警報のことです。

### 全国瞬時警報システム(Jアラート)

(※1)を用いた防災行政無線による放送のほか、テレビやラジオ、携帯電話などで、**緊急地震速報**を見聞きしてから、数秒から数十秒後に地震が到達します。(※2)この短い間に身を守る準備をしましょう。

(※1)Jアラート…緊急地震速報のほか、気象等の特別警報が発表されたり、弾道ミサイルやテロ等の国民保護情報も対象となります。消防庁が人工衛星を経由して発する情報を、市内防災行政無線から自動放送します。

(※2)緊急地震速報が強い揺れの到達に間に合わない場合があります。



# 水害



近年、ゲリラ豪雨など水害が多く発生しています。日頃から、水害が発生した際の正しい行動を確認し、いざという時のために備えましょう。

## ● 雨の強さと降り方

| 1時間雨量<br>(mm) | 予報用語    | 人の受けるイメージ              | 人への影響                                                                              | 屋内<br>(木造住宅を想定)                                                                     | 屋外の様子                     | 車に乗っていて                                                                                          |
|---------------|---------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10以上～20未満     | やや強い雨   | ザーザーと降る                | 地面からの跳ね返りで足元がぬれる                                                                   | 雨の音で話し声が良く聞き取れない                                                                    | 地面一面に水たまりができる             |                                                                                                  |
| 20以上～30未満     | 強い雨     | どしゃ降り                  |                                                                                    |                                                                                     |                           | ワイパーを速くしても見づらい                                                                                   |
| 30以上～50未満     | 激しい雨    | バケツをひっくり返したように降る       | 傘をさしていてもぬれる                                                                        | 寝ている人の半数くらいが雨に気が付く                                                                  | 道路が川のようになる                | 高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)                                                     |
| 50以上～80未満     | 非常に激しい雨 | 滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)     |  |  | 水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる | 車の運転は危険<br> |
| 80以上～         | 猛烈な雨    | 息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる | 傘は全く役に立たなくなる                                                                       |                                                                                     |                           |                                                                                                  |



いざというときに

## ● ハザードマップを確認しよう

- 地震ハザードマップ配布場所…防災危機管理室(本庁舎4階)・市民センター・川越駅西口連絡所
- 水害ハザードマップ配布場所…河川課(小仙波庁舎2階)・防災危機管理室・市民センター・川越駅西口連絡所・事業計画課(上下水道局2階)



地震ハザードマップ



水害ハザードマップ



〈 広告 〉

技術と信頼 金属塗装の

有限会社 **フジックス**

創業 66 周年

**本社**

HP **フジックス 川越** 🔍 検索

本 社 工 場 川越市下赤坂大野原742-7  
TEL 049-266-5800(代)  
FAX 049-261-4505

川越第二工場 川越市下赤坂568-17  
TEL 049-264-2678  
FAX 049-257-9807

<https://55fujix.com>

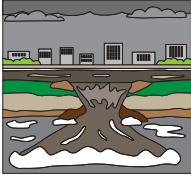


## ● 早めの避難が大切です

早い段階で安全な場所へ避難することが大原則ですが、逃げ遅れてしまった場合には、その場その場の状況で最も安全と思われる場所で身を守りましょう。

### ① 河川が氾濫する前に早めの避難

台風の接近や低気圧などによる大雨が予測される場合には、被害の可能性の低い地域へ早めに避難しましょう。親戚や知人宅などへの避難も選択肢の一つです。



### ② 逃げ遅れた場合は高い建物へ避難

### ③ 浸水後は無理に避難しない

## ● 急な大雨や長時間続く雨、ゲリラ豪雨が発生したら

- 気象情報に注意する(テレビ・ラジオ・インターネットなど)



- 河川や用水路の周辺に近づかない

- アンダーパスに近づかない。

\*アンダーパス: 立体交差になっている道路や鉄道橋の下をくぐる掘り下げ式の道路

- 急な斜面に近づかない

## ● 避難する際の服装

- ヘルメット等を着用して頭を保護する
- 動きやすい長袖シャツと長ズボン、軍手を着用する
- 非常用品等はリュックに入れて両手を空いている状態にする

## ● 避難する際の注意点

- 夜間の避難は危険なため、できるだけ明るい時間に避難する
- 浸水後に避難する場合には、下水道のマンホールや側溝等への転落のおそれがあり大変危険なため、傘などで地面を探りながら避難する
- 浸水により危険な状態になった際は、自宅の2階以上や近所の頑丈な建物に避難する

## ● ペットの同行避難

市で開設する全ての避難所でペットを連れた避難者を受け入れていきます。

避難する場合には必ずケージ等に入れ、ペット用の食料、リード、トイレ用品など飼養に必要なものを持参してください。

\*居住スペースとは別の「ペット専用スペース」で飼養してください。



ペットの  
同行避難



人とペットの  
災害対策

## 情報

災害時には、正しい情報を収集することがとても大切です。テレビやラジオ、インターネットのほかにも、以下のような情報源がありますので、ぜひご確認ください。

## ● 川越市防災情報メール配信サービス \*要事前登録

川越市の災害情報を、登録したパソコンや携帯電話等にメールで配信します。

防災行政無線等では、情報伝達できない遠隔地(勤務地等)にいる市民や、屋内にいる市民および聴覚障害者に対し、より確実に災害情報を提供できるようにするためのメール配信サービスを行っています。

### 配信内容

避難指示等の避難情報、避難所開設状況、応急復旧状況 等

### 登録方法

以下の登録用メールアドレスに空メールを送り、登録手続きを行ってください。

t-saitama-kawagoe@sg-p.jp



\*「city.kawagoe.lg.jp」ドメインからのメール受信を許可する設定にしてください。

\*URL付きメールの受信を許可する設定にしてください。

\*登録料・情報料は無料ですが、インターネット接続やEメールの受信などにかかる費用は、利用者の負担になります。

〈 広告 〉

総合内装仕上工事業  
株式会社 **アイテック創和**  
埼玉県知事許可(般-7)第69333号

**内装工事** ・鋼製下地工事 ・ボード工事  
・クロス張り ・床貼り工事

〒350-1173 埼玉県川越市安比奈新田405-3  
TEL:049(298)5579  
FAX:049(298)5580  
E-mail: aitec\_souwa@yahoo.co.jp

**SOWA**



## ● 防災行政無線電話応答サービス

TEL 229-3450

川越市の防災行政無線で放送された内容を電話で確認できます。

- 放送終了直後から利用できます。
- 放送された内容は、24時間経過すると再生できません。
- 24時間放送がなかった場合、「ただいまの時間放送はありません」というメッセージが流れます。
- 電話通話料は自己負担となります。
- 音楽放送(野バラ、夕焼け小焼け)は、聞くことができません。

## ★ 災害用伝言ダイヤル(171)

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されています。

**1 7 1** をダイヤルした後ガイダンスに従ってください。

## ● 川越市公式SNS

災害時にはX(旧ツイッター)やLINEでも情報発信します。詳しくは、  
➤ 12ページをご確認ください。

## ● 避難情報の発令

市では、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、警戒レベルと併せて避難情報を発令します。

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「住民がとるべき行動」と、「住民に行動を促す情報(避難情報等)」と関連付けるもので、情報の意味を直感的に理解しやすくすることを目的としています。

「警戒レベル3高齢者等避難」で避難に時間のかかる高齢者や障害がある方およびその支援者は、危険な場所から避難してください。

「警戒レベル4避難指示」で危険な場所から全員避難してください。

「警戒レベル5緊急安全確保」は、すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所に直ちに移動するなど、命の危険から身の安全を可能な限り確保する行動をとってください。

警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません。警戒レベル4までに必ず避難してください。

| 警戒レベル                      | 状況           | 住民がとるべき行動        | 行動を促す情報                        |
|----------------------------|--------------|------------------|--------------------------------|
| 5                          | 災害発生又は切迫     | 命の危険 直ちに安全確保!    | 緊急安全確保※1                       |
| ~~~~~〈警戒レベル4までに必ず避難!〉~~~~~ |              |                  |                                |
| 4                          | 災害のおそれ高い     | 危険な場所から全員避難      | 避難指示                           |
| 3                          | 災害のおそれあり     | 危険な場所から高齢者等は避難※2 | 高齢者等避難                         |
| 2                          | 気象状況悪化       | 自らの避難行動を確認       | レベル2<br>大雨・土砂災害・氾濫・高潮注意報(気象庁等) |
| 1                          | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める      | 早期注意情報(気象庁)                    |

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。



〈 広告 〉

地域の皆様に支えられて創業120年

**MIKAMI**  
株式会社三上工務所

公共土木工事、建築、  
工場・店舗・住宅のリフォーム

川越市小仙波町1-3-8  
TEL: 049-222-0711  
URL: <https://www.mikami-c.co.jp/>





# 指定避難所・指定緊急避難場所一覧



## 指定避難所

### ○指定避難所

災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設。

### 【指定避難所のイメージ】



学校・体育館等の施設



公民館等の公共施設



## 指定緊急避難場所

○指定緊急避難場所(国土地理院のウェブ地図上で公開)は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所です。土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定。

### 【指定緊急避難場所のイメージ】



土砂災害に対する指定緊急避難場所の例



地震、大規模な火事等に対する指定緊急避難場所の例

※大雨時の避難行動については、洪水浸水想定区域外への避難を原則としていますが、区域外への避難が難しい場合に備え、建物の2階以上等とした上で設定している場所もあります。

出典:国土地理院ホームページ  
(<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html>)



| 凡例:○…使用可、2階以上…2階以上使用可、3階以上…3階以上使用可 |                      |                        |           |          |      |    |     |                        |
|------------------------------------|----------------------|------------------------|-----------|----------|------|----|-----|------------------------|
| 地区                                 | 指定緊急避難場所<br>指定避難所 名称 | 所在地                    | 指定<br>避難所 | 指定緊急避難場所 |      |    |     | 備考                     |
|                                    |                      |                        |           | 洪水       | 内水氾濫 | 地震 | 崖崩れ |                        |
| 本庁中央                               | 中央公民館                | 三久保町18-3               | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 川越第一中学校              | 小仙波町5-6                | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 川越総合高等学校             | 小仙波町5-14               | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 中央小学校                | 中原町1-25                | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 川越工業高等学校             | 西小仙波町2-28-1            | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 仙波小学校                | 富士見町4-1                | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 川越女子高等学校             | 六軒町1-23                | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
| 本庁南                                | 川越工業高等学校グラウンド        | 大字小仙波847               | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 南公民館                 | 新宿1丁目17-17<br>ウェスタ川越1階 | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 市立川越高等学校             | 旭町2-3-7                | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 新宿町一丁目広場             | 新宿町1丁目1-1              | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 城南中学校                | 新宿町3-19-1              | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 新宿小学校                | 新宿町6-9-1               | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 岸町健康ふれあい広場           | 岸町3-32                 | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 野田中学校                | 野田町2-19-14             | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 富士見中学校               | 東田町17-1                | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 泉小学校                 | 大字小室463                | ○         | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |                        |
|                                    | 北公民館                 | 水川町107                 | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 星野高等学校第二校舎           | 石原町2-71-11             | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 濯紫公園                 | 喜多町8-10                | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 川越小学校                | 郭町1-1-1                | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
| 本庁北                                | やまぶき会館               | 郭町1-18-1               | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 川越第一小学校              | 郭町1-21                 | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 川越高等学校               | 郭町2-6                  | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 初雁公園                 | 郭町2-13-1               | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 月越小学校                | 月吉町51                  | ○         | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |                        |
|                                    | 初雁中学校                | 宮下町1-21-3              | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 市民グラウンド              | 宮元町23-22               | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 宮元町健康ふれあい広場          | 宮元町33-4<br>および33-19    | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 今成小学校                | 今成2-42-1               | ○         | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |                        |
|                                    | 山村学園高等学校第一運動場        | 大字野田1311-84            | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
| 芳野地区                               | 芳野市民センター             | 大字北田島119-2             | ○         | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |                        |
|                                    | 芳野中学校                | 大字石田本郷733              | ○         | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |                        |
|                                    | グリーンツーリズム拠点施設        | 大字伊佐沼887               | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 芳野小学校                | 大字鴨田331                | ○         | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |                        |
|                                    | サンライフ川越・芳野台体育館       | 芳野台1-103-57            | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 伊佐沼公園                | 大字伊佐沼584               | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
| 古谷地区                               | 古谷市民センター             | 大字古谷上3830-2            | ○         | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |                        |
|                                    | 東中学校                 | 大字小中居278               | ○         | 3階以上     | 3階以上 | ○  | ○   |                        |
|                                    | 川越運動公園               | 大字下老袋388-1             | —         | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   | 洪水時、内水氾濫時は総合体育館が使用可    |
|                                    | 古谷小学校                | 大字古谷上5465              | ○         | 3階以上     | 3階以上 | ○  | ○   |                        |
| 南古谷地区                              | 教育センター               | 大字古谷上6083-10           | ○         | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |                        |
|                                    | 南古谷市民センター            | 大字今泉371-1              | ○         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 牛子小学校                | 大字牛子418                | ○         | 3階以上     | 3階以上 | ○  | ○   |                        |
|                                    | 南古谷小学校               | 大字木野目1451              | ○         | 3階以上     | 3階以上 | ○  | ○   |                        |
|                                    | 南古谷中学校               | 大字久下戸3721              | ○         | 3階以上     | 3階以上 | ○  | ○   |                        |
|                                    | 城北埼玉高等学校             | 大字古市場585-1             | —         | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   | 洪水時、内水氾濫時は体育館及び武道館が使用可 |
| 高階地区                               | 並木西町公園               | 並木西町16                 | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 東邦音楽大学校庭             | 大字今泉84                 | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 川越東高等学校              | 久下戸6060                | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 高階市民センター             | 大字藤間27-1               | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 高階南公民館               | 藤原町23-7                | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 砂中学校                 | 大字砂260                 | ○         | 3階以上     | 3階以上 | ○  | ○   |                        |
|                                    | 高階運動広場               | 大字砂451-1               | —         | —        | —    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 高階小学校                | 大字砂新田58                | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
| 高階地区                               | 川越初雁高等学校             | 大字砂新田2564              | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 高階西中学校               | 大字砂新田2593              | ○         | ○        | ○    | ○  | ○   |                        |
|                                    | 寺尾小学校                | 大字寺尾979-2              | ○         | 3階以上     | 3階以上 | ○  | ○   |                        |

(次ページに続く)

| 凡例:○…使用可、2階以上…2階以上使用可、3階以上…3階以上使用可 |                |             |       |          |      |    |     |    |
|------------------------------------|----------------|-------------|-------|----------|------|----|-----|----|
| 地区                                 | 指定緊急避難場所       | 所在地         | 指定避難所 | 指定緊急避難場所 |      |    |     | 備考 |
|                                    | 指定避難所 名称       |             |       | 洪水       | 内水氾濫 | 地震 | 崖崩れ |    |
| 高階地区                               | 寺尾中学校          | 大字寺尾1068    | ○     | 3階以上     | 3階以上 | ○  | ○   |    |
|                                    | 高階中学校          | 大字藤間10      | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 高階西小学校         | 大字藤間1102    | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 高階北小学校         | 砂新田1-16-1   | ○     | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |    |
|                                    | 高階南小学校         | 諏訪町12-3     | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 藤原町第二公園        | 藤原町18-6     | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
| 福原地区                               | 福原市民センター       | 大字今福481-3   | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 福原小学校          | 大字今福508     | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 福原中学校          | 大字今福512     | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 南文化会館(ジョイフル)   | 大字今福1295-2  | —     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
| 大東地区                               | 大東市民センター       | 豊田本5-16-1   | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 大東南公民館         | 南台3-4-3     | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 川越(水上)公園       | 大字池辺880     | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | 大東西中学校         | 藤倉1-1-1     | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 武蔵野小学校         | むさし野14-1    | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 大東東小学校         | 豊田本4-16-1   | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 川越南高等学校        | 南大塚1-21-1   | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 大東中学校          | 南大塚1-20-1   | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 大塚小学校          | 大塚2-10-1    | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 大東西小学校         | 大字山城32-5    | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 南台かすみ公園        | 南台2-10      | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | 南台ふじみ公園        | 南台3-5       | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | 尚美学園大学川越キャンパス  | 豊田町1-1-1    | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | 川越少年刑務所鍛錬所前駐車場 | 南大塚6-40-1   | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | 霞ヶ関市民センター      | 大字笠幡177-1   | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 霞ヶ関西公民館        | 大字笠幡3001-12 | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
| 霞ヶ関地区                              | 霞ヶ関中学校         | 大字笠幡72      | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 霞ヶ関小学校         | 大字笠幡177     | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 川越西高等学校        | 大字笠幡2488-1  | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 霞ヶ関西中学校        | 大字笠幡3464-3  | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 霞ヶ関西小学校        | 大字笠幡3971-4  | ○     | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |    |
|                                    | 秀明高等学校         | 大字笠幡4792    | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | 霞ヶ関南小学校        | かすみ野1-1-4   | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 水久保第一公園        | かすみ野1-10    | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | 的場たぬき山公園       | 的場1-19      | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | 的場原公園          | 的場2-17      | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | 東京国際大学第2キャンパス  | 大字的場2509    | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | 特別支援学校埼玉一学園    | 大字笠幡85-1    | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
| 川鶴地区                               | 川鶴市民センター       | 川鶴2-8-3     | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 川越西中学校         | 川鶴1-1       | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 川越西小学校         | 川鶴1-5       | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 笠幡公園           | 川鶴2-7       | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
| 霞ヶ関北地区                             | 霞ヶ関北市民センター     | 霞ヶ関北6-30-2  | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 伊勢原公民館         | 伊勢原町5-1-1   | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 霞ヶ関東中学校        | 大字的場2706    | ○     | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |    |
|                                    | 霞ヶ関東小学校        | 大字的場2735-2  | ○     | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |    |
|                                    | 東京国際大学第1キャンパス  | 的場北1-13-1   | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | かほく運動公園        | 霞ヶ関北6-30-1  | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | 霞ヶ関北小学校        | 伊勢原町5-1-1   | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 御伊勢塚公園         | 伊勢原町3-3     | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
| 名細地区                               | 名細市民センター       | 大字小堤662-1   | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 上戸小学校          | 大字上戸390-1   | ○     | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |    |
|                                    | 鯨井中学校          | 大字鯨井562-2   | ○     | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |    |
|                                    | 東洋大学川越キャンパス    | 大字鯨井2100    | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | 名細中学校          | 大字小堤14      | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 名細小学校          | 大字小堤214     | ○     | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |    |
|                                    | 広谷小学校          | 大字下広谷558-1  | ○     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | 西文化会館(メルト)     | 大字鯨井1556-1  | —     | ○        | ○    | ○  | ○   |    |
|                                    | みよしの公園         | 大字吉田685-1   | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | あおい公園          | 上戸新町36-5    | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | なぐわし公園         | 大字鯨井1216    | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
| 山田地区                               | 山田市民センター       | 大字山田161-7   | ○     | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |    |
|                                    | 山田小学校          | 大字山田167     | ○     | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |    |
|                                    | 山田中学校          | 大字山田550     | ○     | 2階以上     | 2階以上 | ○  | ○   |    |
|                                    | 城西大学付属川越高等学校   | 大字山田1042    | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |
|                                    | 北部地域ふれあいセンター   | 大字山田1578-1  | —     | —        | —    | ○  | ○   |    |

川越市とヤフー株式会社は『災害に係る情報発信等に関する協定』を締結しています。  
この協定における取組みの一つとして、川越市内の避難所等をヤフー地図にも掲載しています。

ハザードマップ・ヤフー地図はこちらの2次元コードからご確認ください。



ハザード  
マップ



Yahoo!  
地図





## 施設案内



| No. | 施設名            | 住所                      | TEL                                                                        |
|-----|----------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 川越市役所〈本庁舎〉     | 元町1丁目3-1                | 224-8811(代表)                                                               |
| 2   | 川越市民サービスステーション | 脇田本町8-1<br>U-PLACE 3F   | 257-6088<br>(西口連絡所)<br>293-4220<br>(福祉総合相談窓口)<br>238-6700<br>(川越しごと支援センター) |
| 3   | 芳野市民センター       | 北田島119-2                | 222-0527                                                                   |
| 4   | 古谷市民センター       | 古谷上3830-2               | 235-2621                                                                   |
| 5   | 南古谷市民センター      | 今泉371-1                 | 235-1835                                                                   |
| 6   | 高階市民センター       | 藤間27-1                  | 242-0600                                                                   |
| 7   | 福原市民センター       | 今福481-3                 | 243-4015                                                                   |
| 8   | 大東市民センター       | 豊田本5丁目16-1              | 243-3426                                                                   |
| 9   | 霞ヶ関市民センター      | 笠幡177-1                 | 231-2102                                                                   |
| 10  | 川鶴市民センター       | 川鶴2丁目8-3                | 233-6910                                                                   |
| 11  | 霞ヶ関北市民センター     | 霞ヶ関北6丁目30-2             | 231-0221                                                                   |
| 12  | 名細市民センター       | 小堤662-1                 | 231-2202                                                                   |
| 13  | 山田市民センター       | 山田161-7                 | 222-0693                                                                   |
| 14  | 中央公民館          | 三久保町18-3                | 222-1394                                                                   |
| 15  | 南公民館           | 新宿町1丁目17-17<br>ウェスタ川越1F | 243-0038                                                                   |
| 16  | 北公民館           | 氷川町107                  | 222-1400                                                                   |
| 17  | 高階南公民館         | 藤原町23-7                 | 245-3581                                                                   |
| 18  | 大東南公民館         | 南台3丁目4-3                | 242-0498                                                                   |
| 19  | 霞ヶ関西公民館        | 笠幡3001-12               | 227-6551                                                                   |
| 20  | 伊勢原公民館         | 伊勢原町5丁目1-1              | 237-5676                                                                   |

| No. | 施設名                          | 住所          | TEL                                                                      |
|-----|------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 21  | 中央図書館                        | 三久保町2-9     | 222-0559                                                                 |
| 22  | 西図書館                         | 伊勢原町5丁目1-1  | 237-5660                                                                 |
| 23  | 川越駅東口図書館<br>(クラッセ川越内)        | 菅原町23-10    | 228-7712                                                                 |
| 24  | 高階図書館                        | 藤間27-1      | 238-7550                                                                 |
| 25  | 上下水道局                        | 三久保町20-10   | 223-3061(代表)                                                             |
| 26  | 小仙波庁舎                        | 小仙波町2丁目50-1 | 224-5987<br>(建設管理課)                                                      |
| 27  | 川越市保健所・総合保健センター・川越市ふれあい歯科診療所 | 小ヶ谷817-1    | 227-5101<br>(保健総務課)<br>229-4121<br>(健康づくり支援課)<br>227-8119<br>(ふれあい歯科診療所) |
| 28  | 総合福祉センター・オアシス                | 小仙波町2丁目50-2 | 228-0200                                                                 |
| 29  | 川越市民聖苑<br>やすらぎのさと            | 小仙波867-1    | 226-0090<br>(斎場)                                                         |
| 30  | 川越市斎場                        | 小仙波786-1    | 226-0090                                                                 |
| 31  | 川越市グリーンツーリズム拠点施設             | 伊佐沼887      | 226-6551                                                                 |
| 32  | 資源化センター・環境プラザ(つばさ館)          | 鯨井782-3     | 234-0530・<br>239-5053                                                    |
| 33  | 東清掃センター                      | 芳野台2丁目8-18  | 223-2645                                                                 |
| 34  | 川越市子育て安心施設<br>「すくすくかわごえ」     | 中原町2丁目1-9   | 227-3262                                                                 |

## ● 被災した際に受けられる各種制度

被災された方の一日も早い復旧のお手伝いをするため、川越市には次のような制度があります。

|   | 制度                   | 対象                                                                                                                                                                      | 内容                                                                 | 手続きに必要な物                                            | 担当課                                     |
|---|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1 | 市民税・県民税・森林環境税の減免(免除) | 地震、風水害、雪害、火災その他の災害により家屋または家財に10分の1以上の損害を受けた方<br>＊森林環境税は10分の3以上<br>＊一部所得制限があります                                                                                          | 災害を受けた日以後に納期が到来する納付すべき税額の全部または一部を減免(免除)します                         | <input type="checkbox"/> 罹災証明書等の、被害があったことを確認できる書類   | 市民税課<br>市民税第一担当・第二担当<br>TEL 224-5640    |
| 2 | 固定資産税・都市計画税の減免       | 地震、風水害、雪害、火災その他の災害により固定資産(家屋・土地・償却資産)に10分の1以上の被害を受けた場合                                                                                                                  | 災害を受けた日以後に納期が到来する納付すべき税額(被災した固定資産に係るものに限る)の全部または一部を減免します           | <input type="checkbox"/> 罹災証明書等の、被害があったことを確認できる書類   | 資産税課<br>管理担当<br>TEL 224-5642            |
| 3 | 市税等の徴収猶予             | 地震、風水害、火災その他の災害により財産に被害を受け、市税等を一時に納付することができない場合                                                                                                                         | 1年以内の納付の猶予<br>＊猶予期間中は、新たに督促および滞納処分を受けることはありません。また、猶予期間中の延滞金は免除されます | ＊災害の内容により、添付書類が異なります                                | 収税課<br>収税第一担当・第二担当・第三担当<br>TEL 224-5691 |
| 4 | 国民健康保険税の減免           | 水害による浸水<br>国民健康保険に加入している世帯の世帯主で、居住する家屋が床上浸水の被害を受けた方                                                                                                                     | 災害発生日以降1年以内に納期限を迎える保険税について、所得割額の8割を減免します                           | <input type="checkbox"/> 罹災証明書等(床上浸水が確認できる書類)       | 国民健康保険課<br>資格賦課担当<br>TEL 224-5833       |
|   |                      | その他の災害<br>国民健康保険に加入している世帯の世帯主で、居住する家屋または財産に、10分の1以上の損害(損害保険等により補填される金額を除く)を受けた方                                                                                         | 災害発生日以降1年以内に納期限を迎える保険税について、損害に応じて所得割額の一部を減免します                     | <input type="checkbox"/> 罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類) |                                         |
| 5 | 国民健康保険一部負担金          | 免除<br>地震、風水害、火災、その他これらに類する災害により①～③のいずれかに該当し、国民健康保険の被保険者が著しく生活困難となったとき<br>①主たる生計維持者の死亡<br>②主たる生計維持者が重篤な傷病を負った<br>③居住する家屋に10分の5以上の損害を受けた                                  | 一部負担金を免除します<br>(免除期間:3か月以内)                                        | <input type="checkbox"/> 罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類) | 国民健康保険課<br>保険給付担当<br>TEL 224-5836       |
|   |                      | 減額<br>地震、風水害、火災、その他これらに類する災害により①～③のいずれかに該当し、国民健康保険の被保険者が生活困難となったとき<br>①主たる生計維持者の死亡<br>②主たる生計維持者が重篤な傷病を負った<br>③居住する家屋に10分の3以上の損害を受けた                                     | 損害等の状況に応じて一部負担金を2割または5割減額します<br>(減額期間:3か月以内)                       |                                                     |                                         |
| 6 | 後期高齢者医療保険料の減免        | ①地震、火災、水害等により、居住している住宅が損壊、焼失、床上浸水等の損害を受けたとき<br>②家財が著しい損害を受けたとき<br>(①②のいずれの場合も、埼玉県後期高齢者医療広域連合の審査により決定)                                                                   | 保険料を50%から100%の範囲で減免します(被害の程度に応じて減免割合は異なります)                        | <input type="checkbox"/> 罹災証明書                      | 高齢・障害医療課<br>後期高齢者医療資格担当<br>TEL 224-5842 |
| 7 | 後期高齢者医療一部負担金の減免      | ①地震、火災、水害等により、居住している住宅が損壊、焼失等の損害を受け、その住宅の延べ床面積の5割以上の損害を受けたとき<br>②家財その他の財産の損害額が世帯の資産の5割以上の損害を受けたとき<br>上記の①②のいずれかに該当し、且つ、一部負担金を支払うことが困難であると認められた方(埼玉県後期高齢者医療広域連合の審査により決定) | 一部負担金を減額または免除します                                                   | <input type="checkbox"/> 罹災証明書                      | 高齢・障害医療課<br>後期高齢者医療給付担当<br>TEL 224-5842 |
| 8 | 重度心身障害者医療費支給の特例措置    | 被災により、対象者が所有し、その居住の用に供する土地又は家屋に係る被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)が、その固定資産の価額の2分の1以上の損害を受けた方のうち、重度心身障害者医療費の受給資格者であり、所得制限により支給停止となっている方                                      | 重度心身障害者医療費受給資格が停止している受給者の所得制限を解除し、翌年の9月30日まで支給停止が解除される場合があります。     | <input type="checkbox"/> 罹災証明書                      | 高齢・障害医療課<br>障害者医療担当<br>TEL 224-6195     |



|    | 制度                | 対象                                                                                                                                         | 内容                                                                                                                              | 手続きに必要な物                                                                 | 担当課                                                                                                    |
|----|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  | 介護保険料の減免          | 以下の要件を全て満たすこと<br>①地震、風水害、火災等により、本人または主たる生計維持者の住宅、家財またはその他の財産について10分の3以上の損害を受けた場合(水害の場合は、床上浸水を対象とし、損害区分は10分の5未満とします)<br>②合計所得金額が1,000万円以下の方 | 発災月以降6か月分の保険料について、以下のとおり減免します<br>□ 合計所得金額が500万円以下の方…損害の程度により、4分の3から4分の4を減免します<br>□ 合計所得金額が500万円を超える方…損害の程度により、4分の2から4分の3を減免します  | □ 罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)                                             | 介護保険課<br>保険料資格担当<br>TEL 224-5817                                                                       |
| 10 | 介護保険利用者負担額の減免     | 介護保険被保険者本人または主たる生計維持者で、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方                                                                | 損害の程度および本人の所得に応じ、介護保険利用者負担額を30%~100%の範囲で減免します                                                                                   | □ 罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)                                             | 介護保険課<br>管理給付担当<br>TEL 224-6402                                                                        |
| 11 | 国民年金保険料の免除        | 地震、風水害、火災その他の災害により、被保険者が所有している住宅・家財・その他の財産につき被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合                                                                 | 事由の生じた日の前月分から翌々年6月分まで、全額免除が受けられる場合があります                                                                                         | □ 罹災証明書(写し)<br>□ 被災状況届<br>*保険金、損害賠償金等が支給される時はその証明書(写し)                   | 市民課国民年金担当<br>TEL 224-5764<br>〒350-1196<br>川越市脇田本町8-1<br>U PLACE5階<br>日本年金機構<br>川越年金事務所<br>TEL 242-2657 |
| 12 | 利用者負担額(保育料)の軽減    | 地震、風水害、火災その他の災害により、その年に前年の所得額の10%を超える損失を生じた場合                                                                                              | 雑損控除の算出方法に準じて試算した市民税所得割課税額または市民税減免後の市民税所得割課税額を基に利用者負担額(保育料)を再計算します                                                              | □ 罹災証明書等の被害があったことを確認できる書類<br>□ 災害関連支出の金額の領収を証する書類<br>□ 保険金等による補てん額がわかる書類 | 保育課入所担当<br>TEL 224-5827                                                                                |
| 13 | ひとり親家庭等医療費支給の特例措置 | 被災により住宅・家財・その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方のうち、ひとり親家庭等医療費の受給者、またはその配偶者、扶養義務者であり、所得制限により資格停止となっている方           | ひとり親家庭等医療費受給資格が停止している受給者の所得制限を解除し、翌年の12月31日まで資格を認定します<br>*災害による損害を受けた年の所得が、所得制限額を上回ったことが判明した場合、支給した医療費の返還が必要となります               | □ 被災状況書<br>□ 罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)                                  | こども政策課<br>こども給付担当<br>TEL 224-6278                                                                      |
| 14 | 特別児童扶養手当の特例措置     | 被災により住宅・家財・その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方のうち、特別児童扶養手当の受給資格者、またはその配偶者、扶養義務者であり、所得制限により支給停止となっている方           | 特別児童扶養手当が支給停止となっている受給者の所得制限を解除し、翌年の7月まで支給停止を解除します<br>*災害による損害を受けた年の所得が、所得制限額を上回ったことが判明した場合、支給した特別児童扶養手当の返還が必要になります              | □ 特別児童扶養手当被災状況書<br>□ 罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)                          | こども政策課<br>こども給付担当<br>TEL 224-6278                                                                      |
| 15 | 母子父子寡婦福祉資金の償還猶予   | 地震、風水害、火災その他の災害により被害を受けた方で、資金を償還中の方                                                                                                        | 償還金の支払猶予(上限1年間)また、猶予期間中は、督促および滞納処分を受けることはありません                                                                                  | □ 罹災証明書等の被害があったことを確認できる書類                                                | こども家庭課<br>ひとり親支援担当<br>TEL 224-5821                                                                     |
| 16 | 児童扶養手当の特例措置       | 被災により住宅・家財・その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方のうち、児童扶養手当の受給資格者、またはその配偶者、扶養義務者であり、所得制限により一部支給または全部支給停止となっている方    | 児童扶養手当が一部支給または全部支給停止となっている受給者の所得制限を解除し、翌年10月まで全部支給に変更します<br>*災害による損害を受けた年の所得が、所得制限額を上回ったことが判明した場合、支給した児童扶養手当の全部または一部の返還が必要になります | □ 児童扶養手当被災状況書<br>□ 罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)                            | こども家庭課<br>ひとり親支援担当<br>TEL 224-5821                                                                     |
| 17 | 育英資金の返済猶予         | 地震、風水害、火災その他の災害により罹災証明書の交付に該当する場合                                                                                                          | 1年間を上限として、返済を猶予します                                                                                                              | □ 育英資金返済猶予願<br>□ 罹災証明書等の被害があったことを確認できる書類                                 | 教育総務課<br>総務担当<br>TEL 224-6074                                                                          |
| 18 | 就学援助費の支給          | 地震、風水害、火災その他の災害により小中学校への就学が経済的に困難になった家庭<br>*世帯の所得額から被害額を差し引いた額が、基準額を下回る場合に対象となります。なお、被害額は保険等による補てん額を除きます                                   | 給食費、学用品費等の一部を援助                                                                                                                 | □ 災害関係支出の金額を証する書類<br>□ 保険金などによる補てん額が分かる書類など                              | 教育財務課<br>財務担当<br>TEL 224-6083                                                                          |



|    | 制度                                     | 対象                                                                                                           | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 手続きに必要な物                                                                                                                                                    | 担当課                                                        |
|----|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 19 | マイナンバーカードの再発行手数料の免除                    | 地震、風水害、火災その他の災害によりカードを破損、消失した場合                                                                              | 手数料の免除                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <input type="checkbox"/> 被災届出証明書等の被害があったことを確認できる書類<br><input type="checkbox"/> 本人確認ができるもの(免許証等)<br>＊破損したカードは返納してください。                                       | 市民課<br>住民記録担当<br>TEL 224-6178                              |
| 20 | 被災家屋の消毒                                | 水害により家屋に床上・床下浸水等の被害が発生した場合                                                                                   | 床上・床下浸水等の被害を受けた家屋に対して、ご希望があれば、消毒を実施します                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 手続きに必要な物は<br>ありません。担当までお尋ねください                                                                                                                              | 川越市保健所<br>食品・環境衛生課<br>環境衛生担当<br>TEL 227-5103               |
| 21 | 災害見舞金の支給                               | 市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害により被害を受けた場合(災害救助法の適用を受けないものに限る)                                               | ①療養に要する期間がおおむね1か月以上である負傷:当該負傷を受けた方1人につき4万円<br>②住居の全焼、全壊または流失:13万円<br>③住居の半焼または半壊:7万円<br>④住居の部分焼または水損:3万円<br>⑤住居の床上浸水:7万円                                                                                                                                                                                                                                         | 確認調査等の実施によります                                                                                                                                               | 福祉推進課<br>地域生活支援担当<br>TEL 224-5769                          |
| 22 | 弔慰金の支給                                 | 市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害により死亡した場合(災害救助法の適用を受けないものに限る)                                                 | 災害により死亡した方1人につき15万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 確認調査等の実施によります                                                                                                                                               | 福祉推進課<br>地域生活支援担当<br>TEL 224-5769                          |
| 23 | 罹災者住宅の貸し付け                             | 市内に発生した火災、地震、風水害その他の不慮の災害により住宅を滅失した方                                                                         | 2か月以内の期間、住宅を無償で貸し付けします                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 確認調査等の実施によります                                                                                                                                               | 福祉推進課<br>地域生活支援担当<br>TEL 224-5769                          |
| 24 | 日赤災害救援物資配布                             | 暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象または、火事、爆発等により被害を受けた場合(災害救助法の適用を受けないものに限る)                                              | <input type="checkbox"/> 全焼、全壊、流失、半壊、半焼の場合…布団セット、毛布またはタオルケット、緊急セットを配布<br><input type="checkbox"/> 床上浸水等の場合…毛布またはタオルケット、緊急セットを配布                                                                                                                                                                                                                                  | 確認調査等の実施によります                                                                                                                                               | 福祉推進課<br>地域生活支援担当<br>TEL 224-5769                          |
| 25 | 災害ごみの処理手数料の免除                          | 地震、風水害、火災その他の災害により被害を受けた方                                                                                    | 災害により発生したごみ(家財道具など)を市の処理施設に持ち込んだ際に、その処理手数料を免除します<br>＊火災の場合には、現地確認を行いますので、持ち込み前に担当までお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 被災届出証明書または罹災証明書                                                                                                                    | 環境施設課<br>管理担当<br>TEL 239-6901                              |
| 26 | 浸水住宅等排水処理費補助金                          | 以下の要件を全て満たすこと<br>①水害により、床上浸水または床下浸水の被害にあった住宅等であること<br>②住宅等の基礎部の構造が「ベタ基礎」等、自然排水が困難であるため、床下に溜まった水の排水作業を行っていること | 次のうち、いずれか低い額を補助<br>①排水処理に要した費用の2分の1<br>②3万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 基礎部の構造がわかる図面等の写し<br><input type="checkbox"/> 排水処理に係る領収書                                                                            | 防災危機管理室<br>防災担当<br>TEL 224-5554                            |
| 27 | 自転車駐車場使用料の免除                           | 火災等の災害により、住宅・家財などの財産に一定以上の損害を受けた方                                                                            | 市営自転車駐車場(全8箇所)の使用料の免除                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <input type="checkbox"/> 罹災証明書                                                                                                                              | 防犯・交通安全課<br>交通安全対策担当<br>TEL 224-5721                       |
| 28 | 埼玉県中小企業制度融資<br>経営安定資金(知事指定等貸付)【災害復旧関連】 | 市内で災害の影響を受け、市の発行する「罹災証明」を受けた中小企業者・中小企業組合                                                                     | <input type="checkbox"/> 資金用途<br>設備資金:災害の復旧に必要な工場、店舗の建設または機械設備の購入資金等<br>運転資金:災害の復旧に必要な資金<br><input type="checkbox"/> 限度額:設備・運転資金ともに8,000万円<br><input type="checkbox"/> 利率:年1.6%以内(期間別設定)<br><input type="checkbox"/> 期間:設備資金…1年超10年以内<br>運転資金…1年超10年以内<br><input type="checkbox"/> 償還方法:元金均等月賦償還(2年以内据置)<br><input type="checkbox"/> 信用保証:付する(保証料年0.45%～1.59%以内) | ①埼玉県中小企業制度融資申込書<br>②事業税の納税証明書等<br>③確定申告書(決算書)の写し(最新2期分)<br>④許可書・登録書等の写し<br>⑤埼玉県中小企業制度融資に関する特約書<br>⑥見積書の写し<br>⑦市発行の罹災証明書<br>⑧信用保証協会必要書類<br>＊⑥は設備資金を申し込む場合に必要 | 〒350-8510<br>川越市仲町1-12<br>川越商工会議所<br>TEL 229-1810<br>＊郵送不可 |



## 交通事故

### 交通事故が起きたら

- 被害者の状況に合わせて安全の確保を図る
- けがをしている人がいたら、救急車を呼ぶ(119番)
- 警察に届ける(110番)
- 事故の続発を防ぐため、車両や負傷者を移動する
- 相手の住所・氏名・連絡先・車の登録番号・保険会社などを確認する
- 身体具合がおかしい場合は、程度にかかわらず、すぐに医師の診断を受ける

#### ●救急車の呼び方

119番に通報すると川越地区消防組合の消防指令センターに通報が入りますので、「交通事故」であることを伝え、指示に従って事故の概要・発生現場・目標になる建物などを落ち着いて知らせてください。

救急車は、通報を受けるとすぐに事故現場に向かいます。救急車のサイレンが聞こえてきたら、案内できる方が目立つ所まで出て、救急車を誘導してください。

### 交通事故相談

#### ① 埼玉県の交通事故相談

**日時** 月～金曜日  
午前9時～正午／午後1時～午後5時(相談の受け付けは、午後4時30分まで。祝・休日を除く)

**会場** 埼玉県庁第2庁舎1階  
＊電話による相談にも応じています。  
県民相談総合センター  
交通事故相談所  
TEL 048-830-2963

#### ② 日本損害保険協会の無料相談

**日時** 月～金曜日  
午前9時15分～午後5時(祝・休日、12月30日～1月4日を除く。)

**会場** 下記にお尋ねください。  
＊電話による相談にも応じています。  
そんぽADRセンター東京  
TEL 03-4332-5241

#### ③ (公財)交通事故紛争処理センターの相談

交通事故紛争処理センター  
さいたま相談室  
TEL 048-650-5271

#### ④ (公財)日弁連交通事故相談センターの相談

**電話相談**  
**日時** 月～金曜日  
午前10時～午後7時  
電話相談専用番号  
TEL 0120-078325

**面接相談**  
川越相談所 TEL 225-4279  
希望の相談所に電話

## 防犯

### 川越市における防犯のまちづくり基本方針

平成16年、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」が施行され、市では、防犯対策の緊急性を考慮し、同年に「川越市防犯のまちづくり基本方針」を策定し、令和3年に2度目の改定を行いました。この方針は、防犯のまちづくりの基本的な方針をまとめたもので、①防犯意識の高揚、②規範意識の高揚と防犯教育の推進、③地域コミュニティの推進、④市民に不安を与える犯罪への対応、⑤安全な都市環境の創出を主な取組事項として定めています。

コミュニティ活動の中心的役割を担っている自治会や川越市自治会連合会、川越防犯協会などの関係団体、事業者等との協働による「みんなでつくろう 小江戸川越 防犯のまち」を合い言葉とした、犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境づくりは、市内で着々と進展し、月1回以上の自主防犯活動に取り組んでいる団体が令和6年度で337団体となっています。このような市民総ぐるみによる防犯のまちづくりの取り組みにより、平成16年に9,519件あった市内の刑法犯認知件数が令和6年は2,498件となっています。

今後も、より一層、活動を支える基盤づくりを進めていくとともに、巧妙化・複雑化する犯罪への対応が重要となります。さらに身近な地域レベルにおいては、自治会を中心に、商店街(会)、青少年関係団体、PTAなど学校関係者、子ども会育成会などの情報の

共有や連携を図り、地域における防犯推進体制の整備・促進が求められています。

### 小江戸川越防犯けいはつ隊

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

市では、防犯のまちづくりを推進していくために、行政・警察・地域の皆さん・事業者などが連携し、それぞれの役割に応じて、できることから始める防犯活動を展開しています。その組織活動を総称して、「小江戸川越防犯けいはつ隊」と呼んでいます。

#### ●行政における防犯のまちづくり推進事業

- 防犯パトロール支援車(青色回転灯装備車両)による巡回
- 少年補導員によるパトロール
- 教育委員会によるパトロール
- 公用車・公用電気自転車による通常業務を通じてのパトロール

#### ●事業所における防犯のまちづくり推進事業

- 「川越市防犯のまちづくりに関する協定」締結事業所による活動
- 防犯のまちづくり協力事業所による活動

#### ●地域における防犯活動

- 岸町・小仙波町周辺・高階地域自主防犯ステーションにおける活動
- 自治会・青少年を育てる地区会議・子ども会育成会による活動

#### ●通学路などにおける防犯活動

- スクールガードリーダー・PTA・子ども110番の家における活動
- 市では、地域における自主防犯活動を根付かせ、「無理なく」「無駄なく」「長続きできる」ようさまざまな支援と機関、団体間のネットワークの強化促進に努めています。

小江戸川越防犯のまちづくり情報メール配信サービス  
および川越市LINE公式アカウントによる配信サービス

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

小江戸川越防犯のまちづくり情報ネットワーク構築事業の一環として、防犯対策・犯罪発生・不審者出没などの情報を、あらかじめ登録した携帯電話・スマートフォン・パソコンへ、EメールやLINEで送信するサービスを行っています。

## 提供する情報

主に川越市防犯のまちづくりに関する情報／警察署など関係機関から市へ寄せられた犯罪発生・不審者出没などの情報

＊情報内容は、個人のプライバシーに配慮したものになります。

## 提供する時間帯

原則として、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝・休日、年末年始を除く)

## 登録方法

メール配信サービスをご希望の方は、以下の登録用メールアドレスに空メールを送り、登録手続きを行ってください。

t-saitama-kawagoe@sg-p.jp

＊「city.kawagoe.lg.jp」ドメインからのメール受信を許可する設定にしてください。

＊URL付きメールの受信を許可する設定にしてください。

＊登録料・情報料は無料ですが、インターネット接続やEメールの受信などにかかる費用は、利用者の負担になります。

LINE(川越市公式アカウント)による配信サービスをご希望の方は、LINEの友達検索で、ID「@kawagoe-city」と検索して登録手続きを行っていただく、もしくは右記QRコードより登録手続きを行ってください。



## 防犯灯の整備

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

市内の防犯灯(主にLED型)については、市と自治会の協働で整備及び維持管理を行っています。

防犯灯の新規設置等については、自治会より「防犯灯設置等申請書」を提出いただき、市では「川越市防犯灯設置基準」に基づき精査し、市の予算の範囲内で設置等を実施しています。

防犯灯の設置や修繕等の要望については、まずは地域の自治会にお知らせください。

## 個人や家庭でできる防犯対策

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

### ● 住宅対象の侵入窃盗

|    |                                                                                                                                                    |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傾向 | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 家人の留守中に侵入される被害が約5割</li><li>□ 夜間、家人が寝静まったところに侵入される被害が約4割</li><li>□ ほとんどが無施錠の玄関や窓からの侵入や窓ガラスを破壊して侵入</li></ul> |
| 対策 | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 必ず鍵をかける</li><li>□ 防犯ガラスへの交換や補助錠、防犯フィルムを取り付ける</li><li>□ センサーライトを取り付ける</li></ul>                             |

### ● ひったくり

|    |                                                                                                                                                                                    |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傾向 | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 被害者は女性が多い</li><li>□ 自転車は前かご、歩行者は車道側のバッグが狙われる</li></ul>                                                                                     |
| 対策 | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 自転車のかごに、ひったくり防止カバーを付ける</li><li>□ 遠回りでも、人通りの多い明るい道を選ぶ</li><li>□ 貴重品はバッグに入れず、身に付ける</li><li>□ バッグ類は、車道と反対側に持つ</li><li>□ 周囲を気にしながら歩く</li></ul> |

### ● 自転車盗

|    |                                                                                           |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傾向 | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 被害の半数以上が無施錠</li><li>□ 一戸建てや集合住宅からの被害が多い</li></ul> |
| 対策 | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 家でも、短時間の駐輪でも必ず鍵をかける</li><li>□ 鍵を2つ以上かける</li></ul> |

### ● 自動車盗・車上ねらい・部品ねらい

|    |                                                                                                                                             |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傾向 | <ul style="list-style-type: none"><li>□ ミニバン・SUV等、高級車が盗まれる</li><li>□ 車内に置いたままのバッグ等が狙われる</li><li>□ トラックのバッテリーが狙われる</li></ul>                 |
| 対策 | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 必ず鍵をかける</li><li>□ 車両に貴重品、バッグ、電動工具等を置いたままにしない</li><li>□ イモビライザー、ハンドルロックなど、2つ以上の防犯対策を組み合わせる</li></ul> |

### ● 特殊詐欺

|    |                                                                                                                                                                                                           |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傾向 | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 家族をかたり、携帯番号が変わった、風邪をひいて声が変わった等と言う</li><li>□ 警察官、金融機関職員・市役所職員をかたり、「キャッシュカードの交換が必要だ」等と言って家まで取りに来る</li><li>□ 市役所職員をかたり、医療費等の還付があると言いATMに誘導し、操作させ、お金を振り込ませる</li></ul> |
| 対策 | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 防犯機能付電話を使用する</li><li>□ 常に留守番電話の設定にして、相手が名乗ってから電話に出る</li><li>□ 不審な電話は、家族、警察、市役所に相談する</li></ul>                                                                     |

## 地域における自主防犯活動

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

### ● 近所づきあいの防犯効果

近所づきあいが盛んな地域では、空き巣などの侵入盗犯の多くが犯行をあきらめるとい事実があります。住民どうしが顔見知りで、見知らぬ人間に注意を払えることが、犯罪者を遠ざけます。

もし、近所づきあいが希薄だと感じていたら……。まずは、あいさつから始めてみてはいかがでしょうか。つきあいの輪が広がると同時に防犯にもつながる、一石二鳥の取り組みです。

### ● 増やそう！防犯の「目」

～チョコ防(ちょこっと防犯)

しませんか？～

「防犯」は、毎日の気配りから。日常的な活動の中に、防犯の視点をプラスしましょう。

- 声かけ・あいさつ運動
- 花いっぱい運動
- ながら見守り活動(買い物しながら、犬の散歩をしながら)
- 違反広告物撤去(ビラはがし、市への登録が必要です)
- 夜間の門灯一斉点灯

## 地域防犯推進委員

川越防犯協会(川越警察署生活安全課内)

TEL 224-0110

「地域の安全は地域で守る」という認識の下、川越防犯協会会長および川越警察署長から委嘱を受けた「地域防犯推進委員」を中心に、地域の皆さんが警察や市と連携しながら、定期的なパトロールをはじめ、さまざまな防犯活動を行っています。

## 地域ぐるみで子どもたちを守りましょう

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

地域の皆さんが、通学路や危険箇所を点検し安全を確保することが、子どもたちを犯罪から守る第一歩。防犯パトロールや声かけ運動、犬の散歩・買い物などの日常的な活動を登下校の時間に合わせるなど、地域全体で防犯意識を共有し、「犯罪は許さない」という姿勢を犯罪者へ示すことが重要です。

### ● 大切なのは日々の防犯指導

子どもたちを犯罪から守るためには、防犯のための約束事を徹底し、地域の危険箇所やいざというときの避難場所を確認するなど、日々の生活の中での防犯指導が必要です。家族のルールとして、外出時には、「誰と、どこで、何をして、何時ごろ帰るか」を必ず言うように指導することや、次のことを徹底しましょう。



いざというときに



| いか・の・お・す・し |        |                        |
|------------|--------|------------------------|
| いか         | 行かない   | 知らない人には絶対について行かない      |
| の          | 乗らない   | 知らない人の車に乗らない           |
| お          | 大声をあげる | 怖いときは、「助けて」と大声で叫ぶ      |
| す          | すぐ逃げる  | 危ないと感じたら、大人のいるほうにすぐ逃げる |
| し          | 知らせる   | 何をされたのか家の人や警察官に知らせる    |

## ●「こども110番の家」

こども育成課 TEL 224-5724

民間協力の商店・事業所・民家などで、子どもが助けを求めてきたときに一時的な保護と警察などへの通報をしてくれるのが「こども110番の家」です。通学路近くにあるこども110番の家の場所と、助けを求める方法を親子で確認しておきましょう。

## ●空き家の適切な管理

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

空き家の管理は所有者等が行うことが前提ですが、空き家による様々な悪影響の発生を防止・改善するため、空家特措法による所有者等への支援など、管理不全空家等の改善に向けた取組を行っています。

## ●暴力団の排除

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

行政・市民・事業者等が一体となって、暴力団を排除するための活動を推進することで、市民生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展を目指します。

## ●基本理念

暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しないことおよび暴力団と交際をしないことを基本理念としています。

## ●犯罪被害者等への支援

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、支援を総合的に推進することで、犯罪被害者等を支え合う地域社会づくりを目指します。

## ●支援施策

総合相談窓口での相談および情報提供、見舞金の支給、居住や雇用の安定に係る支援、二次的被害防止のための周知啓発など

## ●客引き行為等の防止

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

市では、市内繁華街における客引き行為等の迷惑行為を防止するため、「川越市客引き行為等の防止に関する条例」を制定し施行しています。

この条例では、公共の場所における客引き行為及び客待ち行為を禁止行為として規定するとともに、客引き行為等防止重点区域を指定すること、重点区域内の公共の場所において禁止行為を行った者、行わせた者に対し、指導、勧告、命令、過料、公表を行うこと等を規定しています。また防止対策として指導等を行う巡回パトロールを実施しています。

客引き行為等の防止を図ることで、市民や通行者の安心な通行環境を確保するとともに、安全安心に暮らせる地域社会の実現を目指します。

## ●客引き行為等の定義

### 客引き行為

不特定の方の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する等平穏な通行等を妨げるような態様で、客となるよう誘うことをいいます。

### 客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となる人を待つことをいいます。

| 判断事例                                                                                                                                                | 該当または非該当                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>近づきながら声をかけ、足を止めさせて、店を探しているか尋ねる</li> <li>接近して、追従し、お客となるよう誘う</li> </ul>                                        | 客引き行為に該当                              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>不特定多数の方に対し、ティッシュ、チラシを単に配布する</li> <li>不特定多数の方へ「いらっしゃい、いらっしゃい」と呼びかける</li> <li>署名、募金などの社会的活動やアンケート調査</li> </ul> | 非該当<br>(不特定多数への声かけや、客となるよう誘う行為でないもの等) |

## ●緊急のときには

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

## ●犯罪にあったら、事件や不審者を見かけたら、110番

### 110番の仕組み

110番通報は、県内のどこからかけても、さいたま市の埼玉県警察本部通信指令課110番受理台につながります(ただし、都県境付近で携帯電話を利用した場合、隣接都県の警察本部につながることがあります)。

通報を受けるとすぐに、警察署やパトロールカーに無線指令を行い、無線

を受けたパトロールカーや現場近くの交番の警察官が現場に急行します。

### 110番通報するときの重要なポイント

警察官が次の要領で尋ねますので、「慌てず」「落ち着いて」「はっきり」とお話しください。

|                    |                                               |
|--------------------|-----------------------------------------------|
| ① 事件ですか？<br>事故ですか？ | 「不審な人がいます」「交通事故です」など簡単に伝えてください。               |
| ② 場所はどこですか？        | 「市町村名」「番地」「目標物」など、事件・事故が発生した場所を伝えてください。       |
| ③ いつごろですか？         | 「今から〇分前」「〇時〇分ごろ」など、事件・事故がいつの出来事かを伝えてください。     |
| ④ 犯人は？             | 「犯人の人数」「年格好」「服装」「凶器の種類」「逃げた方向や乗り物」などを伝えてください。 |
| ⑤ あなたの住所・氏名・電話番号は？ | 自分の住所・氏名・自宅の電話番号または携帯電話の番号を伝えてください。           |

## ●防犯などに関する相談窓口

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

### ●警察に関する各種相談

(緊急性のないもの、問い合わせ)

けいさつ総合相談センター

TEL 048-822-9110 または #9110

川越警察署

TEL 224-0110

### ●市の防犯推進施策に関するもの

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

### ●地域防犯推進委員に関するもの

川越防犯協会

TEL 224-0110

(川越警察署生活安全課内)

### ●悪質商法・架空請求などに関する相談

埼玉県消費生活支援センター

TEL 048-261-0999(川口)

TEL 048-524-0999(熊谷)

川越市消費生活センター(広聴課)

TEL 224-6162

### ●暴力団問題に関する相談

(公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

TEL 048-834-2140

川越警察署

TEL 224-0110

### ●犯罪被害者等支援に関する相談

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

TEL 0120-735-001

TEL 048-862-0001



# 相談窓口



- こころとからだに関する相談…P45
- 子育てや高齢の方など家庭に関する相談…P46
- 法律に関する相談…P47
- しごとに関する相談…P48
- 生活に関する相談…P48
- 学校やいじめに関する相談…P48
- 障害のある方の相談…P49
- その他の相談…P49
- がいこくせきしみん のための そうだんを やっています…P50
- くらし・すまいに関する相談…P51

## こころとからだに関する相談

| 相談したい内容 | 窓口                   | 電話番号等            | 相談時間                                                                     |
|---------|----------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| こころの相談  | 保健予防課<br>(精神保健担当)    | TEL 227-5102     | (窓口)平日 午前8時45分～午後4時30分<br>(電話)平日 午前8時30分～午後5時15分                         |
|         |                      |                  | 毎月原則第1・3木曜(予約制) 午前10時～午後3時                                               |
|         |                      |                  | 毎月原則第4木曜(予約制) 午前10時～午後3時                                                 |
|         |                      |                  | 毎月原則第2木曜(予約制) 午前10時～午後3時                                                 |
|         | 埼玉いのちの電話             | TEL 048-645-4343 | 24時間365日<br>*毎日16時から21時まで、毎月10日午前8時から翌11日午前8時までではフリーダイヤルTEL 0120-783-556 |
|         |                      |                  | インターネット相談 埼玉いのちの電話ホームページから                                               |
| からだの相談  | 健康づくり支援課<br>(地域保健担当) | TEL 229-4120     | (窓口)平日 午前8時45分～午後4時30分<br>(電話)平日 午前8時30分～午後5時15分                         |



相談窓口







## 子育てや高齢の方など家庭に関する相談

| 相談したい内容                                 |                                  | 窓口                                                     | 電話番号等                                                                     | 相談時間                                                                                                        |
|-----------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 母子<br>子育て                               | 妊娠、出産、育児や発達に関する相談                | 母子保健課(総合保健センター内)                                       | TEL 229-4125                                                              | (窓口)<br>月～金 午前8時45分～午後4時30分<br>(年末年始を除く)<br>(電話相談)<br>平日 午前8時30分～午後5時15分<br>(年末年始を除く)                       |
|                                         | 保育園の相談                           | 保育課                                                    | TEL 224-6192<br>(保育コンシェルジュ)                                               | 月・水・金曜<br>午前9時～11時30分<br>午後1時～4時30分<br>(祝・休日、年末年始を除く)                                                       |
|                                         | 子育てに関する事業・サービスの紹介や利用に関する相談       | 子育て支援センター                                              | TEL 227-6855<br>(子育て支援コーディネーター)                                           | 日～金曜 午前9時～午後4時<br>(祝・休日、年末年始を除く)<br>(面接相談は要予約)                                                              |
|                                         | 子育ての悩み相談                         |                                                        | TEL 227-6176<br>(相談用)                                                     | (電話相談)<br>月～金曜 午前9時～午後4時<br>日曜 午前9時～正午<br>(祝・休日、年末年始を除く)<br>(面接相談)[要予約]<br>日～金曜 午前9時～午後4時<br>(祝・休日、年末年始を除く) |
|                                         | 妊娠から出産、子育て、保育園に関する様々な相談          | 川越市民サービスステーション内<br>子育て世代包括支援センター<br>(U-PLACE 3階)       | TEL 293-4237<br>(妊産婦の相談)                                                  | 月～土曜<br>午前9時30分～午後6時15分<br>(祝・休日、年末年始を除く)                                                                   |
|                                         |                                  |                                                        | TEL 293-4238<br>(子育て・保育園の相談)                                              | 月～土曜<br>午前9時30分～午後6時15分<br>(祝・休日、年末年始を除く)                                                                   |
|                                         | 児童虐待に関する相談                       | 児童虐待防止SOSセンター                                          | TEL 0120-283-505                                                          | (窓口)平日 午前8時45分～午後4時30分<br>(電話相談)<br>月～金 午前8時30分～午後5時15分<br>(祝・休日、年末年始を除く)                                   |
| ひとり親家庭に関する相談                            | こども家庭課<br>(ひとり親支援担当)             | TEL 224-5821<br>FAX 225-5218                           | (窓口)平日 午前8時45分～午後4時30分<br>(電話相談)<br>月～金 午前8時45分～午後5時15分<br>(祝・休日、年末年始を除く) |                                                                                                             |
| 女性相談<br>ドメスティック<br>バイオレンス<br>(DV)<br>相談 | 人間関係、家族、夫婦、生きづらさなどに関する相談         | 埼玉県男女共同参画推進センター<br>With You さいたま                       | TEL 048-600-3800                                                          | 月～水、金、土曜<br>午前9時30分～午後8時30分<br>日曜・祝・休日<br>午前9時30分～午後5時<br>(木曜・年末年始を除く)                                      |
|                                         | DV相談                             | 埼玉県配偶者暴力相談支援センター<br>(埼玉県男女共同参画推進センター<br>With You さいたま) | TEL 048-600-3700                                                          | 第2・第4木曜(予約制)<br>午前10時～正午<br>午後1時～4時                                                                         |
|                                         | 心や体、生き方、家庭・職場などの女性の悩み相談          | カウンセリングルーム<br>(ウェスタ川越男女共同参画推進施設)                       | TEL 224-5723<br>(予約専用)                                                    | 平日 午前9時～正午<br>午後1時～5時<br>(面接相談は午後4時30分まで)                                                                   |
|                                         | 家庭生活、夫婦関係など女性の悩み相談               | 男女共同参画課                                                | TEL 224-5723                                                              |                                                                                                             |
|                                         | DV相談                             | 川越市配偶者暴力相談支援センター<br>(男女共同参画課内)                         | #9110                                                                     | 24時間365日                                                                                                    |
|                                         | DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などに関する相談 | 埼玉県警察本部<br>けいさつ総合相談センター                                | TEL 048-600-6269                                                          | 平日 午前8時30分～午後5時15分                                                                                          |
|                                         |                                  | 職場におけるセクハラ相談<br>(埼玉労働局指導課)                             |                                                                           |                                                                                                             |
| 高齢者                                     | 高齢者の介護・保健・福祉・権利擁護などに関する相談        | 福祉相談センター                                               | TEL 293-4220                                                              | 月～土曜<br>午前9時30分～午後6時15分<br>(祝・休日、年末年始を除く)                                                                   |
|                                         |                                  | 地域包括支援センター<br>(市内9か所設置)                                | ☎P82参照                                                                    | 月～土曜<br>午前8時30分～午後5時15分<br>(祝・休日、年末年始を除く)                                                                   |
|                                         |                                  | 高齢者いきがい課                                               | TEL 224-5809                                                              | (窓口)平日 午前8時45分～午後4時30分<br>(電話)平日 午前8時30分～午後5時15分                                                            |
| 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度                |                                  | 男女共同参画課                                                | TEL 224-5723                                                              | (窓口)平日 午前8時45分～午後4時30分<br>(電話)平日 午前8時30分～午後5時15分<br>(電子申請は24時間受付)                                           |



相談窓口

## 法律に関する相談

| 相談したい内容 | 窓口                              | 電話番号等                                  | 相談時間                                                                                                        |
|---------|---------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法律相談    | 広聴課<br>(市民相談担当)                 | TEL 224-5022                           | 月・水・金曜ほか(予約制)<br>午前10時～正午／午後1時～4時<br>＊第5週は実施しない日があります。                                                      |
|         | 法律相談センター<br>(埼玉弁護士会川越支部)        | TEL 225-4279                           | 月～土曜 午前10時～正午<br>午後1時30分～4時<br>(土曜は午後1時～3時30分)<br>水曜夜間(午後6時～7時50分)<br>第1日曜(午後1時30分～4時)<br>＊予約制・原則有料・債務は初回無料 |
|         | 離婚・相続・金銭貸借・損害賠償<br>など民事に関する法律相談 | 法テラス川越<br>(刑事事件を除く)<br>TEL 0570-078313 | 毎週火・木曜(予約制)<br>午前10時～正午／午後1時～4時20分<br>DV等専門相談<br>隔週木曜 午前10時～正午<br>＊資力要件あり                                   |



相談窓口

〈 広告 〉

# 川越元町法律事務所

埼玉弁護士会  
川越支部所属  
弁護士 中山 達人  
弁護士 大塩 慧  
弁護士 井上 拓耶

- 遺言・相続・離婚・不動産・交通事故
- 金銭トラブル・刑事・労働・債務整理 他 各種相談

お一人で悩まず、まずはお気軽にご相談ください。

こちらを見てお電話いただいた方は  
**初回相談無料**です。

電話にて相談予約受付中

**049-299-5068** 受付時間 平日/9:00～18:00

川越市元町1丁目9番19

川越市役所すぐ近く





## しごとに関する相談

| 相談したい内容      |                                            | 窓口                         | 電話番号等                        | 相談時間                                                                  |
|--------------|--------------------------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 労働相談         | 労働条件、募集・採用、男女の均等な取り扱い、いじめなど、労働問題に関する相談     | 川越総合労働相談コーナー<br>(労働基準監督署内) | TEL 210-9334                 | 平日 午前9時～午後4時30分                                                       |
|              |                                            | 労働相談(雇用支援課)                | TEL 238-6702<br>FAX 238-6703 | 毎月第1・第3火曜(予約制)<br>午後4時30分～6時45分                                       |
|              | 職場での性差別、セクハラ、妊娠・出産、育児、介護、パート就労などに関する相談     | 埼玉労働局雇用環境・均等室              | TEL 048-600-6210             | 平日 午前8時30分～午後5時15分                                                    |
|              | 解雇、退職勧奨、賃金不払いなど、労働問題に関する相談                 | 埼玉県労働相談センター                | TEL 048-830-4522             | 電話相談 月～金曜 午前9時～午後4時30分<br>面接相談 月～金曜 午前9時～午後4時                         |
| 就職に関する相談     | 就職に関する悩みや疑問に関する相談、就職活動の支援                  | 川越しごと支援センター                | TEL 238-6700<br>FAX 238-6701 | 平日 午前10時～午後6時15分                                                      |
| 若者の自立支援      | 働きたいけど働けないでいる15歳～49歳の若者とわが子の職業的自立に悩む保護者を支援 | かわごえ若者サポートステーション           | TEL 293-2562                 | 月・火・木・金曜(予約制 祝日を除く)<br>午前9時～午後4時30分                                   |
| 経営相談         | 税務、金融、労務、経営革新、貿易、法律など、企業の健全な経営の実現に向けた相談    | 川越商工会議所                    | TEL 229-1810                 | 平日 午前9時～午後5時                                                          |
| 労働者の健康相談     | 事業者、産業医などの産業保健関係者および労働者の過重労働、メンタルヘルスに関する相談 | 埼玉産業保健総合支援センター             | TEL 048-829-2661             | 平日 午前9時～正午／午後1時～5時                                                    |
|              | 職場の人間関係や仕事上の悩みなどの解消に向けた専門家による相談            | 働く人のメンタルヘルス相談(埼玉県労働相談センター) | TEL 048-830-4522             | 毎週水曜(予約制)<br>午後1時30分～／午後3時～                                           |
| ひとり親家庭等の就労相談 | ひとり親家庭等の自立に向けた就職やキャリアアップのための支援、相談・助言       | こども家庭課(ひとり親支援担当)           | TEL 224-5821<br>FAX 225-5218 | (窓口)<br>月・火・水曜(祝・休日・年末年始を除く)<br>午前8時45分～午後4時30分<br>電話 午前8時45分～午後5時15分 |

## 生活に関する相談

| 相談したい内容  |                                       | 窓口            | 電話番号等                        | 相談時間                                             |
|----------|---------------------------------------|---------------|------------------------------|--------------------------------------------------|
| 生活に関する相談 | 低所得世帯や障害者・高齢者世帯などの自立を手助けする貸付制度利用の受付窓口 | 社会福祉協議会       | TEL 225-5703                 | 平日 午前8時30分～午後5時15分                               |
|          | 生活に関する全般的相談(一般相談)                     | 広聴課(市民相談担当)   | TEL 224-5022                 | 平日 午前10時～正午／午後1時～4時                              |
|          | 生活保護の相談                               | 生活福祉課         | TEL 224-5784<br>FAX 224-6148 | (窓口)平日 午前8時45分～午後4時30分<br>(電話)平日 午前8時30分～午後5時15分 |
|          | 生活困窮者の生活全般に関する相談                      | 川越市自立相談支援センター | TEL 293-9413<br>FAX 293-9419 | 月～土曜 午前9時30分～午後6時15分<br>(祝・休日・年末年始を除く)           |

## 学校やいじめに関する相談

| 相談したい内容  |                          | 窓口                   | 電話番号等                                   | 相談時間                                                                             |
|----------|--------------------------|----------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 教育に関する相談 |                          | 教育センター第一分室(リベアラ)     | 面接相談 TEL 234-8333<br>電話相談 TEL 234-8335  | 平日 午前9時～午後5時(予約制)<br>平日 午前9時～午後4時                                                |
|          |                          | 教育センター               | いじめ相談直通電話 TEL 236-1818<br>いじめ相談電子窓口     | 平日 午前9時～午後5時<br>土・日曜・祝・休日 午前9時～正午<br>市のホームページから申請                                |
|          |                          | 教育指導課<br>生徒指導担当      | TEL 224-5483<br>FAX 226-4699            | 平日 午前8時45分～午後4時30分                                                               |
|          | いじめ                      | こども育成課               | 青少年悩みごと相談 TEL 224-5724<br>青少年悩みごと相談電子窓口 | 月・水・金曜<br>午前10時～正午／午後1時～5時<br>(受け付けは午後4時30分まで)<br>(祝・休日・年末年始を除く)<br>市のホームページから申請 |
|          | いじめ、不登校、非行、虐待など子どもに関する相談 | こども家庭課(こども相談第一・第二担当) | TEL 224-5821<br>FAX 225-5218            | (窓口)平日 午前8時45分～午後4時30分<br>(電話相談)平日 午前8時30分～午後5時15分                               |

## 障害のある方の相談

| 相談したい内容                                         | 窓口                           | 電話番号等                                                                            | 相談時間                                          |
|-------------------------------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 障害のある方の福祉に関する相談                                 | 障害者福祉課                       | TEL 224-5785<br>FAX 225-3033                                                     | (窓口)午前8時45分～午後4時30分<br>(電話)平日 午前8時30分～午後5時15分 |
| 障害のある方の日常の困りごと、福祉サービスの利用、権利擁護などの生活相談および就労に関する相談 | 障害者総合相談支援センター                | (生活相談)<br>TEL 293-9290<br>FAX 293-9291<br>(就労相談)<br>TEL 293-4319<br>FAX 293-4329 | 月～土曜<br>午前9時30分～午後6時15分<br>(祝・休日、年末年始を除く)     |
| 障害のある方の虐待に関する相談                                 | 川越市障害者虐待防止センター               | TEL 227-4330<br>FAX 226-7666                                                     | (窓口)午前8時45分～午後4時30分<br>(電話)平日 午前8時30分～午後5時15分 |
| 発達障害のある方とその心配のある方に関する相談                         | 埼玉県発達障害者支援センターまほろば(18歳以下を除く) | TEL 239-3553<br>FAX 233-0223                                                     | 平日 午前9時～午後5時                                  |
|                                                 | 埼玉県発達障害総合支援センター(18歳以下)       | TEL 048-601-5551<br>FAX 048-601-5552                                             | 平日 午前8時30分～午後5時15分                            |
| 障害のある方の就労に関する相談・助言、働くための生活相談                    | 障害者就業・生活支援センターかわごえ           | TEL 246-5321<br>FAX 293-4571                                                     | 平日 午前8時30分～午後5時                               |
| 発達障害(疑いも含む)のある方の就労に関する相談                        | 発達障害者就労支援センタージョブセンター川越       | TEL 299-4927<br>FAX 299-4937                                                     | 月～金曜<br>午前10時～午後4時                            |

## その他の相談

| 相談したい内容                      | 窓口                       | 電話番号等                                                                                                                   | 相談時間                                                   |
|------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 医療相談 急な病気やけがの場合              |                          | TEL #7119<br>都県境の地域でダイヤル回線・IP電話・光電話・携帯電話をご利用の場合は、<br>TEL 048-824-4199<br>(よいきゅーきゅー)                                     |                                                        |
| 救急医療機関案内 受診可能な医療機関の案内        | 埼玉県救急電話相談                | 次の番号からも電話をかけられます。<br>■小児救急電話相談<br>TEL #8000または<br>TEL 048-833-7911<br>■聴覚障害者専用<br>FAX 048-831-0099<br>*依頼書は埼玉県ホームページに掲載 | 24時間365日                                               |
|                              | 埼玉県AI救急相談                | <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyu.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyu.html</a>     | 24時間                                                   |
| 警察相談 警察業務に関する各種相談・意見・要望      | 埼玉県警察本部<br>けいさつ総合相談センター  | TEL #9110<br>*ダイヤル回線および一部のIP電話からはTEL 048-822-9110                                                                       | 24時間対応<br>*夜間・休日は警察本部当直員の対応となります。                      |
|                              | 川越警察署                    | TEL 224-0110                                                                                                            |                                                        |
| 人権相談 差別、いじめ、嫌がらせ等、人権問題に関する相談 | さいたま地方裁判所川越支局            | TEL 243-3824                                                                                                            | 常設人権相談 平日<br>午前8時30分～午後5時15分                           |
|                              | ウェスタ川越<br>男女共同参画推進施設内相談室 | TEL 243-3824                                                                                                            | 特設人権相談<br>第2水曜(6月、12月は第1水曜)<br>午後1時～4時(受け付けは午後3時40分まで) |
|                              | みんなの人権110番(法務省)          | TEL 0570-003-110                                                                                                        | 平日 午前8時30分～午後5時15分                                     |



相談窓口



| 相談したい内容                 | 窓口                               | 電話番号等                                                                 | 相談時間                                                                                     |
|-------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 犯罪被害                    | 防犯・交通安全課                         | TEL 224-5721<br>FAX 224-6705                                          | 月～金曜<br>(祝・休日・年末年始を除く)<br>(窓口)午前8時45分～午後4時30分<br>(電話)午前8時30分～午後5時15分                     |
|                         | 彩の国犯罪被害者ワンストップ<br>支援センター         | 総合対応電話<br>TEL 0120-735-001または<br>TEL 048-862-0001<br>(わんすとおぷ)         | 月～金曜<br>(祝・休日・年末年始を除く)<br>午前8時30分～午後5時15分                                                |
|                         | 県防犯・交通安全課<br>(生活上の困りごと等)         | TEL 048-710-5036                                                      | 月～金曜<br>(祝・休日・年末年始を除く)<br>午前8時30分～午後5時15分                                                |
|                         | 県警犯罪被害者支援室<br>(被害者相談、被害者への情報提供等) | TEL 0120-381858                                                       | 月～金曜<br>(祝・休日・年末年始を除く)<br>午前8時30分～午後5時15分                                                |
|                         | 埼玉犯罪被害者援助センター<br>(被害者相談、付き添い支援等) | TEL 048-865-7830                                                      | 月～金曜<br>(祝・休日・年末年始を除く)<br>午前8時30分～午後5時                                                   |
|                         | 埼玉県性暴力等犯罪被害専用相談<br>電話アイリスホットライン  | TEL 0120-31-8341<br>TEL 048-839-8341(やさしい)                            | 24時間365日                                                                                 |
| 性暴力や性犯罪に遭<br>われた方やそのご家族 | 県警性犯罪相談ダイヤル<br>(ハートさん)           | TEL #8103または<br>TEL 0120-83-8103                                      | 24時間365日<br>ただし、月曜から金曜(祝・休日・年<br>末年始を除く)午前8時30分～午<br>後5時15分以外の時間帯は、警察<br>本部の当直勤務員が対応します。 |
| 自殺予防<br>自死遺族            | 死んでしまいたい、自殺<br>を考えるほど悩んでいる       | 埼玉いのちの電話<br>TEL 048-645-4343                                          | 24時間365日<br>*毎日午後4時～9時まで、毎月10日<br>午前8時～翌11日午前8時まではフ<br>リーダイヤルTEL 0120-783-556            |
|                         |                                  | インターネット相談                                                             | 埼玉いのちの電話ホームページから                                                                         |
|                         | 自死遺族のための相談<br>(来所)               | 埼玉県立精神保健福祉センター<br>TEL 048-723-3333<br>*代表番号ですので「相談予約<br>電話」へお申しつけください | 平日 午前9時～午後5時(予約制)<br>(祝・休日・年末年始を除く)                                                      |

## がいこくせきしめん のための そうだんを やっています

こまっていることが あったら そうだんして ください。  
 ほうりつ そうだんと ざいりゅうしかくの そうだんは にほんごです。  
 つうやくが できるひとと いっしょに きてください。  
 つうやくが できるひとが いない ときは しやくしよに そうだん してください。

| しゅるい                                    | ようび                              | じかん                |
|-----------------------------------------|----------------------------------|--------------------|
| せいかつそうだん<br>(ちゅうごくご で そうだん できます)        | まいつき<br>だい2 げつようび と<br>だい4 げつようび | ごご1じ から<br>ごご6じ まで |
| せいかつそうだん<br>(べとなむご で そうだん できます)         | まいつき<br>だい1 どのようび と<br>だい3 どのようび | ごご1じ から<br>ごご6じ まで |
| ほうりつ そうだん(べんごし に そうだん できます)             | まいつき<br>だい4 きんようび                | ごご3じ から<br>ごご5じ まで |
| ざいりゅうしかく そうだん<br>(ぎょうせいしよし に そうだん できます) | まいつき<br>だい4 どのようび                | ごご1じ から<br>ごご6じ まで |

### ばしよ

こくさいこうりゅうせんたー (くらっせ かわごえ 5かい)  
 かわごえし すがわらちょう 23-10 でんわ 049-228-7723

\*すべての そうだんは むりよう です。  
 \*ほうりつ そうだんは でんわ(049-224-5506)で よやくが できます。  
 \*そのほかの そうだんは よやくは いりません。

## 🏠 暮らし・すまいに関する相談

| 内容                          | 相談時間                                                         | 会場                        | 申し込み・問い合わせ                 |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 一般相談・行政相談<br>(電話相談可)        | 月～金曜 午前10時～午後4時                                              | 市民相談室<br>(本庁舎3階)          |                            |
| 法律相談<br>(弁護士・予約制。2週間前より予約可) | 月・水・金曜 午前10時～午後4時<br>*第5週は実施しない日があります。<br>(第1・第3水曜はオンライン相談可) | 市民相談室<br>(本庁舎3階)          |                            |
|                             | 第1・第3月曜 午前10時～午後4時                                           | ウェスタ川越市民相談室<br>(ウェスタ川越3階) |                            |
|                             | 第2木曜 午前10時～午後4時                                              | 電話相談                      |                            |
| 建築相談(予約制)                   | 第3火曜 午前10時～午後4時(オンライン相談可)                                    | 市民相談室<br>(本庁舎3階)          | 広聴課<br>TEL 224-5022        |
| 表示登記に関する相談(予約制)             | 第2木曜 午前10時～午後4時(オンライン相談可)                                    |                           |                            |
| 権利登記に関する相談(予約制)             | 第3木曜 午前10時～午後4時                                              |                           |                            |
| 税務相談(予約制)                   | 第1・第3木曜 午前10時～午後4時                                           |                           |                            |
| 行政書士相談(予約制)                 | 第4木曜 午前10時～午後4時(オンライン相談可)                                    |                           | 建築指導課<br>TEL 224-5974      |
| 社会保険労務相談(予約制)               | 第2金曜 午前10時～午後4時                                              |                           |                            |
| 住宅修繕・リフォーム相談                | 第2・第4火曜 午後1時～4時                                              |                           |                            |
| 不動産相談(予約制)                  | 第1木曜 午前10時～午後4時                                              |                           |                            |
| マンション管理相談                   | 第1火曜 午後1時15分～4時15分<br>*不定期開催                                 |                           | 広聴課<br>TEL 224-5022        |
| 多重債務相談                      | 月～金曜 午前8時45分～午後4時30分                                         |                           |                            |
| 内職相談                        | 月曜 午前10時～午後4時                                                | ウェスタ川越市民相談室<br>(ウェスタ川越3階) | 同室<br>TEL 249-7855         |
| 消費生活相談                      | 月～金曜 午前10時～午後4時                                              | 川越市消費生活センター<br>(本庁舎3階)    | 同センター(広聴課)<br>TEL 224-6162 |

\*相談は、正午から午後1時まで休みです。予約制以外の相談を希望される方は、相談時間を考慮し、相談終了時間の30分ほど前までにお越しください。

\*祝・休日は休みです。

\*相談日には、関係書類を持って本人がお越しください。

\*予約が必要な相談のうち、法律相談は相談日の2週間前からの予約となります。定員は各先着10人(表示登記に関する相談、行政書士相談、建築相談の定員は先着5人)です。

\*建築相談の耐震診断相談は、事前にお預かりする資料(立面図など)があります。詳しくはお尋ねください。

\*マンション管理相談の開催月について、詳しくはお尋ねください。



相談窓口

＜ 広告 ＞

行政書士  
**Ken 事務所**

×

一般社団法人 国際人材交流協会

**ワンストップ対応**

外国人材の紹介・派遣・ビザ(在留資格)  
採用から在留資格申請まで一括サポート

飲食 ホテル 工場

**TEL 049-299-4091**  
**049-299-4967**  
 川越市脇田町17-5

Ken事務所 国際人材交流協会

東急リバブルを選ぶ人、増えてます。

■年間売買仲介取扱件数

**32,918件**  
※2024年度実績

不動産の売却・購入はお任せ下さい。

川越市脇田本町1-3 グランベル川越ビル2階  
TEL:0120-153-109  
MAIL:kawagoe@ma.livable.jp

つなぐ。答えへ。未来へ。

東急リバブル

相続 遺言

不動産 登記

会社 設立

司法書士が  
複雑な手続きを  
しっかり代行します

**司法書士**  
**てらしま 事務所**  
**049-293-2603**

営業時間 平日9:00～18:00  
時間外はご相談ください

川越市新宿町1-17  
 ウェスタ川越503号

川越駅西口より  
徒歩約5分





# 届け出・証明

## 住民登録

### 住民票に関する届け出

市民課窓口担当 TEL 224-5742

住民登録は、皆さんが川越市民として住民基本台帳に記載され、選挙権の行使・就学・国民健康保険や国民年金の給付など、さまざまな行政サービスを受けるための基本となります。住所や世帯に変更があったときには、忘れずに届け出をしてください。

### 住民票の交付

住民票の交付については、▶55ページの表「証明書の交付」をご確認ください。

## 戸籍

住民票とは「居住関係を公証するもの」で、市区町村が住民について、「住んでいる」ことを証明するものです。

戸籍とは「日本国民についての身分

関係を登録・公証するもの」で、出生、親子関係(父母の氏名、続柄)、婚姻・離婚、死亡などを記録・証明するものです。戸籍は婚姻等により新たな戸籍をつくることで異動しますが、転居など居住関係の手続きでは異動しません。

### 全部事項証明(戸籍謄本)などの交付

市民課戸籍担当 TEL 224-5747

川越市では平成14年2月23日から戸籍をコンピュータ化したことにより、戸籍謄(抄)本の名称が次のようになりました。

□ 戸籍謄本→全部事項証明書

□ 戸籍抄本→個人事項証明書

全部事項証明書(戸籍謄本)などの交付については、▶55ページの表「証明書の交付」をご確認ください。

### 電子戸籍パス

市民課戸籍担当 TEL 224-5747

電子戸籍の利用対象となる行政手

続では、紙の戸籍証明書に代えて電子戸籍パスを提出することが可能です。

□ 電子戸籍とは

行政機関の間でやり取りされる電子的な戸籍証明書です。

□ 電子戸籍パスとは

・戸籍証明書と一対になったパスワード(数字16桁)です。

・電子戸籍パスを取得して提示することにより、紙の戸籍証明書の提出を省略することが可能となります。

### 本人通知制度

市民課戸籍担当 TEL 224-5747

住民票の写しや全部事項証明(戸籍謄本)等を、代理人や第三者が取得した場合に、希望する方にその事実のみをお知らせします。お知らせを希望する場合は、事前に登録が必要です。なお、登録期間は3年間です。

住民登録に関する届け出(届け出の際には本人確認書類が必要です。詳しくは▶54ページをご確認ください)

| 種類                       | いつまでに                                         | だれが                                                                | どこへ                   | 届け出に必要なもの                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 転入届                      | 転入した日から14日以内                                  |                                                                    |                       | <input type="checkbox"/> 前住所地の市区町村長が交付した転出証明書<br><input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類<br><input type="checkbox"/> 外国籍の方は、転入者全員の特別永住者証明書または在留カード<br><input type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード)                                                            |
| 海外からの転入届                 | 入国後14日以内、ただし、住所が定まらない場合は、確定した住所に住みはじめてから14日以内 | <input type="checkbox"/> 本人または同じ世帯の方<br>代理人に委任することもできます。(委任状が必要です) | 市民課または市民センター・川越駅西口連絡所 | <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類<br><input type="checkbox"/> 転入者全員のパスポート<br><input type="checkbox"/> 日本国籍の方は、全部事項証明(戸籍謄本)(本籍が川越市にある方は省略できます)<br><input type="checkbox"/> 外国籍の方は、転入者全員の特別永住者証明書または在留カード<br><input type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード) |
| 転居届                      | 転居した日から14日以内                                  |                                                                    |                       | <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類<br><input type="checkbox"/> 外国籍の方は、転入者全員の特別永住者証明書または在留カード<br><input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書・後期高齢者医療保険資格確認書、介護保険証、福祉医療証(加入者のみ)<br><input type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード)                                   |
| 転出届および海外への転出届            | 転出する14日前から                                    |                                                                    |                       | <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類<br><input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書・後期高齢者医療保険資格確認書、介護保険証、福祉医療証(加入者のみ)<br><input type="checkbox"/> かわごえ市民カードまたは印鑑登録証(登録者のみ)<br><input type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード)                                        |
| 世帯主変更届<br>世帯分離届<br>世帯合併届 | 変更があった日から14日以内                                | <input type="checkbox"/> 本人または同じ世帯の方<br>代理人に委任することもできます。(委任状が必要です) | 市民課または市民センター・川越駅西口連絡所 | <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類<br><input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書(加入者のみ)                                                                                                                                                                       |

\*住民登録に関する届け出によりマイナンバーカード(個人番号カード)の記載事項に変更がある場合は、修正が必要となりますので、併せてお持ちください。

戸籍に関する届け出(届け出の際には身分証明書を確認します。詳しくは▶54ページをご確認ください)

| 種類  | いつ                                                                                | だれが                                                                                        | どこへ                                                                                                                  | 届け出に必要なもの                                                                                                        | 注意すること                                                         |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 出生届 | 生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)                                                            | <input type="checkbox"/> 父・母<br><input type="checkbox"/> 父母が届け出できないときは同居者、出産に立ち会った医師または助産師 | 次のいずれかの市区町村<br><input type="checkbox"/> 父母か母の本籍地<br><input type="checkbox"/> 届出人の所在地<br><input type="checkbox"/> 出生地 | <input type="checkbox"/> 出生証明書<br><input type="checkbox"/> 母子健康手帳                                                | 名に用いる文字は常用漢字・人名用漢字またはひらがな・カタカナ                                 |
| 死亡届 | 死亡の事実を知った日から7日以内                                                                  | <input type="checkbox"/> 親族、同居者、死亡地の土地・家屋の保有者または管理者、成年後見人                                  | 次のいずれかの市区町村<br><input type="checkbox"/> 死亡者の本籍地<br><input type="checkbox"/> 死亡地<br><input type="checkbox"/> 届出人の所在地  | <input type="checkbox"/> 死亡診断書                                                                                   | 使用する斎場を決めてから届け出                                                |
| 婚姻届 | 期間の定めはありません(届出日から法律上の効力を生じます)                                                     | <input type="checkbox"/> 夫・妻となる方                                                           | 次のいずれかの市区町村<br><input type="checkbox"/> 夫または妻の本籍地<br><input type="checkbox"/> 夫または妻の所在地                              | <input type="checkbox"/> 氏が変わる場合はマイナンバーカード(個人番号カード)                                                              | 婚姻届作成には証人(成人2人)が必要                                             |
| 離婚届 | 協議離婚は期間の定めはありません(届出日から法律上の効力を生じます) 調停・和解・認諾離婚は、その成立等の日から10日以内 審判・判決離婚は確定の日から10日以内 | <input type="checkbox"/> 協議離婚のときは夫・妻<br><input type="checkbox"/> 調停・審判・和解・認諾・判決離婚のときは申立人   | 次のいずれかの市区町村<br><input type="checkbox"/> 夫婦の本籍地<br><input type="checkbox"/> 夫婦の所在地                                    | <input type="checkbox"/> 調停・和解・認諾調書の謄本または審判書・判決書の謄本と確定証明書<br><input type="checkbox"/> 氏が変わる場合はマイナンバーカード(個人番号カード) | 離婚後も婚姻中の姓を称するときは、さらに別の届け出が必要(離婚の日から3か月以内) 協議離婚のときは、証人(成人2人)が必要 |
| 転籍届 | 期間の定めはありません(届出日から法律上の効力を生じます)                                                     | <input type="checkbox"/> 戸籍の筆頭者とその配偶者                                                      | 次のいずれかの市区町村<br><input type="checkbox"/> 新本籍地<br><input type="checkbox"/> 現在の本籍地<br><input type="checkbox"/> 届出人の所在地  | —                                                                                                                | —                                                              |

\*このほかに入籍届・養子縁組(離縁)届・認知届・失踪(しっそう)届・帰化届などがあります。

\*平日業務時間外(午後4時30分～翌午前8時45分)、土・日曜日、祝、休日も当直業務員室(本庁舎地下)で受け付けています。

\*外国籍の方の届け出については、市民課戸籍担当(TEL 224-5747)にお尋ねください。

\*上記の内容は一般的なものです。不明な点は市民課戸籍担当(TEL 224-5747)にお尋ねください。

\*戸籍の届け出によりマイナンバーカード(個人番号カード)の記載事項に変更がある場合は、修正が必要となりますので、併せてお持ちください。

\*届出書の押印は任意です。



届け出・証明



## 届け出や戸籍・住民票等請求の際の本人確認を行います

戸籍の届け出・住民異動の届け出・戸籍に関する証明または住民票等の請求の際、本人確認を行っています。これは、虚偽の届け出・請求を早期に発見し、市民の皆さんの身分を証明する戸籍・住民基本台帳の正確性を確保するためです。

### ① 戸籍の届け出・戸籍に関する証明の請求

市民課戸籍担当 TEL 224-5747

以下の戸籍の届け出、または戸籍に関する証明の請求の際には、本人確認書類として運転免許証やパスポートなど、顔写真の貼られている公的身分証明書を持参してください。

- 婚姻届 □ 協議離婚届 □ 養子縁組届 □ 協議離婚届 □ 任意認知届
- 不受理申出書 □ 不受理申出取下書(\*1)

\*家庭裁判所の審判を受けているものは除きます。

なお、本人確認書類を持参しない場合でも届け出はできます。この場合は、届け出のあったことを、提出書類に記載されている本人に郵送で連絡します。

\*1 不受理申出書および不受理申出取下書を提出する場合、本人確認ができない場合は受理できません。

### ② 住民異動届出・住民票等請求

市民課窓口担当 TEL 224-5742

以下の住民異動届出と住民票等の請求の際には、運転免許証やマイナンバーカード(個人番号カード)・パスポート・在留カード・健康保険資格確認書・介護保険証などを持参してください。

- 転入届 □ 転出届 □ 転居届
- 世帯変更届(世帯主変更・分離・合併)

## 印鑑登録

市民課窓口担当 TEL 224-5742

印鑑登録関係の事務は、市町村が独自に条例で定めているため、登録や証明の方式は市町村で異なります。川越市の印鑑制度は、現在「カード方式」を採っています。

カード方式とは、印鑑登録をすると、本人に「かわごえ市民カード」(以下、市民カード)を交付し、以後は、この市民カードで印鑑登録証明書(印鑑証明)を交付するというものです。

市に登録し、本人の印鑑であることの証明を受けた実印は、契約や不動産の登記などのときに重要な役割を果たすものです。そのため、印鑑登録は本人が直接、申請することが原則となっています。

登録は、市民課(本庁舎1階)・市民センター・川越駅西口連絡所で取り扱っています。

### 印鑑登録の手続き

市民課窓口担当 TEL 224-5742

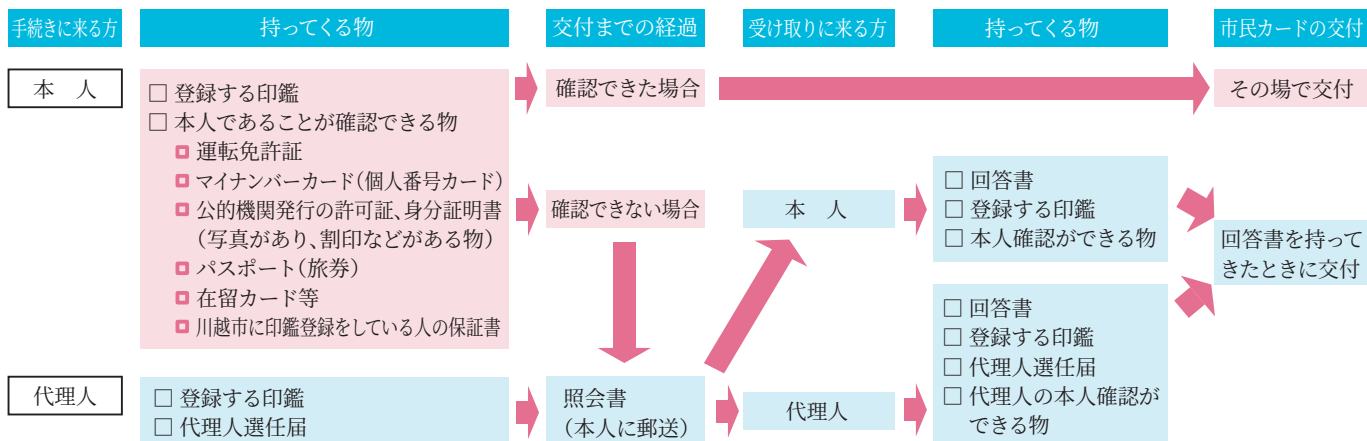
#### ① 登録できる方

川越市に住民登録している15歳以上の方です。ただし、意思能力を有しない方は登録できません。

#### ② 登録できる印鑑

一辺が8mmの正方形より大きく、25mmの正方形より小さいもの。機械などで量産された既成の印鑑は適当ではありません。また、手作りの物でもゴムなどのように変形しやすい材質の印鑑は登録できません。

#### ● 印鑑登録手続きの流れ



## 代理人選任届

市民課窓口担当 TEL 224-5742

代理人が印鑑の登録申請をするときは、本人の印鑑のほかに、本人が作成した代理人選任届が必要です。なお、代理人が登録申請するときは、即日登録はできません。代理人選任届について、詳しくはお尋ねください。

## 証明書の取り方

### この証明書はどこで取れるの？

住民票、全部事項証明書(戸籍謄本)・個人事項証明書(戸籍抄本)、印鑑証明などの交付に必要な手続きは、  
 下表「証明書の交付」をご確認ください。

### 郵送で住民票を取るには

市民課窓口担当 TEL 224-5742

必要とする住所地番・世帯主、記載を必要とする方の氏名、必要な通数、続柄・本

籍の記載の有無、使用目的を記入し、手数料(郵便為替または現金書留)・返送用封筒(切手を貼る)・請求者の身分証明書の写しを同封のうえ、〒350-8601川越市役所市民課窓口担当に郵送してください。

## コンビニ等で証明書を 取るには

市民課住民記録担当 TEL 224-6178

多機能端末機(マルチコピー機)が設置されている全国のコンビニエンスストア等で、住民票や印鑑登録証明書、戸籍証明書等が受け取れます。土日、祝日、休日にも利用可能です。

同端末機は市民課前と川越駅西口連絡所前にも設置しています。(稼働時間は窓口開庁時間内のみとなります。)

### 稼働時間

午前6時30分～午後11時  
(メンテナンス時を除く)

### 必要なもの

マイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載済みのスマートフォン

## 取得できる証明書

- 住民票の写し □ 戸籍の附票の写し
- 戸籍証明書 □ 住民票記載事項証明書
- 印鑑登録証明書 □ 課税証明書
- 非課税証明書 □ 所得証明書
- 納税証明書(最新年度の市民税・県民税のみ)

\*証明書の担当は下表「証明書の交付」をご確認ください。

## 本籍地以外で戸籍・除籍 を取るには(広域交付)

市民課戸籍担当 TEL 224-5747

本籍地が遠方の市区町村でも、居住地や勤務地の市区町村窓口で戸籍・除籍を受け取れます。受付時間など手続きの詳細は、請求先となる市区町村のホームページ等でご確認ください。

### 取得できる方

本人・配偶者・直系親属

### 必要なもの

マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きの公的身分証明書

## 証明書の交付(証明書は担当課のほか、市民センター・川越駅西口連絡所で取れます)

| 証明書名                                  |                           | 必要なもの                                                                                                                                                                      | 担当課  | 市民センター・川越駅西口連絡所 | コンビニ交付 |
|---------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------|--------|
| 住民票の写し *5                             |                           |                                                                                                                                                                            |      | ○               | ○      |
| 住民票記載事項証明書                            |                           |                                                                                                                                                                            |      | ○               | ○      |
| 戸籍の附票の写し *1 *5                        |                           |                                                                                                                                                                            |      | ○               | ○      |
| 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) *1 *5 |                           | □ 委任状(代理人が請求する場合)<br>□ 顔写真付きの公的身分証明書                                                                                                                                       | 市民課  | ○               | ○      |
| 除籍全部事項証明書(除籍謄本)・除籍個人事項証明書(除籍抄本) *1    |                           |                                                                                                                                                                            |      | ○               | -      |
| 身分証明書 *1                              |                           |                                                                                                                                                                            |      | ○               | -      |
| 広域交付戸籍全部事項証明書 *6                      |                           | □ 顔写真付き公的身分証明書                                                                                                                                                             |      | ○               | -      |
| 広域交付除籍全部事項証明書 *6                      |                           | *川越市外の本籍でも交付可能                                                                                                                                                             |      | ○               | -      |
| 印鑑登録証明書 *5                            |                           | □ 請求者の市民カードまたは印鑑登録証<br>□ マイナンバーカード(本人申請に限る)                                                                                                                                |      | ○               | ○      |
| 固定資産評価額証明 *3                          |                           | □ 委任状(申請者が本人または本人が属する世帯の親族以外の場合)<br>□ 本人確認のできる公的機関発行の証明書                                                                                                                   | 資産税課 | ○               | -      |
| 住宅用家屋証明                               | 個人が新築した居住用家屋              | □ 確認済証または検査済証 □ 登記完了証および受領証<br>□ 住民票および未入居の場合申立書等付随する書類<br>長期優良住宅の場合は、<br>□ 長期優良住宅認定申請書の副本および認定通知書<br>低炭素住宅の場合は、<br>□ 低炭素住宅認定申請書の副本および認定通知書                                | 資産税課 | -               | -      |
|                                       | 個人が取得し、建築後使用されたことのない居住用家屋 | □ 確認済証または検査済証 □ 登記完了証および受領証<br>□ 家屋未使用証明書 □ 売買契約書の写し<br>住民票および未入居の場合は、<br>□ 申立書等付随する書類<br>長期優良住宅の場合は、<br>□ 長期優良住宅認定申請書の副本および認定通知書<br>低炭素住宅の場合は、<br>□ 低炭素住宅認定申請書の副本および認定通知書 |      | -               | -      |
|                                       | 個人が取得し、建築後使用されたことのある居住用家屋 | □ 登記簿謄本 □ 売買契約書の写し<br>住民票および未入居の場合は、<br>□ 申立書等付随する書類                                                                                                                       |      | -               | -      |



| 証明書名                         |      | 必要なもの                                                                                                  | 担当課  | 市民センター・川越駅西口連絡所 | コンビニ交付 |
|------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------|--------|
| 固定資産課税証明(公課証明) ※3<br>名寄証明 ※3 |      | <input type="checkbox"/> 委任状(申請者が本人または本人が属する世帯の親族以外の場合)<br><input type="checkbox"/> 本人確認のできる公的機関発行の証明書 | 資産税課 | ○               | -      |
|                              |      |                                                                                                        |      | ○               | -      |
| 課税証明・非課税証明・所得証明 ※2<br>営業証明   |      | <input type="checkbox"/> 委任状(申請者が本人または本人が属する世帯の親族以外の場合)<br><input type="checkbox"/> 本人確認のできる公的機関発行の証明書 | 市民税課 | ○               | ○      |
|                              |      | <input type="checkbox"/> 本人確認のできる公的機関発行の証明書                                                            |      | -               | -      |
| 納税証明 ※4                      | 市税等用 | <input type="checkbox"/> 委任状(申請者が本人または本人が属する世帯の親族以外の場合)<br><input type="checkbox"/> 本人確認のできる公的機関発行の証明書 | 収税課  | ○               | ○      |
|                              | 車検用  | 特になし                                                                                                   |      | ○               | -      |

※市民センター・川越駅西口連絡所の欄に-印のある証明書は、担当課にお越しください。

※1…本籍地が川越市の方。

※2…当該年度の初日の属する年の1月1日現在(令和8年度(令和7年分所得)であれば令和8年1月1日)、川越市に住んでいる方(住民登録している方)。

※3…評価額証明・課税証明(公課証明)は7筆(7棟)につき1件200円。名寄証明は5筆(5棟)につき1件200円。どちらも、土地・家屋のうち、どちらか筆(棟)数の多い方の件数で計算します。

※4…納付から1か月以内に納税証明書を申請される場合は、領収証書をお持ちください。

なお、地方税お支払サイトやスマートフォン決済アプリ等で電子納付した場合など、領収印がないものは領収証書として使用できません。領収証書が必要な場合は、市役所等の窓口で納付をしてください。口座振替日から10日以内に納税証明書を申請される場合は、引落とし口座の通帳を記帳の上、お持ちください。

※5…マイナンバーカードを使ってコンビニ等で取る場合は、 P55をご確認ください。

※6…請求できる方は本人・配偶者・直系親属(父母、祖父母や子、孫など)に限ります。委任状、郵送、第三者による請求はできません。

## 個人番号通知書

市民課住民記録担当 TEL 224-6178

出生などでマイナンバーが初めて付番される方に送付します。マイナンバーは国や地方公共団体の行政機関等で、社会保障・税・災害対策の分野で利用されます。

## マイナンバーカード(個人番号カード)

市民課住民記録担当 TEL 224-6178

希望者のみに交付される、ICチップのついたプラスチック製のカードです。

表面に氏名・住所・生年月日・性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載され、マイナンバーの確認や本人確認書類として利用できるほか、e-Tax等の電子申請・申告等が行える電子証明書が標準搭載されます。

マイナンバーカードの記載事項(氏名、住所等)に変更があった場合は、修正が必要となりますので、住所変更等の手続の際は、併せてお持ちください(暗証番号の入力が必要になります)。

※申請時に1歳未満の方は顔写真はつきません。

マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん



### ● マイナンバーカードの交付申請

#### (1) 交付申請書

交付申請書は以前送付された通知カードに同封されていましたが、お手元がない場合や、氏名・住所等に変更があった場合は、市民課、市民センター、川越駅西口連絡所で交付申請書を取得してください。

#### (2) 申請方法

##### □ 郵送

※送付先は市役所ではありませんのでご注意ください。

##### 交付申請書送付先

〒219-8650

日本郵便株式会社 川崎東郵便局

郵便私書箱第2号

地方公共団体情報システム機構

個人番号カード交付申請書受付センター 宛

□ WEBサイト(スマートフォンまたはパソコン)

□ まちなかの証明用写真機(申請に対応しているものと対応していないものがあります。)

### ● マイナンバーカードの交付(受け取り)

マイナンバーカードをお渡しする準備が整いましたら、市役所から交付通知書、事前予約の方法等を記載した案内文を郵便(転送不要)でお送りします。

※交付には場所と日時の事前予約が必要です。※交付の際は、本人に来庁していただく必要があります。

※代理人が手続きする場合は別途お問い合わせください。

#### 交付場所

□ 市民課(本庁舎1階)

□ 市民センター

□ 川越駅西口連絡所

#### 受け取りに必要な物

□ 交付通知書

□ 本人確認書類

※官公署発行の顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート等)の場合は1点、顔写真がないもの場合は2点(詳しくは交付通知書に同封の案内文をご確認ください)。

□ 通知カード(所持している方のみ)

□ 旧マイナンバーカード(所持している方のみ)

#### 手数料

初回交付手数料は無料、紛失等による再交付手数料は1,000円(電子証明書を希望しない場合は800円)

# 電子証明書

市民課住民記録担当 TEL 224-6178

マイナンバーカードには2種類の電子証明書が標準搭載されます。

## ● 署名用電子証明書

インターネットで電子文書を送信する際に、作成・送信した電子文書が、あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであることを証明するものです。e-Tax(国税電子申告・納税システム)やインターネットバンキング等の登録の際に利用することができます。マイナンバーカードの記載事項に変更があった場合には失効します。

## ● 利用者証明用電子証明書

インターネットサイト等にログインする際に、ログインをしているのがあなたであることを証明するものです。コンビニエンスストア等で住民票の写し等を取得する場合や、マイナポータルへのログインの際に利用できます。

## 電子証明書の発行申請

### ① 取扱窓口

- 市民課(本庁舎1階)
- 市民センター
- 川越駅西口連絡所

### ② 必要な物

- マイナンバーカード

\*代理人が手続きする場合は別途お問い合わせください。

## マイナンバーカードを使って、子育て・介護などに関する手続きができます

次の手続きについて、マイナポータル(ぴったりサービス)からの申請ができます。マイナンバーカードをお持ちの方は、パソコンやスマートフォンを使用して「いつでも」「どこからでも」手続きを行うことができます。ぜひご利用ください。

\*代理人による申請が可能な手続きもあります。



届け出・証明

|     | 手続き名                                | 担当課                                         |
|-----|-------------------------------------|---------------------------------------------|
| 子育て | 児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定請求          | こども政策課こども給付担当<br>TEL 224-6278 FAX 223-8786  |
|     | 児童手当の額の改定の請求及び届出                    |                                             |
|     | 児童手当の氏名変更/住所変更等の届出                  |                                             |
|     | 児童手当の受給事由消滅の届出                      |                                             |
|     | 未支払の児童手当の請求                         |                                             |
|     | 児童手当に係る寄附の申出                        |                                             |
|     | 児童手当に係る寄附変更等の申出                     |                                             |
|     | 児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出             |                                             |
|     | 児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する変更等の申出         |                                             |
|     | 児童手当の現況届(毎年6月1日～30日のみ)              |                                             |
| 子育て | 支給認定の申請                             | 保育課入所担当<br>TEL 224-5827 FAX 223-8786        |
|     | 教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込                |                                             |
|     | 保育施設の利用に係る現況届                       |                                             |
|     | 児童扶養手当の現況届(毎年8月1日～31日のみ)            | こども家庭課ひとり親支援担当<br>TEL 224-5821 FAX 225-5218 |
| 介護  | 妊娠の届出                               | 母子保健課母子保健担当<br>TEL 229-4125 FAX 225-1291    |
|     | 要介護・要支援認定の申請                        | 介護保険課認定担当<br>TEL 224-6405 FAX 224-5384      |
|     | 要介護・要支援更新認定の申請                      |                                             |
|     | 要介護・要支援状態区分変更認定の申請                  |                                             |
|     | 住所移転後の要介護・要支援認定申請                   |                                             |
|     | 被保険者証の再交付申請                         | 介護保険課保険料資格担当<br>TEL 224-5817 FAX 224-5384   |
|     | 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出           | 介護保険課管理給付担当<br>TEL 224-6402 FAX 224-5384    |
|     | 介護保険負担割合証の再交付申請                     |                                             |
|     | 高額介護(予防)サービス費の支給申請                  |                                             |
|     | 介護保険負担限度額認定申請                       |                                             |
|     | 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請              |                                             |
| 引越  | 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修前)/(住宅改修後) | 市民課住民記録担当<br>TEL 224-5744 FAX 225-5371      |
|     | 転出届 *引越し先の自治体窓口で転入届が必要です。           |                                             |
| 引越  | 転居予定連絡 *マイナポータルからの申請後に来庁が必要です。      |                                             |
|     |                                     |                                             |

### 手続きに必要なもの

- マイナンバーカード
- ICカード認証が行えるパソコン、スマートフォン等
- 各手続きの必要書類

### ● マイナポータル(ぴったりサービス)について

マイナンバー総合フリーダイヤル  
TEL 0120-95-0178にお尋ねください。





## 自動車の臨時運行許可

市民課庶務担当 TEL 224-5739

自動車検査証等の有効期間が過ぎてしまった自動車の継続審査を受けるために、運輸支局まで回送する場合など、自動車の臨時運行許可を受ける必要があります。市民課(本庁舎1階)または市民センターで手続きをしてください(平日のみ)。

### 必要な物

- ☐ 自動車検査証等(電子車検証をご持参される場合は、「自動車検査証記録事項」も併せてご持参ください)
- ☐ 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書
- ☐ 来庁される方の本人確認書類(運転免許証等)

\*詳しくは、お尋ねください。

### 許可期間

最長5日間(貸し出した許可証およびナンバープレートは、有効期間満了後、5日以内に返却してください)

## 自動車等の登録

### ① 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車

市民税課税制担当 TEL 224-5637

車両を取得・廃車した場合には、市民税課(本庁舎2階)で手続きをしてください。

### ② 軽自動車(4輪・3輪)

軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所  
(入間郡三芳町北永井360-3)  
TEL 050-3816-3111

住所などの変更があった場合には、お尋ねください。

### ③ 自動車・125cc超の二輪車

所沢自動車検査登録事務所  
(所沢市牛沼688-1)  
TEL 050-5540-2029

自動車・125ccを超える2輪車については、関東運輸局埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所登録・届け出をしてください。

## パスポート

### パスポートの発行

埼玉県パスポートセンター川越支所  
TEL 249-4181

旅券(パスポート)の発行は、右記の場所で行っています。必要な書類など、詳しくはお尋ねください。

## 埼玉県パスポートセンター川越支所

所在地 新宿町1丁目17-17  
ウェスタ川越4階

### 申請

月～金曜日・日曜日(祝・休日を除く)、午前9時～午後4時30分

### 受け取り

- 月・水・金・日曜日(祝・休日を除く)、午前9時～午後4時30分
- 火・木曜日(祝・休日を除く)、午前9時～午後7時30分

## 川越市斎場

斎場 TEL 226-0090

川越市斎場は、火葬・通夜等・告別式が行える施設です。

## 川越市民聖苑 やすらぎのさと

斎場 TEL 226-0090

市民聖苑は、市民の皆さんが通夜等・告別式・法要を行える施設です。

施設の使用料等は、斎場、市民課、市民センター、川越駅西口連絡所にて配布している利用案内をご覧ください。か、市ホームページをご確認ください。

### 利用できる方

- 火葬利用  
どなたでも利用できます。
- 式場利用

死亡時に市民であった方の葬儀を行う方または葬儀を行う方が市民で、その方の配偶者または二親等以内の親族の葬儀を行う場合に利用できます。

### 申込み方法

施設予約は電話での申し込みになります。受付時間は1月1日から1月3日を除く午前9時から午後9時までです。

但し、インターネット予約の許可を受けた葬儀業者についてはインターネットでの予約ができます(24時間受け付け)。

## 市民聖苑葬儀について

斎場 TEL 226-0090

市民聖苑葬儀の実施は、市と協定を締結した市民聖苑葬儀取扱店が行います。また、市民聖苑葬儀の料理等は、市と協定を締結した市民聖苑葬儀料理取扱店の専用料理をご利用いただくことになります。

### 市民聖苑葬儀取扱店一覧表

(令和8年4月1日現在)

| 業者名                            | 電話番号         |
|--------------------------------|--------------|
| セレモニーグループ<br>(株)埼玉冠婚葬祭センター     | 0120-20-2500 |
| (株)ミセリウム                       | 223-3021     |
| (有)榮光堂祭典                       | 0120-41-3794 |
| (株)埼玉金周                        | 0120-42-5541 |
| (有)花鐵葬祭部                       | 248-0917     |
| 東上通運(株) 東上典礼                   | 0120-100-498 |
| (株)メモリード                       | 241-0983     |
| セレモニーサロン(株)                    | 226-1411     |
| 中央商事(株)<br>川越葬祭センター            | 220-0011     |
| (有)立ち華葬祭                       | 0120-55-0659 |
| (有)緑花園                         | 222-8005     |
| やすらぎ葬祭サービス(株)                  | 277-4603     |
| (株)東上セレモサービス                   | 239-5522     |
| (株)美創 葬祭センター美創                 | 0120-85-8125 |
| (株)西部典礼                        | 242-7961     |
| J A いるま野グループ<br>(株)いるま野サービス川越店 | 265-5288     |
| アルファクラブ武蔵野(株)<br>武蔵野さがみ典礼      | 222-6773     |
| (株)丸広百貨店<br>まるひろセレモニー          | 0120-89-7979 |
| ダイトー祭典(株)                      | 242-9893     |
| (株)心幸                          | 299-8048     |

### 市民聖苑葬儀料理取扱店一覧表

(令和8年4月1日現在)

| 業者名                     | 電話番号     |
|-------------------------|----------|
| (株)ニュー富士<br>大穀ケータリング事業部 | 244-8895 |
| 野草庵(馬車道グループ)            | 228-6616 |
| ラ・ボア・ラクテ<br>ケータリング・サービス | 243-2777 |
| つきじ海賓 新河岸店              | 238-7212 |
| しげよし川越桜田店               | 236-3276 |
| 初かり亭                    | 224-0314 |

## 母子保健

### 母子健康手帳の交付

母子保健課母子保健担当  
TEL 229-4125

妊娠の届け出をした妊婦さんに母子健康手帳を交付します。交付は母子保健課(総合保健センター内)、川越市民サービスステーション(U-PLACE 3階)で行っています。

必要書類については市ホームページをご確認ください。

また、希望する方には「父子健康手帳」も配布しています。

### 妊婦健康診査等費用の助成

母子保健課管理担当  
TEL 229-4122

妊婦健康診査(14回分)産婦健康診査および新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部を助成します。助成を受ける際に必要となる妊婦健康診査等助成券は、母子健康手帳と一緒に交付します。

### 妊婦のための支援給付

母子保健課管理担当  
TEL 229-4122

妊娠期から切れ目ない支援を行う観点から、妊婦に対して妊婦支援給付金を支給します。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

## 妊婦・育児教室

母子保健課母子保健担当  
TEL 229-4125

### ● プレ・パパママスクール

赤ちゃんを迎える準備ができるよう、妊婦体験、講話、実習などを行っています。

### ● 離乳食教室

離乳食の進め方やお口のケアなどの講話、試食、情報交換、個別相談を行っています。

### ● いもっこの会

ダウン症等の疾患がある子どもの保護者へ情報交換の場を提供しています。

### ● ファーストサロン

妊娠中の方や子育て中の方へ親子交流・情報交換・仲間づくりの場を提供しています。

### ● たまごサロン

妊娠中から夫婦で出産と子育てのイメージを描き、地域とつながりを持つ場を提供しています。

## 乳幼児の健診

母子保健課母子保健担当  
TEL 229-4125

総合保健センター・南文化会館(ジョイフル)を会場に4か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査を行っています。

ます。該当する方には個別通知を送っています。

5歳児健診を希望制で実施しています。対象の方に5歳児健診全員アンケートを郵送しますので、回答をお願いします。

通知が届かないときは、お尋ねください。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

## 歯科健診

母子保健課母子保健担当  
TEL 229-4125

総合保健センターを会場に、妊産婦歯科健診・2歳児親子歯科健診を行っています。日程・申し込み方法などは市ホームページをご確認ください。

## 乳幼児相談(のびのび育児相談)

母子保健課母子保健担当  
TEL 229-4125

乳幼児の身長・体重測定や保健師・栄養士・歯科衛生士による個別相談を行っています。

開催につきましては、市ホームページをご確認ください。

＜ 広告 ＞



**南古谷  
なみき歯科  
+  
こども歯科**  
Minamifuruya Namiki Dental Clinic + Child Dental Clinic

ご来院の際は、保険証、お薬手帳  
母子手帳(妊婦様、お子様)を  
お持ちください。

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 休診日      |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|----------|
| 10:00~13:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 水曜<br>祝日 |
| 14:30~20:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ○ | 水曜<br>祝日 |

○...14:30~18:00 ※日曜は月1回午前中のみ診療(9:00~13:00)  
※祝日がある時は水曜の午前振替診療

当院は予約制です

川越市並木80-8  
JR川越線【南古谷駅】  
より徒歩5分

**049-236-0648**  
<https://www.namiki-kodomo-shika.com>



赤ちゃんとお母さんの笑顔のために

**REIWA  
LADIES CLINIC**

☎042-984-0311

**令和レディースクリニック**

休診日 日曜/祝日

面会時間 午後1:00~午後8:00

診療科目 産科・婦人科・小児科  
日高市高富 46-7





**川越インタークリニック  
KAWAGOE INTER CLINIC**

泌尿器科・小児泌尿器科・皮膚科・内科

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝      |
|-------------|---|---|---|---|---|---|----------|
| 9:00~12:00  | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 14:00迄 / |
| 15:00~18:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | / /      |

【予約制】休診日/木曜午後・土曜午後(14:00迄)・日曜・祝日



↑ 至 鶴ヶ島IC  
↓ 至 所沢IC

川越市豊田町3-11-3

**TEL.049-246-1126**  
<https://www.kawagoe-inter.com/>





## 乳児家庭全戸訪問事業

母子保健課母子保健担当  
TEL 229-4125

生後4か月までの子どもがいるすべての家庭に、助産師等が訪問し、育児の情報等をお伝えする訪問事業です。

育児の疑問や産後の健康等について相談できます。

## 医療の公費負担制度

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

### ● 未熟児養育医療給付

出生体重が2,000g以下または生活力が薄弱で指定医療機関での入院医療が必要な未熟児に、養育医療費を給付します(1歳未満)。

### ● 自立支援医療(育成医療)給付

18歳未満で心臓障害や先天性内臓障害などの身体に障害のある方に、指定医療機関において医療費などを給付します(所得制限あり)。

### ● 結核児童療育給付

18歳未満で結核にかかり入院治療を必要とする方に、指定医療機関において医療費などを給付します。

### ● 小児慢性特定疾病医療給付

国が指定した慢性疾病にかかっている児童等に医療費などを給付します。

## 不妊に関する事業

母子保健課管理担当  
TEL 229-4122

### ● 早期不妊検査費助成事業・ 不育症検査費助成事業

検査を受けた方を対象に、検査費用の一部を助成します(年齢制限等あり)。

### ● 不妊専門相談センター

TEL 228-3732

不妊・不育症に関する相談窓口として、埼玉医科大学総合医療センター(鴨田)内に開設されています。医師による面接相談です(予約制・費用は無料)。予約申込フォームから申し込んでください。

\*予約申し込みは、専用フォームからのみ受け付けています。

➡ 予約申込フォーム



## 子育て支援

### 地域子育て支援など

#### ● 子育て支援センター

子育て安心施設内 TEL 227-3517

親子の交流・情報交換の場として広場の開設、子育て情報の提供、育児不安に対する電話相談・面接相談、子育てサークルなどの育成支援を行っています。対象は、おおむね3歳未満の子どもと保護者です。また、専門員が小学校就学前および学童期の子どもを持つ家庭、妊産婦、支援が必要な子育て家庭等の不安、悩み、子育て制度のことなど、相談者の状況やニーズにあった助言や情報提供を行うとともに、地域の子育てサービスへの仲介等、関係機関と連携を図る利用者支援を行っています。面接、電話での相談も受け付けています。面接相談は、あらかじめ電話で予約してください。

| 内容                            | 曜日           | 時間                       |
|-------------------------------|--------------|--------------------------|
| 広場                            | 日～金曜日        | 午前9時30分～正午<br>午後1時～4時30分 |
| 電話相談<br>(専用<br>TEL 227-6176)  | 月～金曜日<br>日曜日 | 午前9時～午後4時<br>午前9時～正午     |
| 面接相談<br>*要予約                  | 日～金曜日        | 午前9時～午後4時                |
| 利用者支援<br>(専用<br>TEL 227-6855) | 日～金曜日        | 午前9時～午後4時                |

#### ● つどいの広場

子育て情報・親子の交流・情報交換の場の提供、育児相談を行っています。

対象は、おおむね3歳未満の子どもと保護者です。開室時間等、詳しくは各施設、または子育て支援センター(TEL 227-3517)にお尋ねください。



#### ● わくわく広場

子育て支援センター TEL 227-3517

つどいの広場と同様の事業内容です。公共施設を利用して曜日や時間を限定して開室しています。

#### ● 乳幼児向け事業

児童センターこどもの城 TEL 225-7289

川越駅東口児童館 TEL 228-7719

高階児童館 TEL 238-9525

親子のふれあい遊びを行っています。

#### ● 家庭訪問型子育て支援事業

ホームスタートかわごえ

TEL 080-9779-8181

6歳以下の未就学児がいる家庭を対象に、先輩ママのボランティアがご自宅を訪問して、子育てをしているママをサポートします。

#### 日時

月～土曜日、午前9時30分～午後4時30分(祝・休日、年末年始を除く)

#### ● 家庭児童相談室(こども家庭課)

こども家庭課 TEL 224-5821

子どもたちに関する発達・ことば・集団生活・家族関係などについての相談に応じています。あらかじめ電話で予約してください。

#### 日時

月～金曜日、(窓口)午前8時45分～午後4時30分、(電話相談)午前8時30分～午後5時15分(祝・休日、年末年始を除く)

## 子どもの発達支援・相談など

### ● 川越市児童発達支援センター TEL 257-6900

#### 相談支援

主に就学前の子どもの発達発達に関してのさまざまな相談を受け付けています。

相談内容を伺い、情報提供や支援先の案内等を行います。

#### 通園

通園については、➡ 68ページに掲載しています。

#### 専門相談

発達発達に関する心配や不安に対して理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST)・心理相談員が支援します。

#### 親子教室

小集団での親子活動を楽しみながら、同年代の子どもと関わり、さまざまな遊びや活動を通して、言葉や心身の発達を促します。

## ファミリー・サポート・センター事業

川越市ファミリー・サポート・センター  
(川越市社会福祉協議会内)  
TEL 225-3828

地域において子育ての援助を提供したい方と依頼したい方を会員として登録し、会員間の合意のもとで保育施設などへの送迎や帰宅後の預かりなど、子育ての相互援助活動を行います。

### 日時

月～土曜日、午前8時30分～午後5時(祝・休日、年末年始を除く)

## 緊急サポートセンター事業

緊急サポートセンター埼玉  
TEL 048-297-2903

ファミリー・サポート・センター事業では対応できない緊急の一時預かり、病気・病気回復期の児童の預かり、宿泊を伴う預かり等を会員間の合意のもとで行う地域の助け合い活動です。

### 日時

年末年始を除く毎日、午前7時～午後8時

## 子育てトレーニング

こども家庭課 TEL 224-5821

子どもとのコミュニケーションスキルを少人数で学べます。詳しくはお尋ねください。

## ひとり親福祉

こども家庭課 TEL 224-5821

### ● 母子・父子・寡婦への貸し付け

母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立を図るために、修学資金・就学支度資金などの福祉資金の貸し付けをしています。

### ● ひとり親家庭相談

ひとり親家庭のさまざまな悩みや、社会生活全般についての相談に応じています。あらかじめ電話で予約してください。

### 日時

月～金曜日、(窓口)午前8時45分～午後4時30分(電話相談)午前8時45分～午後5時15分(祝・休日、年末年始を除く)

### ● ひとり親家庭就業相談

ひとり親家庭の親に対する、就業に関するきめ細かいアドバイスや求人情報・技能修得情報の提供、ハローワークに行く前の事前相談などの相談に応じています。あらかじめ、電話で予約してください。

### 日時

月・火・水曜日、(窓口)午前8時45分～午後4時30分(電話相談)午前8時45分～午後5時15分(祝・休日、年末年始を除く)

### ● 母子生活支援施設への入所相談

母子家庭またはそれに準じる事情にある家庭を、養育する児童の福祉のために母子ともに保護し、支援するための施設への入所相談に応じます。

### ● 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母、または父が経済的自立のため資格の取得を目指し6か月以上修業する場合に、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として給付金を支給する制度です。支給を受けるには条件があります。

### ● 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母、または父が経済的自立のため資格の取得を目的とした講座を受講した場合、受講にかかった費用に相当する給付金(上限あり)を支給する制度です。支給を受けるには条件があります。

## 保育

### 保育園

保育課 TEL 224-5827

保育園は、保護者が仕事を持っていたり、疾病などのため家庭で乳幼児の保育ができなかったりする場合、「児童福祉法」に基づき保護者に代わって保育することを目的とした施設です。市内の施設については市ホームページにて確認できます。



## 認定こども園

保育課 TEL 224-5827

幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持ち、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設です。保育園部分の手続きについては、認可保育園と同様の申し込みが必要となります。

幼稚園部分の手続きについては、直接施設へ申し込んだあと、内定した施設を通じて支給認定申請書等を市へ提出する必要があります。市内の施設については市ホームページにて確認できます。



## 小規模保育施設

保育課 TEL 224-5827

保護者が仕事や病気などのため、家庭で保育することができない0歳から3歳未満の低年齢児を対象とした、定員6人以上19人以下の少人数で行う保育施設です。保育環境や運営、給食の提供など一定の基準を満たす施設を認定しています。手続きについては、認可保育園と同様の申し込みが必要となります。市内の施設については市ホームページにて確認できます。



## 事業所内保育施設

保育課 TEL 224-5827

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。手続きについては、認可保育園と同様の申し込みが必要となります。市内の施設については市ホームページにて確認できます。





## 送迎保育

朝夕の1日2回、朝は保育ステーションから指定の保育所等へ、夕方は指定の保育所等から保育ステーションへ児童を送迎するとともに、保護者が迎えに来るまで児童をお預かりします。

### ■川越市保育ステーション

運営受託事業者(社福)ともいき会  
中原町2丁目1-9

子育て安心施設2階

TEL 277-3070

## 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

保育課 TEL 224-5827

保護者の就労要件等を問わず、月10時間を上限に時間単位で子どもを保育所等に預けることができる「こども誰でも通園制度」を実施しています。(令和8年4月より本市を含む全国の自治体で実施されています)。

対象は、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の子どもです。

利用に係る手続きや施設ごとの利用できる年齢や時間等につきましては、市ホームページをご確認ください。



## 一時預かり

保護者が就労・就学・職業訓練など、または疾病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭・裁判員に選ばれた場合などで一時的に家庭保育が困難なときに、下記の保育園で子どもを保育します(保育園によって、対象年齢が異なります)。

なお、必ず事前に保育園に詳細をお尋ねください。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ■中央保育園        | 小仙波町2丁目49-11 |
| ■大東保育園        | 豊田本5丁目23-1   |
| ■高階保育園        | 藤原町27-6      |
| ■下田保育園        | 的場北2丁目12-8   |
| ■むさしの保育園      | 的場420-1      |
| ■貴精保育園        | 今福1334-1     |
| ■増美保育園        | 岸町3丁目28-1    |
| ■マーガレット保育園    | 天沼新田54-6     |
| ■芳野保育園        | 谷中32-5       |
| ■風の子保育園       | 松郷715-1      |
| ■はるかぜ保育園      | 大中居571-5     |
| ■風の子第二保育園     | 松郷701-3      |
| ■伊佐沼すまいる保育園   | 古谷上2237-1    |
| ■さくらんぼ保育園     | 砂新田6丁目12-8   |
| ■おがやの里しもだ保育園  | 小ケ谷366-1     |
| ■かつらの木保育園     | 小室40-1       |
| ■ともいき保育園      | 笠幡1645-125   |
| ■星の子みのり保育園    | 木野目1526      |
| ■紀秀会川越やまだ保育園  | 山田516-9      |
| ■さくらんぼ第二保育園   | 笠幡237-6      |
| ■高階すまいる保育園    | 諏訪町20-10     |
| ■紀秀会川越南やまだ保育園 | 山田2025-5     |
| ■川越市保育ステーション  | 中原町2丁目1-9    |
- ※一時預かりの実施園は今後変更の可能性があります。

## 延長保育

全ての保育園で行っていますが、各保育園で時間が異なります。詳しくは各保育園にお尋ねください。

## 病児保育

保護者の勤務の都合や疾病、事故、出産などのため、家庭で保育することができない病気または病気回復期の生後2か月～小学3年生までの児童を保育します。実施施設は、「育児サポートアイアイ(愛和病院建物西側奥)」「みついキッズケア(三井病院内3階)」および「おさるのゆりかご(おぜきこどもクリニック内)」と「ハートランドともいき(ともいき保育園内)」(病気回復期のみ)です。手続きについては、市ホームページをご確認ください。



■こども育成課 TEL 224-5724

■育児サポート アイアイ

TEL 235-8926

■みついキッズケア

TEL 080-1751-6554

■おさるのゆりかご

TEL 265-8800

■ハートランドともいき

TEL 227-3811

上記施設とは別に、以下の認可外保育施設においても病児保育を実施しています。詳しくは直接施設にお尋ねください。

■ここしあ保育園

TEL 298-5226(病児保育直通)

0・1・2歳のあたたかな学び舎。

幼稚園連携保育室 N's Garden

七福 - しちふく -

埼玉県川越市中原町2-6-19

TEL:049-298-7790



本川越駅から徒歩2分



shichifuku

七福

## 子育て短期支援事業

こども家庭課 TEL 224-5821  
ひまわりルーム TEL 265-6801

### ● トワイライトステイ事業

保護者が、仕事やその他の理由により、平日の夜間に不在となり家庭において養育することが一時的に困難になった3歳から12歳になった年の年度末までの児童をお預かりします。実施施設は「ひまわりルーム」です。

### ● ショートステイ事業

保護者が、疾病や育児疲れその他の理由により、平日家庭において養育することが一時的に困難になった3歳から12歳になった年の年度末までの児童をお預かりします(宿泊可)。実施施設は「ひまわりルーム」です。

ご希望の手続きについては、実施施設にお尋ねください。

## 幼稚園

小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設です。

4時間程度の教育時間に加えて、午後6時前後まで子どもを預けることができる園もあります。

私立幼稚園(市内には公立の幼稚園はありません)に入園を希望する方は、直接幼稚園にお尋ねください。市内の施設については市ホームページにて確認できます。



## 学童保育

教育財務課 TEL 224-5107

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、児童の健全な育成を図るため、市立32小学校内に学童保育室を設置しています。

詳しくは、教育財務課



## 民間放課後児童クラブ

こども育成課 TEL 224-5724

各市立小学校内に設置している学童保育室のほか、民間事業者が運営する放課後児童クラブがあります。詳しくは各施設に直接お尋ねください。

| 施設名                           | 所在地                         | 電話番号                       |
|-------------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 芳野キッズ<br>(芳野保育園隣接)            | 谷中32-2                      | 225-6451<br>(芳野保育園)        |
| 山手ジュニア<br>学童クラブ<br>(川越本部校)    | 協田町17-7                     | 227-5011                   |
| 山手ジュニア<br>学童クラブ<br>(川越西口校1号館) | 新宿町<br>1-20-17              | 241-1511                   |
| 山手ジュニア<br>学童クラブ<br>(南古谷校)     | 並木241-1<br>シャンティール<br>ビル1号館 | 236-1222                   |
| 星の子児童クラブ<br>(星の子乳児保育園<br>隣接)  | 並木210-1                     | 235-2320<br>(星の子乳<br>児保育園) |

## 児童の健全育成

### 児童手当など

#### ● 児童手当

こども政策課 TEL 224-6278

高校生年代(18歳の年度末)までの子どもを養育している方に支給されます。申請者は父母のうち所得が高い方となります。出生や転入の際は、申請の手続きをしてください。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。ただし、月末の出生や転入の場合、出生・転出予定日の翌日から15日以内の申請で、出生・転出予定月の翌月分から手当の対象となります。請求事由が発生した後15日以内に災害などの理由で申請できなかった場合、理由がやんだ15日以内の請求でも受け付けできます。

申請の際は、申請者名義の振込先口座のわかるもの・個人番号(マイナンバー)関係書類(番号確認書類および本人確認書類)が必要です。また、世帯の状況に応じ、別途、書類が必要になる場合がありますので、詳しくはお尋ねください。

申請窓口は、こども政策課(本庁舎3階)、市民センター、川越駅西口連絡所です。また、郵送等でも受け付けます。なお、公務員の方は勤務先への申請となります。手当受給中に世帯状況等に変更が生じた場合は、届け出が必要です。

#### ● 児童扶養手当

こども家庭課 TEL 224-5821

離婚や未婚、死別などによって、父または母と生計が同一でない児童や父または母に一定の障害がある児童を養育している方に支給されます。児童とは、18歳になる年の年度末(一定の障害がある児童は20歳未満)までです。ただし、所得制限があります。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。必要書類など、詳しくはお尋ねください。なお、手当受給中に世帯状況等に変更が生じた場合は、届け出が必要です。

#### ● 特別児童扶養手当

こども政策課 TEL 224-6278

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを家庭で養育している父母、またはそれに代わる方に支給されます。ただし、所得制限があります。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。請求事由が発生した後15日以内に災害などの理由で申請できなかった場合、理由がやんだ15日以内の請求でも受け付けできます。必要書類など、詳しくはお尋ねください。なお、手当受給中に世帯状況等に変更が生じた場合は、届け出が必要です。

#### ● 遺児手当

こども政策課 TEL 224-6278

父母のいない(父母が子どもと別居し、扶養していない場合も含み、養護施設に入所している者を除く)15歳の年度末までの子どもの保護者に支給されます。受給要件など、詳しくはお尋ねください。



## 児童センター・児童館

### ● 児童センターこどもの城

児童センターこどもの城  
TEL 225-7289

プラネタリウム(18歳以上も可)では、星座紹介などを行っています。

### ● 川越駅東口児童館 (クラッセ川越4階)

川越駅東口児童館 TEL 228-7719

### ● 高階児童館 (高階市民センター1階)

高階児童館 TEL 238-9525

児童センターこどもの城・川越駅東口児童館・高階児童館は、健全な遊びを通して、子どもたち(18歳未満)の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設です。

| 施設名                        | 所在地<br>電話番号<br>授乳室                                                     |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 児童センター<br>こどもの城            | 石原町1-41-2<br>TEL 225-7289<br>□ 授乳室:あり<br>□ プラネタリウムがあります<br>観覧料:ひとり100円 |
| 川越駅<br>東口児童館<br>(クラッセ川越4F) | 菅原町23-10<br>TEL 228-7719<br>□ 授乳室:あり(5F)                               |
| 高階児童館<br>(高階市民センター内)       | 藤間27-1<br>TEL 238-9525<br>□ 授乳室:あり                                     |

## 埼玉県川越児童相談所

### ● 埼玉県川越児童相談所

TEL 223-4152

所在地 宮元町33-1

子の養育・発達の遅れ・身体障害・性格傾向・非行・登校拒否など、18歳未満の子どもを取り巻くさまざまな問題に応じています。

相談日時

月～金曜日＝午前8時30分～午後6時15分(要電話予約)

## 児童虐待の通告・相談

児童虐待が疑われるときは、ご連絡ください(連絡した人が分からないように配慮しています)。

□ こども家庭課 TEL 224-5821

□ 児童虐待防止SOSセンター  
TEL 0120-283-505

□ 埼玉県川越児童相談所  
TEL 223-4152

□ 児童相談所虐待対応ダイヤル  
TEL 189

□ 埼玉県虐待通報ダイヤル  
TEL #7171

## 遊び場・仲間づくりの場

### ● 公民館

すべての公民館では、子育てに関する講座を開催したり、子育てサロン・サークルの会場としても使われたりしています。子育てサロンは、事前の予約が必要な場合があります。

日程等詳細については、各地区の公民館だより、市ホームページでご確認ください。

また、駐車場に関することは、各公民館へお問い合わせください。

### ● 児童館

18才未満のお子さんが利用できる施設です。おもちゃもありますので、ぜひ利用してみてください。

### ● 図書館

乳幼児向けの絵本や紙芝居はもちろん、子育てに関する様々な図書、離乳食など料理の本、CDやDVDなども借りられます。おはなし会も、こどもの年齢別に4館全部で行っておりますので、詳しくは子育て情報誌「こえどちゃん」をご覧ください。



| 名称                       | 所在地<br>電話番号<br>授乳室                     |
|--------------------------|----------------------------------------|
| 中央図書館                    | 三久保町2-9<br>TEL 222-0559<br>授乳室:あり(1F)  |
| 西図書館                     | 伊勢原町5-1-1<br>TEL 237-5660<br>授乳室:あり    |
| 川越駅東口図書館<br>(クラッセ川越1～3F) | 菅原町23-10<br>TEL 228-7712<br>授乳室:あり(5F) |
| 高階図書館<br>(高階市民センター内)     | 藤間27-1<br>TEL 238-7550<br>授乳室:あり(1F)   |
| 霞ヶ関南分室<br>(霞ヶ関南小学校内)     | かすみ野1-1-4<br>TEL 233-8544              |

## 医療費の支給

### こども医療費の支給

こども政策課 TEL 224-6278

高校生年代(18歳の年度末)までの子どもについて、医療費のうち、医療保険適用後の一部負担金(食事療養標準負担額を除く)を支給します。

出生や転入の際は出生・転入日の翌日から15日以内に登録申請の手続きをしてください。手続きには、子どもの健康保険情報が分かるもの・保護者の振込口座が分かるもの・マイナンバー関係書類(番号確認書類および本人確認書類)が必要です。申請窓口は、こども政策課(本庁舎3階)、市民センター・川越駅西口連絡所です。また電子申請等でも受け付けます。

### ひとり親家庭等医療費の支給

こども政策課 TEL 224-6278

父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計が同一でない家庭や、父または母に一定の障害がある家庭等で、高校生年代(18歳の年度末)までの子ども(一定の障害がある子どもは20歳になるまで)とその養育者の医療費のうち医療保険適用後の一部負担金(食事療養標準負担額を除く)を支給します。ただし、所得制限があります。なお原則、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請を受け付けた日の診療分から支給の対象となるため早めに申請してください。必要書類など、詳しくはお尋ねください。



# 福祉

## 障害のある方

### 障害者総合支援法による福祉サービス

障害者福祉課 TEL 224-5785

障害のある方が地域で自立した生活ができるように、各種サービスが受けられます。

#### 対象

身体、知的、精神(発達障害の方を含む)に障害のある方、難病等の方々

#### 内容

#### ①障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費の支給)

訪問系サービス(居宅介護等)、日中活動系サービス(生活介護等)、居住系サービス(施設入所支援等)があります。

#### ②補装具費の支給

身体に障害のある方、難病等の方が日常生活に必要な車椅子・義肢・補聴器・視覚障害者安全つえの購入などに要する費用を補助します。

#### ③自立支援医療費の支給

障害のある方が心身の障害の軽減等を図るため、必要な医療費の自己負担分の軽減(更生医療・精神通院医療・育成医療)が受けられます。

障害者福祉課 TEL 224-5785

育成医療について＝

健康管理課管理給付担当

TEL 229-4124

### 身体障害者手帳・療育手帳

障害者福祉課 TEL 224-5785

身体障害者福祉法第15条指定医師が作成する市指定の診断書を添えて申請し、視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓の各機能障害または肢体不自由で、法律に定められた程度以上の永続する機能障害があると認められる方に身体障害者手帳を交付します。

なお、身体障害者手帳の交付申請に添付する診断書の作成費用について、補助制度があります。

〈広告〉

**関東補聴器センター**

安心して相談できる  
補聴器の専門店です

営業時間  
9:30~15:00  
定休日  
水曜・土曜・日曜・祝日

川越店 川越市脇田本町13-23  
**☎049-246-8863**  
お気軽にお問い合わせください

**認定補聴器専門店  
補聴器センターかわごえ**

● 試聴・聴き比べ可能  
● 複数メーカー取り扱いあり  
お貸し出し可能です  
お気軽にご相談ください!

- ・ 言語聴覚士在籍
- ・ 認定補聴器技能者在籍
- ・ 障害者総合支援法対応

川越駅東口より徒歩5分 川越メイン裏手エレベーターで2階へお上がりください  
350-0046  
埼玉県川越市菅原町19-1伊勢原六番館2階  
**☎049-299-8002** 9:00~17:00  
定休日:木・日祝

**中村福祉タクシー**  
代表 中村高行

病院・お買い物付き添い  
その他色々、ご相談ください。  
ヘルパー2級、セダン車限定  
24時間OK

〒350-0822  
川越市山田242-5  
携帯 090-3219-2078  
TEL・FAX 049-224-5626

特定非営利活動法人  
エヌピーオー事業協議会

**就労移行支援事業所 Jast**  
就労支援 **Jast**  
作業に特化した  
障がいのある方の職業訓練所

**就職後3年定着率 95%**

見学・実習受付中!  
お気軽にお問い合わせください。

詳しくは  
ホームページで!

☎ 049-298-3303  
川越市山田1431-1  
川越駅東口・本川越駅から東武バス  
八幡団地・東松山行き  
浄国寺バス停下車徒歩3分





また、療育手帳については市に申請し、県の機関である児童相談所または更生相談所で知的障害があると認定された方に手帳が交付されます。

### 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)

障害者福祉課 TEL 224-5785

#### ● 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(そううつ病、統合失調症等)で、一定以上の精神障害が認められていて長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方が、市に申請することで、県から交付されます。申請時に必要な書類など、詳しくはお尋ねください。

＊申請書・診断書の配布、申請受け付けなどは保健所保健予防課でも行っています(手帳の交付に関しては対応できません)。

#### ● 自立支援医療(精神通院医療)

精神障害で定期的な通院治療を必要とする方が支払う医療費について、自己負担の一部を公費で負担する制度です。申請時に必要な書類など、詳しくはお尋ねください。

＊申請書・意見書の配布、申請受け付けなどは保健所保健予防課でも行っています。

#### 対象

精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方

### 心身障害者手当など

障害者福祉課 TEL 224-5785

#### ● 在宅心身障害者手当

在宅で心身に重度の障害のある方(身体障害者手帳1～3級、療育手帳㉔・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級)に手当を支給しています。

＊住民税が課税されている方、施設(障害者支援施設、特別養護老人ホーム等)に入所中の方・平成22年1月1日以降に65歳以上で新規に手帳を取得した方は、対象となりません。

#### 手続き

本人名義の預金通帳・身体障害者手帳(または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)・マイナンバー(個人番号)および本人確認書類を持って、障害者福祉課(本庁舎1階)までお越しください。

#### ● 特別障害者手当

20歳以上で、精神または身体の重度の障害のため、日常生活において常時特別介護を要する状態にある方(施設に入所中の方や、病院などに継続して3か月を超えて入院している方を除く)に支給します。

所得に応じて支給の制限があります。

手当用診断書(市が指定した様式により指定医師が作成したもの)が必要となる場合があります。

#### ● 障害児福祉手当

20歳未満で次のいずれかに該当する方。

□身体障害者手帳1級および2級の一部の方

□療育手帳㉔相当の方

□精神障害・血液疾患などで上記の2つと同等の方

ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方や施設に入所中の方を除く。

所得に応じて支給の制限があります。

手当用診断書(市が指定した様式により指定医師が作成したもの)が必要となる場合があります。

#### ● 経過的措置による福祉手当

対象は、昭和61年4月1日の制度改正以前に20歳以上で、制度改正前の福祉手当を受給していた方です(障害基礎年金・特別障害者手当の受給者や施設に入所している方を除く)。

所得に応じて支給の制限があります。

### 自動車に関する補助・助成

障害者福祉課 TEL 224-5785

#### ● 自動車運転免許取得費の補助

障害者手帳の交付を受けている方で運転免許の取得により就労(通勤)などの社会活動の拡大の見込みがある方を対象に補助を行っています。

#### ● 自動車改造費の助成

身体障害者手帳の交付を受けている方で上肢、下肢または体幹機能に障害のある方に対し、就労に伴い本人が所有し運転する自動車の走行装置および駆動装置などの一部を改造する必要がある場合、費用を助成します(所得制限あり)。

### 有料道路料金の割引

障害者福祉課 TEL 224-5785

自動車の有料道路料金を割引します。

#### 対象

身体障害者手帳の交付を受けている方で、自ら運転する乗用自動車等。

身体に重度の障害のある方または重度の知的障害の方が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用自動車等。

＊割引きの対象となる自動車には一部制限があります。

### 軽自動車税などの減免

軽自動車税 市民税課

TEL 224-5637

#### ● 軽自動車税の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、かつ、障害の程度が一定以上の方のためにもっぱら使用される軽自動車等については、軽自動車税の減免制度があります。

#### ● 自動車に関する税金の減免

自動車税の減免については、下記までお尋ねください。

| 窓口                   | 電話番号         |
|----------------------|--------------|
| 埼玉県自動車税事務所<br>所沢支所   | 04-2998-1321 |
| 埼玉県自動車税事務所<br>課税第二担当 | 048-658-0227 |

＊自動車税減免申請はどちらの窓口でも申請可能です。

＊一部の申請については、川越県税事務所(TEL 242-1801)でも受け付けできます。

## 旅客運賃・ 携帯電話料金の割引

各会社窓口

### ● 旅客運賃の割引、携帯電話料金の割引

障害者手帳を掲示することにより、各種交通機関の運賃、または携帯電話料金の割引が受けられる場合があります。ただし、一定の制限がありますので各窓口へお問い合わせください。

## 市内循環バス(川越シャトル)の特別乗車証

障害者福祉課 TEL 224-5785

障害者手帳の交付を受けた方などに、市内循環バス(川越シャトル)が無料で利用できる特別乗車証を交付します。手帳の種類や、障害者福祉サービスおよび地域生活支援事業の支給決定内容により、介護者も無料となる場合があります。詳しくはお尋ねください。

## 重度心身障害者タクシー 利用券・ガソリン利用券

障害者福祉課 TEL 224-5785

身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1級の方にタクシー利用券またはガソリン利用券を交付しています。

市ホームページから電子申請ができます。

### ● タクシー利用券

県内に営業所のあるタクシーを利用するとき、初乗り料金相当分が割引となる利用券です。

### ● ガソリン利用券

市と協定を結んでいるガソリンスタンドで割引を受けることができる利用券です。

\*いずれか一つの利用券のみの交付となります。

## 日常生活用具費の支給

障害者福祉課 TEL 224-5785

### ● 日常生活用具費の支給

在宅で障害のある方、難病等の方に対し、日常生活をサポートするための用具費を支給します。

### 支給対象となる用具の例

点字タイプライター・聴覚障害者用屋内信号装置・特殊寝台・電磁調理器・火災警報器・視覚障害者用時計など

## 重度身体障害者入浴サービス

障害者福祉課 TEL 224-5785

在宅で入浴が困難な身体に重度の障害のある方(介護保険対象者は除く)または高度な医療的なケアを要する重症の心身障害のある方に、巡回入浴車による訪問入浴サービスに要する費用を支給します。申し込みには、所定の医師の入浴意見書が必要です。

## NHK放送受信料の免除

障害者福祉課 TEL 224-5785

NHKさいたま放送局  
経営管理企画センター  
TEL 048-833-2045

障害のある方が世帯構成員であり、世帯全員が住民税非課税の場合、全額免除が受けられます。

視覚・聴覚に障害のある方または重度の障害のある方が世帯主で、かつ放送受信契約者の場合、半額免除が受けられます。

## 重度身体障害者寝具乾燥

障害者福祉課 TEL 224-5785

在宅で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方に対し、寝具を乾燥し、衛生と健康の保持を目的とする制度です。

## 重度身体障害者寝具丸洗い

障害者福祉課 TEL 224-5785

在宅で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方に対し、寝具を丸洗いし、衛生と健康の保持を目的とする制度です。

## 緊急通報システム

障害者福祉課 TEL 224-5785

身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方で、1人暮らしまたはそれに準じ、自宅に電話のある方に設置します。

## 110番アプリシステム・FAX110番

埼玉県警察本部通信指令課  
TEL・FAX 048-832-0110

埼玉県警察では、聴覚・言語に障害のある方などが事件や事故にあった

とき、警察へ緊急通報できる手段としてスマートフォンなどを利用して、文字や画像により通報する「110番アプリシステム」や、ファクスを利用した「FAX110番」を開設しています。

詳しくは、埼玉県警察ホームページをご確認ください。

FAX110番(通報)

FAX 0120-264-110

## FAX119番

消防局指令課

TEL 226-7408 FAX 225-2564

聴覚・言語に障害のある方が緊急時に利用できます。火事・救急の際にご利用ください。専用の用紙がありますので、緊急時に備え、あらかじめ必要事項を記入しておくようにしてください。なお、手話通訳者の手配が必要な場合はその旨を記入してください。FAX119番(通報)=FAX 119(局番なし)

## Net119緊急通報システム(Net119)

障害者福祉課

TEL 224-5785 FAX 225-3033

消防局指令課

TEL 226-7408 FAX 225-2564

聴覚・言語に障害のある方が、携帯電話またはスマートフォンのインターネット接続機能を利用して、ブラウザ上での項目選択および文字入力での119番通報が行えるシステムです。手話通訳者の手配が必要な場合は、通報時の入力欄に入力してください。

このシステムは登録制です。障害者手帳、利用を希望される携帯電話またはスマートフォンを持参し、障害者福祉課(本庁舎1階)で申請を行ってください。

申請書の配布場所は、障害者福祉課、川越地区消防組合各消防署・各分署です。また、川越市ホームページ、川越地区消防組合ホームページからダウンロードできます。

## 全身性障害者介護人派遣事業

障害者福祉課 TEL 224-5785

市内在住の18歳以上の全身性障害のある方で身体障害者手帳を持ち、特別障害者手当の支給に該当する方および脳性まひによる障害の程度が1級で、外出に当たり適当な介護者がいない方に派遣します。



福祉



## 重度障害者居宅改善整備費補助

障害者福祉課 TEL 224-5785

身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能障害の程度が1級または2級である者として記載されている方が住宅の一部を障害に応じて使いやすく改造する場合、予算の範囲において改善工事費を補助します。ただし、介護保険または日常生活用具給付の対象となる工事や、新築・改築・増築に際して行う工事は除きます。

## 視覚障害者 ガイドヘルパー

社会福祉協議会 TEL 225-5703

重度の視覚障害(身体障害者手帳1級)のある方が、社会生活を送るうえで外出する際に(原則市内)付き添いがなく、支障がある場合に移動を支援します。

## 手話通訳者の派遣

障害者福祉課  
TEL 224-5785 FAX 225-3033

手話を使う聴覚に障害のある方が、社会生活を送るうえで必要なときに、手話通訳者を派遣します。市ホームページから電子申請ができます。

## 要約筆記者の派遣

障害者福祉課  
TEL 224-5785 FAX 225-3033

要約筆記を必要とする聴覚に障害のある方が、社会生活を送るうえで必要なときに、要約筆記者を派遣します。

## 盲ろう者向け通訳・ 介助員の派遣

埼玉盲ろう者友の会派遣事業担当  
TEL・FAX 048-823-7080

盲ろう者(視覚・聴覚の両方に障害のある方)に対し、社会生活を送るうえで必要なときに、通訳・介助員を派遣します。

＊職員がいるのは、火～金曜日、午前9時30分から午後4時30分までです。

メールでの問い合わせ

haken.saitama-db@r9.dion.ne.jp

## 地域生活支援事業の サービス利用

障害者福祉課 TEL 224-5785

障害のある方があらかじめ利用者登録することで屋外での移動の支援(移動支援)、事業所にて日中の活動の場の提供(日中一時支援)、創作活動または社会との交流の促進等(地域活動支援センター)などのサービスを受けます。

## 障害者等生活サポート事業

障害者福祉課 TEL 224-5785

障害のある方が、あらかじめ利用者登録することで、市へ登録した民間のサービス団体による一時預かり、介護人の派遣、介護に伴う送迎、外出のときの援助などのサービスを受けられます。

＊18歳未満の障害児は生計中心者の所得に応じて、登録団体の利用料の一部が補助されます。

## 埼玉県心身障害者 扶養共済制度

障害者福祉課 TEL 224-5785

心身に障害のある方を扶養している保護者が毎月一定の掛け金を納めると、保護者に万一のことがあった場合、残された心身に障害のある方に終身一定の年金が給付されます。

加入資格は知的障害のある方、身体障害者手帳1～3級所持の障害者、精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が前記の障害と同程度の方を扶養している65歳未満の方であって県内に住所を有し、特別の疾病または障害がなく、生命保険の被保険者となることのできる方です。

## 相談支援事業

障害者総合相談支援センター  
生活相談 TEL 293-9290  
就労相談 TEL 293-4319

障害のある方やそのご家族等へ総合的・専門的な相談支援や就労相談支援を行います。

## ファクスによる問い合わせ

電話の使用が困難な方は、ファクスをご利用ください。

- 川越市役所 FAX 225-2895
- 障害者福祉課 FAX 225-3033
- 社会福祉協議会 FAX 226-7666
- 職業センター FAX 232-9912
- みよしの支援センター FAX 233-8417
- 総合福祉センター・オアシス FAX 228-0202
- 障害者総合相談支援センター  
(生活相談) FAX 293-9291  
(就労相談) FAX 293-4329

## 障害のある子のための施設

- 川越市児童発達支援センター  
TEL 257-6900

発育発達に不安や心配のある就学前の子どもを対象に、一人ひとりの特性に応じた、適切かつ総合的な働きかけを行うことにより成長発達を促す通所支援を行います。

子どもの主体性を尊重し、一人ひとりの状況に応じた支援計画を立てて支援します。

＊利用にあたっては通所受給者証の申請が必要です。

- 障害児通所支援(通所給付費の支給)  
療育支援課 TEL 224-6247

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの支援があります。

子どもの発達支援・相談などは、▶ 60ページに掲載しています。

## 高齢者

### 高齢者の生きがいを 支援するために

#### ● 市内循環バス(川越シャトル) 特別乗車証の交付

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

70歳以上90歳未満の方には、割引乗車証を発行します。また、90歳以上の方には無料乗車証を発行します。

#### ● 健康ふれあい入浴

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

65歳以上の方が、下記の入浴施設を利用する際に料金の一部(200円)を補助する利用券(年度6回分)を交付します。

- 川越湯遊ランド 新富町1丁目9-1
  - 小江戸はつかり温泉 渋井26-1
  - 小江戸温泉KASHIBA 松郷1313-1
  - 小さな旅 川越温泉 上野田町41-7
  - 天然温泉ふるさとの湯 坂戸市粟生田40
  - 野天風呂蔵の湯 鶴ヶ島市新町3-5-4
- ※利用できる施設が変更となる場合があります。

#### ● 敬老マッサージサービス

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

70歳以上の方(年度内に70歳に達する方)に、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅうの利用券(年1回分)を交付します。

#### ● 長寿祝い金

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

9月1日現在、引き続き1年以上市内に住んでいる88歳、100歳、最高齢(男・女)の方にお贈りします。

#### ● 金婚祝記念品

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

結婚50周年を迎える夫婦に、祝状と記念品を贈呈します。申請については、広報川越などでお知らせします。

#### ● 介護支援いきいきポイント事業

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

市の指定を受けた介護関連施設等でボランティア活動を行った際にポイントがたまり、翌年度に活動奨励金や市の特産品などと交換できます。

#### 対象

市内に住所を有する65歳以上で、活動の実施が可能な身体状況であり、登録研修を受講のうえ、登録手続きをした方

#### ● 老人クラブ

老人クラブ連合会事務局  
(社会福祉協議会内) TEL 225-5703

豊かで健康な老後の生活を送るため、高齢者が、地域ごとに結成、活動しており、令和7年4月現在、65のクラブがあります。加入は、おおむね60歳以上の方が対象です。クラブの人数に応じて助成金を給付します。

#### ● 高齢者の働く機会

シルバー人材センター TEL 222-2075

働くことにより自らの生きがいを求める、60歳以上の健康な方を募集しています。

### 高齢者の住環境のために

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

#### ● 住宅改善費助成

介護保険法に基づく要介護および要支援の認定を受けていない65歳以上の方が、要介護状態への進行予防のために、居宅の改善を行う場合、経費の一部を助成します。

市内に1年以上居住し、本人と同居者それぞれの市民税所得割が10万円以下の方などの対象要件があります。

#### ● 住替家賃助成

65歳以上で家主から立ち退きを要求され、他の民間賃貸住宅に転居した方に、家賃の差額および転居一時金を助成します。対象となるのは、65歳以上の1人暮らし世帯あるいは65歳以上の方を含む60歳以上の方のみの世帯で、1年以上市内に居住し、生計中心者の市民税所得割が非課税で転居後の家賃が6万5,000円未満の方です。ただし、生活保護受給者は対象外です。



福祉

＜ 広告 ＞

もしかして認知症?と思ったら…

ものわすれ相談

ふけびょういん 検索



完全予約制 ふじみ野市亀久保 2197

049-264-8811

「ものわすれ相談」とお伝えください。

医療法人社団富家会  
FUKE 富家病院



## ● 高齢者住宅整備資金の貸付

60歳以上の親族と同居しているか同居しようとしている方が、高齢者専用の居室等を増改築する場合に資金を貸付けます。1年以上市内在住で、市税を完納の方。連帯保証人など一定の要件があります。

## ● 老人アパート

65歳以上の1人暮らしで、家主から立ち退きを要求されるなど緊急に住宅の確保が必要な方に、市が借り上げたアパートを提供しています。空室が出た場合、広報川越で募集します。

### 要件

- ①生活保護受給者または市県民税が非課税
- ②引き続き市内に2年以上居住している
- ③独立して通常生活を営むことができる

**高齢者の生活支援のために**  
高齢者いきがい課 TEL 224-5809

## ● 要介護高齢者手当

要介護高齢者に手当を支給。申請を受理した当月分から支給。

**対象** 65歳以上の在宅の要介護高齢者(要介護3～5の認定者)

## ● 家族介護慰労金

要介護4または5と認定されている方を、主として在宅で介護している家族の方に慰労金を支給。

### 対象

次の条件を全て満たしている被保険者を、主として在宅で介護している家族の方

- 要介護4または5と認定された期間において、継続して1年間、介護保険のサービス(年間1週間以内の短期入所サービスの利用を除く)を利用していない(連続90日を越える長期入院があった場合、入院の前後の在宅期間を合わせて1年間とします)
- 要介護者、家族の方のいずれも市県民税が非課税

## ● 紙おむつ給付

紙おむつを給付(上限あり)。申請を受理した翌月から給付。

### 対象

65歳以上の在宅の要介護高齢者(要介護4～5の認定者または要介護1～3の認定者のうち一定の要件を満たす方)で、常時失禁の状態にあり、排せつの介助が必要な方

## ● 寝具丸洗い

年1回寝具の丸洗いを無料で行います。申請については、広報川越などでお知らせします。

### 対象

65歳以上で、本人および同居者の市民税所得割が非課税である方のうち、要介護高齢者手当受給者または、1人暮らしの方

## ● 訪問理美容サービス

理容師・美容師が、在宅の高齢者の居室を訪問して調髪・カットを行います。1年度につき4回まで(決定日により回数が異なります)。

### 対象

65歳以上で、加齢に伴う身体機能の低下や病気などにより、店まで出向くことが困難な在宅の高齢者のうち、要支援1・2または要介護1～5の認定者

## ● 日常生活用具給付・貸与

**給付** 自動消火器・火災警報器・電磁調理器

＊生計中心者の所得に応じて自己負担があります。

＊自動消火器・火災警報器については、市内在住の65歳以上で在宅の要介護高齢者(要介護1～5の認定者)と1人暮らしの方が対象です。

＊電磁調理器については、65歳以上で在宅の1人暮らしの方が対象です。

**貸与** 老人用電話(電話回線の貸与)

＊市民税所得割が非課税の65歳以上の1人暮らしかつ現に電話の権利を有しない方が対象です。電話機購入費、通話料等は本人負担です。

## ● 緊急通報システム

おおむね65歳以上の慢性疾患により常時注意を要する1人暮らしの方(日中独居世帯等を含む)で、電話加入者を対象に、緊急事態発生時に消防局に緊急通報ができる装置を貸与します。

費用 無料

※ただし、日中独居世帯等は、所得に応じて費用の一部を負担。

## ● 配食サービス

65歳以上の1人暮らしの方(日中独居世帯等を含む)で、高齢・心身の障害などの理由により自分で調理や買い物することが困難な方に食事をお届けするとともに、安否を確認します。1日1食(昼食分または夕食分)、週4回まで。

## ● 救急情報キット

65歳以上の1人暮らし世帯等に、救急時に必要な情報(かかりつけの医療機関や緊急連絡先など)を記入・保管できるシート等を民生委員が配付します。

## ● 生活管理指導短期宿泊

介護保険法に基づく要介護および要支援の認定を受けていない65歳以上の方のうち、基本的な生活習慣が欠如している方を一時的に養護する必要がある場合、施設で短期間の宿泊により日常生活に対する支援・指導を行います。

利用回数 年度7日以内

## 成年後見等制度利用支援

高齢者いきがい課

TEL 224-5809

障害者総合相談支援センター

TEL 293-9290

認知症、知的障害、その他の精神上的の障害があることにより物事を判断する能力が十分ではない方は、財産管理や介護施設への入所の契約を結んだり、遺産分割を行ったりすることが困難な場合があります。また、自分に不利益な契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような方を保護し支援するのが成年後見制度です。

成年後見(保佐・補助)の申し立てを行う場合に、親族がいない、または親族がいても申し立てを行うことが難しい方に対し、相談・支援を行います。成年後見人などへの報酬について、本人の所得状況により助成を行います。

## 川越市成年後見センター

川越市成年後見センター(オアシス内)

TEL 225-5703

成年後見制度に関する総合窓口として窓口相談や講座を行います。

電話での問い合わせも随時受け付けています。

## 地域福祉

### ボランティア支援活動

ボランティアを行いたい方、ボランティアの派遣を希望する方の相談は、下記の窓口で受け付けています。

#### ● 川越市ボランティアセンター

□ ボランティア室(オアシス内)

TEL 225-6931(火・水・金・土曜日、午前10時～午後3時)

□ ボランティアビューロー西(メルト内)

TEL 231-5730(水・土曜日、午前10時～午後3時)

□ ボランティアビューロー南(ジョイフル内)

TEL 248-0737(水・土曜日、午前10時～午後3時)

□ ボランティアビューロー保健センター(総合保健センター内)

TEL 226-0118(水・金曜日、午前10時～午後3時)

### 川越市自立相談支援センター

川越市自立相談支援センター

TEL 293-9413

失業、病気、家族の問題などが原因で、生活に困っている人からの相談に応じて、必要な情報提供等を行い、寄り添って自立へ向けたさまざまな支援を行っていきます。

## 福祉施設

### 川越市総合福祉センター・オアシス

川越市総合福祉センター・オアシス

TEL 228-0200

福祉の向上と地域福祉促進の拠点として高齢者および障害のある方の「自立支援」「生きがいづくり」「健康の維持・増進」を図る施設です。一般の方も利用できる温水プール・体育室があります。



福祉



## 老人福祉センター

西後楽会館(笠幡3574) TEL 232-6177

高齢者の健康増進と教育、レクリエーションのための施設。60歳以上の方は無料で利用できます。大浴場があります。

## 老人憩いの家

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

教養の向上やレクリエーションなどの場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図るための施設です。60歳以上の方が無料で利用できます。

■小ヶ谷老人憩いの家(小ヶ谷159-17) TEL 245-8494

■高階北老人憩いの家(砂新田1丁目16-1) TEL 248-6565

■川越駅東口老人憩いの家(菅原町23-10) TEL 228-7717

## 老人ホーム

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

### ●養護老人ホーム

環境上の理由および、経済的な理由により、在宅での生活が困難な65歳以上の方を対象にした施設です。本人と扶養義務者の所得に応じた負担があります。

■やまぶき荘(笠幡3590-2)  
TEL 231-1551

### ●生活支援ハウス(メトレ)

1人での生活に不安がある高齢者に対し、住居・相談などのサービスを提供します。

#### 対象

市内に住所がある60歳以上で、次の要件を全て満たす方

■1人暮らしまたは夫婦のみの世帯に属している

■家族による援助を受けることが困難である

■独立して生活することに不安がある

#### 費用

居住部分に係る利用料(所得により異なる)と光熱水費などの実費

## 生活保護・見舞金など

### 生活保護

生活福祉課 TEL 224-5784

収入が少なく、生活に困っている方へ経済的な支援を行うことで生活を安定させ、就労支援等によって自立できるようにお手伝いをします。

生活保護費は、最低限度の生活を維持できるよう国の基準に基づいて支給されます。経済的に困りの方は、ご相談ください。

### 見舞金など

#### ●災害見舞金

福祉推進課 TEL 224-5769

災害により被災した方に見舞金を支給します(災害救助法の適用を受けないものに限る)。

#### ●難病患者見舞金

障害者福祉課 TEL 224-5785

市内に1年以上住所を有し、指定難病医療受給者証(埼玉県発行)、特定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、指定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、川越市小児慢性特定疾病医療受給者証(川越市発行)のいずれかの交付を受けている方が申請することにより、見舞金の支給が受けられます。市ホームページから電子申請ができます。

\*健康管理課(総合保健センター1階)でも申請受付を行っています。

## 戦没者遺族・戦傷病者の援護

福祉推進課 TEL 224-5769

戦没者の遺族および戦傷病者に対する給付金などの事務を行っています。

## 民生委員・児童委員

福祉推進課 TEL 224-5769

令和8年4月1日現在、485人の民生委員・児童委員が、生活に困っている方などの自立支援に必要な相談や援助を行っています。

傷病・失業・心身の障害・児童問題・ひとり親家庭・高齢者などの問題でお困りのときは、各地区の民生委員・児童委員にご相談ください。

## 医療費助成

### 重度心身障害者医療費の助成

高齢・障害医療課 TEL 224-6195

身体障害者手帳1～4級、療育手帳④・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方、または埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方が、医療機関などにかかったときの保険診療による一部負担金を助成します(精神障害者保健福祉手帳1級の方は、精神病床への入院費用は助成対象外。精神障害者保健福祉手帳2級の方は、自立支援医療(精神通院医療)に係る自己負担額が助成対象)。ただし、一定以上の所得がある場合は、支給を停止します。

登録が必要です。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つと加入健康保険を証する書面(資格確認書等)・振込先口座が分かるもの(通帳等)・印鑑・マイナンバー確認書類を持って、高齢・障害医療課(本庁舎2階)にお越しください。平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった方は対象外です。



福祉

＜広告＞

## 勝股歯科医院

お口の悩み、まずは  
お電話でご相談ください

駐車場 一台分有り  
(生活保護 ご対応致します)

最寄り 東上線土曜岡駅

〒350-1142 川越市藤間855  
TEL・FAX 049(242)3970



# 国保・後期高齢・年金

## 国民健康保険(国保)

### 国保の手続きと国民健康保険税(国保税)

国民健康保険課資格賦課担当 TEL 224-5833

国保は、病気やけが等に関して必要な保険給付を行う医療保険制度です。

#### ①国保へ加入する方

勤務先の健康保険・公務員などの共済保険・船員保険・後期高齢者医療制度などに加入している方、生活保護を受けている方、および健康保険加入者の扶養家族になっている方以外は、必ず加入しなければなりません。

日本に居住する外国人も、3か月を超える在留期間があり、ほかの保険に加入していない方は、国保に加入することになります。

**手続き** 下表を参考にして、14日以内(死亡の場合は7日以内)に届け出を済ませてください。

#### ②国保税(医療保険分・後期高齢者支援金等分・介護保険分・子ども・子育て支援金分)

税額の計算は医療保険分・後期高齢者支援金等分・介護保険分・子ども・子育て支援金分とも、前年中の所得に基づいて計算される所得割額と被保険者の人数によって計算される均等割額の合計額となります。介護保険分は、40歳から64歳までの方が対象です。国保税は、世帯主が納税義務者となります。

#### 国保の加入・脱退等の手続き

以下の書類に加えて、マイナンバーカード、またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類が必要です。

|       | こんなとき                | 届け出に必要な物                                                                                                                 |
|-------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国保に加入 | 他の市区町村から転入してきたとき     | <input type="checkbox"/> 転出証明書                                                                                           |
|       | 職場の健康保険をやめたとき        | <input type="checkbox"/> 職場の健康保険をやめた証明書(健康保険資格喪失証明書など)                                                                   |
|       | 職場の健康保険の被扶養者から外れたとき  | <input type="checkbox"/> 被扶養者から外れた証明書(健康保険資格喪失証明書など)                                                                     |
|       | 子どもが生まれたとき           | <input type="checkbox"/> 資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか                                                                            |
|       | 生活保護を受けなくなったとき       | <input type="checkbox"/> 生活保護廃止決定通知書                                                                                     |
|       | 外国人が加入するとき           | <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> パスポート(※他の書類が必要となる場合があります)                                        |
| 国保を脱退 | 他の市区町村に転出するとき        | <input type="checkbox"/> 資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか                                                                            |
|       | 職場の健康保険に加入したとき       | <input type="checkbox"/> 職場の健康保険に加入したことがわかるもの(資格情報のお知らせ・資格確認書等)                                                          |
|       | 職場の健康保険の被扶養者になったとき   | <input type="checkbox"/> 国保の資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか                                                                         |
|       | 生活保護を受けるようになったとき     | <input type="checkbox"/> 資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか<br><input type="checkbox"/> 生活保護開始決定通知書                                    |
|       | 国保被保険者が死亡したとき        | <input type="checkbox"/> 資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか                                                                            |
| その他   | 市内で住所が変わったとき         |                                                                                                                          |
|       | 世帯主や氏名が変わったとき        | <input type="checkbox"/> 資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか                                                                            |
|       | 世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき |                                                                                                                          |
|       | 施設入所のため別に住所を定めるとき    | <input type="checkbox"/> 資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか<br><input type="checkbox"/> 入園(在所)証明書 <input type="checkbox"/> 施設入所先の住民票   |
|       | 修学のため別に住所を定めるとき      | <input type="checkbox"/> 資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか<br><input type="checkbox"/> 在学証明書(学生証の写し) <input type="checkbox"/> 修学先の住民票 |
|       |                      |                                                                                                                          |

■ 所得割額(前年中の所得から算定される税額です)(総所得金額等-基礎控除額43万円)×所得割税率=所得割額

■ 均等割額(世帯の国保加入者の人数から算定される税額です)

#### ③国保税の減免

■ 不慮の事故や災害などの理由で、どうしても国保税を納めることができないときは、支払い延期(納税の猶予)や減免の制度があります。

■ 出産する予定、または出産した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険税を減免します(届出が必要)。出産予定日(または出産日)の属する月の前月から出産予定日(または出産日)の属する月の翌々月までの4か月が対象で減免には届出が必要です。



## 国保で受けられる 給付と手続き

国民健康保険課保険給付担当  
TEL 224-5836

### ● 医療費

医療機関などに資格確認書またはマイナ保険証を提示してください。

皆さんが支払う費用(一部負担金)は、掛かった医療費の3割です。なお、義務教育就学前は2割、70歳以上の方は、掛かった医療費の2割または3割です。

緊急の場合などやむを得ない理由で資格確認書またはマイナ保険証を提示しないで医療行為を受けたときは、医療費全額を医療機関などで支払うことになりますが、申請により一部支給される場合があります。

疾病や災害などの特別な事情で生活が著しく困難なときは、一部負担金の減免が受けられる場合があります。

### ● 出産育児一時金の支給

市の国保に加入している方が出産した場合には、出産育児一時金が支給されます。

なお、出産育児一時金を市の国保が医療機関へ直接支払うことで、被保険者の負担を軽減する制度(直接支払制度)があります。この制度を利用する場合、出産前に出産予定の医療機関へお申し出ください。

直接支払制度を利用しない場合、または直接支払制度を利用した場合でも、出産に要した費用が支給額に満たなかった場合には、医療機関との精算を行った後、市の国保への申請が必要になります。

#### 申請に必要なもの

- ☐ 出産者の資格確認書またはマイナ保険証
- ☐ 振込先口座を確認できる物  
\*公金受取口座を利用する場合は不要です
- ☐ 領収書(産科医療補償制度対象分娩の場合は、所定の文言が明記された物)
- ☐ 直接支払制度の利用に関する合意文書の写し
- ☐ 妊娠85日以上の子死産、流産の場合は死産証明または死胎埋火葬許可証の写し

- ☐ マイナンバー関係書類(番号確認書類および身元確認書類)

なお、出産育児一時金の支給が見込まれる世帯に、事前に出産費用を貸し付ける制度もあります。詳しくは、お尋ねください。

### ● 葬祭費の支給

市の国保に加入している方が死亡し、葬祭を行った場合には、葬祭を執行了の方に、葬祭費が支給されます。ただし、社会保険などから同等の給付を受けた方を除きます。

#### 申請に必要なもの

- ☐ 亡くなられた方の資格確認書またはマイナ保険証
- ☐ 振込先口座を確認できる物  
\*公金受取口座を利用する場合は不要です
- ☐ 葬祭を執行了の方が確認できる会葬状など
- ☐ マイナンバー関係書類(番号確認書類および身元確認書類)

### ● 高額療養費の支給

同一月に支払った医療費(保険診療の対象とならない医療行為や食事療養費は除く)の自己負担額が一定額を超えたとき、その超えた分を高額療養費として支給します。該当する場合には診療月の2~3か月後に世帯主あてに申請書を送ります。

#### 申請に必要なもの

- ☐ 申請書
- ☐ 振込先口座を確認できる物  
\*公金受取口座を利用する場合は不要です
- ☐ 医療費の領収書
- ☐ マイナンバー関係書類(番号確認書類および身元確認書類)

### ● 限度額適用認定証

事前に医療費が高額になることが分かっている場合、限度額適用認定証の交付申請をし、認定証を医療機関窓口に掲示することで、同一月における1医療機関での窓口負担が一定額までとなります。70歳未満の方は納期限を過ぎた国保税に未納がある場合には、交付できません。70歳以上の方は交付対象となるか事前にお問い合わせください。

#### 申請に必要なもの

- ☐ 認定証の対象となる方の資格確認書またはマイナ保険証
  - ☐ マイナンバー関係書類(番号確認書類および身元確認書類)
- \*マイナ保険証でも限度額適用が可能です。詳しくはお尋ねください。

### ● 保険診療の対象とならない場合

国保の給付は健康診断、予防接種、正常な妊娠・分娩、経済的理由による妊娠中絶、美容整形、差額ベッド料金、歯列矯正には適用されません。また、犯罪行為・けんか・飲酒などによるケガも給付が制限されます。

### ● 交通事故などの治療費一時立て替え

交通事故などで第三者から傷害を受けた際の治療費は、過失割合に応じて加害者の負担になります。しかし、和解に時間がかかったり、加害者に当座の支払い能力がない場合には、国保が治療費の7割(または8割)を一時立て替え、後日、加害者に返済してもらいます。資格確認書またはマイナ保険証を使用するときは、必ず市の国保に届け出てください。

## 特定健康診査・脳ドック

国民健康保険課管理保健担当  
TEL 224-6147

### ● 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドロームの予防・改善を目的に、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

市の国保に加入している40歳から74歳までの方が対象です。「特定健康診査受診券」と資格確認書またはマイナ保険証を指定医療機関に持参し、6月から翌年1月までに個別に受診してください。

健診の結果により保健指導が必要な方には「特定保健指導利用券」を送付します。特定保健指導実施機関で保健指導を受けてください。





## ● 特定健康診査の検査項目

### セットA 無料

- 問診 ■ 診察
- 身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)
- 血圧測定 ■ 血液検査
- 尿検査 ■ 胸部X線撮影

### セットB 有料

- セットA+心電図検査、眼底検査

### セットC 有料

- セットB+腹部超音波検査、肺活量ほか

＊特定健康診査と同時に胃がん検診等の個別がん検診を受けることができます。詳しくは、がん検診等(➡84ページ)をご確認ください。

## ● 脳ドック検診費の一部補助

市の国保に加入している40歳から74歳までで、国保税を納期到来分まで完納している方を対象に年度(4月～翌年3月)につき1回、脳ドック検診費の一部を補助しています。脳ドック実施医療機関であれば、どこで受けても助成の対象となります。受検後に資格確認書またはマイナ保険証・領収書(原本。MRI・MRA等検査項目が分かるもの)・預貯金通帳を持って、国民健康保険課(本庁舎2階)・市民センター・川越駅西口連絡所で申請してください。

## 後期高齢者医療制度

### 被保険者になる方

高齢・障害医療課後期高齢者医療資格担当  
TEL 224-5842

- 75歳以上の方
- 65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にあると埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定(障害認定)を受けた方

なお、上記の条件に該当していても、生活保護法により保護を受けている方や適用除外とすべき特別の理由(日本国内に住民登録をしていない方など)がある方は、被保険者になりません。

## 保険料について

高齢・障害医療課後期高齢者医療資格担当  
TEL 224-5842

### ① 均等割と所得割

保険料は埼玉県後期高齢者医療広域連合が賦課します。加入している全ての被保険者が個人ごとに保険料を負担することになります。保険料は、加入した月(75歳の誕生月や転入した月など)から、基礎賦課分の均等割額(被保険者全ての方が等しく負担する部分)と所得割額(被保険者本人の所得に応じて負担する部分)、および子ども・子育て支援金分の均等割額と所得割額が賦課されます。なお、世帯の所得に応じて軽減措置が講じられます。また、被保険者となる前日に被用者保険(国民健康保険・国民健康保険組合以外の医療保険)の被扶養者であった方は所得割額がかからず、均等割額が加入後2年間に限り5割軽減されます。

### ② 保険料の納め方

#### 特別徴収

保険料は、原則公的年金から差し引き(特別徴収)されます。保険料の納付方法を特別徴収から普通徴収に変更することを希望する場合は、保険料納付方法変更申出書を提出することで、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。申し出から口座振替の開始(年金からの差し引きの中止)までは、2～3か月必要です。

#### 普通徴収

介護保険料を特別徴収されている年金受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料の1回あたりの特別徴収の合算額が介護保険料を特別徴収されている年金の1回あたりの受給額の2分の1を超える方は、納入通知書で納付する普通徴収になります。また、年度途中で被保険者になる方や転入した方なども、普通徴収になります。

### ③ 保険料の納付相談について

#### 分割納付

被保険者本人または同居している家族の病気などにより、多額の出費があった場合などの特別な事情があり、定められた納期では保険料の納付が困難な場合は、保険料を分割して納付する方法もありますのでご相談ください。

## 減免制度

被保険者または生計維持者の収入が、事業における損失などにより著しく減少した場合や、被保険者または生計維持者が災害などにより住宅などに著しい損害を受けた場合など、必要があると認められる方には、申請による保険料の減免制度があります。

## 給付について

高齢・障害医療課後期高齢者医療給付担当  
TEL 224-5842

### ① 医療機関窓口での自己負担割合

被保険者が医療機関などの窓口で支払う一部負担金は、掛かった医療費の「1割から3割」です。世帯の中の後期高齢者全員の市県民税課税所得(総所得金額-所得控除合計額)が145万円未満の場合は、一部負担金は「2割」になります。なお、市県民税課税所得が145万円以上でも、基準収入額適用により「2割」になる場合があります。また、世帯の中の後期高齢者全員の市県民税課税所得が28万円未満の場合は、一部負担金は「1割」になります。なお、市県民税課税所得が28万円以上でも、世帯の中の後期高齢者が1人だけの場合は「年金収入とその他の合計所得金額」が200万円未満の場合、また、世帯の中の後期高齢者が2人以上の場合は「年金収入とその他の合計所得金額」が320万円未満の場合も、一部負担金は「1割」になります。

### ② 自己負担限度額と高額療養費の支給

1か月の医療機関での一部負担金の支払額が自己負担限度額を超えた場合は、高額療養費が支給されます。高額療養費の額は、外来を「個人単位」で計算した後に、外来+入院を「世帯単位」で計算します。該当する方には、初回のみ診療月のおよそ3か月後に高額療養費の申請書を郵送します。一度申請すると、次回該当した際は自動的に申請書に記載された口座に振り込まれるようになります。

なお、マイナ保険証を医療機関等の窓口で提示することで、自己負担限度額を超える支払いが最初から免除されます。



国保・後期高齢・年金

マイナ保険証をお持ちでなく、所得区分が「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」「低所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する場合は、限度額適用認定等に係る情報が併記された資格確認書の交付を受け、医療機関等の窓口で提示することで、自己負担限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定等に係る情報が併記された資格確認書の交付を受けるには、所得の申告が必要になります。

### ③療養費の支給

医師の指示で作製した治療用装具（コルセットなど）の費用について、申請することにより、一部負担金相当額を除いた額が支給されます。その他の療養費の申請など、詳しくはお尋ねください。

#### 申請に必要なもの

- ☐ 医師の診断書（意見書）
- ☐ 領収書
- ☐ 被保険者名義の振込先口座が分かるもの（通帳等） など

### ④葬祭費の支給

被保険者が亡くなられたとき、その葬祭を行った喪主（葬祭執行者）の方に支給されます。

#### 申請に必要なもの

- ☐ 会葬礼状の写しまたは葬祭費用の領収書の写し（喪主（葬祭執行者）の氏名が記載されているもの）
- ☐ 喪主（葬祭執行者）の振込先口座が分かるもの（通帳等）

### ⑤健康診査・人間ドック

被保険者の健康を保持するために、健康診査を実施します。この健康診査は糖尿病などの生活習慣病などを早期発見し、予防・改善することを目的としています。指定の医療機関に事前に問い合わせってから、保険資格がわかるものと受診券を持参して受診してください。受診券は事前に健康診査実施医療機関一覧とともに送付します。

### ⑥交通事故などの治療費一時立て替え

交通事故など第三者（加害者）による行為でけがなどをした場合、治療費は過失割合に応じて加害者の負担になります。しかし、治療費を支払う前に届け出ること、埼玉県後期高齢者医療広域連合で治療に掛かる費用を一時的に立て替え、後で加害者に請求することができます。治療を受けるときには、高齢・障害医療課の窓口で「第三者の行為による被害届」の手続きを速やかに行ってください。なお、示談の内容または加害者から治療費を受け取るなどにより、後期高齢者医療制度での治療を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

## 国民年金

### 国民年金の加入と保険料

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

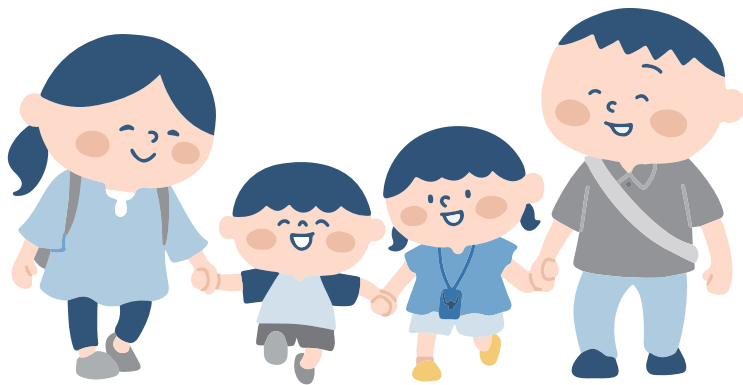
#### ●国民年金の加入

国民年金は、全ての国民を対象に老齢・障害・死亡のとき、年金を支給し、健全な国民生活の維持と向上に寄与することを目的としています。

20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある方は、厚生年金の加入者とその被扶養配偶者を除いて、国民年金第1号被保険者になります。

#### ●保険料

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）が、希望により付加年金保険料月額400円を納めた場合は、納めた期間に応じて加算された老齢基礎年金が支給されます。



## ● 保険料の免除・学生納付特例・納付猶予

第1号被保険者(任意加入者を除く)のうち、経済的理由により、保険料を納めることが困難な方には、保険料の免除制度があります。

免除制度には全額免除と一部(4分の3・半額・4分の1)免除があります。本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の場合には、申請書を提出し、承認を受けると保険料の納付が免除されます。全額納付した場合に比べ、全額免除期間は2分の1に、4分の3免除期間(4分の1の額を納める)は8分の5に、半額免除期間(半額を納める)は4分の3に、4分の1免除期間(4分の3の額を納める)は8分の7に年金額が減額されます。

学生本人の所得が一定以下の場合には、学生納付特例制度があります。申請書を提出し、承認を受けると、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。納付特例期間は年金受給資格期間には算入されますが、免除期間とは違い、年金額には反映されません。

学生以外の50歳未満の方は本人および配偶者の所得が一定以下の場合には、納付猶予制度があります。申請書を提出し承認を受けると保険料の納付が猶予されます。納付猶予期間は年金受給資格期間には算入されますが、免除期間とは違い、年金額には反映されません。

保険料の免除申請・学生納付特例申請・納付猶予申請は、基本的に毎年手続きが必要です。詳しくは市民課にお尋ねください。

平成28年7月から納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

＊震災・風水害・火災等により被害を受けた場合、免除になる場合があります。

詳しくはお尋ねください。

## ● 保険料の追納

免除や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、年金を受ける前であれば10年前までさかのぼって納めることができます。追納額は、3年度目以降、当時の保険料に政令で定める一定の額を加算したものになります。追納した期間については、通常納めた期間と同様の計算で老齢基礎年金が支給されます。詳しくは川越年金事務所にお尋ねください。

## ● 社会保険料控除

支払った国民年金の保険料は、年末調整や確定申告のときに控除されます。

## ● 産前産後の保険料免除

出産予定日または出産日の前月から4か月分(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月分)の保険料を免除し、その期間は保険料を支払ったものと見なします。免除を受けるには届け出が必要です。

### 対象

第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

## 年金の種類と支給条件

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

## ● 老齢基礎年金

保険料を納めた期間、保険料の免除を受けた期間・合算対象期間などを合わせた資格期間が10年以上ある方が、65歳に達したときから受けられます。

＊平成29年8月より、資格期間が10年に短縮されました。

## ● 繰り上げ受給・繰り下げ受給

老齢基礎年金は、原則65歳から支給されますが、希望により60歳から64歳での繰り上げ支給、または66歳以降の繰り下げ支給も選択可能です。

### 昭和37年4月1日以前生まれの人

(支給率は月単位で変わります)

繰り上げ支給率(減額率=0.5%×繰り上げ月数)

| 年齢  | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 支給率 | 70% | 76% | 82% | 88% | 94% | 100% |

例) 昭和37年4月1日以前生まれの人が60歳と2か月で請求した場合  
減額率=0.5%×58か月=29%  
支給率=100%-29%=71%

### 昭和37年4月2日以降生まれの人

繰り上げ支給率(減額率=0.4%×繰り上げ月数)

| 年齢  | 60歳 | 61歳   | 62歳   | 63歳   | 64歳   | 65歳  |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|------|
| 支給率 | 76% | 80.8% | 85.6% | 90.4% | 95.2% | 100% |

繰り下げ支給率(増額率=0.7%×繰り下げ月数)

66歳から75歳(※)の間で請求することができます。

＊昭和27年4月1日以前生まれの方(または平成29年3月31日以前に老齢基礎(厚生)年金を受け取る権利が発生している方)は、繰り下げの上限年齢が70歳(権利が発生してから5年後)までとなります。

| 年齢  | 66歳    | 67歳    | 68歳    | 69歳    | 70歳  |
|-----|--------|--------|--------|--------|------|
| 支給率 | 108.4% | 116.8% | 125.2% | 133.6% | 142% |

| 年齢  | 71歳    | 72歳    | 73歳    | 74歳    | 75歳  |
|-----|--------|--------|--------|--------|------|
| 支給率 | 150.4% | 158.8% | 167.2% | 175.6% | 184% |

例) 66歳と5か月で請求した場合

増額率=0.7%×17か月=11.9%

支給率=100%+11.9%=111.9%

＊他の公的年金と併せて支給される場合は、併給調整がありますので、請求にあたってはあらかじめご相談ください。

## ● 障害基礎年金

国民年金の加入期間中あるいは20歳前に初診日がある病気やけががもとで国民年金法に定められた障害の状態(1・2級)になったときに受けられます(保険料の納付要件があります)。

## ● 遺族基礎年金

国民年金の加入者または老齢基礎年金を受けられる資格がある方などが亡くなったとき、その方が生計を維持していた子を持つ妻または夫か子(子とは、18歳到達年度末までの間にある子か20歳未満で1・2級の障害のある子に限られます)に支給されます。保険料の納付要件があります。





## あなたの加入する国民年金

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

| 種類       | 該当する方                                                                                                                          | 保険料の納め方                                                                                                                                         |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1号被保険者  | 日本国内に住所がある自営業・学生など(厚生年金に加入していない)20歳以上60歳未満の方                                                                                   | 年金事務所から送られる「納付通知書」によって金融機関・コンビニエンスストアなどで納めてください(任意加入被保険者のうち、①③の方は、原則として口座振替・クレジットカード納付となります)<br>*領収書は大切に保管してください<br>*便利な口座振替・クレジットカード納付をご利用ください |
| 任意加入被保険者 | ①日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方<br>②日本国内に住所がない20歳以上65歳未満の日本人<br>③65歳に達しても年金受給権が確保できない方は、70歳になるまで加入できます(昭和40年4月1日以前に生まれた方で受給資格期間を満たすまで) |                                                                                                                                                 |
| 第2号被保険者  | 厚生年金の加入者<br>*平成27年10月共済年金は厚生年金に統一されました                                                                                         | 給料から厚生年金保険料として差し引かれ、その中に基礎年金部分として、国民年金保険料が含まれています                                                                                               |
| 第3号被保険者  | 第2号被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻など)で20歳以上60歳未満の方                                                                                    | 第2号被保険者の加入している年金制度がまとめて負担しているため、自分で納める必要はありません                                                                                                  |

## 国民年金の種類

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

| 年金の種類  |
|--------|
| 老齢基礎年金 |
| 障害基礎年金 |
| 遺族基礎年金 |
| 寡婦年金   |
| 死亡一時金  |

\*年金の受給資格・必要書類などは、それぞれの状況によって異なります。

## 特別障害給付金

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障害のある方に福祉的措置として、「特別障害給付金制度」が創設されました。

### ●支給の対象になる方

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象だった学生
  - ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象だった被用者(厚生年金・共済年金などの加入者)の配偶者
- ①②の期間に障害の初診があり、国民年金法の1・2級の障害に該当する方に限られます。

請求は65歳の誕生日の前々日までに行う必要があります。

## 年金相談

川越年金事務所 TEL 242-2657

日本年金機構川越年金事務所では、年金に関する相談に応じています。

### ●年金の請求や受給後の諸手続について

ねんきんダイヤル

TEL 0570-05-1165

(050から始まる電話からは)

TEL 03-6700-1165

### ●受付時間

月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

週初めの開所日は午後7時まで

第2土曜日

午前9時30分～午後4時

お客様相談室のみ受け付け

\*年金事務所での予約受付専用

TEL 0570-05-4890

月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

## 国民年金基金

全国国民年金基金首都圏支部

TEL 0120-65-4192

自営業などの方を対象に、ゆとりある老後のため、基礎年金の上乗せ給付を行う制度で、都道府県ごとに一つずつ設けられています。ただし、国民年金の保険料を免除されている方・農業者年金に加入している方・付加年金に加入している方は、この基金に加入できません。また、加入した方は、任意に脱退することはできません。

掛け金・給付額・納付方法は、選択する給付の型・口数・加入するときの年齢によって異なります。

## 年金、こんなときは市役所への届け出が必要です

| こんなとき(職業などによって種類が変わります)                  | 届け出           | 必要書類                                                                                       |
|------------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会社を退職したとき(第2号→第1号)                       | 国民年金被保険者資格取得届 | <input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書<br><input type="checkbox"/> 健康保険資格喪失証明書または離職証明書等 |
| 配偶者の扶養でなくなったとき・<br>配偶者が会社をやめたとき(第3号→第1号) | 種別変更届         | <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(持っている方)<br><input type="checkbox"/> 身分証明書               |





# 介護保険

## 介護保険

介護保険制度は、加齢による病気などで介護や日常生活の支援が必要になった方が、必要に応じてさまざまな介護サービスを利用できる制度です。

保険者は市で、被保険者は65歳以上の方全員と40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。

### 資格

介護保険課 TEL 224-5817

被保険者となる方 次のいずれかに該当する方が、川越市の介護保険の被保険者(加入者)となります。

- ①市内に住所を有する65歳以上の方(第1号被保険者)
- ②市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)

### 介護保険の被保険者証

- ①第1号被保険者:65歳になったとき介護保険課から郵送します。
- ②第2号被保険者:40~64歳の方が、特定疾病を原因として要介護認定を受けたときに、結果通知に合わせて交付します。

\*特定疾病:がん、脳血管疾患など16種類の病気

〈広告〉

修繕

解体

なんでもお任せください

片付け

害虫駆除

遺品整理

など

サントウ建設グループ

便利屋

あんしんサポートセンター

室内

屋外

水回り

など

株式会社 サントウ建設

迅速対応

見積・相談無料

共通ダイヤル

〒350-0827



0120-285-310

川越市寺山23-4



介護保険

## 介護保険料

介護保険課 TEL 224-5817

### ●第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、本人および世帯の前年の所得の状況などによって13段階に区分され、それぞれの段階ごとに市が保険料の額を定めます。

保険料の額は年額で定められますが、年度の途中で資格を取得または喪失した場合は、資格を有していた月数に応じて計算されます。

### ●介護保険料の納め方

第1号被保険者の保険料は、原則として、老齢退職年金・遺族年金・障害年金からの差し引きにより納めます(特別徴収)。ただし、年度途中で65歳になった方や転入された方、年金を受給していない方や年金額が年額18万円未満の方などは、市から送付される納付書により金融機関などで納めます(普通徴収)。

### ●介護保険料の減免

第1号被保険者の保険料について、災害による損害や病気などによる収入減少が著しいとき、または生活保護に準じるような生活状況のときには、申請による保険料減免制度があります。

### ●第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、加入する医療保険の保険料に上乗せし、医療保険料の一部として医療保険者へ納めます。保険料の計算方法や金額は、加入している医療保険によって異なります。

## 認定

介護保険課 TEL 224-6405

介護保険のサービスを利用するためには、介護や支援が必要な状態であると認定されることが必要です。認定申請は、介護保険課(本庁舎3階)で行ってください。

また、居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)・地域包括支援センター・介護保険施設などに申請を依頼すること(代行申請)もできます。認定申請をすると、原則として30日以内に結果が通知されます。

なお、転入された方が前住所地で要介護認定を受けていた場合、転入日から14日以内に介護保険課で転入継続手続きを行うと、前住所地での要介護度を引き継ぐことができます。

## 介護保険サービスの内容

介護保険課 TEL 224-6402

介護保険のサービスは、認定申請をして「要支援1・2」または「要介護1～5」と認定された方が利用できます。また、要介護度に応じて、利用できるサービスの種類や量が決められています。

### 居宅サービス(介護予防サービス)

- 訪問介護
- 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)
- 訪問看護(介護予防訪問看護)
- 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)
- 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)
- 通所介護
- 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)
- 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)
- 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)
- 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)
- 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)
- 特定福祉用具販売(介護予防特定福祉用具販売)



介護  
保険

〈 広告 〉

株式会社  
**エミール介護センター**



介護でお困りの方  
エミール介護センターがお手伝いします。



- 訪問入浴介護
- 福祉用具レンタル
- 住宅改修工事
- 福祉用具販売

**TEL 049-241-8182**  
川越市砂新田1-13-15

人々の健康と幸せを願い  
地域医療に貢献します



**医療法人 埼玉病院**  
**介護医療院 埼玉病院**  
川越市西小仙波町1-8-3

●診療科目 内科 心療内科 リハビリテーション科  
訪問診療 各種健診 人間ドック  
入院施設 療養型病床(介護・医療)  
電話 **049-224-5911**  
<https://saitamahp.or.jp>  
お気軽にお問い合わせ下さい!!

●受付時間  
月～金 8時30分～11時30分・13時30分～16時30分  
土 8時30分～11時30分





## 地域密着型サービス (地域密着型介護予防サービス)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)
- 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)
- 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)
- 看護小規模多機能型居宅介護

## 施設サービス

原則「要介護3～5」と認定された方のみ利用可。

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

「要介護1～5」と認定された方のみ利用可。

- 介護老人保健施設
- 介護医療院

## その他のサービス

### ① 福祉用具購入費の支給

腰掛け便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・排泄予測支援機器の6種類が対象です。なお、一部の福祉用具(\*)は貸与と購入を選択できます。

\*ケアマネジャー等からの提案により、貸与と購入を選択できます。

### ② 住宅改修費の支給

手すりの取り付け・段差の解消・滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更・引き戸などへの扉の取り替え・洋式便器などへの便器の取り替えおよび、これらの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修が対象です。

## 利用者負担の軽減制度

介護保険課 TEL 224-6402

介護保険のサービスを受けたときは、保険対象サービス費用の7割から9割が保険から給付され、残りの1割から3割を利用者が負担します。また、施設に入所した場合、居住費および食費などは利用者の自己負担(限度額あり)になります。

利用者負担に対して、次のような軽減制度があります。

### ● 高額介護(介護予防)サービス費支給制度

介護保険のサービスの1割から3割の利用者負担額が一定の金額を超えた場合、その超えた分を高額介護(介護予防)サービス費として支給します。同一世帯に複数の利用者がいるときは、その利用者負担額を合算した額で算定します。該当する方には申請書を送付しますので、振込先など必要事項をご記入の上、提出してください。

### ● 介護サービス等利用者負担軽減

低所得者の介護保険サービスの利用者負担額について、川越市独自の軽減制度を実施しています。

市に登録申請書を提出して制度に登録後、支給申請書に必要な書類を添付して提出してください。

## 地域支援事業

地域支援事業は、介護保険の被保険者が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が行うものです。

## 総合事業

介護保険課 TEL 224-6402  
地域包括ケア推進課 TEL 224-6087

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業です。

## ● 介護予防・生活支援サービス事業

### 対象

要支援認定を受けた方または基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方

- 訪問型サービス(介護予防訪問介護相当)
- 通所型サービス(介護予防通所介護相当)
- いきいき栄養訪問(管理栄養士等が自宅に訪問して、栄養・口腔ケアをもとにアドバイスを行います)
- とときも健幸チャレンジ(体力に自信がなくなり、長く歩くことが大変になった方などを対象に、個別のサービス計画に沿った運動プログラムを3か月間集中して実施します)

## 一般介護予防事業

地域包括ケア推進課 TEL 224-6087

「介護予防」とは、元気な高齢者が、なるべく要介護状態にならないように、そして介護が必要な方もそれ以上悪化しないようにするための取り組みのことです。

### ● 介護予防サポーター養成講座

地域で定期的に集い、いもっこ体操を行う自主グループ活動などの実践の中心になって活動するボランティアの養成を行います。

### ● いもっこ体操教室

全6回で、介護予防に関する講義やいもっこ体操(市が推奨する介護予防の体操)、体力測定を行います。教室終了後は介護予防サポーターが中心となり自主グループを作り、定期的に集まり、いもっこ体操を継続できるように活動しています。

### ● 認知症予防教室

認知症予防に効果的な運動等の講義や実技を行います。

## 認知症の方や家族の支援の取り組み

地域包括ケア推進課 TEL 224-6087

### ● 認知症サポーター養成講座

認知症に対する理解を深められるよう、約90分間の講座を開催しています。受講者には、サポーターの印である「オレンジリング」をお渡しします。

### ● 家族介護教室

医療、介護の専門職による介護に関する講義と、介護している方の交流や意見交換を行う場として、開催しています。

### ● 家族介護交流会

家族介護者同士の交流が継続的に行われ、悩み等を話し合い、安心して介護が継続できるよう交流の場として開催しています。

### ● オレンジカフェ

認知症の方やその家族、地域住民、介護等の仕事をしている方など、誰もが気軽に集える場です。参加料金は100円程度。

### ● 介護マークの配布

介護する方が、介護中であることを周囲にさりげなく理解してもらうために、「介護マーク」を配布します。

### ● 認知症高齢者等家族支援サービス

位置情報探知システムの利用に係る経費の一部を補助します。

#### 対象

市内に住所があり、外出時に道に迷うおそれがある65歳以上の在宅の高齢者を介護している家族

### ● お帰り安心ステッカー

認知症の方が外出時に道に迷うなどにより行方不明となった場合に、早期発見、事故の未然防止のため、靴などに貼ることができるステッカーを配布します。

#### 対象

市内に住所があり、外出時に道に迷うおそれがある65歳以上の在宅の高齢者を介護している家族

### ● 認知症相談会

認知症に関する受診の方法や対応方法などについて、専門医が相談に応じます(月1回・要予約)。

福祉相談センター TEL 293-4220

## 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者を介護・福祉・保健・医療などのさまざまな面から総合的に支える機関です。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師、リハビリテーション専門職などが、必要な機関と協力、調整して高齢者を支援します。

9か所の地域包括支援センターと2か所の地域包括支援センター分室を設置しています。

主な業務内容は下記のとおりです。

- 総合相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- 介護予防の支援
- 地域のケアマネジャーなどの支援

|       |              |
|-------|--------------|
| きた    | TEL 299-6760 |
| 中央ひがし | TEL 227-7878 |
| 中央にし  | TEL 229-5332 |
| ひがし   | TEL 235-7731 |
| ひがし分室 | TEL 298-7807 |
| たかしな  | TEL 291-6003 |
| みなみ   | TEL 241-3676 |
| だいとう  | TEL 249-7766 |
| かすみ   | TEL 234-8181 |
| にし    | TEL 239-0003 |
| にし分室  | TEL 299-6161 |

## 川越市在宅医療・介護事業者情報検索システム

高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅で療養できるよう、市のホームページで、市内の在宅医療を提供する医療機関や介護サービス事業所などを、さまざまな方法で検索することができます。

URL:<https://carepro-navi.jp/kawagoe>



検索できる主な内容は、以下のとおりです。

- 在宅医療を提供する病院・診療所、歯科診療所、薬局
- 相談窓口(介護についての困りごとや聞きたいことが相談できる窓口)
- 介護サービス事業所(ケアマネジャーや介護施設など)
- ケアマネジャーやショートステイの空き情報
- 地域で行われている高齢者向けの活動





# 健康・衛生

## 健康づくり支援

### 健康づくり・食育・ 歯科口腔保健の推進

健康づくり支援課健康づくり支援担当  
TEL 229-4121

健康寿命の延伸と生活の質の向上を実現するため「健康かわごえ推進プラン(第3次)」(第4次健康日本21・川越市計画、第4次川越市食育推進計画、第3次川越市歯科口腔保健計画)を策定し、地域や各種関係機関・団体などと連携を図り推進しています。

保健推進員協議会、食生活改善推進員協議会などの団体を支援し、協力して健康づくり・食育・歯科口腔保健を推進しています。

### 健康づくりの啓発

健康づくり支援課健康づくり支援担当  
TEL 229-4121

#### ● 健康づくりイベント

健康づくりや歯科口腔保健の啓発のためのイベントを開催します。

#### ● 講演会・講座

健康づくりや食育等に関する講演会などを実施します。

### 栄養事業

健康づくり支援課健康づくり支援担当  
TEL 229-4121

特定給食施設に対し、栄養管理などに関する支援や指導を行います。

### 歯科事業

健康づくり支援課健康づくり支援担当  
TEL 229-4121

歯科に関する相談や教室等を実施します。予防歯科センター(三久保町18-3 TEL 224-3891)では、口腔内の健康管理や適切なケアを受ける機会の少ない方に対して、歯科衛生士が電話や訪問で相談に応じます。

## 受動喫煙防止対策

健康づくり支援課健康づくり支援担当  
TEL 229-4121

望まない受動喫煙の防止を図るために、飲食施設からの喫煙可能室設置届出書の受理や違反者への指導等を行います。

また、受動喫煙防止の周知、啓発を行います。

## 予防接種

### 予防接種

健康管理課予防接種担当  
TEL 229-4123

日本脳炎などの定期的な予防接種は、予防接種実施医療機関で接種してください。詳細は「健康づくりスケジュール」や市ホームページをご確認ください。

また、65歳以上の方などを対象にインフルエンザ・肺炎球菌・新型コロナウイルス・带状疱疹等の各種ワクチン接種を実施し、費用の一部助成を行っています。

## 成人保健

### 健康教室

健康づくり支援課地域保健担当  
TEL 229-4120

総合保健センター・公民館などを会場に、生活習慣病予防のための運動や栄養などについての健康教室を行っています。

### 健康相談

健康づくり支援課地域保健担当  
TEL 229-4120

心身の健康に関する相談を、各種教室や電話、窓口にて受けています。

## 介護予防教室

健康づくり支援課地域保健担当  
TEL 229-4120

高齢者を対象に、総合保健センター・公民館などで、介護予防のための運動・口腔・栄養などに関する教室を行っています。

## 指定難病医療給付制度

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

指定難病(パーキンソン病・全身性エリテマトーデス・再生不良性貧血・悪性関節リウマチ・潰瘍性大腸炎など)の治療を受けている方が、保険診療を受けた際に支払った医療費などの自己負担分の一部を助成する制度の申請を受け付けます。

## 難病患者家族会への支援

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

難病患者とその家族が集まり、交流・情報交換などを行っています。

- 川越市神経難病患者と家族の会(あやめの会)
- ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者家族交流会(よつばの会)

## 石綿健康被害救済制度

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

石綿(アスベスト)による健康被害を受けた方およびその遺族で労災補償などの対象にならない方に対し、救済給付を行う制度の申請を受け付けます。



健康・衛生



## 肝炎治療医療費助成制度

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

B型およびC型肝炎ウイルス除去を目的として行う保険適用の核酸アナログ製剤治療、インターフェロン治療およびインターフェロンフリー治療を受けた際の、自己負担分の医療費などの一部を助成する制度の申請を受け付けます。

## アピアランスケア用品購入支援

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

がん治療に伴う外見の変化を補い、治療と社会参加の両立を支援するため、アピアランスケア用品の購入費の一部を補助します。

## 被爆者健康手帳

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

昭和20年8月に広島市と長崎市に投下された原子爆弾によって被害を受けた方への、法律による給付の申請を受け付けています。

## 若年がん患者在宅ターミナルケア支援

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

若年のがん患者が、住み慣れた自宅で安心してターミナル期を過ごせるよう、在宅療養に必要な生活支援費等の助成を行います。

## 骨髄移植ドナー助成費交付

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄移植のための骨髄または末梢血幹細胞を提供した方等への助成費を交付します。

## がん検診等

健康管理課成人健診担当 TEL 229-4126

がん等の早期発見・早期治療のため、市では次の検診を行っています。日程・会場・自己負担金・申し込み方法などは「健康づくりスケジュール」をご確認ください。

### ●施設検診(総合保健センターで実施)

| 検診名   | 検診内容      |                      | 対象者      |
|-------|-----------|----------------------|----------|
| ①がん検診 | 胃がん検診     | 胃部X線検査               | 40歳以上の方  |
|       | 肺がん(結核)検診 | 胸部X線検査               |          |
|       | 大腸がん検診    | 便潜血検査(2日法)           |          |
|       | 骨密度検診     | X線検査(前腕骨)            |          |
|       | 前立腺がん検診   | 前立腺特異抗原(PSA)検査(血液検査) |          |
| ②がん検診 | 肺がん(結核)検診 | 胸部X線検査               | 40歳以上の女性 |
|       | 大腸がん検診    | 便潜血検査(2日法)           |          |
|       | 乳がん検診(注1) | 乳房X線検査(マンモグラフィ)      |          |
|       | 骨密度検診     | X線検査(前腕骨)            |          |
| 乳がん検診 | 乳がん検診(注1) | 乳房X線検査(マンモグラフィ)      | 40歳以上の女性 |
| 骨密度検診 | 骨密度検診     | X線検査(前腕骨)            | 40歳以上の方  |

< 広告 >

患者さんと語り合う医療 がん患者さん・ご家族を支援する  
優しい社会 川越のまちづくりを目指します

(診療科目) 内科・外科・消化器内科・循環器内科・糖尿病内科・乳腺外科  
各種がん検診／訪問診療／在宅緩和ケア



医療法人社団  
広 彩 会

# ひろせクリニック

胃がん内視鏡検診、マンモグラフィ、肝炎検診  
各種超音波(腹部、乳腺、心臓、甲状腺)

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日祝 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|----|
| 9:00~12:00  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ／  |
| 14:30~18:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ※ | ／  |

※土曜日午後の受付時間は14:00~16:30になります  
休診日 日曜日・祝日

TEL 049-222-1199

<https://hirose-cl.jp>

川越市新富町2-4-3  
木村屋ビル3階



医療法人財団華心会  
川越消化器クリニック  
EVOLUTION 2020 KARAGOE GASTROENTERAL CLINIC  
院長 藤野幸夫

胃大腸内視鏡検査、川越市胃がん・大腸がん検診

- ・川越駅西口徒歩2分、ペDESTリアンデッキで傘不要
- ・駐車場：自動車219台収容の市営駐車場に直結
- ・経口・経鼻・鎮静剤を使用した胃内視鏡検査可能
- ・鎮静剤・鎮痛剤を使用した大腸内視鏡検査・内視鏡治療
- ※内視鏡治療は保険診療です。(保険点数表に記載あり)
- ・内視鏡検査数 4,391/年 (2025年実績)

川越市協田本町8番1 U-PLACE6階

049-293-1180



● 集団検診(公民館等を巡回する検診バスで実施)

| 検診名              | 検診内容                       | 対象者      |
|------------------|----------------------------|----------|
| 胃がん検診+大腸がん検診     | 胃部X線検査、便潜血検査(2日法)          | 40歳以上の方  |
| 肺がん(結核)検診+大腸がん検診 | 胸部X線検査、便潜血検査(2日法)          | 40歳以上の方  |
| 乳がん検診(注1)+大腸がん検診 | 乳房X線検査(マンモグラフィ)、便潜血検査(2日法) | 40歳以上の女性 |

● 個別検診(市内委託医療機関で実施)

| 検診名                   | 検診内容                                                                      | 対象者                                                 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 大腸がん検診                | 便潜血検査(2日法)                                                                | 40歳以上の方                                             |
| 前立腺がん検診               | 前立腺特異抗原(PSA)検査(血液検査)                                                      | 50歳以上の男性                                            |
| 子宮がん検診(注1)            | 内診・視診・頸部細胞診                                                               | 20歳以上の女性                                            |
|                       | *体部細胞診は、問診の結果、最近6か月以内に不正性器出血・月経異常・褐色帯下のいずれかの症状があり、本人が同意し、子宮頸部細胞診と併せて受診する方 |                                                     |
| 乳がん検診(注1)             | 乳房X線検査(マンモグラフィ)                                                           | 40歳以上の女性                                            |
| 肝炎ウイルス検診              | HBs抗原・HCV抗体検査(血液検査)                                                       | 20歳以上の肝炎ウイルス検診未受診者                                  |
| 胃がん検診<br>(胃部エックス線検査)  | 胃部X線検査                                                                    | 40歳以上の方                                             |
| 胃がん検診<br>(胃内視鏡検査)(注2) | 胃内視鏡検査                                                                    | 50歳以上の方                                             |
| 健康増進健康診査              | 身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査                                                        | 40歳以上で社会保険に加入していない、生活保護世帯に属する方または中国残留邦人等支援給付を受けている方 |
| 歯周病検診                 | 口腔内診査・歯肉の状態・口腔粘膜の状況・口腔清掃状態・歯科保健指導                                         | 4月1日現在20・30・40・45・50・55・60・65・70歳の方                 |

(注1)子宮がん検診、乳がん検診の受診間隔は2年度に1回です。

(注2)受診間隔は2年度に1回です。定員と年3回の申込期間・受診期間があります。申し込み多数の場合は抽選です。

## 健康手帳の交付

健康管理課成人健診担当 TEL 229-4126

40歳以上の方を対象に健康手帳を交付しています。健康診査の結果などを記録し、健康管理に役立ててください。

## 歯科診療所

川越市ふれあい歯科診療所 TEL 227-8119

市ふれあい歯科診療所では、下記のとおり障害のある方への歯科診療のほか、一般的な歯科診療も行っています。

| 診療日   | 診療時間                    | 休診日             |
|-------|-------------------------|-----------------|
| 月～金曜日 | 午前9時～午後0時30分・午後1時30分～4時 | 土・日曜日、祝・休日、年末年始 |

\*診療は、予約制となっていますので、事前に電話で予約してください。

## 保健所

### 献血

保健総務課 TEL 227-5101

市では、献血思想の普及活動などにより、埼玉県赤十字血液センターの献血事業を支援しています。

また、川越クレアモール献血ルーム(脇田町4-2 ドン・キホーテ川越東口店4階 TEL 225-8760)では、年末年始を除く毎日、献血を行っています(年末年始については、直接、川越クレアモール献血ルームへお尋ねください)。

献血には、成分献血・200ml献血・400ml献血の3種類があります。

### 医事・薬事

保健総務課 TEL 227-5101

医療施設や薬事関係施設の指導・相談や、医薬品などの適正使用の推進に関するについてお尋ねください。

## 衛生関係の免許申請の受理・交付

保健総務課 TEL 227-5101

厚生労働大臣や埼玉県知事等が与える免許の申請を受け付けています。婚姻などにより、免許証の記載事項に変更が生じた場合は、書き換え手続きが必要です。また、免許証を破損または紛失したときは、再交付を申請することができます。申請時に必要な書類など、詳しくはお尋ねください。

### ● 申請が行える免許

厚生労働大臣が与える免許

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| ■ 医師                 | ■ 臨床検査技師  |
| ■ 歯科医師               | ■ 診療放射線技師 |
| ■ 薬剤師                | ■ 理学療法士   |
| ■ 保健師                | ■ 作業療法士   |
| ■ 助産師                | ■ 視能訓練士   |
| ■ 看護師                | ■ 管理栄養士   |
| ■ 衛生検査技師(書き換え・再交付のみ) |           |

埼玉県知事が与える免許

- |         |           |
|---------|-----------|
| ■ 栄養士   | ■ 准看護師    |
| ■ 調理師   | ■ クリーニング師 |
| ■ 製菓衛生師 | ■ 登録販売者   |

## 保健所の相談

### ● 医療安全に関する相談

保健総務課 TEL 227-5101

医療安全(医療機関)に関する相談です。

### ● 精神保健福祉相談

保健予防課 TEL 227-5102

心の健康に関すること、精神保健福祉に関することやサービスについてなど、保健師・精神保健福祉士による面接相談(要予約)。電話は随時。

### ● うつに関する相談

保健予防課 TEL 227-5102

うつ病の予防、治療、対応に関することなど、保健師・精神保健福祉士による面接相談(毎月原則第1・3木曜日、要予約)。

### ● アルコールに関する相談

保健予防課 TEL 227-5102

アルコールによる疾患、アルコール問題に関する対応など、保健師・精神保健福祉士などによる面接相談(毎月原則第4木曜日、要予約)。

### ● ひきこもりに関する相談

保健予防課 TEL 227-5102

ひきこもりに関すること、家族の対応など保健師・精神保健福祉士による面接相談(毎月原則第2木曜日、要予約)。

### ● 感染症相談

保健予防課 TEL 227-5102

#### 性感染症検査・相談

HIV(エイズ)・梅毒・クラミジア・B型肝炎・C型肝炎の血液検査と相談。匿名で受けられます。電話による相談は随時受け付けています。検査日程など、詳しくはお尋ねください。

#### その他

結核を含む感染症の予防啓発事業および患者などへの対応。光化学スモッグによる健康被害の受理も行っています。

### ● 食中毒・食品相談

食品・環境衛生課 TEL 227-5103

食中毒や食品に関する相談です。

## 食品営業許可・届出

食品・環境衛生課 TEL 227-5103

食品衛生法が改正され、営業許可制度の見直しおよび営業届出制度が創設されました。食品を取り扱う事業者は、食品営業許可または営業届出が必要になる場合があります。

食品営業許可を取得する場合は、申請書と図面などの関係書類を食品・環境衛生課(保健所1階)に提出してください。営業内容により施設の基準が異なるため、図面を持参し、事前にご相談ください。申請時には手数料が掛かります。

また、営業届出の場合は、食品衛生責任者を設置の上、営業届を提出してください。

\*詳しくはお尋ねください。

## 犬の登録と狂犬病予防注射

食品・環境衛生課 TEL 227-5103

日本国内での狂犬病の発生・まん延を防止するため、生後3か月(91日)以上の犬の飼い主には、犬の登録(犬の生涯に1度)と、毎年度1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

犬を飼い始めた方は、食品・環境衛生課(保健所1階)で登録の手続きをしてください。また、狂犬病予防注射については次のとおりです。

①動物病院で注射を済ませた場合、「狂犬病予防注射済証」を持って食品・環境衛生課で注射済票の交付手続きをしてください。

②毎年4月に集合狂犬病予防注射を行っています。日程・会場は広報川越でお知らせします。新規登録の場合は、ほかに登録手数料が掛かります。

川越市に転入した方は、前住所地の「鑑札」を持って食品・環境衛生課で、手続きをしてください。

犬の所在地または所有者が変更になった場合、犬が死亡した場合には、届け出が必要です。

交付を受けた「鑑札」と「注射済票」は首輪に付けてください。迷子になった場合に飼い主を特定する情報の一つになります。

\*ペットなどが死んだときの処分は、▶106ページ「動物の死体」をご確認ください。

## どうしても飼えなくなった犬と猫の引き取り

食品・環境衛生課 TEL 227-5103

最後まで面倒を見ることが飼い主としての義務です。どうしても飼えなくなった場合に限り引き取ります。

## 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金

食品・環境衛生課 TEL 227-5103

飼い主のいない猫の繁殖の抑制を図り、地域の良好な生活環境を促進するため、飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術を実施する方に補助を行っています。







# 教育・文化・スポーツ

## 学校

### 新入学

学校管理課 TEL 224-6109

#### ①小学校

新入学児童の保護者(8月31日現在、市内在住の方)へ、毎年9月下旬、「新入学通知書」を郵送します。

9月1日以降に市外から転入する方、市内間の転居によって小学校が変更になる方へは、転入・転居の届け出の際に、市民課(本庁舎1階)または市民センター・川越駅西口連絡所で市教育委員会発行の「転入学通知書」をお渡しします。「新入学通知書」および「転入学通知書」は、指定された学校に提出してください。

#### ②中学校

新入学生徒(市立小学校卒業予定者)の保護者へ、毎年1月中旬、在籍している小学校を通じて「新入学通知書」をお渡しします。市立小学校卒業予定者以外の保護者へは、同時期に「新入学通知書」を郵送します。

1月1日以降に市外から転入する方、市内間の転居によって中学校が変更になる方へは、転入・転居の届け出の後、市教育委員会発行の「新入学通知書」を後日郵送します。「新入学通知書」は、指定された学校に提出してください。

#### ③その他

国立、県立または私立の小学校・中学校へ入学を希望する場合は、「新入学通知書」の余白部分にその旨を記入し、入学決定後、速やかに入学許可証(入学承諾書)を添えて学校管理課(東庁舎1階)に提出してください。

### 転校の手続き

学校管理課 TEL 224-6109

#### ①市外から転入したとき

市民課または市民センター・川越駅西口連絡所で転入の手続きをするときに、市教育委員会発行の「転入学通知書」をお渡しします。この「転入学通知書」と前の学校で発行された「在学証明書」と「教科書給与証明書」を添えて、指定された学校で手続きを行ってください。

国立、県立または私立の小中学校に通学していて、転校がないときは「転入学通知書」の余白部分にその旨を記入し、在学証明書を添えて学校管理課に提出してください。

外国籍の方は、住民登録を済ませた後、学校管理課で手続きをしてください。

#### ②市外へ転出するとき

市民課・市民センター・川越駅西口連絡所・マイナポータルで転出手続きを済ませ、現在通学している学校に転出する旨を申し出て「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受け取ってください。

#### ③市内で転居したとき

通学する学校が変わる場合は、転校の手続きが必要です。市民課または市民センター・川越駅西口連絡所で、転居の手続きの際に「転入学通知書」を交付します。「転入学通知書」、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を添えて、指定された学校に提出してください。

なお、転校に関して特別な事情がある場合は、学校管理課へご相談ください。

住所を変更しても通学区が変わらない場合、書類の手続きなどはありませんが、担任の教諭に新住所を連絡してください。

〈 広告 〉

#### 芸術情報学部 情報表現学科

音響・映像・照明／CG・イラスト・アニメ／美術・デザイン  
ゲームクリエイション／情報・アプリ／SNS

#### 芸術情報学部 芸術表現学科

パフォーマンス／クリエイティブ／ビジネス

#### 総合政策学部 総合政策学科

公共・社会貢献／現代ビジネス

#### スポーツマネジメント学部 スポーツマネジメント学科

スポーツ × ビジネス／エンターテインメント／データ分析  
アスリート／健康・ウェルネス／教育・指導

大学院・芸術情報研究科 大学院・総合政策研究科  
情報表現専攻 音楽表現専攻 政策行政専攻



「学び」はのびやかに、飛躍する。

尚美学園大学  
SHOBI UNIVERSITY



■お問い合わせ

0120-80-0082

E-mail: info@s.shobi-u.ac.jp  
〒350-1110 埼玉県川越市豊田町1-1-1  
https://www.shobi-u.ac.jp/

▼大学公式サイト



## 特別支援教育

教育センター第一分室(リバーラ)  
TEL 234-8333

障害のある児童生徒を対象にした教室、学級・学校があります。

### 通級指導教室

- 難聴・言語障害通級指導教室(小学校3校)
- 発達障害・情緒障害通級指導教室(小学校7校、中学校2校)

### 特別支援学級

- 知的障害特別支援学級(小学校全校、中学校19校)
- 自閉症・情緒障害特別支援学級(小学校全校、中学校21校)

### 特別支援学校

- 市立特別支援学校(高等部6学級)

## 高等学校教育

川越市立川越高等学校 TEL 243-0800

本市には、全日制の川越市立川越高等学校があります。全ての学科で少人数(35人)学級編成をしています。学科編成は普通科4学級、情報処理科2学級、国際経済科2学級となっています。入学者選抜などの詳しい情報は、お尋ねください。

## 学校給食

学校給食課 TEL 223-6035

市立小学校、中学校および特別支援学校に在籍する子どもたちのために、安全で魅力ある学校給食を目指しています。現在、市内にある3つの学校給食センターから小学校32校、中学校22校、特別支援学校1校に給食を提供しています。

## 教育相談

市内に居住する幼児・児童・生徒とその保護者、および市立学校教職員を対象に、いじめ、不登校、非行・問題行動、ことばや発達の遅れ、就学にかかわることなど、あらゆる教育相談に応じます。不登校児童・生徒の教育支援も行っています。

### 教育センター第一分室 (リバーラ)

所在地・電話番号

的場2649-1 TEL 234-8333

#### ● 面接相談(予約制)

月～金曜日(祝・休日を除く)、午前9時～午後5時(TEL 234-8333またはTEL 234-8334)

#### ● 電話相談

月～金曜日(祝・休日を除く)、午前9時～午後4時(TEL 234-8335)

### 教育センター

#### ● いじめ相談直通電話

月～金曜日、午前9時～午後5時／土・日曜日、祝・休日(年末年始を除く)、午前9時～正午(TEL 236-1818)

#### ● いじめ相談電子窓口

川越市公式ホームページのいじめ相談電子窓口から

## 学資援助

### 給付と貸し付け

給付は返済の必要がありませんが、育英資金貸し付けは卒業後に返済する必要があります。

#### ① 就学援助費

教育財務課 TEL 224-6083

市立の小学校または中学校に児童・生徒を通学させている家庭で、経済的な理由により就学が困難な場合、学用品費・給食費などの給付が受けられます。

#### ② 交通遺児奨学金

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

交通事故により死亡した親権者によって養育されていた市内の小中学生に、奨学金を給付しています。

#### 申請に必要な物

- 交通遺児奨学金支給申請書(防犯・交通安全課に用意)
- 交通事故証明書(自動車安全運転センターで発行)の写し
- 死亡を証明する書類(死亡診断書の写しまたは全部事項証明書)

#### ③ 川越市大学奨学金

教育総務課 TEL 224-6074

4月から大学(短期大学を除く)に進学する高校3年生等を対象として、経済的に教育費などの支出が困難な方に、返済を必要としない給付型奨学金を支給する制度です。なお、他の奨学金制度を受ける方も申請できますが、減額となる場合があります。

申請の対象は次の要件を全て満たす方となります。①市内に引き続き1年以上在住している、②世帯全員の所得額の合計(世帯所得)が下表の基準額未満である、③高等学校または高等専門学校に在籍していて全科目評定平均が3.5(5段階評価)以上である、④学校長の推薦を受けられる(世帯所得の基準額)

| 世帯人数 | 2人    | 3人    | 4人    | 5人以上  |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 所得額  | 340万円 | 380万円 | 450万円 | 490万円 |

申し込み期間 要問い合わせ

募集人数

5人程度(書類選考・面接あり)



#### ④育英資金貸し付け

教育総務課 TEL 224-6074

本制度は、経済的に教育費などの支出が困難な方に、資金をお貸しするものです。

貸し付けを受けられるのは、市内に引き続き6か月以上在住で4月から高等学校・中等教育学校(後期課程に限る)・高等専門学校・大学・短期大学・専修学校に入学予定または在学であり、学校長の推薦を受けられる方です。

| 種類    | 学校                        |
|-------|---------------------------|
| 学資金   | 高等学校・中等教育学校(後期課程に限る)・専修学校 |
|       | 高等専門学校                    |
|       | 大学(短期大学含む)                |
| 入学準備金 | 高等学校・中等教育学校(後期課程に限る)・専修学校 |
|       | 高等専門学校                    |
|       | 大学(短期大学含む)                |

申込期間 毎年1月上旬から約1か月(要問い合わせ)

返済期間 貸付期間の2倍

利子 無利子

据え置き期間 卒業後6か月

## 図書館

市立図書館 ＊休館日については、図書館カレンダーなどご確認ください。

| 図書館／住所                         | TEL・FAX                      | 開館時間                            | 休館日                                                        |
|--------------------------------|------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 中央図書館<br>三久保町2-9               | TEL 222-0559<br>FAX 224-7822 | 火～金曜日<br>午前9時30分～午後7時           | 月曜日(祝・休日と重なるときは開館)<br>毎月最終金曜日(祝日は開館し、前日に休館)                |
| 西図書館<br>伊勢原町5丁目1-1             | TEL 237-5660<br>FAX 237-5661 | 土・日曜日、祝・休日<br>午前9時30分～午後6時      | 月曜日を休日とする祝日の翌日(国民の休日は開館)<br>年末年始・特別整理期間(事前に広報川越などでお知らせします) |
| 高階図書館(高階市民センター内)<br>藤間27-1     | TEL 238-7550<br>FAX 238-7551 | 月・水～金曜日<br>午前9時30分～午後9時         | 火曜日(祝・休日と重なるときは開館)<br>毎月最終金曜日(祝日は開館し、前日に休館)                |
| 川越駅東口図書館(クラッセ川越内)<br>菅原町23-10  | TEL 228-7712<br>FAX 228-7713 | 土・日曜日、祝・休日<br>午前9時30分～午後7時      | 年末年始・特別整理期間(事前に広報川越などでお知らせします)                             |
| 霞ヶ関南分室(霞ヶ関南小学校内)<br>かすみ野1丁目1-4 | TEL 233-8544                 | 金・日曜日(祝・休日も開館)<br>午後1時30分～4時30分 | 年末年始                                                       |



〈 広告 〉

Government Educational Loans

**国の教育ローン**

あなたの“未来”応援します。

ご融資額

**350万円**以内

お子さま1人あたり

ご入学前のまとまった費用の準備が可能

固定金利  
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご相談・お問い合わせは **教育ローンコールセンター**

受付時間 月～金 9:00～19:00

ナビダイヤル **0570-008656**

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない場合等は、03-5321-8656におかけください。

JFC 日本政策金融公庫



## 利用のしかた

### 登録

「利用カード」の作成には、住所と氏名を確認できる物(マイナンバーカード・運転免許証など)をお持ちください。年齢制限はありません。有効期間は登録の日から5年間です。

### 貸出

ご希望の資料と利用カードを、貸出カウンターへお持ちください。利用カードは市内全館共通です。

貸出期間は15日間です(2週間後の同じ曜日まで)。

図書・雑誌＝1人10冊まで

AV資料＝1人3点まで

＊AV資料とは、CD、DVD、ビデオなどです。

### 返却

資料は指定された期日までにお返しく下さい。閉館時は返却ポストに返却できます(AV資料は除く)。

＊返却ポスト設置場所

中央・西・川越駅東口・高階図書館の建物の玄関脇(常時)、霞ヶ関南分室、川越市民サービスステーション(U-PLACE内3階)、古谷公民館、南古谷公民館、福原公民館、大東公民館(大東市民センター内)、大東南公民館、川鶴公民館、名細公民館、北部地域ふれあいセンター、西文化会館

### 電子書籍

川越市に在住・在勤・在学で、利用カードをお持ちの方は1人3点まで貸し出しできます。詳しくはお問い合わせください。

### 蔵書検索

館内の検索用端末や図書館のホームページから資料の検索ができます。また、パスワードの登録をしている方は資料の予約もできます。

### リクエストサービス

探している資料が見つからないときや、貸出中の場合は、お問い合わせください。リクエストにより、ご希望の資料を用意することもできます。電話・ファクス・図書館ホームページでも受け付けています。

### レファレンスサービス

調べ物をしたいとき、本の探し方や資料の調べ方などをご案内します。お気軽にご相談ください。

### インターネット

館内設置の市民開放用パソコンで、インターネットを利用して調べ物をすることができます(利用するには利用カードまたは住所と氏名を確認できる物が必要です)。なお、電子メールの送受信や印刷など、閲覧以外の利用はできません。

### AVコーナー

西・川越駅東口・高階図書館では、所蔵しているDVDなどを視聴できます。

### 対面朗読

視覚障害等、読書に困難のある方のための対面朗読室があります。また、録音図書の貸し出しも行っています。利用を希望する方は、各図書館にお問い合わせください。

### 寄贈

不要になった本やCDをご寄贈ください。出版から5年以内のものが対象です(1回に30点まで。状態などにより蔵書にならない場合があります)。なお、川越に関する資料は古くても受け付けます。

### 雑誌カバー広告

図書館が購入する雑誌の最新号に掛けるカバーとその書架に、事業者等の広告を掲示しています。社会貢献と広告宣伝のために、新たな事業者を随時募集しています。詳しくはお問い合わせください。図書館ホームページにも掲載しています。

### 図書館ホームページアドレス

<https://www.kawagoe-lib.jp/>



### 視聴覚ライブラリー (中央図書館内)

市内に住所を有する団体向けに機材などを貸し出しています。

#### 利用できる主な機材

16ミリフィルム・16ミリ映写機・DVD・ビデオプロジェクター・スクリーンなど

＊16ミリフィルム、16ミリ映写機を利用する方は、16ミリ映写機操作技術講習修了証が必要です。

### 利用できる日時

中央図書館開館日の午前10時から午後5時(正午～午後1時を除く)

## 市立博物館

### 市立博物館

川越の原始・古代から近代までの歴史・民俗資料を展示しています。また企画展・特別展も開催しています。

#### 所在地

郭町2丁目30-1 TEL 222-5399

#### 開館時間

午前9時～午後5時  
(入館は、午後4時30分まで)

#### 休館日

月曜日(祝日の場合は翌日)  
第4金曜日(祝日を除く)  
年末年始(12月29日～1月3日)  
館内消毒期間(日程については、市立博物館にお問い合わせください)

#### 共通入館券

共通入館券があります。詳しくは、市立博物館へお問い合わせください。

### 川越城本丸御殿

嘉永元年(1848)に建築された川越城の玄関・広間部分と家老詰所の遺構。

#### 所在地

郭町2丁目13-1  
TEL 222-5399(市立博物館)

#### 開館時間、休館日

市立博物館と同じ(館内消毒期間は博物館のみ休館)

#### 共通入館券

共通入館券があります。詳しくは、市立博物館へお問い合わせください。

### 蔵造り資料館

明治26年(1893)に建てられた蔵造り商家。

#### 所在地

幸町7-9  
TEL 222-5399(市立博物館)

#### 開館時間、休館日

平成28年10月18日から耐震化工事のため休館中



## 川越まつり会館

### 川越まつり会館

この施設は、370年以上の伝統を誇る川越まつりを、いつ訪れても体感できる施設です。館内には実物の山車2台を展示しています。また、大型スクリーン(4.7 × 8.7 )による、まつり当日の映像を約8分間上映しています(20分毎)。

#### 所在地

元町2丁目1-10 TEL 225-2727

#### 開館時間

4～9月=午前9時30分～午後6時30分  
10～3月=午前9時30分～午後5時30分  
(最終入場は閉館の30分前まで)

#### 休館日

毎月第2、第4水曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日～1月1日)

#### 共通入館券

共通入館券があります。詳しくは川越まつり会館へお尋ねください。

### 旧山崎家別邸

この施設は、川越の老舗菓子屋「亀屋」の5代目である山崎嘉七氏の隠居所として大正14年に建てられました。設計は、当時の住宅設計者として第一人者である保岡勝也によるものです。建築から100年以上を経た現在でも当時の姿がよく残されており、豪商の別邸という独特の存在感と、設計者のすぐれた技量を今日に伝える貴重な施設です。

#### 所在地

松江町2丁目7-8

TEL 225-2727(川越まつり会館)

#### 開館時間

4～9月=午前9時30分～午後6時30分  
10～3月=午前9時30分～午後5時30分  
(最終入場は閉館の30分前まで)

#### 休館日

毎月第1、第3水曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日～1月1日)

## 市立美術館

「交流」をテーマに、川越ゆかりの作家の作品を収集・公開。常設展(展示替えあり)のほか、特別展を行います。また、創作活動ができる創作室、発表の場として市民ギャラリーを利用することができます。

#### 所在地

郭町2丁目30-1 TEL 228-8080

#### 開館時間

午前9時～午後5時  
(入場は午後4時30分まで)

#### 休館日

月曜日(祝日の場合は翌日)  
年末年始(12月29日～1月3日)  
特別整理期間(日程については、市立美術館へお尋ねください)

#### 共通入館(観覧)券

詳しくは、市立美術館へお尋ねください。

#### 創作室

#### 利用時間

午前9時～午後0時30分

午後1時～4時30分

午後5時～8時30分

## 川越市文化創造 インキュベーション 施設(コエトコ)

市指定文化財である「旧川越織物市場」と「旧栄養食配給所」を活用し、入居するクリエイターの事業支援や、地域の方や来訪者との交流を通じて新たな価値を生み出していくことを目指しています。クリエイターの入居スペースのほか、文化財の展示やカフェも設置しています。

#### 所在地

松江町2丁目11-10 TEL 298-3727

#### 開館時間

午前9時～午後5時

#### 休館日

月曜日(祝日の場合は翌日)  
年末年始(12/29～1/3)



## クラッセ川越

川越駅東口から徒歩3分の場所にある複合施設です。

#### 所在地

- 菅原町23-10
- ❑ 川越駅東口図書館(1階～3階)  
… ➡ 89ページをご確認ください
- ❑ 川越駅東口老人憩いの家(3階)  
… ➡ 72ページをご確認ください
- ❑ 川越駅東口児童館(4階)  
… ➡ 64ページをご確認ください
- ❑ 国際交流センター(5階)
- ❑ 川越駅東口多目的ホール(6階)  
… ➡ 93ページをご確認ください



教育・文化・スポーツ

## 川越市グリーン ツーリズム拠点施設

当施設は、農のある生活を楽しむ場、農業関係者に対する研修等の場、グリーンツーリズムの推進による地域の活性化を図ることを目的とした施設です。田植え・稲刈りや芋ほりなどの農業体験のほか、新鮮な川越産農産物を使った食体験も行うことができます。田園景観の散策やカフェでの休憩、体験農園で収穫した野菜や伊佐沼農産物直売所で厳選された新鮮な野菜をバーベキュー場で味わうこともできます。

さらに令和8年5月からは、キャンプスペースの供用が開始され、宿泊しながら農業体験を楽しむことができます。

### 所在地

伊佐沼887番地 TEL 226-6551

開館時間 午前9時～午後9時

### 休館日

火曜日(月曜日または火曜日が休日の場合は翌平日)



## ウェスタ川越

「多彩なふれあいによる地域活力の創造拠点」をコンセプトに市、県、民間事業者により整備された複合拠点施設です。

所在地 新宿町1丁目17-17

- 文化芸術振興施設〔ヤオコー大ホール・ヤオコー小ホール〕(入場口2階)\*1
- 男女共同参画推進施設(3階)\*2
- 市民活動・生涯学習施設(2階)\*3
- 子育て支援室(2階)
- 市民相談室(3階)
- 南公民館(1階)

- \*1 オペラやコンサート、バレエ、演劇、歌舞伎や能など、さまざまな舞台芸術や講演会など多種多様に利用できるヤオコー大ホールと、ミニコンサートにも対応可能なヤオコー小ホールで構成される施設です。
- \*2 各種研修や会議で使用可能な研修室や交流サロンで構成される施設です。
- \*3 活動室、会議室のほか、グランドピアノやドラムセットをそろえた音楽室や和室で構成される施設です。

## 公民館など

| 施設名     | TEL・FAX                      | 設備                                                       |
|---------|------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 中央公民館   | TEL 222-1394<br>FAX 226-2006 | 会議室、講座室、和室1・2、実習室、講習室1・2、音楽室、暗室、軽体育室                     |
| さわやか活動館 | TEL 237-4890<br>FAX 237-4891 | 会議室、和室1・2、軽体育室、音楽室                                       |
| 南公民館    | TEL 243-0038<br>FAX 240-1968 | 講座室1・2・3・4・5、和室、実習室                                      |
| 北公民館    | TEL 222-1400<br>FAX 229-1210 | 会議室1・2・3、講座室、和室、実習室                                      |
| 芳野公民館   | TEL 222-1873<br>FAX 229-1211 | 会議室、講座室、和室1・2、実習室                                        |
| 古谷公民館   | TEL 235-1834<br>FAX 230-1020 | 会議室、講座室、和室1・2、実習室                                        |
| 南古谷公民館  | TEL 235-1519<br>FAX 230-1021 | 会議室1・2、講座室、和室、音楽室、実習室                                    |
| 高階公民館   | TEL 242-6064<br>FAX 240-1751 | 講座室1・2・3、和室1・2、音楽室、実習室、工芸室、軽体育室                          |
| 高階南公民館  | TEL 245-3581<br>FAX 240-1752 | 講堂、会議室1・2・3、講座室、和室、実習室、工芸室                               |
| 福原公民館   | TEL 242-5005<br>FAX 240-1753 | 会議室1・2・3、講座室、和室、実習室、集会室                                  |
| 大東公民館   | TEL 243-0022<br>FAX 240-1754 | 会議室1・2、講座室1・2、和室、音楽室、実習室、多目的室                            |
| 大東南公民館  | TEL 242-0498<br>FAX 240-1755 | 集会室、学習室1・2・3・4、休養室、保育室                                   |
| 霞ヶ関公民館  | TEL 231-1009<br>FAX 239-1086 | 会議室、講座室、音楽室、和室、実習室                                       |
| 霞ヶ関西公民館 | TEL 227-6551<br>FAX 227-6710 | 講座室1・2・3、和室、実習室                                          |
| 霞ヶ関北公民館 | TEL 231-4455<br>FAX 239-1087 | 講座室1・2・3・4、和室、音楽室、実習室                                    |
| 伊勢原公民館  | TEL 237-5676<br>FAX 237-5677 | 会議室、学習室1・2、講座室、集会室、休養室、霞ヶ関北小学校特別教室(音楽室、多目的ホール、図工室、調理実習室) |
| 川鶴公民館   | TEL 233-9306<br>FAX 239-1088 | 会議室1・2・3、講座室、工芸室、和室、実習室、保育室                              |
| 名細公民館   | TEL 231-0001<br>FAX 239-1166 | 会議室1・2、講座室1・2、和室、音楽室、実習室、多目的室                            |
| 山田公民館   | TEL 224-4194<br>FAX 229-1212 | 会議室1・2・3・4、講座室、和室、実習室                                    |

## 展示・発表の場

### ●文化芸術振興施設〔ヤオコー大ホール・ヤオコー小ホール〕

ウェスタ川越 TEL 249-3777

申し込みについて、詳しくはお尋ねください。

### 設備

ヤオコー大ホール(1712席、車いす席4席含む、別途親子席10席)、ヤオコー小ホール(約220㎡、せり上がり付)

### 所在地

新宿町1丁目17-17  
(ウェスタ川越1～4階)

### 休館日

なし

### ●市民活動・生涯学習施設

### 設備

活動室、会議室、音楽室、和室、ワークショップ・情報コーナー

所在地、休館日、問い合わせは文化芸術振興施設と同じです。

### ●市立美術館市民ギャラリー

創作活動の発表の場として、全面または半面の利用形態により、規模に合わせた展示が可能です。

所在地、休館日、問い合わせは市立美術館と同じです。

### ●やまぶき会館

やまぶき会館 TEL 222-4678

講演会・会議・ピアノ発表会等に適した各種施設があります。

### 設備

ホール(508席・車いす用5席・親子用5席)、会議室、リハーサル室

### 所在地

郭町1丁目18-1

### 休館日

火曜日、年末年始

### ●西文化会館(メルト)

西文化会館 TEL 233-6711

講演会・会議・舞踊・茶道等に適した各種施設があります。

### 設備

ホール(347席・車いす用5席)、展示ロビー、会議室、研修室、和室、健康増進室、創作室、リハーサル室

### 所在地

鯨井1556-1

### 休館日

火曜日、年末年始

### ●南文化会館(ジョイフル)

南文化会館 TEL 248-4115

グランドピアノ2台を完備したホールがあります。

### 設備

ホール(358席・車いす用5席・親子用5席)、会議室、和室、健康増進室、創作室、トレーニング室、茶室、リハーサル室



所在地 今福1295-2

休館日 火曜日、年末年始

### ● 中央図書館の展示室等

中央図書館 TEL 222-0559

申し込みについて、詳しくはお尋ねください。

所在地

三久保町2-9(中央図書館内)

### ● 北部地域ふれあいセンター

北部地域ふれあいセンター

TEL 223-7221

申し込みについて、詳しくはお尋ねください。

設備

多目的ホール(可動いす席201席)、  
広間、会議室、和室、音楽室、創作室、調理実習室

所在地 山田1578-1

休館日 火曜日、年末年始

### ● 東部地域ふれあいセンター

東部地域ふれあいセンター

TEL 236-2360

申し込みについて、詳しくはお尋ねください。

設備

多目的ホール、会議室、リハーサル室、調理実習室、展示スペース

所在地 並木452-1

休館日 火曜日、年末年始

### ● 川越駅東口多目的ホール

川越駅東口多目的ホール

TEL 228-7723

講演会、会議、軽運動などに利用できる、多目的ホールです。

所在地 菅原町23-10

(クラッセ川越6階)

休館日 火曜日、年末年始

### ● 産業観光館(小江戸蔵里)

小江戸蔵里 TEL 228-0855

申し込みについて、詳しくはお尋ねください。

設備 会議室、ギャラリー、広場

所在地 新富町1丁目10-1

## スポーツ施設

| 施設                   | 設備                                                                                         | 問い合わせ                               |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 川越運動公園<br>総合体育館      | メインアリーナ・サブアリーナ・武道場・弓道場・トレーニングルーム<br>※令和8年度は空調設備等整備工事の実施に伴い、事務室・トレーニングルームを除き、施設の利用を停止しています。 | 総合体育館<br>TEL 224-8765<br>(火曜日休み)    |
| 川越運動公園<br>テニスコート     | テニスコート・壁打ちコート                                                                              |                                     |
| 川越運動公園<br>陸上競技場      | 陸上競技場・サッカー場・ラグビー場                                                                          | 陸上競技場<br>TEL 224-8881<br>(火曜日休み)    |
| 川越武道館                | 道場<br>(剣道・柔道・弓道など武道全般)                                                                     | 川越武道館<br>TEL 224-7220<br>(火曜日休み)    |
| 入間大橋緑地               | ソフトボール場                                                                                    |                                     |
| 市民グラウンド              | 野球場                                                                                        |                                     |
| 城下公園                 | テニスコート                                                                                     |                                     |
| 初雁公園                 | 野球場                                                                                        | 公園管理事務所<br>TEL 222-1301<br>(月曜日休み)  |
| 芳野台南公園               | テニスコート                                                                                     |                                     |
| 芳野台グラウンド             | 野球場                                                                                        |                                     |
| 雁見緑地                 | 広場                                                                                         |                                     |
| 寺山緑地                 | 野球場                                                                                        |                                     |
| 安比奈親水公園              | 陸上競技場兼サッカー場・野球場・ソフトボール場・テニスコート・広場                                                          |                                     |
| 上戸緑地                 | サッカー場・野球場・ソフトボール場・マレットゴルフ場                                                                 | 上戸緑地管理詰所<br>TEL 231-6401<br>(月曜日休み) |
| 御伊勢塚公園               | 広場・テニスコート                                                                                  |                                     |
| 笠幡公園                 | 野球場                                                                                        |                                     |
| 霞ヶ関東緑地               | マレットゴルフ場                                                                                   |                                     |
| 的場緑地                 | 広場・ソフトボール場                                                                                 |                                     |
| 寺山緑地                 | ソフトボール場                                                                                    | 山田市民センター<br>TEL 222-0693            |
| 上江橋緑地                | 広場                                                                                         | 古谷公民館<br>TEL 235-1834               |
| 高階運動広場               | ソフトボール場・広場                                                                                 |                                     |
| 高階南公共広場              | 広場                                                                                         | 高階市民センター<br>TEL 242-0600            |
| 南部地域<br>公共広場         | 広場                                                                                         |                                     |
| 八瀬大橋緑地               | ソフトボール場                                                                                    | 大東市民センター<br>TEL 243-3426            |
| 大東グラウンド              | 野球場兼サッカー場                                                                                  | 名細市民センター<br>TEL 231-2202            |
| 平塚緑地                 | ソフトボール場                                                                                    | 福原市民センター<br>TEL 243-4015            |
| スポーツパーク<br>福原        | 広場                                                                                         | 霞ヶ関北公民館<br>TEL 231-4455             |
| かほく運動公園              | 広場                                                                                         | サンライフ川越<br>TEL 225-5445<br>(月曜日休み)  |
| サンライフ川越              | トレーニング室                                                                                    |                                     |
| 芳野台体育館               | バレーボール、バドミントンなど                                                                            |                                     |
| なぐわし公園<br>PiKOA(ピコア) | 温水プール・トレーニングルーム・スタジオ・多目的ホールなど                                                              | なぐわし公園PiKOA(ピコア)<br>TEL 239-0315    |
| 大東BMX・スケート<br>ボードエリア | BMX・スケートボード<br>インラインスケート                                                                   | スポーツ振興課<br>TEL 224-6094             |



教育・文化・スポーツ



# ごみ・環境

## ごみ

川越市では、ごみを「可燃ごみ」「不燃ごみ」「びん・かん」「ペットボトル」「有害ごみ」「粗大ごみ」「紙類」「布類」「プラスチック製容器包装」に分別しています。分別収集は、ごみの減量・資源の保全・処理経費の節減・処理施設の効率化・地球環境の保全に役立ちます。ご協力ください。ごみの分別方法については、▶95ページ以降をご確認ください。

### 家庭ごみを出すときの注意点

資源循環推進課 TEL 239-6267

#### ● 集積所へのごみ出しは収集日の朝8時まで

夜間のごみ出しは火災やカラス等の被害の原因になります。絶対におやめください。収集量や交通事情により、収集時間は一定ではありません。

#### ● 収集車が異なる品目

紙類の「新聞」「段ボール」「紙パック」「雑がみ」「びん・かん」「ペットボトル」は品目ごとに別の車両で収集するため、同じ収集日でも収集時間が異なります。また、品目ごとに場所を分けて置いてください。

#### ● 悪天候の場合

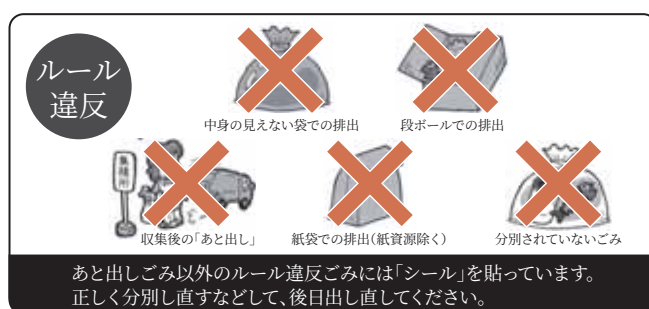
ごみの収集は天候にかかわらず日程通り行いますが、布類は次回以降に出すようにしてください。

#### ● 引っ越しなどの時

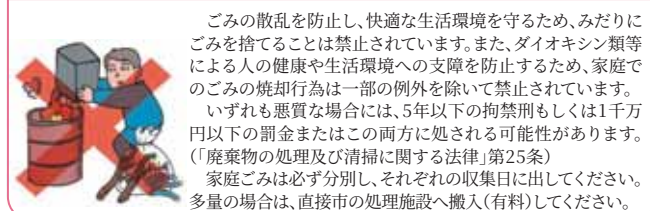
引っ越しなどにより一時的に多量のごみが出る場合は、数回に分けるか、直接市の処理施設へ持ち込んでください。詳しくは▶104ページをご確認ください。

#### ● 集積所の管理

集積所の管理は、利用する皆さんで行ってください。清潔に保つようご協力をお願いします。ごみ飛散防止ネットも、危険がないよう適正に管理してください。



#### ごみの不法投棄・焼却行為の禁止



### 収集日程について

収集管理課 TEL 239-5058

収集日は、自治会により異なりますので、家庭ごみ収集日程表をご確認ください。自治会名が分からない場合はお尋ねください。

＜広告＞

**どんな樹木でもご相談ください**

**植木の処分・庭木の伐採  
大木・竹林の伐採もお任せください**

**お見積りも無料です。**

**橋本興業(有) 緑化事業部**  
川越市大字笠幡2660-45  
**TEL.049-298-5432**  
<https://itp.ne.jp/info/110972141116851800/>

**物置・ガレージ・塀の撤去  
家屋の解体もいたします**

**お見積りも無料です。**

**橋本興業(有) 緑化事業部**  
川越市大字笠幡2660-45  
**TEL.049-298-5432**  
<https://hashimoto.mimoza.jp/bamboo.html>

**どんな石の処分でも  
お任せ下さい。。。**

大きな石、庭石なども承ります。

**お見積りも無料です。**

**橋本興業(有) 緑化事業部**  
川越市大字笠幡2660-45  
**TEL.049-298-5432**  
<https://www.hkr-niwaishi.com/>

## ごみの分け方チャート

ごみの分け方に迷った時の参考に！主だったものを取り上げているため、例外もあります。

＊川越市の家庭ごみの分け方・出し方は、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第20条に基づき市長が定める方法です。

以下のものは、市で収集・処理をしません

テレビ・エアコン・冷蔵庫／  
冷凍庫・洗濯機／衣類乾燥機

101ページ

家庭用パソコン

102ページ

処理しないもの

105ページ

当てはまらない

資源物としてリサイクルできるものですか？ 汚れているものは軽くすすいでください。



マークのあるもの

プラスチック製容器包装

97ページ

新聞紙・段ボール・紙パック・  
雑がみ(包装紙・紙袋など)

紙類 98ページ

衣類・下着類・毛布・  
タオルなど

布類 98ページ

飲料品のびん  
化粧品のびん

びん 97ページ

飲料用の缶・缶詰・  
スプレー缶

かん 97ページ



マークのあるもの

ペットボトル 98ページ

当てはまらない

材質は何ですか？ 複数の材質が使われている場合は、より多く使われているものから判断してください。

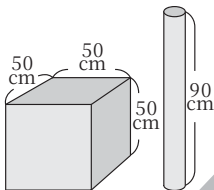
わからない

生ごみ・革製品・プラスチック  
製品・草木類

家電製品・ガラス・陶磁器・金属・  
電球・LED電球・白熱球・刃物

乾電池・蛍光管・水銀  
体温計・水銀血圧計

たて・よこ・奥行で、いちばん長  
い辺が50cm未満ですか？  
または、50cm未満に分解する  
ことができますか？



たて・よこ・奥行で、いちばん長  
い辺が50cm未満ですか？  
または、90cm未満の棒状・板状  
に分解することができますか？

はい

いいえ

いいえ

はい

資源循環推進課  
TEL 239-6267

可燃ごみ  
96ページ

粗大ごみ  
103ページ

不燃ごみ  
99ページ

有害ごみ  
100ページ

お問い合わせの多い品目や判断しにくい品目の分別方法をまとめた「ごみ品目マニュアル(家庭ごみ)」が川越市公式ホームページに掲載されています。分別に迷ったらずひご活用ください。



キーワードや50音などから検索  
できるごみ分別検索はこちらから▶



川越市ごみ分別アプリ

ごみの収集日をお知らせするほか、ごみの出し方や出すときの注意点、ごみの分別方法など、ごみに関するさまざまな情報をアプリから提供します。詳しくは▶P13をご確認ください。



iphone.iOS端末 Android端末

＜広告＞

水まわりの  
リフォームは  
ワンエフにおまかせください！

お見積り  
大歓迎  
最短翌日回答

株式会社 ワンエフ  
埼玉県知事許可(般-7)第73800号  
川越市鯨井1644-1  
☎070-8914-9223 (担当：高橋)



## 可燃ごみ 週2回

無色透明または白色半透明の袋で出す。取り外せる金属は外して「不燃ごみ」。

● **出せるもの** 最大辺50cm未満 「多量ごみ(引っ越しごみ)」液体状のもの「汚物」はごみとして出せません。

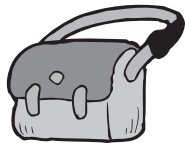
### □ 生ごみ

＊よく水を切ってから出す



### □ 草製品

＊金具類は外して不燃ごみに出す



かばん



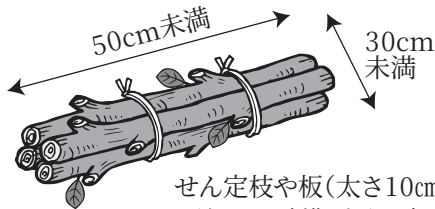
くつ



ベルト など

＊バックルなどの金具は不燃ごみ

### □ 草木類(せん定枝、板、草など)



せん定枝や板(太さ10cm以内)  
＊長さ50cm未満に切り1度に5束まで  
＊ひもでしばる

### □ プラスチック製品(♻マークがないもの)



ビデオテープ・ケース

カセットテープ・ケース

CD・DVD・ケース



密閉容器



ポリバケツ



植木鉢・プランター  
(プラスチック製)



おもちゃ(プラスチック製)  
＊乾電池を抜くこと



ホース  
＊50cm未満に切る



歯ブラシ



ゴム  
長ぐつ



ポリタンク(50cm未満)  
＊必ず中身を抜くこと



ハンガー(プラスチック製)



洗濯ハンガー  
(プラスチック製)

### □ その他



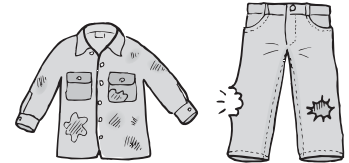
ふとん・マットレス  
(スプリングの入っていないもの)  
＊1度に2枚まで  
＊1枚ずつ小さくたたんでしぼる



ハンガー(木製)



じゅうたん・人工芝  
＊50cm角未満に切る  
(切れなければ粗大ごみ)



汚れや破損のある布類



紙おむつ  
＊汚物は取り除く



使い捨てカイロ・  
乾燥剤・保冷剤

＜ 広告 ＞

細かく刻んだ  
剪定枝も  
土に還せる

落ち葉・雑草  
プランターの土で  
腐葉土づくり

メッシュの網目から風と水が  
とおって、草木の発酵に最適な  
好気性微生物が元気に活動

ガーデンバッグ  
＋発酵促進材キット  
**14,800円** (税込)

直径 60× 高さ 57cm、容量：161L  
※発酵促進剤：腐葉土、米ぬか、炭



おきま畑<sup>®</sup>オンライン  
ご注文は  
ネットショップが  
便利です！

すきま畑

お見積り無料 お庭のお手入れもお任せください

UEKIYA KAKUMEI  
植木屋革命

剪定

伐採

草むしり

フリーコール

**0120-329-919**

【受付】9:00～18:00  
土・日・祝日も受付(年末年始除く)

〒183-0016 東京都府中市八幡町 3-19-20 株式会社クイック・ガーデニング

## プラスチック製容器包装 週1回

無色透明または白色半透明の袋で出す。中身を捨てて、軽くゆすぐ。フタを外す。

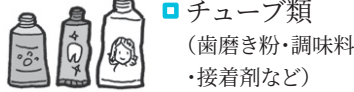
\*プラスチック製品はプラスチック製容器包装、可燃ごみ、ペットボトルに分類されます。

\*小さい袋をまとめて大きい袋に入れた状態(二重袋)で出さないでください。

### ● 出せるもの マークのあるもの



■ ボトル類(油・たれ・ドレッシング・シャンプー・うがい薬・目薬など)



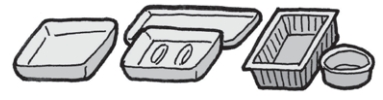
■ チューブ類  
(歯磨き粉・調味料・接着剤など)



■ カップ・パック類  
(カップ麺や弁当の容器・卵やゼリーのパックなど)



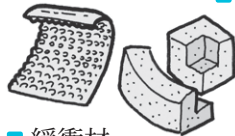
■ フタ類  
(ペットボトル・ボトルなど)



■ トレイ類(惣菜・果物・生鮮食品など)



■ 網・ネット類  
(ミカン・玉ねぎ・リンゴ・桃など)



■ 緩衝材  
(発泡スチロールなど)

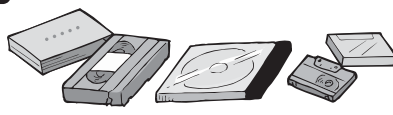


■ 袋・ラップ類  
(野菜などの袋・外フィルム・菓子などの包み・レジ袋など)

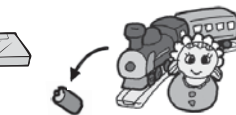
### ● 出せないもの マークがないプラスチック製品

可燃  
ごみへ

96ページ



カセット・ビデオテープ  
CD・DVD(ケース含む)



\*乾電池を  
抜くこと おもちゃ



密閉容器



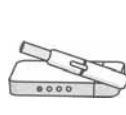
ポリバケツ



植木鉢・プランター  
(プラスチック製)



モバイルバッテリー



加熱式たばこ



携帯用扇風機



ワイヤレスイヤホン



使い捨てライター

有害  
ごみへ

100ページ

充電式  
電池等の  
捨て方へ

100ページ

- 水で軽くすすいで異物や汚れを落としてから袋へ入れてください。
- 異物や汚れが落ちにくい物や洗にくい物は「可燃ごみ」に出してください。
- モバイルバッテリー、加熱式たばこ、充電式の電化製品、中身の残った使い捨てライター等は重大な事故につながる恐れがあるため、絶対に入れないでください。

お問い合わせの多い品目や判断しにくい品目の分別方法をまとめた「ごみ品目マニュアル(家庭ごみ)」が川越市公式ホームページに掲載されています。分別に迷ったらぜひ活用ください。



キーワードや50音などから検索

できるごみ分別検索はこちらから▶



## びん・かん 2週に1回

無色透明または白色半透明の袋で出す。中身を捨てて、軽くゆすぐ。フタを外す。

\*ペットボトルと収集車が異なるため、場所を分けて置いてください。

### ● 出せるもの

#### ■ 飲料用の缶・缶詰



#### ■ 飲食料品のびん・化粧品のびん



#### ■ スプレー缶

\*穴あけ不要、中身を最後まで使い切る  
\*ガス抜きキャップがある製品は火気のない風通しの良い屋外でキャップを使用して中身を出しきる  
\*びん・かんとは別の袋に入れる



■ ビールびん、一升びんなど、くり返し使える「リターナブルびん」は、市の回収以外にも、回収している販売店があります。買ったお店で回収をしている場合は、販売店での回収もご利用ください。

### ● 出せないもの

不燃  
ごみへ

99ページ

■ 耐熱ガラスのびん・  
農薬のびん、  
梅酒のびんなど



■ 菓子缶・茶筒・粉ミルク缶  
ペンキ缶・塗料缶・一斗缶など



フタを外す。  
金属のフタは「びん・かん」。  
プラスチックのフタは「プラスチック製容器包装」。



中身を捨てて、  
軽く水洗い。

びんとかんを同じ袋に  
入れて出してください。



## ペットボトル 2週に1回

無色透明または白色半透明の袋で出す。キャップ・ラベルは「プラスチック製容器包装」

＊びん・かんと収集車が異なるため、場所を分けて置いてください。

### ● 出せるもの

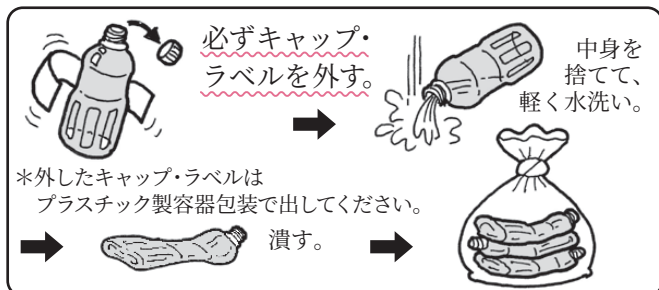
 マークのあるもの



飲料水

酒類

調味料類



### ● 出せないもの



マークのついたプラスチック製ボトル

- 食用油・たれ・つゆ・ドレッシング・乳酸菌飲料などの容器
- 洗剤・シャンプー・リンス・ハンドクリームなどの容器
- うがい薬・目薬などの容器



プラスチック製容器包装へ  
97ページ

＊びん・かん、ペットボトルの中に異物(たばこの吸い殻や針などの危険物)を入れないでください。

## 布類 4週に1回 ＊地域の集団回収を優先してください。

無色透明または白色半透明の袋で出す。段ボール・紙袋での排出は不可。

### ● 出せるもの



シャツ



下着類



セーター



ハンカチ・タオル



着物(帯も可)



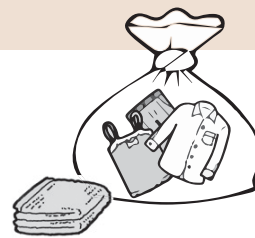
スカート



スラックス



ジャケット



毛布

＊電気毛布は不燃ごみへ

### ● 出せないもの

可燃ごみへ 96ページ



まくら



布製バッグ



ぬいぐるみ



ふとん



くつ



くつ下



カーテン



ネクタイ



布おむつ



クッション

＊ビーズクッションは50cm以上は粗大ごみ、中身が散らないようにする。

### ● 注意事項

- 布類は雨に濡れるとカビが生えやすくなり、資源になりません。雨が降っている場合は、次回以降の収集日に出していただくようご協力ください。
- ボタン・ファスナー等は外さず、そのままお出しください。
- 袋の口をしっかりとしばってください。
- 汚れがひどいものや破損のある布類は、可燃ごみで出してください。

### ● こちらも利用できます

環境プラザ(つばさ館)() 105ページ参照)では、常時回収しています。

## 紙類 月1回(雨の日も回収) ＊地域の集団回収を優先してください。

①②③④に分けてひもで縛る。ビニール袋不可。細かいものは紙袋へ。紙パックは洗う。

＊収集車が異なるため、品目ごとに場所を分けて置いてください。

### ● 出せるもの

#### ①新聞(チラシ含む)



#### ②段ボール

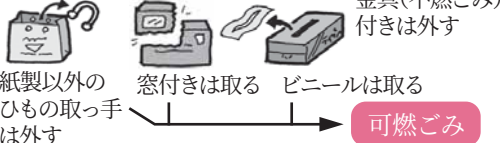
(空き箱などでも「波」のあるものは段ボール)



#### ③紙パック(内側が白いもの。銀色は可燃ごみ)



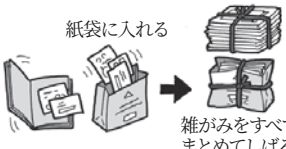
#### ④雑がみ(雑誌・菓子や玩具の空き箱・本・包装紙など)



可燃ごみ

### ● 雑がみの出し方

本・雑誌類にはさむ



### ● 出せないもの

- 感熱紙・カーボン紙
- 油・食品などで汚れた紙
- 圧着ハガキ
- ビニールコーティングされた紙
- 紙製カップ麺容器
- シュレッダーにかけた紙
- シール・台紙
- 写真



可燃ごみへ 96ページ



ごみ・環境



## 不燃ごみ 4週に1回

無色透明また白色半透明の袋で出す。乾電池は外して「有害ごみ」。＊充電式電池が外せないものは本体ごと「有害ごみ」へ。

### ● 出せるもの

#### ■ 電化製品

(最大辺50cm未満)

乾電池を  
抜くこと

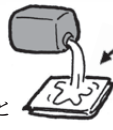
有害ごみ



ラジカセ

灯油を  
抜くこと

＊灯油は布などに少量ずつ  
染み込ませて可燃ごみ



石油ストーブ・ファンヒーター

乾電池を  
抜くこと

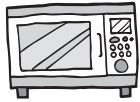
有害ごみ



電子体温計



炊飯器



電子レンジ



プリンター



ビデオ・DVDデッキ

#### ■ 電化製品(最大辺が50cmを超えても出せるもの)



扇風機



掃除機



ガスレンジ(ビルトインタイプは除く)  
ごとく・受皿等は本体から外し袋に入れる

乾電池を  
抜くこと

有害ごみ

#### ■ 金属類



鍋・フライパン類



針金ハンガー



洗濯ハンガー  
(金属製)

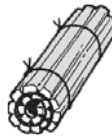
#### ■ その他



電動式以外の自転車  
幼児用三輪車  
折りたたみ式車椅子  
＊電動式自転車、  
大人用三輪車は粗大ごみ



スーツケース



風呂のふた  
(プラスチック製)



チャイルド  
シート

折りたたみ式  
ベビーカー



＊「ごみ」と必ず  
表示すること

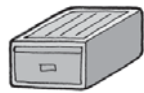
＊「ごみ」と必ず表示すること



スキー板  
スノーボード  
ブーツ



ゴルフセット  
(クラブはバッグ  
から出す)



衣装ケース  
(1段のもの。2段以上は粗大ごみ)

#### ■ 刃物・ワレモノ

ガラス類 セトモノ



素焼きの  
植木鉢

LED電球・白熱球

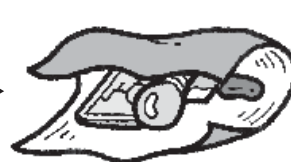


電球



鏡

刃物



ワレモノや刃物は紙・布などに包み、品名を書いてから袋に入れる。

＜ 広告 ＞



不動産の売却をお考えなら  
ご相談ください。

・戸建て・マンション・アパート・土地  
・収益物件・店舗 等 幅広くサポート

株式会社 彩京不動産

住 所 川越市むさし野16-39

営業時間 10:00～18:00

定休日 土・日・祝

☎049-246-6969

■ 宅建業許可番号／埼玉県知事(3)第22956号  
■ 加盟団体／公益社団法人全日本不動産協会・公益社団法人不動産保証協会



## 使用済小型家電製品

個人情報等は事前に消去。電池などは可能な限り外す。テレビ・パソコンなどは不可。(▶101・102ページをご確認ください)

### ● 使用済小型家電製品は以下の方法で排出してください。

#### ① 不燃ごみの日に集積所に排出

※充電式電池が外せない場合は「有害ごみ」へ  
原則、最大辺50cm未満の家電製品

#### ② 回収BOXへの排出

縦10cm×横25cmの家電製品で投入口に入るもの。

#### ③ 処理施設への持ち込み

東清掃センターまたは資源化センターへ持ち込みができます。(▶104ページをご確認ください。)

※処理施設への持ち込みには手数料がかかります。また、土曜日・日曜日・年末年始の持ち込みはできません

#### 回収BOX設置施設(施設開庁時のみ排出可)

|           |             |         |             |
|-----------|-------------|---------|-------------|
| 市役所本庁舎    | (元町1-3-1)   | つばさ館    | (鯨井782-3)   |
| 高階市民センター  | (藤間27-1)    | 東清掃センター | (芳野台2-8-18) |
| 名細市民センター  | (小堤662-1)   | 資源化センター | (鯨井782-3)   |
| 大東市民センター  | (豊田本5-16-1) | 中央公民館   | (三久保町18-3)  |
| 霞ヶ関市民センター | (笠幡177-1)   | 北公民館    | (氷川町107)    |

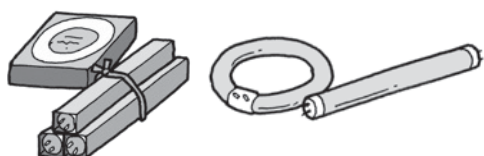
## 有害ごみ 4週に1回

蛍光管等は購入時のケースに入れる。

### ● 出せるもの

乾電池・水銀体温計は、有害物と分かるように他の不燃物とは別に「小さなビニール袋(無色透明または、白色半透明の袋で中身がわかるよう明記したもの)」に入れて出してください。

#### ■ 蛍光管等



## 充電式電池等の捨て方 ※充電式電池が外せない場合は本体ごと「有害ごみ」へ。

電子機器に使われている充電式電池は、リサイクルが義務付けられており、販売店等の回収協力店で回収しています。ボタン電池も回収協力店で回収をご利用ください。膨張・変形などにより回収協力店を利用できない場合は、有害ごみの日に集積所に排出してください。なお、つばさ館(鯨井782-3)の窓口でも回収を行っています。

### ● 充電式電池とは

充電式電池を使用している製品には、「電池名称の印字」もしくは「リサイクルマーク」などの表示があります。



#### 充電式電池を使用している主な製品例



### ● 回収方法

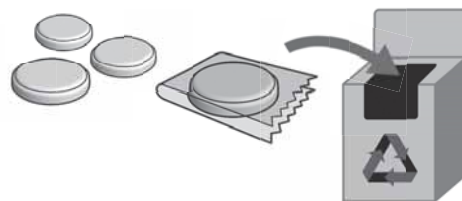
金属端子部分をテープ等で絶縁し、回収協力店にお持ちください。

※回収可能な電池の説明および回収協力店は、以下のホームページから確認できます。

充電式電池…一般社団法人JBRC(<https://www.jbrc.com/>)

ボタン電池…一般社団法人電池工業会(<https://www.baj.or.jp/>)

加熱式たばこ…一般社団法人日本たばこ協会(<https://www.tioj.or.jp/>)



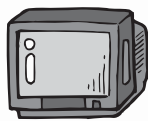
充電式電池が可燃ごみ、不燃ごみなどに混入すると、収集車内や処理施設内で火災が起きる原因となります。製品から充電式電池を外したうえで正しい排出をお願いします。

## テレビ・エアコン・冷蔵庫／冷凍庫・洗濯機／衣類乾燥機

家電リサイクル法により、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL)・エアコン・冷蔵庫／冷凍庫・洗濯機／衣類乾燥機は、指定のリサイクルルートで処理することが義務付けられています。市では収集や処理をしません。



■ 液晶テレビ



■ テレビ



■ エアコン



■ 冷蔵庫/冷凍庫



■ 冷温庫



■ 洗濯機



■ 衣類乾燥機

## 分解して搬入しても市の処理施設では受け付けません

### ● 処分方法は以下のとおりです

**1** 買った店、買い替える店に引き渡す。  
(リサイクル料金と収集運搬料金を支払う)

できない

郵便局でリサイクル料金を振込みにより支払う。  
(振込手数料がかかります。)  
※リサイクル料金は家電リサイクル券センターへお問い合わせください。

運べない  
運べる

**2** 収集運搬業者に依頼する。  
(収集運搬料金を支払う)

※業者については市ホームページを確認するか、  
資源循環推進課 TEL 239-6267へお問い合わせください。

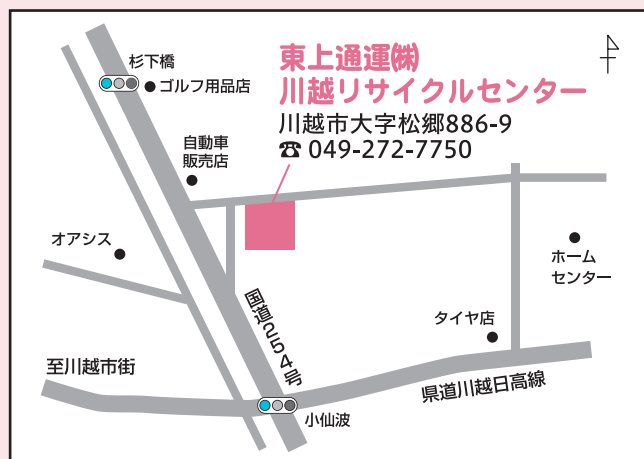


**3** 自分でメーカーの指定引取場所へ持ち込む。

### ● 指定引取場所 いずれの業者へもお持ち込みいただけます。

営業日・受付時間: 月～土(祝日を除く)午前9時～11時30分／午後1時～4時30分

祝日等営業日については、直接指定引取場所にご確認ください。



家電リサイクル券システムに  
関しての問い合わせ先



(一財)家電製品協会家電リサイクル券センター

TEL 0120-319640 ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp/>



ごみ・環境



## 家庭用パソコン

資源有効利用促進法により、家庭用パソコンは市では収集や処理をしません。

■ デスクトップ型パソコン本体

■ ノートブック型パソコン

■ CRT(ブラウン管)ディスプレイ (ディスプレイ体型を含む)

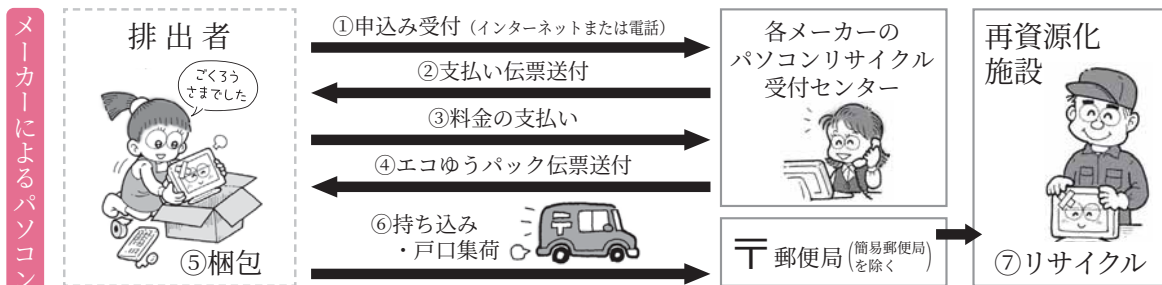
■ 液晶ディスプレイ (ディスプレイ体型を含む)

■ 製品に同梱されていた装置 (キーボード・マウスなど)

ケーブル・マウス・キーボード・スピーカーなどの付属品はメーカーが回収します。

プリンターやスキャナーなどの周辺機器はメーカー回収の対象ではないため、ごみの分け方チャート(▶95ページ)でお出してください。

### ● 処分方法は以下のとおりです



\*PCリサイクルマーク付きの場合(平成15年10月1日以降に購入したパソコン)、②③は不要です。

詳細は、各メーカーのホームページ及び一般社団法人パソコン3R推進協会 (TEL 03-5282-7685 <https://www.pc3r.jp/>)をご確認ください。



市では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、不要になった家庭用パソコンを宅配便による無料回収で行っております。



リネットジャパンリサイクル(株)  
URL <https://www.renet.jp/>  
TEL 0570-085-800  
(午前10時～午後5時)

リネットジャパン 検索



- データはご自身で消去してください。(無料消去ソフトの提供などのサービスもあります。)
- 他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- パソコンを含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料。  
\*2箱目以降とパソコン本体以外は1箱当たり1,680円(税込1,848円)

< 広告 >

**循環型社会を目指して**

ご家庭や事業所の不用品・  
その他廃棄物の回収処分は  
当社にお任せください!!

産業廃棄物収集運搬業 許可番号 01106028894  
一般廃棄物収集運搬業許可 川越市第16号/伊勢市第120号

**有限会社 菅原産業**

坂戸市石井2392 TEL 049-289-9888



## 粗大ごみ

処理施設に持ち込むか、電話で有料の収集を予約してください。＊持ち込みについては104ページをご確認ください。

資源循環推進課 粗大ごみ収集受付 TEL 239-5056  
電話で収集を予約する▶【受付時間】月～金(祝日、年末年始を除く)  
午前8時30分～正午／午後0時45分～5時

- 電話で収集日を予約してください。収集時間の指定はできません。
- 1回に収集できる数は5点までです。
- 収集当日、指定された時間までに品物を屋外に出してください。
- 家の中に入っの搬出作業は行いません。
- 収集には手数料が発生します。

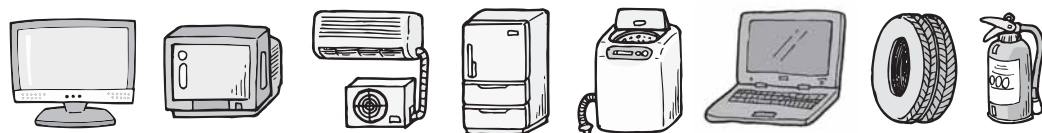
### ● 収集できる主な粗大ごみ

家具類・じゅうたん等



### ● 収集できない主なもの

テレビ・エアコン・冷蔵庫/冷凍庫・洗濯機/衣類乾燥機・パソコン・タイヤ・消火器など



101、102、  
105ページ

## リユース(再使用)の検討

不要品のリユース推進のため、市では、オンラインサービス“おいくら”を運営する㈱マーケットエンタープライズと連携協定を締結しました。

不要品の処分の前に、買取り店に一括見積依頼ができる“おいくら”を通じたリユースをご検討ください。



〈 広告 〉

**粗大ごみ、引越ごみ、  
不用品処分のことなら  
クリーンネス藤原へ!!**

埼玉県  
SDGsパートナー

川越市家庭系一時多量ごみ許可業者  
(許可番号:第17号)

**現調・見積無料**

**CNF クリーンネス藤原**  
☎ 049-225-5806

PayPay  
つかえます

ドライバー募集  
健康経営推進法  
中国産輸入禁止

**大林金属株式会社**

**24時間365日 年中無休**

鉄スクラップ・アルミ・銅  
ステンレス・真鍮・ケーブル等  
1kgから買い取ります。

金属リサイクルでお困りの事ご相談ください。

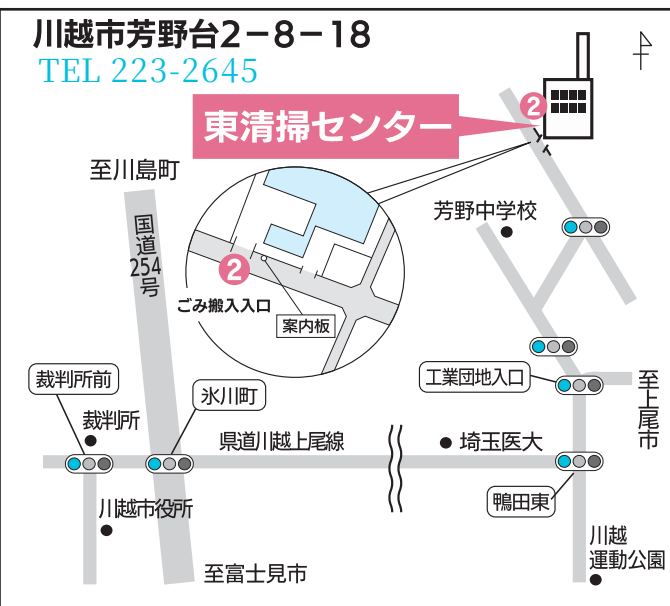
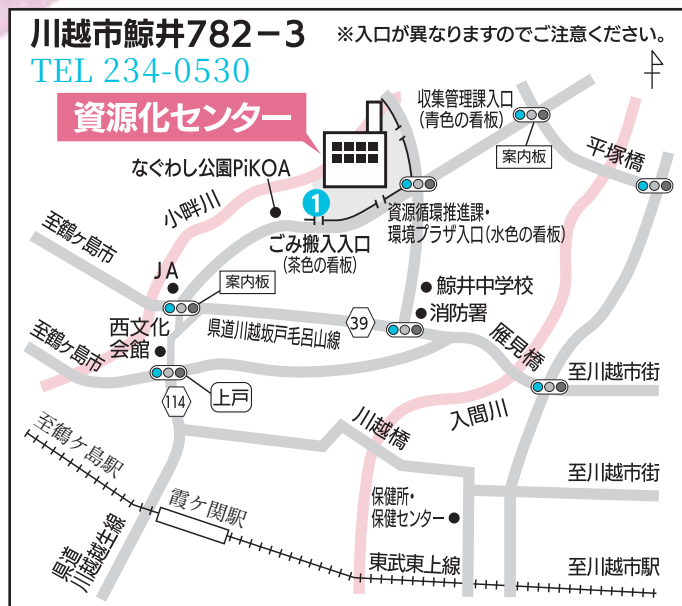
川越工場／埼玉県川越市古谷上1080  
TEL:049-256-7539 FAX:049-256-7540  
大宮工場／さいたま市見沼区丸ヶ崎1189  
TEL:048-731-8525 FAX:048-731-8524  
(古物商取引許可:第431390055119号)

家族との思い出に  
**お子さま  
ペイント体験**

毎日の作業動画サービス  
で楽しく、安心!

お家の外壁が  
大きなキャンバスに!

ミツア塗装株式会社  
〒350-0835  
埼玉県川越市石田本郷671  
049-211-1955  
(直通:090-1843-3611)



● **ごみの持ち込み受付** ＊処理手数料(50円/10kg)がかかります。支払方法は、現金に限ります。

月～金(令和8年12月30日～令和9年1月1日を除く)午前8時40分～11時50分/午後0時45分～4時

■ **資源化センター**

可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、びん・かん、粗大ごみ、一時多量ごみなど

■ **東清掃センター**

可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、ペットボトル、粗大ごみ、一時多量ごみなど

● **持ち込み時の注意点**

■ 川越市内で発生したごみに限ります。

■ 原則、ごみを出した本人が持ち込んでください。

■ 排出場所と本人確認のため、身分を証明できるもの(免許証など住所が記載されているもの)を受付にて提示してください。ご協力をお願いします。

■ 搬入車両は、2tトラックもしくはそれより小さい車両で搬入してください。(高さ制限:資源化センター・3.8m以内、東清掃センター・3.2m以内)

■ ごみは分別してください。分別されていないもの・施設で処理できないものは、お持ち帰りいただきます。あらかじめご了承ください。(紙類の持ち込みはできません。)

■ 予約は不要です。量が多い場合は事前にお問い合わせください。

■ 自分で持ち込めない場合は、市が許可する収集運搬許可業者に依頼してください。(許可業者以外は収集・運搬することができません)違反すると法律により罰せられます。

■ ごみは原則搬入者ご自身で下ろしていただきます。大きなごみの場合はなるべく補助者の同行をお願いします。

■ 上記地図の①、②のごみ搬入入口から搬入してください。

● **資源化センターへ木の枝を持ち込む場合**

持ち込める大きさは、切り口の直径が15cm以内の場合、長さ1.2m以内です。また、直径が15cmを超え30cm以内のものは、長さ50cm以内に切ってください。あらかじめ、この寸法以内にした状態で搬入してください。

注意1)束ねる必要はありません。 注意2)搬入できない樹木もあります。詳しくは資源化センターへお問い合わせください。

**災害廃棄物の迅速な処理**

災害発生時における廃棄物の適正処理及び円滑かつ迅速な対応ができるよう、市内の3者協同組合と協定を締結し、災害時に大量に発生することが想定される災害廃棄物等を迅速に撤去、収集・運搬、処分できる体制を整備しました。

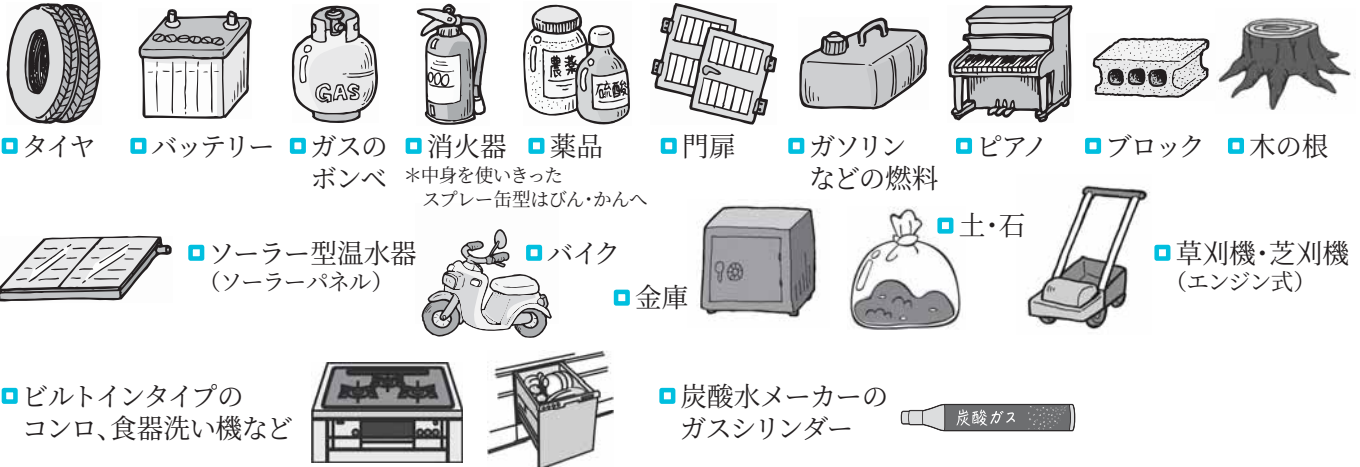




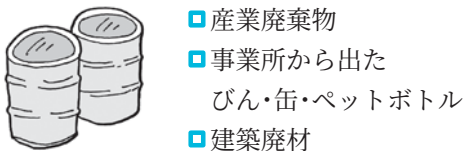
## 処理しないもの

販売店・施工業者に問い合わせください。＊販売店等不明な場合は資源循環推進課(TEL 239-6267)へお問い合わせください。

- **タイヤ、バッテリー、ガスのボンベ、消火器、薬品、門扉、ガソリンなどの燃料、ピアノ、ソーラー型温水器(ソーラーパネル)、ブロック、バイク、土・石、草刈機・芝刈機(エンジン式)など**



- **産業廃棄物は受け付けません**



- **注射針など**

注射針・点滴針など鋭利なものや感染性のものは、診察を受けた医療機関に返却してください。在宅で使う医療器具の廃棄については資源循環推進課(TEL 239-6267)へお問い合わせください。



## 家庭でできるごみ減量

ごみの削減は近年世界的な課題として注目されています。家庭で身近にできることから、取り組んでみませんか。

- **雑がみの分別**

可燃ごみの中に含まれる紙類の割合は約4割です。これら紙類を適切に分別すればごみの減量につながります。お菓子や玩具の空き箱、包装紙など雑がみも大切な紙資源です。新たな紙へとリサイクルするため、雑がみを分別しましょう。

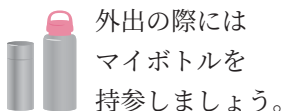
- **布類の分別**

不要になった、洋服やタオル、毛布はリサイクルが可能です。分別して布類の日に出しましょう。雨が降っている場合には、次回以降の収集日に出すようにご協力ください。なお、環境プラザ(つばさ館)では、布類を常時回収しています。(下記参照)

- **プラスチックごみの削減**

ポイ捨てされたプラスチックごみなどが風で飛ばされたり雨に流されたりして川に入り、海に流れ出て海洋プラスチックごみとして問題となっています。プラスチックごみはきちんと分別し、収集日に出しましょう。また、マイボトルの使用や、不要なレジ袋を貰わないなどのリデュースの取組もごみの減量につながります。

### マイボトルを使用する



### マイバッグを使用する



### ポイ捨てごみを減らす



- **生ごみの水切り**

生ごみの約8割は水分です。生ごみの水切りをするだけで、ごみの減量やごみ出し時の負担軽減、においの防止にもつながります。生ごみの水切りにおいては「ぬらさない」「しぼる」「乾かす」が大切です。

## 環境プラザ(つばさ館)

つばさ館では、リサイクル家具・リサイクル自転車・リユース品の頒布を行っています。ご家庭で不要となった衣類・食器・雑貨(キズ・汚れが無く、そのままリユース品となるもの)はごみとして捨てる前に、つばさ館への持ち込みを検討しましょう。

□ 環境プラザ(つばさ館) 鯨井782-3 TEL 239-5053

開館日 火曜日～日曜日 午前9時～午後5時(リユース品等の頒布は、午前10時～正午/午後0時45分～午後3時)

休館日 月曜日、祝日、年末年始

川越市の市外局番は 049 です。

## ごみ集積所の新設・移設・廃止

収集管理課 TEL 239-5058

ごみ集積所を新設・移設・廃止するときは、申請書に必要事項を記入し、収集管理課に提出してください(申請用紙は、市民センターにもあります)。

集積所の管理は、利用する皆さんで行ってください。清潔に保つようご協力をお願いします。ごみ飛散防止ネットも、危険がないよう適正に管理してください。

## 集団回収

資源循環推進課 TEL 239-6267

新聞紙・雑がみ・紙パック・段ボール・衣類・アルミ缶・空きびんなどは、再利用できる大切な資源です。自治会・子ども会などで実施している集団回収に出し、ごみの減量・資源化にご協力ください。市では、集団回収を実施した登録団体に、報償金を交付しています。

## かわごえ環境推進員

資源循環推進課 TEL 239-6267

ごみの減量・資源化および地域の環境美化を推進するため、それぞれの地域(自治会ごと)にかわごえ環境推進員が委嘱されています。

## クリーン川越市民運動(ごみゼロ運動)

資源循環推進課 TEL 239-6267

まちをきれいにし、快適な環境づくりを推進するため、クリーン川越市民運動推進協議会が中心になって実施しています。実施日については、広報川越などでお知らせします。ご協力をお願いします。

〈広告〉

廃棄物処理業に取り組んで59年、地域の環境づくりに務めています。  S・E・T

産廃業の収集運搬・中間処理工程を一貫させ、資源リサイクルシステムの確立に貢献します。

産業廃棄物・事業系廃棄物  
何でもご相談ください!

 株式会社 **イス・イーティ**

■本社 所沢市東所沢和田2-32-5 電話 04-2951-7760  
■配車センター 川越市下赤坂669-2 電話 049-262-0693  
URL <https://www.s-et.co.jp>

## 環境美化活動支援制度

資源循環推進課 TEL 239-6267

自治会・子ども会・スポーツ少年団など、原則として地域の3人以上の団体の行う清掃活動に対して、ごみ袋の支給・ごみ挟みやリヤカーの貸し出しを行います。

## 生ごみ処理機器の補助制度

資源循環推進課 TEL 239-6267

市では、生ごみの減量に役立つ生ごみ処理容器(コンポスト・EM容器・キエーロ)と電動式生ごみ処理機の補助を行っています(再使用品は対象外で、販売店から購入したものが対象)。補助金が予算額に達した時点で受け付けを終了します。

## 電動式生ごみ処理機の貸出し

資源循環推進課 TEL 239-6267

生ごみの減量化、およびリサイクルの促進、脱炭素化を図ることを目的に、電動式生ごみ処理機の貸出しを行います。

## ごみのふれあい収集(戸別訪問収集)

収集管理課 TEL 239-5058

1人暮らしでごみを自分で集積所へ運ぶことが困難な高齢者や障害のある方で、近親者・近所の方・ヘルパーなどの協力が得られない場合に、市が直接訪問し、収集を行います。

## 動物の死体

### ● ペットなどの死体

東清掃センター TEL 223-2645

資源化センター TEL 234-0530

飼い犬・飼い猫の死体は、飼い主が処分するか、東清掃センターまたは資源化センターへお持ちください(有料)。

### 受付時間

月～金曜日(年末年始を除く\*)

\*年末の特別収集を実施する日は、搬入を受け付けます。

午前8時40分～11時50分

午後0時45分～4時

### ● 小動物の死体を見つけたら

収集管理課 TEL 239-5058

休日・夜間は市役所当直へ

路上に犬や猫などの死体がある場合は、ご連絡ください。

## ごみの不法投棄

収集管理課 TEL 239-5058

集積所等への不法投棄についてはご連絡ください。

## 産業廃棄物

産業廃棄物指導課 TEL 239-7007

産業廃棄物に関する許可や、指導を行っています。



# 浄化槽

## 浄化槽

環境対策課 TEL 224-5894

### ● 浄化槽の設置届出書・使用開始報告書・使用廃止届出書など

浄化槽を設置する際に、建築基準法による申請を必要としない場合は、浄化槽法によって「浄化槽設置届出書」を提出する必要があります。

また、設置した浄化槽を使用開始した場合には「浄化槽使用開始報告書」を、浄化槽の使用を休止または廃止した場合には「浄化槽使用休止届出書」または「浄化槽使用廃止届出書」を提出する必要があります。

浄化槽管理者または浄化槽技術管理者を変更した場合は、「浄化槽管理者変更報告書」または「浄化槽技術管理者変更報告書」を提出する必要があります。

＊「浄化槽使用開始報告書」「浄化槽使用休止届出書」「浄化槽使用廃止届出書」「浄化槽管理者変更報告書」についてはパソコンやスマートフォンから手続きができます。



### ● 浄化槽の維持管理

浄化槽管理者は、浄化槽法により法定検査・保守点検・清掃の実施が義務付けられています。各家庭で取り付けている浄化槽は、各家庭が責任を持って維持しなければなりません。快適な生活を送るため、日ごろから適正な維持管理を心掛けてください。

### ● 保守点検

浄化槽の機能が正しく保たれているかどうかを定期的に点検することを保守点検といいます。浄化槽の種類によって点検回数は異なります(右表)。保守点検には、専門的な知識・技能・経験が必要なため、市の登録業者

## 浄化槽の点検回数

環境対策課 TEL 224-5894

### ● 単独処理施設

| 種類                              | 人槽20人以下  | 人槽21～300人 | 人槽301人以上 |
|---------------------------------|----------|-----------|----------|
| 全ばっ気方式                          | 3か月に1回以上 | 2か月に1回以上  | 1か月に1回以上 |
| 分離接触ばっ気方式<br>分離ばっ気方式<br>単純ばっ気方式 | 4か月に1回以上 | 3か月に1回以上  | 2か月に1回以上 |
| 散水ろ床方式<br>平面酸化床方式<br>地下砂ろ過方式    | 6か月に1回以上 |           |          |

### ● 合併処理施設

| 処理方法                                    | 浄化槽の種類                                       | 期間       |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------|----------|
| 分離接触ばっ気方式<br>嫌気ろ床接触ばっ気方式<br>脱窒ろ床接触ばっ気方式 | 処理対象人員が20人以下の浄化槽                             | 4か月に1回以上 |
|                                         | 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽                        | 3か月に1回以上 |
|                                         | 活性汚泥方式                                       | 1週間に1回以上 |
| 回転板接触方式<br>接触ばっ気方式<br>散水ろ床方式            | ① 砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽                 | 1週間に1回以上 |
|                                         | ② スクリーンおよび流量調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽(①に掲げるものを除く) | 2週間に1回以上 |
|                                         | ③ ①および②以外の浄化槽                                | 3か月に1回以上 |

＊保守点検登録業者については、市ホームページを確認するか、環境対策課にお尋ねください。

### ● 清掃

槽の中にたまった汚泥などを処理することを清掃といいます。汚泥などをそのままにしておくと、浄化機能が衰え、浄化されない汚水が放流されてしまいます。清掃の時期は、浄化槽の種類・使用人数・使用方法によって異なります。清掃回数は、1年に1回以上(全ばっ気方式は6か月に1回以上)実施することになっています。清掃は市の許可を受けた業者に依頼してください。

＊清掃業許可業者については、市ホームページを確認するか、資源循環推進課へお尋ねください。

### ● 法定検査

法定検査は、毎年1回行う水質検査であり、浄化槽の機能が十分に発揮されているかどうかを確認する検査です。検査は、知事が指定した検査機関が行います。下記の検査機関に申し込んでください。

□一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会 浄化槽法定検査センター  
TEL 048-778-8700

### ● 浄化槽に補助金

市では、合併処理浄化槽へ転換する方または合併処理浄化槽で、年間を通じて適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)を行っている方に対して補助金を交付しています。合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽では処理されない台所・風呂・洗濯・洗面所から出る排水も処理できるため、河川の汚染防止に大きな効果があります。補助金の交付には補助対象となる区域や一定の条件があります。また、市の予算によって交付基数が限られることがあります。



ごみ・環境



## し尿のくみ取り

資源循環推進課 TEL 239-6267

し尿のくみ取りは、自宅周辺の地域を担当している許可業者に依頼してください。

\*許可業者については、市ホームページを確認するか、資源循環推進課にお尋ねください。

## 吸込下水槽に補助

資源循環推進課 TEL 239-6267

下水道未整備地域に住んでいる方が、家庭からの雑排水のみの吸込下水槽を清掃したときに、補助が受けられます。補助金が予算額に達した時点で受け付けを終了します。

### 対象

現在使用中の吸込下水槽を清掃したとき

### 申請期限

清掃実施後2か月以内  
申請は1年度に3回まで

## 環境対策

### 公害

環境対策課 TEL 224-5894

大気汚染・水質汚濁・悪臭・騒音・振動・地盤沈下・土壤汚染を一般に公害といいます。環境対策課では、皆さんの快適な生活環境を守るため、工場などの立ち入り検査を行っています。

### 光化学スモッグ

環境対策課 TEL 224-5894

自動車や工場から排出される窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線を受け光化学反応を起こし、大気中の光化学オキシダントの濃度が高くなり、もやがかかった状態を光化学スモッグといいます。このとき、人体や植物に被害を及ぼすおそれがあります。

市では光化学オキシダントの濃度が高くなりその状態が継続すると見込まれるときに防災行政無線を使って次のお知らせをします。

- 光化学スモッグ注意報
- 光化学スモッグ警報
- 光化学スモッグ重大緊急報

注意報・警報・重大緊急報が発令された際には、屋外での激しい運動は避けてください。また、目がチカチカしたり、のどに痛みを感じたりしたら、洗眼やうがいをし、症状が重いときはすぐに医師の診察を受けましょう。健康被害を受けた方は、連絡してください。

光化学スモッグによる健康被害について

保健予防課 TEL 227-5102

環境対策課 TEL 224-5894

### PM2.5(微小粒子状物質)

環境対策課 TEL 224-5894

PM2.5とは、大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子のことで、工場や自動車の排出ガスのほか、砂ぼこりなどにも含まれています。非常に小さい物質のため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え循環器系への影響が懸念されています。

市では日平均値が70μg/m<sup>3</sup>を超過する恐れがある場合に、注意喚起情報を防災行政無線を使ってお知らせします。

注意喚起情報が発令された際には、換気や窓の開閉を必要最小限にして、屋外での激しい運動や不要不急の外出は避けてください。

### 空き地の環境保全

環境対策課 TEL 224-5894

管理の不十分な空き地の所有者(管理者)に対して、指導を行っています。

### 地盤沈下

埼玉県西部環境管理事務所

TEL 244-1250

地盤沈下については、上記にお尋ねください。

### 住宅用脱炭素化設備等導入奨励金

環境政策課 TEL 224-5866

地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、エネファーム、蓄電池、V2H、ZEHを導入する方に奨励金を交付しています。

交付申請額が予算額を超える場合は、抽選により交付します。





# 上下水道・くらし

## 水道

### 水道

水の窓口：川越市上下水道料金センター  
TEL 249-1911

水道事業は、市の会計とは独立した「企業会計」により運営されています。皆さんに水を供給する受・浄水場の維持・更新や水道管の埋設工事は、そのほとんどが水道料金で賄われています。水道料金は、市町村で設備内容が異なるため、違いがあります。

市では、使用するメーターの口径によって基本料金が異なり、使用量が増すごとに単価が高くなる料金計算方式を採用しています。使用量は2か月ごとに検針し、料金をお支払いいただきます。

＊お支払いが滞ると給水停止になる場合がありますので、ご注意ください。

#### ①届け出

使用を開始するとき・使用を中止するとき・その他変更などがあるときは、水の窓口：川越市上下水道料金センターへご連絡ください。

#### 使用開始・中止の届出方法

電話・ファクス・インターネット



#### ②検針にご協力を

検針は2か月に1度、検針員が各家庭を訪問し、行っています。この時、メーターボックスの上に物が置いてあったり、近くに犬がいたりすると検針できないことがありますので、検針しやすいようにご協力をお願いいたします。

#### ③お支払い

いずれかの方法によりお支払いください。

■現金払い

■口座振替

申し込み 金融機関窓口

必要なもの

□ 領収書または使用水量のお知らせ

□ 金融機関に届けてある印鑑

■スマホアプリ支払い

申し込み

不要（アプリのインストール、セットアップは必要）

対応アプリ

PayB、楽天銀行アプリ、PayPay、銀行Pay、auPAY、d払い、楽天ペイ

＊口座振替でお支払いの方は、停止の手続きを行ってください。

#### ●上手な水の使い方

家庭で使われる水の内訳は、炊事・洗濯で約40%、トイレ・風呂で約50%、その他で10%です。水はなくてはならない貴重な資源です。次のようなことに心がけて、大切に使いましょう。

- ① 歯磨きのときは、水を流したままにしない
- ② 風呂の残り湯は、再利用する
- ③ 洗車はバケツにくんだ水で
- ④ 洗濯はためすぎ、食器・野菜はため洗い

〈 広告 〉

便器・洗面化粧台・給湯器・キッチンetc各種商品の交換  
 高圧洗浄・配管カメラ・漏水調査・排水つまりなど  
 水廻りのトラブルにも対応します。

☎ 049-235-4188



洗面化粧台交換



エコキュート交換



便器交換



給湯器交換

川越で  
50年以上

有限会社 島田水道工業

川越市指定給排水工事事業者

〒350-0001 埼玉県川越市古谷上5689-2



LINE  
公式アカウント

ラインからも  
お問合せできます！

従業員  
募集中



上下水道・くらし

## 水道工事

給水サービス課 TEL 223-3071

水道を新設・改造・撤去する場合は、必ず市指定給水装置工事業者に依頼してください。

\*指定給水装置工事業者は、市ホームページを確認するか、給水サービス課にお尋ねください。

### ①水道利用加入金

水道を新設または改造(増設)する場合に、負担が必要です。

### ②届け出

水道の所有者が変わるときは、変更届が必要です。

## 下水道

### 下水道

下水道課 TEL 223-0331

家庭から出た汚水と雨水は下水道管で集められ、汚水は県の水循環センターで処理され、雨水は川などに排出しています。

排水方法は、汚水と雨水を同じ下水道管で排水する合流式下水道と、別々の下水道管で排水する分流式下水道があります。

公共下水道が建設され「処理区域」として供用開始の告示があった後、3年以内に水洗化しなければなりません。また、処理区域内に家を新築、または改築する場合は、公共下水道に接続することが義務付けられています。

工事は、市指定下水道工事店に依頼してください。指定業者以外の工事は「無資格工事」となり、やり直し、または過料を科せられる場合がありますのでご注意ください。

\*市指定下水道工事店は、市ホームページを確認するか、下水道課にお尋ねください

## 排水に心遣いを

下水道課 TEL 223-0331

### ①ディスポーザーについて

旧建設大臣認定またはこれと同等の性能基準による適合評価を受けたディスポーザーキッチン処理システムで、適切な維持管理が行われているもの以外は設置が認められていません。

### ②雨水は流さないで

市内の下水道は、雨水と汚水を別々の管で流す分流式が多くなっています。分流式の污水管に雨水が流れ込むと台風などの大雨で管内がいっぱいになったとき、マンホールから汚水があふれ出してしまいます。施設の保守・環境衛生のため、雨水は分流式下水道の污水管には流さないでください。

< 広告 >



# 水まわりの修理・リフォーム 地元の指定工事店にお任せください。

安心して  
お任せ下さい！  
親切・丁寧

大歓迎  
お見積無料！  
地元業者で  
アフターも安心！

水漏れ・つまり    キッチンリフォーム  
本下水、浄化槽    浴室リフォーム  
水栓・蛇口交換    トイレリフォーム

職人完備の会社ですので安心価格で行ってます。  
お見積り無料です。お気軽に御相談下さい。

株式会社アサヒ    地元密着51年    フリーダイヤル

川越市砂新田 6-12-11 (南文化会館ジョイフル前)    ☎ 0120-424-323

建設業許可 (6) 46371 号    宅地建物取引業 (9) 14306 号    AM8:30 ~ PM6:00 (定休日: 祝日、日曜日)    Tel: 049-243-0202

即日対応    明朗会計    出張無料

## 株式会社 水道救急車

高圧洗浄    蛇口交換  
つまり    給湯器交換  
水漏れ    水漏れ調査

悪徳業者にご注意ください。



川越市の方、限定割引あり    お気軽にご相談ください。

☎ 0120-365463  
川越市中台元町1-7-17  
<https://mizumore.site/lp1/>



川越市指定上下水道工事店  
日開設備工業株式会社  
給排水・空調・設備工事  
川越市中大居390-1  
TEL: 049-235-8611





## 下水道使用料

水の窓口：川越市上下水道料金センター  
TEL 249-1911

公共下水道を使用している方から、  
下水道使用料をお支払いいただきま

す。下水道使用料は、水道などの使用  
水量を污水排除量と見なして料金を  
算出し、水道料金と合わせて2か月ご  
とに請求します。

〈 広告 〉

明治41年創業

～より良い街づくりに貢献します！～



燃料・狭山茶・住まいの設備の“いとねん”

内装・外装工事／水まわり工事／増改築工事

ガス機器設置スペシャリスト登録店

川越市指定上下水道工事店

皆様にご満足頂けるよう一層精進してまいります。

株式会社 いとねん 代表取締役社長 伊藤博之

埼玉県知事許可(般-7)第65290号



ホームページもご覧下さい！

<https://www.new-itonen.com>

埼玉県川越市大字大袋新田467番地

TEL: 049-246-8709



上下水道・くらし

ミズの  
ホットライン

川越市  
水道局指定  
工事業者

漏 水

詰 ま り

配 管

ポ ン プ

水まわりのトラブル即日対応

<https://www.water-hotline.net/>

0120-861-688

受付時間 8:00～21:00 ※年末年始12/31～1/3を除く

「合同会社 一」 本社／本部事務所 東京都練馬区大泉町5-22-2

川越市指定給水装置工事事業者 第699号



川越市の市外局番は 049 です。

## 下水道事業受益者負担金

下水道課 TEL 223-0331

所有している土地または権利を持っている土地に下水道が整備されると、環境が改善され、その土地の利便性、快適性などが向上し、利益を受けます。下水道事業受益者負担金は、利益を受ける方を受益者として下水道建設費の一部を負担していただくものです。

## トイレなどのつまり

トイレ、流しなどそこだけ水が流れないときは、市指定下水道工事店に連絡し、ご自身の費用で解決してください。  
\*市指定下水道工事店は、市ホームページを確認するか、下水道課にお尋ねください

宅地内ではなく、道路内の管がつまりまっている疑いがあるときは、下水道課にご連絡ください。

## 雨水対策施設設置補助

下水道課 TEL 223-0331

市の基準により雨水対策施設を設置する方に対し、補助を行っています（営利目的・仮設などの建築物および、過去に最大限の補助金交付を受けた方を除く）。雨水の一時的な流出抑制と有効利用を図るため、ご協力をお願いします。雨水対策施設の設置を計画している場合は、工事着工前にご相談ください。

## 交通・道路・河川(水路)

### 川越シャトル

交通政策課 TEL 224-5519

市内には民間の路線バスのほか、交通空白地域の解消を図るため、駅や公共施設を結ぶ市内循環バス「川越シャトル」を運行しています。

詳しくはこちら▶



川越市  
バスマップ

### かわまる

交通政策課 TEL 224-5519

路線バスや川越シャトルを補完し、交通空白地域における市民の移動支援を目的に、市の中心部を除いた3つの地区で事前予約制のデマンド型交通「かわまる」を運行しています。

詳しくはこちら▶



かわまる

### 境界

建設管理課 TEL 224-5987

道路敷・水路敷に接する土地を測量する際に、境界が不明なときは、市と関係土地所有者による境界確認が必要です。確認の申請は、土地家屋調査士または測量士を代理人として依頼し、所定の用紙にその土地の案内図・公図の写し・関係土地所有者一覧表などを添え、建設管理課(小仙波庁舎2階)に申請してください。

### 道路占用

道路環境整備課 TEL 224-6029

道路上に電柱を設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することを「道路占用」といいます。

地上に物件を設置することのほか、地下に水道・下水道・ガスなどの管路を埋設することや、沿道の建物から看板や日除け等を道路の上空に突き出して設置することも含まれます。

許可を受けるときには、所定の申請書に必要事項を記入し、関係図書などを添付して、道路環境整備課(小仙波庁舎1階)へ申請してください。なお、許可を受けた占用について名義変更等が生じた場合は、変更手続きが必要となります。道路占用には占用料がかかります。

### 道路についての問い合わせ

- 川越市道の維持補修に関すること  
陥没など道路の異常を見つけた方は、場所をお知らせください。

道路環境整備課 TEL 224-6029

- 国道16号に関すること

国土交通省関東地方整備局  
大宮国道事務所大宮出張所  
TEL 048-663-4935

- 国道254号・国道407号・県道に関すること

埼玉県川越県土整備事務所  
TEL 243-2020

### 道路・水路の付け替え 交換、払い下げ

建設管理課 TEL 224-5987

道路や水路で分断された土地の有効活用を図るために、道路や水路の付け替え交換や、使われていない認定外の道路、不要になった水路などの払い下げが可能になる場合があります。

交換や払い下げを希望する場合には、建設管理課(小仙波庁舎2階)に相談の上事前協議申請書に必要事項を記入し、関係図書などを添付して、申請してください。

### 道路照明灯

道路環境整備課 TEL 224-6029

道路照明灯が点灯していないなどの異常を見つけた方、壊してしまった方は、設置場所をお知らせください。



## カーブミラー

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

カーブミラーを壊してしまった方、壊れたカーブミラーを見かけた方は、ミラーの番号(川越市No.〇〇〇と書かれたシールが貼ってあります)と設置場所をお知らせください。

## 防犯灯

詳しくは▶43ページ、「防犯灯の整備」をご確認ください。

## 河川の占用

河川課 TEL 224-6041

次のような場合には、河川占用許可申請が必要です。許可を受けるときには所定の申請書に必要事項を記入し、関係図書などを添付して、河川課(小仙波庁舎2階)へ申請してください。

### ● 出入りに関する占用

市が管理する河川(水路)などを出入り口として使う場合。なお、営利目的または出入り口の幅が4mを超える許可は占用料が掛かります。

### ● 合併浄化層の排水放流など

合併浄化槽で浄化した水などを市が管理する河川(水路)に放流する場合。

## 雨水流出抑制対策

河川課 TEL 224-6041

開発行為、建築行為などにおいて、敷地面積が500㎡以上の場合には、雨水対策事前協議申請が必要です。河川課(小仙波庁舎2階)に相談の上所定の申請書に必要事項を記入し、関係図書などを添付して、申請してください。

一部エリアについては下水道課が協議先になります。詳細については、下水道課に確認してください。

## 公園・樹木

### 公園

公園管理事務所 TEL 222-1301

公園は、安らぎの場として都市には欠かせないものです。譲り合って、楽しくご利用ください。

- 安比奈親水公園(散策・スポーツ施設など)
- 伊佐沼公園(広場)
- 御伊勢塚公園(広場・テニスコート)
- 笠幡公園(緑地・野球場)
- 岸町健康ふれあい広場(ウォーキング走路・健康遊具など)
- クレアパーク(商店街にある憩いの広場)
- 仙波河岸史跡公園(仙波河岸跡の自然豊かな公園)
- 濯紫公園(河川と一体になった公園)
- 初雁公園(本丸御殿・照明付き野球場)

\*このほか各種公園施設があります。

- (仮称)川越市森林公園計画地内「森のさんぽ道」(公園計画地内の雑木林の一部を「森のさんぽ道」として開放。3.4kmと2.0kmのコース・ベンチなど)

川越運動公園総合体育館

TEL 224-8765

- 川越運動公園(陸上競技場・総合体育館・テニスコートほか)

公園整備課 TEL 224-5965

- ヤオコーみんなの広場(川越市新宿町一丁目広場)  
(芝生広場・複合遊具など)  
スポーツ振興課 TEL 224-6094
- 宮元町健康ふれあい広場  
(芝生広場・複合遊具など)

### 公園管理

公園管理事務所 TEL 222-1301

### ● 除草作業・害虫駆除作業

公園の除草・害虫駆除が必要な場合は、公園管理事務所にご連絡ください。殺虫剤を散布する場合は、事前に連絡します。作業のときは、洗濯物などに注意してください。

### ● 公園内の施設

園内灯・トイレ・水道などが壊れているのを見かけたときは、お知らせください。

### ● 砂場は誰のもの？

犬・猫が、砂場にふんをすると、子どもたちが遊べなくなってしまいます。犬・猫は砂場に入れないようにしてください。

### 市民の森

環境政策課 TEL 224-5866

樹木を保全するとともに、市民の憩いの場とするため、民有地を借り受け、「市民の森」に指定しています。

- 第1号(小堤31ほか)  
昭和60年度指定
- 第6号(笠幡1674-1ほか)  
平成3年度指定
- 第7号(中台3丁目13-1ほか)  
平成6年度指定
- 第8号(大袋452-1ほか)  
平成9年度指定
- 第9号(笠幡2646-1)  
平成10年度指定

### 保存樹木・樹林

環境政策課 TEL 224-5866

貴重な緑の保全のため、一定の基準を満たす樹木または樹林を「保存樹木」「保存樹林」として指定し、それらを保全していただく所有者に奨励金を交付します。

### 児童遊園

こども育成課 TEL 224-5724

地域における幼児および児童の身近な遊び場として、児童遊園を整備しています。日常の維持管理は自治会に依頼しています。遊具などが壊れているのを見かけたときは、こども育成課または自治会長にお知らせください。





# 税金

## 市民税

### 市民税(個人)

市民税課市民税第一担当・第二担当  
TEL 224-5640

#### ● 市民税を納める方

1月1日現在、川越市に住所があり前年に所得がある方に課税されます。なお、川越市に住所がなくても、市内に店舗や家などを持っている方には、均等割が課税されます。

※1月2日以降に転入した方は、前住所地(1月1日現在の居住市区町村)で課税されます。

#### ● 税額の計算について

市民税は、均等に負担していただく「均等割」と、前年所得に応じて納めていただく「所得割」からなります。また、市民税の賦課徴収と合わせて、県民税および森林環境税(国税)の賦課徴収が行われます。

##### ■ 均等割額＝

市民税3,000円・県民税1,000円

##### ■ 所得割額＝

課税標準額(所得の合計-控除の合計)×税率-税額控除額

##### ■ 森林環境税 1,000円

#### ● 市民税・県民税の申告が必要な方

■ 1月1日現在、川越市に住所があり、前年中に営業・農業・不動産・配当・年金などの所得があった方

■ 給与所得者は通常、申告の必要はありません。給与所得者でも、勤務先から給与支払報告書の提出がなかった方、2か所以上から給与を受けている方、前年中に退職した方、給与以外の所得がある方は、申告が必要です。

※税務署で所得税の確定申告をする方は、市・県民税の申告は不要です。

※課税・非課税証明書は、①市・県民税の申告、②確定申告書の提出、③勤務先からの給与支払報告書の提出、④公的年金支払者からの公的年金等支払報告書の提出などの、いずれもない場合は交付できない場合があります。

#### ● 申告時期

市・県民税の申告は、2・3月に各地区の公民館などで、受け付けします。日程などは、1月の広報川越でお知らせします。

※申告時期以外は、市民税課(本庁舎2階)で申告を受け付けます。詳しくはお尋ねください。

### 市民税(法人)

市民税課税制担当 TEL 224-5637

川越市内に事業所などを有する法人に課税されます。

## 固定資産税・都市計画税

### 固定資産税

資産税課管理担当 TEL 224-5642

1月1日現在、市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方に課税されます。このため、年の途中に売買などで所有者が変わっても、その年度は旧所有者に課税されます。

税額は、課税台帳に登録されている価格(課税標準額)に、税率(1.4%)を乗じて算出します。

課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たないときは、課税されません。

### 都市計画税

資産税課管理担当 TEL 224-5642

1月1日現在、市内の市街化区域内に固定資産(土地・家屋)を所有している方に固定資産税と合わせて課税されます。

税額は、課税台帳に登録されている価格(課税標準額)に、税率(0.3%)を乗じて算出します。

### 家屋調査

資産税課家屋担当 TEL 224-5684

市では、固定資産税・都市計画税の税額算出のため、新築・増築等をした家屋の調査を行っています。調査依頼が届きましたら、ご協力をお願いします。

### 固定資産課税台帳の縦覧・閲覧

縦覧・閲覧＝資産税課管理担当  
TEL 224-5642

審査＝市民税課税制担当  
TEL 224-5637

縦覧とは毎年4月1日から第1期納期限の日までの間(縦覧期間)に限り、納税者が土地・家屋縦覧帳簿を縦覧することにより、自己の所有する土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格とを比較することができる制度です。

閲覧とは1月1日現在、川越市内に固定資産を所有する納税義務者が固定資産課税台帳を閲覧することにより、自己の所有する固定資産の課税内容を確認することのできる制度です。なお、縦覧期間中に限り、固定資産課税台帳(名寄帳兼課税台帳)の写しを無料で取得することができます。

固定資産課税台帳の価格(新たに価格を決定されたもの)について不服があるときは、価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に川越市固定資産評価審査委員会に対して「審査の申出」をすることができます。

### 事業所税

市民税課税制担当 TEL 224-5637

市内事業所などの床面積が1,000㎡を超える場合、または市内事業所の従業者が100人を超える場合に申告納税が必要です。



## 軽自動車税など

### 軽自動車税

市民税課税制担当 TEL 224-5637

毎年4月1日現在、次の車両を所有している方に課税されます。

該当する車両を取得したとき、住所を変更したときは15日以内に、廃車したときは30日以内に申告してください。

#### ● 税率の明細

##### □ 二輪車及び小型特殊自動車

| 区分       |                     | 税額     |
|----------|---------------------|--------|
| 原動機付自転車  | 第一種(一般原付および特定小型)    | 2,000円 |
|          | 第二種乙(50cc超～90cc以下)  | 2,000円 |
|          | 第二種甲(90cc超～125cc以下) | 2,400円 |
|          | ミニカー                | 3,700円 |
| 小型特殊自動車  | 農耕作業用               | 2,400円 |
|          | その他のもの              | 5,900円 |
| 二輪のもの    |                     | 3,600円 |
| 二輪の小型自動車 |                     | 6,000円 |

##### □ 三輪以上→初度検査年月によって税率が異なります。

詳しくは、車検証をご確認ください。

|       |         |     | 初度検査年月   |                     |          |
|-------|---------|-----|----------|---------------------|----------|
|       |         |     | ～平成25年3月 | 平成25年4月～<br>平成27年3月 | 平成27年4月～ |
| 三輪のもの |         |     | 4,600円   | 3,100円              | 3,900円   |
| 四輪のもの | 貨物<br>用 | 営業用 | 4,500円   | 3,000円              | 3,800円   |
|       |         | 自家用 | 6,000円   | 4,000円              | 5,000円   |
|       | 乗用      | 営業用 | 8,200円   | 5,500円              | 6,900円   |
|       |         | 自家用 | 12,900円  | 7,200円              | 10,800円  |

#### ● グリーン化特例(軽課税率)について

※令和8年度のみ

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例(軽課税率)が適用されます。

|       |         |     | A      | B      |
|-------|---------|-----|--------|--------|
| 三輪のもの |         |     | 1,000円 | 2,000円 |
| 四輪のもの | 乗用      | 営業用 | 1,800円 | 3,500円 |
|       |         | 自家用 | 2,700円 |        |
|       | 貨物<br>用 | 営業用 | 1,000円 | 適応なし   |
|       |         | 自家用 | 1,300円 |        |

|   |                                                                      |
|---|----------------------------------------------------------------------|
| A | 電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制NOx10%低減達成)               |
| B | 平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減であって、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成 |

## 自動車税

自動車税については、下記にお尋ねください。

### □ 自動車税

自動車税コールセンター

TEL 0570-012-229

## 市税等の口座振替

市税等の納付には便利な口座振替をご利用ください。口座振替できる市税等は、市民税・県民税・森林環境税(個人の普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税です。

### 申し込み方法

収税課収税管理担当

TEL 224-5686

振替を希望する税の納税通知書・預金通帳・預金口座に使用している印鑑を持参し、収税課(本庁舎2階)、市民センター、川越駅西口連絡所、または預金口座をお持ちの金融機関に申し込んでください(納税通知書内に掲載されている金融機関に限ります)。また、郵送での手続きもできますので、収税課にご連絡ください。

なお、申し込み用紙は市ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

## 税証明など

各種の税証明などについては、▶ 55ページの「証明書の交付」をご確認ください。



# 市議会・選挙・広聴・広報

## 市議会

### 市議会

議会事務局議事課 TEL 224-6067

市民の中から選挙で選ばれた代表者が、住みやすい郷土をつくるために話し合いを行っている場が市議会です。市議会では、市民の代表者である市議会議員が、重要な市政運営の方針を決定しています。

### 市議会のしくみ

議会事務局議事課 TEL 224-6067

#### ①議員

市議会を構成する市議会議員は、法律によって任期4年と定められ、川越市の場合、条例によってその定数を36人と定めています。

#### ②運営

市議会には、毎年一定の時期に開かれる定例会と、臨時に議会に提出する案件が生じたときなど、必要に応じて開く臨時会とがあります。川越市の場合、定例会は年に4回(3月・6月・9月・12月)開かれることになっています。

#### ③本会議

本会議は全議員で構成される会議で市長が提出した条例や予算などの議案を審議し、可否を決定します。

#### ④委員会

委員会は、本会議の運営の効率化を図るため、それぞれの分野で専門的に議案を審査します。川越市議会の委員会には総務財政・文化教育・保健福祉・産業建設の4常任委員会、議会運営委員会、必要に応じて設けられる特別委員会があります。

#### ⑤議案

市長や議員から提出された議案(条例の制定・改正・廃止、予算、決算、重要な契約の締結など)は委員会での審査を経て、本会議で可否が決定されます。

#### ⑥質疑・一般質問

議案に対する質問を「質疑」といいます。議員が、市政全般にかかわることについて質問することを「一般質問」といいます。

#### ⑦請願・陳情等について

市政に関すること、意見や要望があるときは、どなたでも市議会に請願や陳情等を提出することができます。

なお、請願書を提出する場合には、市議会議員の紹介を必要とします。

請願書の作成、提出については、議会事務局にお尋ねいただくか、市議会ホームページをご確認ください。

## 傍聴と会議録

議会事務局議事課 TEL 224-6067

### ①傍聴

本会議は一般に公開されていて、議案の審議や一般質問などの様子を傍聴席からご覧になることができます。傍聴を希望する方は、市役所本庁舎7階の傍聴受付で傍聴申込書に住所・氏名を記入し、傍聴券を受け取ってから入場してください。一般席は57席、車いす席1席です。なお、傍聴に際し手話通訳を希望する方は、あらかじめ傍聴を希望する日の5日前までに議会事務局へ連絡してください。

委員会は委員長の許可により、議案等審査を傍聴することができます。傍聴を希望する方は、本庁舎6階の議会事務局で傍聴受付簿に住所・氏名を記入してください。

### ②会議録

会議録は、本会議や委員会での議員や市の理事者の発言をまとめたものです。情報公開コーナー(東庁舎1階)・図書館などにあります。また、市議会ホームページからも閲覧できます。

## 議会中継

議会事務局議事課 TEL 224-6067

市議会では、本会議および常任委員会の模様を、ライブまたは録画でインターネット中継しています。

インターネット中継については、市議会ホームページからご覧になれます。

## 川越市議会公式SNS

議会事務局議事課 TEL 224-6067

川越市議会公式X(旧ツイッター)およびフェイスブックにおいて、定例会、委員会の開催情報など、川越市議会に関する情報を掲載しています。

### ●川越市議会

公式X(旧ツイッター)



### ●川越市議会

公式フェイスブック



## かわごえ議会だより

議会事務局議事課 TEL 224-6067

定例会の内容などをお知らせするため、年4回(2月1日、5月1日、8月1日、11月1日)発行し、広報川越に折り込み、各世帯へ配布しています。市議会ホームページでも内容を確認できます。

### ●音声版かわごえ議会だより

活字版のかわごえ議会だよりを読むことが困難な方に、かわごえ議会だよりの内容を音声(CD)でお届けします。利用を希望する方は、議事課へご連絡ください。また、直近の発行号は市議会ホームページで聴くことができます。

### ●点字版かわごえ議会だより

活字版のかわごえ議会だよりを読むことが困難な方に、点字版かわごえ議会だよりをお届けします。利用を希望する方は、議事課へご連絡ください。

## 選挙

### 選挙権・被選挙権・選挙運動期間

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

| 選挙    | 選挙権 | 被選挙権 | 運動期間 |
|-------|-----|------|------|
| 市長    |     | 25歳  | 7日   |
| 市議会議員 |     | 25歳  | 7日   |
| 県知事   | 18歳 | 30歳  | 17日  |
| 県議会議員 |     | 25歳  | 9日   |
| 衆議院議員 |     | 25歳  | 12日  |
| 参議院議員 |     | 30歳  | 17日  |

## 投票

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

投票時間 午前7時～午後8時

### ●選挙人名簿

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上川越市に住所がある方は、選挙人名簿に登録され、市内で投票することができます。



転入の手続き後、引き続き3か月以上川越市に住所を有しない方は、川越市の選挙人名簿に登録されませんので、市内では投票できません。ただし国政選挙と県の選挙(県内異動に限る)の場合は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地において投票ができます。

この期間の投票については、前住所地の選挙管理委員会へお尋ねください。

### ● 投票所入場整理券

投票所入場整理券は、各家庭に郵送します。投票日までに届かなかったり紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所で申し出てください。

## 期日前投票

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

次のいずれかの理由(投票の際には、下記事由に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要)で選挙期日に投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

- レジャーや買い物などの私用で、自分の投票区の区域外にいるとき
- 自分の投票区域内外にかかわらず、職務または業務に従事するとき
- 病気・ケガ・妊娠などのため、歩行が困難であると予想される時
- 冠婚葬祭などの用務が見込まれるとき
- 天災または、悪天候により投票所に到達することが困難であるとき

\*市役所本庁舎では、公示日または告示日の翌日から投票日の前日まで期日前投票を実施します。市役所本庁舎以外の期日前投票の会場や期間については、選挙の都度お知らせします。

## 不在者投票

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

### ● 指定病院・老人ホームなどにおける不在者投票

病気やケガなどにより指定の病院・指定の老人ホームなどに入院もしくは入所しているとき

### ● 郵便などによる不在者投票

身体に重度の障害がある方または、要介護5の方で、事前に郵便投票証明書の交付を受けている方が対象

### ● 滞在地での不在者投票

出張や旅行などで国内の遠隔地に滞在し、川越市で投票ができないとき(事前に投票用紙等交付の請求が必要です)

## 点字投票・代理投票

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

身体障害などのために自分で文字が

書けない方は、係員が代わって記入します。目の不自由な方は、点字による投票ができます。投票所の係員に申し出てください。投票の秘密は固く守られます。

選挙について不明な点がありましたら、お尋ねください。

## 広聴

### わたしの提案

広聴課

TEL 224-5011 FAX 222-5454

「わたしの提案」では市政に対する市民の皆さんの提案を受け付けています。

いただいた提案は市長自身が拝読します。

提案には、住所・氏名を明記し、市内26か所に設けてある投かん箱に投かんしてください。インターネットやファクスでも受け付けます。インターネットの場合は、市ホームページの「わたしの提案(市政へのご意見・ご提案)」コーナーからご利用ください。

#### 投かん箱の設置場所

川越市役所本庁舎／芳野市民センター／古谷市民センター／南古谷市民センター／高階市民センター／福原市民センター／大東市民センター／霞ヶ関市民センター／霞ヶ関北市民センター／名細市民センター／山田市民センター／川鶴市民センター／川越駅西口連絡所／中央公民館／南公民館／北公民館／高階南公民館／大東南公民館／霞ヶ関西公民館／中央図書館／西図書館／川越駅東口図書館／西文化会館(メルト)／南文化会館(ジョイフル)／総合福祉センター(オアシス)／総合保健センター

## 川越市オンブズマン制度

オンブズマン制度は、市民の権利・利益を守り、公正で信頼される市政を推進するため、市政への苦情や不服について、公正・中立的な立場から解決を図る制度です。

### ● 申し立ての手続き

市政に対する苦情で、申立人自身の直接の利害に関わるものであれば、どなたでも申し立てることができます。申し立ては、広聴課(本庁舎3階)・各市民センター・川越駅西口連絡所で配布する「苦情申し立て書」に、必要事項を記入し、広聴課へ郵送または直接申し立て書配布場所に提出してください。

### ● 苦情の範囲

苦情の内容は、申立人自身に直接の利害関係があり、その事実があった日から1年以内のものに限ります。なお議会に関する事項など、調査できないものがあります。申し立て書の記入方法や調査可能ななどの不明点はあらかじめ広聴課にお尋ねください。

## 広報紙

### 広報川越

広報室 TEL 224-5495

発行 月1回(1日)。

前月末日までに、シルバー人材センター等の受託業者が各戸へ配布しています。期日を過ぎても届かない場合は、広報室までご連絡ください。また、市ホームページ等でも広報川越の内容を確認できます。

内容 川越市の行政情報・まちの様子などをお知らせしています。

### ● ひとまち

市内の出来事などを紹介するコーナーです。身近な出来事・季節の話題・珍しい活動など、皆さんからの情報をお待ちしています。

### ● 市民のコーナー「情報アラカルト」

情報アラカルトは、市内で活動するグループの催しなどを掲載するスペースです。原稿は、掲載を希望する広報川越の発行前々月の25日(閉庁日の場合は、翌開庁日)までに広報室(本庁舎4階)に申請してください。電子申請・郵送・ファクスでも受け付けています。たくさんの方にコーナーを活用していただくため、同一の催しの再掲載はできません。また、掲載は1年(年度)に2回までで、掲載希望が多数の場合は抽選となります。

営業目的、宗教活動、政治活動、宣伝・広告活動に当たるものなどは掲載できません。

### ● 写真

広報紙に掲載した写真にあなたが写っていたら、お知らせください。写真(L判)を無料で差し上げます。

### ● 声の広報川越

活字版の広報川越を読むことが困難な方に、広報川越の内容を音声(デジ版・音楽CD版)でお届けします。利用を希望する方は、広報室へご連絡ください。また、市ホームページで聴くことができます。

### ● 点字広報川越

身体障害者手帳(視覚障害1・2級)を所有する方に、広報川越の内容を抜粋し、毎月1回、点字版広報紙をお届けします。利用を希望する方は、広報室へご連絡ください。

### ● 広報室における個人情報の取り扱い

広報室では、広報紙作成および資料収集などのために、取材・写真撮影などにより個人を特定できる情報の提供をお願いすることがあります。また、腕章をした広報室職員が、取材・写真撮影したものは、下記の利用目的の範囲で使われます。

広報室の個人情報利用目的は次のとおりです。

- 市の刊行物・ホームページ・SNSなどに使用
- 資料として活用
- その他の目的(報道・出版物・ポスターなどに使用)



一般社団法人

# 川越市医師会

## 医師会の主な事業

川越市医師会は、夜間休日診療所などを運営するとともに各種予防接種、乳幼児健診及びがん検診などの川越市の事業に協力し、市民の皆様が健康で安心して暮らせるよう地域医療、保健、福祉の向上に努めています。

また、今後、新たな感染症が発生した際には速やかに対応できるよう、埼玉県や川越市と連携し対策強化にも取り組んでいます。



1. 各種予防接種の実施
2. 学校医活動の推進
3. 各種がん検診の実施
4. 特定健診の実施
5. 乳幼児健診への協力
6. 川越市医師会夜間休日診療所の運営
7. 地域包括支援事業所等の運営
8. 川越看護専門学校の運営
9. 新興感染症対策の推進
10. 災害時の救護活動への協力

## 一般社団法人 川越市医師会

〒350-0036 埼玉県川越市小仙波町2丁目53-1

電話 (049)222-0794

URL <https://kawagoe-med.jp>



一般社団法人

# 川越市歯科医師会

私たちは保健活動を通じて市民の皆様の口腔健康の維持・改善・及び全身の健康増進の一助となるように努めています。

歯ッピーフェスティバル

川越市健康まつり

地域包括ケアシステム

(CCN:コミュニティケアネットワークかわごえ)



## 一般社団法人 川越市歯科医師会

〒350-0054 埼玉県川越市三久保町18-3 川越市予防歯科センター内

電話 (049)224-3891

URL <http://www.kda.or.jp>



# 川越商工会議所

## 川越商工会議所の主な事業活動

川越商工会議所は、資金繰り・補助金・事業計画の策定支援など経営に関する相談や、講演会・研修会の開催、地域振興を目的としたイベント等を展開しています。



### 経営支援

#### 資金繰り相談

融資の紹介・斡旋を始め、資金繰りにお悩みの方へアドバイスいたします。経営上の運転資金や設備資金をお考えの方は、ぜひ川越商工会議所にご相談ください。

#### 補助金の申請支援

国・県・市では様々な補助金を用意されています。販路開拓、設備投資など新しい取り組みをお考えの方はぜひご相談ください。経営指導員が申請サポートをいたします。

#### 経営革新計画の作成支援

経営革新計画の策定は、事業の指標づくりです。計画策定を通じて事業計画を見直すことで、現状の課題や目標が明確になり、戦略決定のベースになります。事業計画書の作成など、埼玉県知事が承認する経営革新計画の申請をお手伝いします。

### 経営力向上

#### 各種セミナー

「創業支援セミナー」、「新入社員セミナー」、「資金繰りセミナー」など、企業の経営力向上や、時代に合わせたセミナーを開催しています。

### 福利厚生

#### 小江戸共済とおりゃんせ

病気・災害による死亡から事故による入院まで、業務上・業務外を問わず24時間保障されます。保険期間は1年で自動更新され、会員事業所を対象に充実した福利厚生を提供しています。

### 川越商工会議所

〒350-8510 埼玉県川越市仲町1-12

電話 (049)229-1810

URL <https://www.kawagoe.or.jp/>

公式X



支援情報や  
セミナー・イベント  
情報を発信中



一般社団法人

## 川越市薬剤師会

### かかりつけ薬局を持ちましょう

川越市薬剤師会は「日本薬剤師会」「埼玉県薬剤師会」と連携して、川越市の医療の一端を担っています。会員薬局の薬剤師は薬学を通して、薬の有効性と安全性を提供し、地域の健康相談窓口として、安心しておかかり頂けるよう、常に研修しております。お近くの「かかりつけ薬局」に、お気軽にお立寄りください。

会員薬局には会員であることを示す  
「日本薬剤師会会員」章を掲示してあります。



### 主な活動

- 調剤業務
- 災害発生時の活動
- 学校薬剤師の業務
- お薬手帳

### 一般社団法人 川越市薬剤師会

〒350-0806 埼玉県川越市天沼新田307-7

電話 (049)234-6583

URL <http://www.kawayaku.jp>



# 健康マップ① 〈川越駅及び市役所周辺〉



※地図中には広告をご掲載いただいた施設の情報のみ表示しています。

## 歯科診療所



医療法人 碧橙会

## あずまファミリー歯科

歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土     | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|-------|---|
| 9:00~12:00  | ● | ● | ● | ● | ● | 13時まで | — |
| 14:00~18:00 | ● | ● | — | ● | — | —     | — |

- ・キッズスペース有り
- ・赤ちゃんの駅併設

休診日：日曜・祝日  
東武バス神明町バス停前



☎ 049-227-6485

川越市神明町10-10 2024年に移転しました  
<https://www.a-family-shika.com>



## 病院・診療所

## ピア ジェネラル クリニック

訪問診療

検査部門

再生部門



24時間 365日対応



070-4704-6553

〒350-0033

埼玉県川越市富士見町26-38

キュービックテラスA

## 病院・診療所

内科・糖尿病内科・小児科・皮膚科  
浅野内科クリニック

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土       | 日・祝 |
|-------------|---|---|---|---|---|---------|-----|
| 9:00~12:00  | ● | ● | ● | ● | ● | 13:00まで | ／   |
| 14:00~18:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ／       | ／   |

※土曜日は9:00~13:00までとなります。  
休診日：日曜・祝日

川越市氷川町135-1 254号線沿い

☎049-225-5261



## 病院・診療所



ウニクス川越

予防医療センター・クリニック

川越駅西口5分 ウニクス川越3階 駐車場あり

・人間ドック ・外来診療  
・脳ドック ・健康診断  
・特定健診 がん検診・予防接種

健診 月～金曜日 午前 8:30～12:00  
午後 14:00～17:00  
外来 月～金曜日 午後 14:00～17:00

健診予約

☎049-220-0222



## 病院・診療所

内視鏡内科・消化器内科・胃腸内科・肛門外科

胃内視鏡、大腸内視鏡検査・日帰り肛門手術  
川越駅前胃腸・肛門クリニック

| 診療時間                   | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|------------------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 9:30~12:00             | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ×   |
| 手術 13:00~<br>内視鏡 15:30 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ×   |
| 15:30~18:00            | ○ | ○ | ○ | × | ○ | △ | ×   |

△：土曜日午後は完全予約制(15:30~17:00)

※受付時間など詳細はホームページをご覧ください。

TEL: 049-227-8686

川越駅前胃腸・肛門クリニック

川越市脇田町103番 川越メイン・メディカルセンター川越2F



## 病院・診療所

医療法人財団順心会  
川越消化器クリニック  
EVOLUTION 2020 KAWAGOE GASTROENTEROLOGICAL CLINIC  
院長 藤野幸夫

胃大腸内視鏡検査・川越市胃がん・大腸がん検診

- ・川越駅西口徒歩2分、ペDESTリアンデッキで傘不要
- ・駐車場：自動車219台収容の市営駐車場に直結
- ・経口・経鼻・鎮静剤を使用した胃内視鏡検査可能
- ・鎮静剤・鎮痛剤を使用した大腸内視鏡検査・内視鏡治療
- ※内視鏡治療は保険診療です。(保険点数表に記載あり)
- ・内視鏡検査数 4,391/年 (2025年実績)

川越市脇田本町8番1 U PLACE 6階

☎049-293-1180



## 病院・診療所

## 岸眼科医院

| 診療時間          | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---------------|---|---|---|---|---|---|
| AM 9:00~12:00 | ● | ● | 休 | ● | ● | ● |
| PM 2:30~ 6:00 | ● | ● | 休 | ● | 休 | ▲ |

▲土曜の午後診療は5:00まで  
休診日/水曜・日曜・祝日・金曜午後

川越市石原町1-10-3

TEL 049-223-1900

## 病院・診療所



埼玉川越リウマチ・膠原病内科クリニック

Kawagoe Rheumatology &amp; Immunology Clinic

リウマチ科・内科/予防接種/健診

|             | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 9:00~12:30  | ● | ● | ● | ● | ● | ／ | ／   |
| 14:00~17:30 | ／ | ● | ● | ● | ● | ／ | ／   |

※予約制

休診日：日曜日・月曜日・祝日

川越市脇田本町8-1 U PLACE 6F MEDICITY

☎049-247-2323



## 病院・診療所

内科・外科・胃腸内科・皮膚科  
整形外科・消化器内科・肛門内科

たかはしファミリークリニック

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土        | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|----------|---|
| 9:00~13:00  | ● | ● | 休 | ● | ● | 第1・3・5診療 | ／ |
| 15:00~18:00 | ● | ● | 休 | ● | ● | 一休一      | ／ |

休診日：水、第2・4土日、祝日

麻酔下での胃カメラ大腸カメラ

〒350-0825 川越市月吉町24-1

Tel.049-224-0101



## 病院・診療所

内科・外科・胃腸内科・肛門外科・皮膚科・美容皮膚科・小児科

医療法人社団TMS

田中医院

CT設備あり

皮膚科は女性医師が担当

| 診療時間        | 月  | 火  | 水  | 木 | 金  | 土 | 日 |
|-------------|----|----|----|---|----|---|---|
| 9:00~12:30  | ○  | ○  | ○  | ○ | ※2 | ／ | ／ |
| 14:00~16:00 | ※1 | ※1 | ※1 | ／ | ／  | ／ | ／ |
| 16:00~19:00 | ○  | ○  | ○  | ○ | ／  | ／ | ／ |

(皮膚科は18:00まで)

受付終了は15分前です

◆皮膚科診療日…月曜・水曜・金曜午後・土曜

◆その他の科の診療日…月曜・火曜・水曜・金曜・土曜

※1…予約制(手術・検査・美容等) ※2…9:00~13:30

休診日 木曜・日曜・祝日

川越市宮下町1-2-12 TEL 049-222-0002

ホームページ <https://www.iin-tanaka.com/>

## 病院・診療所

本川越駅より徒歩4分

医療法人社団 広彩会 ひろせクリニック

胃がん内視鏡検診・マンモグラフィ・肝炎検診  
各種超音波(腹部・乳腺・心臓・甲状腺)内科・外科・消化器内科・循環器内科・糖尿病内科・乳腺外科  
各種がん検診/訪問診療/在宅緩和ケア

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 9:00~12:00  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ／ | ／   |
| 14:30~18:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ※ | ／   |

※土曜日午後の受付時間は14:00~16:30となります

休診日 日曜日・祝日

川越市新富町2-4-3

木村屋ビル3階 TEL 049-222-1199



## 病院・診療所

肩・膝・腰・足の痛み、しびれなど  
整形外科を中心とした病院です

## 本川越病院

整形外科・循環器内科・内科・消化器内科  
脳神経外科・糖尿病内科・リハビリテーション科

049-222-0533

本川越駅より徒歩5分

川越市中原町1-12-1

川越市駅より徒歩7分

## 歯科診療所

歯科・小児歯科

## 田中歯科医院

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|
| 9:00~13:00  | ● | ● | ● | × | ● | ● |
| 15:00~19:00 | ● | ● | ● | × | ● | ※ |

(休診日) 木・日・祝日 ※14:00~16:00

川越市新富町1-1-4 駐車場有り

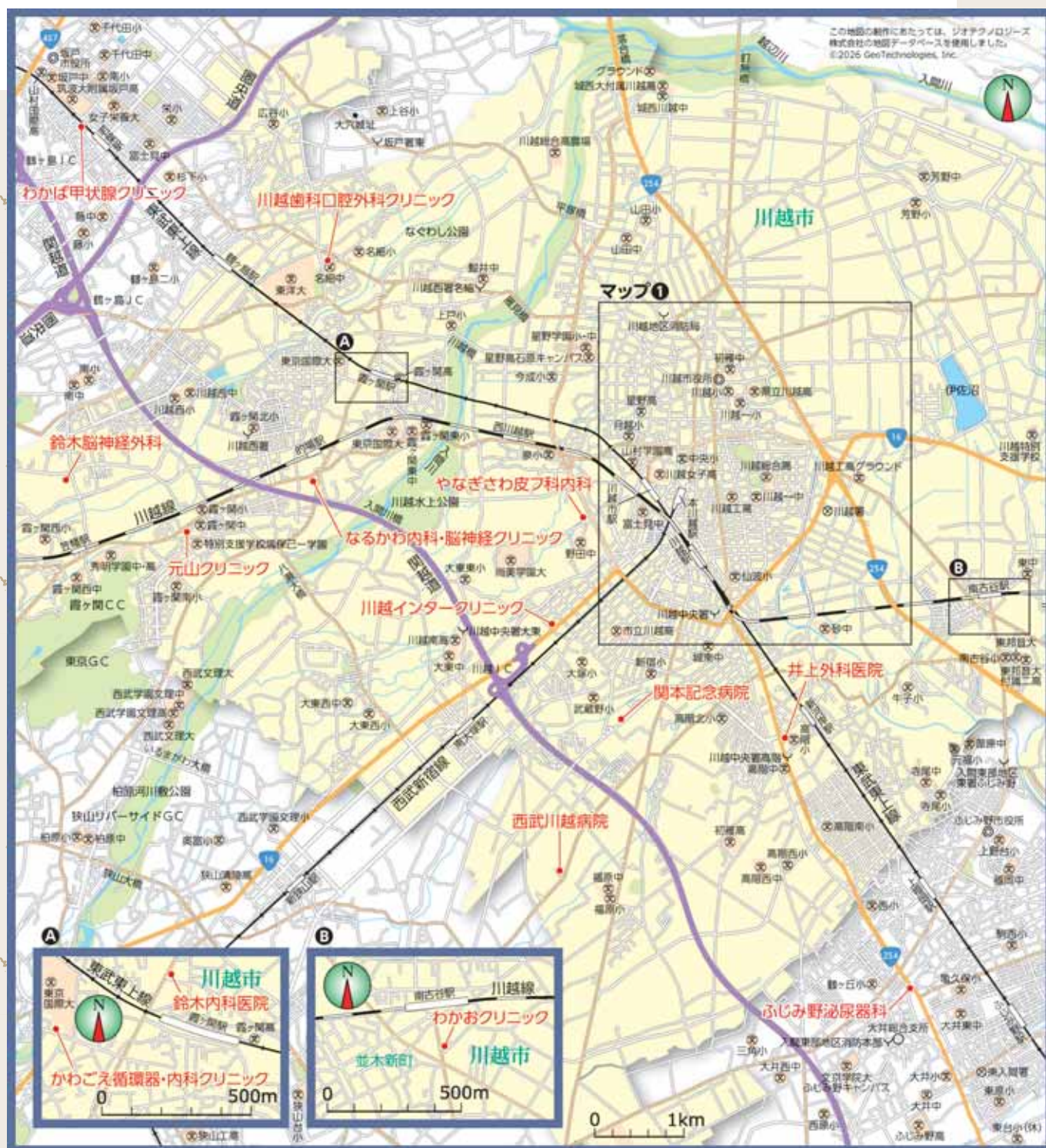
本川越駅前(プリンスホテルより1分)

☎(049)222-0866





# 健康マップ② (川越市広域)



\*地図中には広告をご掲載いただいた施設の情報のみ表示しています。



## 気持ちよく眠りにつくために

### 1 寝る前に リラックスタイムをもとう

お風呂は、ぬるめのお湯にゆっくりと入って。寝つきの悪い人は、軽い読書やマッサージ、音楽を聴いたり、神経を鎮める香りを利用するなど、「お休みの儀式」を自分なりに工夫してみましょう。

### 2 寝る前には刺激を避ける

寝る前には、頭や体を興奮させる刺激を避けましょう。熱いお風呂も、食事でもできるだけ早めにすませましょう。夕食後に仕事や趣味に没頭することも、心身ともに活動的な状態にして眠りにくくさせます。覚醒作用のあるコーヒーやお茶は寝る前の3~4時間前から、また、たばこも控えましょう。

### 3 眠くなってから床につく

「眠らなければ」と意気込むと、かえって頭が冴えて寝つきを悪くしてしまいます。眠れないときはいったん布団を出てリラックスし、眠くなってからもう一度床につくようにしましょう。



## 病院・診療所

胃腸内科・外科・内科・整形外科  
皮膚科 / 内視鏡検診

医療法人社団 英仁会

## 井上外科医院

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00~12:00  | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 15:00~18:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

川越市砂新田74-8(高階小・しまむら裏)

**TEL 049-245-6781**

井上外科医院 検索

## 病院・診療所

川越インタークリニック  
KAWAGOE INTER CLINIC

泌尿器科・小児泌尿器科・皮膚科・内科

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 9:00~12:00  | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ●   |
| 15:00~18:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ●   |

予約制 休診日/木曜午後・土曜午後(14:00迄)・日曜・祝日

川越市豊田町3-11-3

<https://www.kawagoe-inter.com/>

**TEL.049-246-1126**



## 病院・診療所

循環器内科 / 睡眠時無呼吸症候群  
かわごえ  
循環器・内科クリニック

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 9:00~12:00  | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ●   |
| 15:00~18:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ●   |

休診日 水曜・日曜・祝日・土曜午後

東武東上線「霞ヶ関駅」より徒歩6分  
川越市の場北1-15-10

**TEL 049-233-0777**

<https://kawagoe-cv.com/> あり



## 病院・診療所

医療法人 誠真会  
鈴木内科医院

内科・循環器内科・呼吸器内科

| 診療受付時間      | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00~12:00  | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 14:00~18:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

休診日 木曜・土曜午後・日曜・祝日 ※土曜は13:00迄受付

川越市の場2218-18

**TEL.049-237-1100**

## 病院・診療所

医療法人 千清会  
鈴木脳神経外科

脳神経外科・神経内科・内科/脳ドック

もの忘れ 頭痛 めまい 耳鳴り 生活習慣病



火曜休診

**TEL 049-233-7701**



## 病院・診療所

内科・リハビリ  
テーション科

医療サービスにハートをそえて

医療法人 藤田会

西武川越病院  
049-244-7511  
川越市今福265-2

<https://www.seibukawagoe-hp.or.jp>

## 病院・診療所

内科・整形外科・眼科  
リハビリテーション科・皮膚科・歯科

医療法人社団 関心会

## 関本記念病院

- 科目ごとの診察日・診察時間はお問い合わせ下さい。
- 休診日/日曜日・祝日

川越市中台1-8-6

**TEL 049-241-0300**

(歯科専用) **049-241-0303**

<https://sekimotokenin-hp.or.jp/>



## 病院・診療所

なるかわ  
内科・脳神経クリニック

内科・神経内科/生活習慣病

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 8:30~11:30  | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ●   |
| 13:45~17:30 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ●   |

休診日:火曜午後・土曜午後/日曜・祝日

**TEL 049-299-8687**

なるかわ内科・脳神経クリニック

<https://narukawa-neurology.com> 川越市の場1215-3 Pあり(14台)



## 病院・診療所

2026年5月18日新規開院  
ふじみ野泌尿器科  
FUJIMINO UROLOGY

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 09:00~12:30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 14:30~18:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

受付は8:50~12:10、14:20~17:40、水曜午前は手術専用枠

**TEL 049-293-8670**

ふじみ野市亀久保3-10-10



## 病院・診療所

元山クリニック  
循環器内科・内科

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 9:00~12:00  | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ●   |
| 15:00~18:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ●   |

川越市笠幡79-1 P あり

**TEL 049-231-1948**

(予約専用) **TEL 049-239-1855**

## 病院・診療所

やなぎさわ皮膚科内科  
皮膚科 内科・リウマチ科 医師2名体制

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 9:00~12:30  | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ●   |
| 15:00~18:30 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ●   |

(休診日)水曜・日曜・祝日 ● 皮膚科 ■ 内科

**TEL 049-265-3270**

川越市上野田町37-1 駐車場33台有



## 病院・診療所

わかおクリニック

内科

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00~12:00  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 15:00~18:30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

休診日:木曜日、日曜日、祝日

診療時間: 午前 9:00~12:00 午後 15:00~18:30

土曜日 ☆ 9:00~13:00

住 所: 川越市並木246-1 リヴォーレ中田103

**TEL: 049-293-3941**

## 病院・診療所

わかば甲状腺クリニック  
Wakaba thyroid Clinic

内分泌内科 内科

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00~12:00  | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 15:00~18:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

★ 9:00~13:30

坂戸市関4丁目12-8 ソライエ若葉ステーションヴィラ 1F

**TEL.050-3526-1490**



## 歯科診療所

顕微鏡歯科治療  
医療法人 井上歯科医院  
川越歯科口腔外科クリニック

| 診療時間              | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 午前<br>9:00~12:30  | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 午後<br>14:00~18:30 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

川越市小堤14-9

**TEL 049-232-4182**



# 🏠 うちの困りごと①

内装・外装・水廻り



**住まいのリフォーム・水廻り**  
**地元の業者**にお任せください。

安心 信頼

当社のモデルハウス！見学できます。

## アサヒの安心5ヶ条

- ・お見積り・ご相談は無料です。小さな工事から喜んでお伺いします。
- ・当社施工で安心価格。担当者は引渡しまで変わりません。
- ・お見積り提出後のしつこい営業は一切致しません。
- ・工事後のアフターサービス。工事後も安心です。
- ・川越市の給排水指定工事ですので、水廻りのリフォームお任せください。

内装（クロス・床・建具）

水廻り（浴室・キッチン）

外構（カーポート・庭）

外壁・屋根の塗装、修理

ガス給湯器・電気温水器

新築・建て替え注文住宅

素敵な「空間づくり」を  
ご提案いたします。

株式会社 **アサヒ**

地元密着51年  
総合建設業・川越市給排水指定工事店

フリーダイヤル

**0120-424-323**

川越市砂新田 6-12-11（南文化会館ジョイフル前）

建設業許可（6）46371号 宅地建物取引業（9）14306号 AM8:30～PM6:00（定休日：祝日、日曜日） Tel:049-243-0202

新築・リフォーム



地元川越で  
昭和19年に創業

**瓦1枚の取り付けなど、どんな小さなことでも  
ご相談ください！！ お見積り/お問合せ 無料**

培った技術と経験で、住まいのお困り事に対応致します。

**注文住宅 設計・施工**

**リフォーム 増改築**



**数野工務店**

株式  
会社

もっと詳しく  
知りたい方は  
ホームページへ！



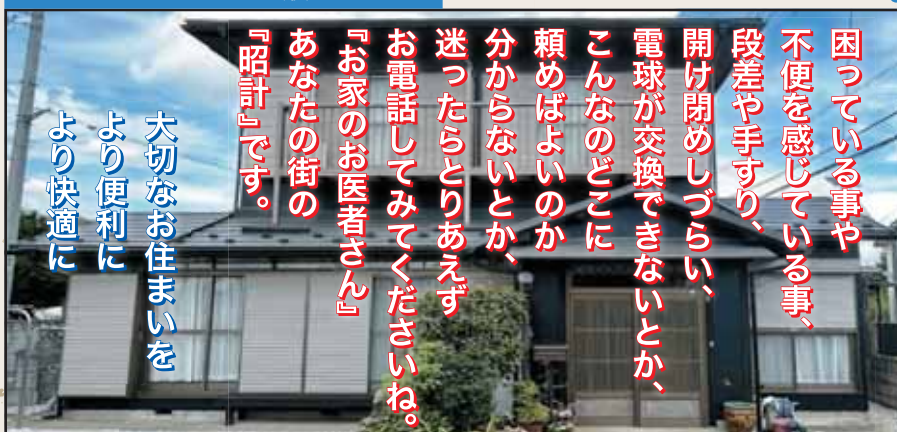
建設業の許可：建築工事業（般-7）第74050号 宅地建物取引業免許番号：埼玉県知事（1）第24615号

松江町1-13-2 **TEL:049-222-0016**

数野工務店 川越



リフォーム全般



大切な住まいを  
より便利に  
より快適に

困っている事や  
不便を感じている事、  
段差や手すり、  
開け閉めしづらい、  
電球が交換できないとか、  
こんなところに  
頼めばよいのか、  
分からないとか、  
迷ったらとりあえず  
お電話してみてくださいね。  
『お家のお医者さん』  
あなたの街の  
『昭計』です。



管槽は交えられ  
おかげで  
創業54年！  
ありがとうさまです！

リフォームの  
安心  
信頼  
納得の  
昭計

にお任せください！

川越店 / 川越市旭町2-1-4  
TEL049-238-8811  
営業 9:00～18:00 定休 水曜  
https://shokei.co.jp  
所沢店 / 狭山店 / 浦和店 / 桶川店  
メールでのお問い合わせはホームページよりお願いします



総合リフォーム



RENOVEQ  
— リノベック —

住まいの  
内装・外装  
リフォーム

住まいの状態を見極め、  
必要なだけをご提案します。

夜22時まで対応

049-214-2626

ご相談はお気軽にどうぞ

公式LINE



友だち追加はこちら



屋根・雨どい・外壁

**屋根・雨どい・外壁**  
見えない劣化まで見逃さない外装のプロ

相談  
無料

住まいのお悩みお任せください!!

有限会社 **屋根一**

0120-84-8211

川越市笠幡4461-13 ひなたビル

埼玉県知事許可(般-ロ)第59342号

ホームページ



屋根・外壁・板金工事

**屋根・外壁・雨どい**  
**専門工事店**

雨漏り修理／屋根・外壁リフォーム

埼玉県板金工業組合加盟店  
屋根・外壁・工事10年保証制度登録

(有) **山田板金工業所**

社員募集

〒350-0045 埼玉県川越市南通町9-10

TEL:049-225-2267

FAX:049-226-3050

雨漏り・補修工事

その雨漏り、  
放置すると高くなります!

早めの点検・修理で、大切な住まいを守りましょう。



屋根修理・雨樋・外装 無料点検対応



ご相談・お見積りはお気軽に!!  
0800-808-1129

土曜祝日対応可能 8:00~20:00  
川越市新宿町1-13-2

リフォーム

地元川越  
心を籠めたリフォーム

代表 飯塚 康雄



**エムズ総建**

川越市池辺369-2

TEL.090-4600-5375

FAX.049-293-4735

e-mail ms.souken.iizuka@gmail.com

リフォーム

ひとりひとりに  
寄り添う会社

代表 西山 大輔



**西山建装(株)**

狭山市上奥富825-1

TEL.04-2954-9366

FAX.04-2937-6194

e-mail nishiyamakensou@gmail.com

リフォーム



リフォームのことなら  
お任せください!!

外壁・屋根塗装 水廻りのリフォーム  
内装リフォーム 耐震補強工事

TEL 049-256-5258

ふじみ野市苗間595-14



リフォーム工事  
の保証期間

保証



新築住宅の基本構造部分には、最低 10 年間の瑕疵(かし)担保期間が業者に義務付けられていますが、リフォーム工事に関してはそのような法的義務はありません(一定の条件を満たす増改築工事を除く)。だからといって、一切保証を設けていないという業者は、信頼性に欠けるといえるでしょう。



生活ガイド



# 🏠 うちの困りごと②

塗装

## 屋根塗装・外壁塗装 colors

その他、お困りごとがありましたらお気軽にお問合せ下さい



一級塗装技能士の  
お家の塗替え専門店

詳しくはこちらから…

<https://colors-reform.co.jp>



株式会社 colors -カラース-

【所在地】本社：川越市笠幡3856-22



埼玉県知事許可（般-3）69653号

0120-83-1030

塗装・防水工事

**住まいの塗装・防水工事を県知事許可証、国家資格を保有する業者に依頼してますか？**  
あなたの大切な資産をお守りします！技術と知識の技をdesignする当社へ！！

### 業務内容

埼玉県知事許可取得業種

- |           |          |                   |           |         |         |            |
|-----------|----------|-------------------|-----------|---------|---------|------------|
| ■ 塗装工事業   | ■ 防水工事業  | ■ 屋根工事業           | ■ 大工工事業   | ■ 板金工事業 | ■ 建具工事業 | ■ とび・土木工事業 |
| ■ 鋼構造物工事業 | ■ 熱絶縁工事業 | ■ 解体工事業           | ■ 内装仕上工事業 | ■ 建築工事業 | ■ 左官工事業 | ■ 石工事業     |
| ■ 鉄筋工事業   | ■ ガラス工事業 | ■ タイル・れんが・ブロック工事業 |           |         |         |            |

### 保有資格

- ▼ 1級建築施工管理技士   ▼ 1級塗装技能士   ▼ 1級FRP防水技能士   ▼ 有機溶剤作業主任者   ▼ 1級ウレタンゴム系防水技能士  
▼ 職長、安全衛生責任者   ▼ PNS 工法技能士   ▼ 足場組立作業主任者   ▼ 酸素欠乏作業主任者   ▼ 高所作業車運転者資格

Technical Japan  
技をデザインする。

## 株式会社テクニカル・ジャパン

〒350-1175 埼玉県川越市笠幡1972-1 埼玉県知事 許可（般-5）第67436号

TEL:049-299-8358 FAX:049-299-8359

テクニカルジャパン川越 検索



塗装

地元川越市で創業70年以上の信頼と実績

## 屋根塗装・外壁塗装



## 西島塗装店

小さな悩みごとなどお気軽にご相談ください。

川越市新宿町6-27-46 ☎ 049-241-0324

塗装・屋根工事



麒麟リフォーム  
さいたま指扇店

- ・ 外壁塗装
  - ・ 屋根リフォーム
  - ・ 防水工事
- の専門店

ドローンを  
使用した  
無料点検  
実施中！

さいたま市・川越市を中心に活動しています！

さいたま市西区峰岸18-1  
(指扇病院すぐそば)

☎ 048-662-9142

運営元：株式会社戸井田ホーム



排水管洗浄・総合リフォーム

臭い

詰まり

コバエ

1軒まるごと洗浄！全マスすっきり特別価格！

# 排水管洗浄

川越市民のしおり  
限定  
キャンペーン

通常価格 ~~25,000円~~ (税込)

## 全マス5,000円

税込

※洗浄範囲は敷地内の全ての汚水枳です ※戸建でのみ対応可能となります

お気軽にお問い合わせください！

※代表者直通番号になります



株式会社  
彩心工務店

Tel: 049-273-6902 Fax: 049-273-6908

受付時間 月～金 9:30～18:00  
(土日は除く)

【川越営業所】〒350-0811 埼玉県川越市小堤910-15 中央ビル202  
【甲府営業所】〒400-0815 山梨県甲府市国玉町1229-6  
【前橋営業所】〒371-0822 群馬県前橋市下新田町389-1-103



## リフォームQ&A

**Q** 健康に配慮したSV規格やE規格の壁紙ってどんなもの？

**A** 健康と室内環境に配慮した安全品質、工期を遅らせない優れた施工品質、快適空間を創造するデザイン品質等の綿密なマーケティングに基づき、

- ①汚れ防止    ②表面強化    ③抗菌加工
- ④防カビ加工    ⑤通気性    ⑥蓄光 など

機能・特性を備えておりますので、安心して快適な生活ができます。



塗装

**塗装レスキュー**

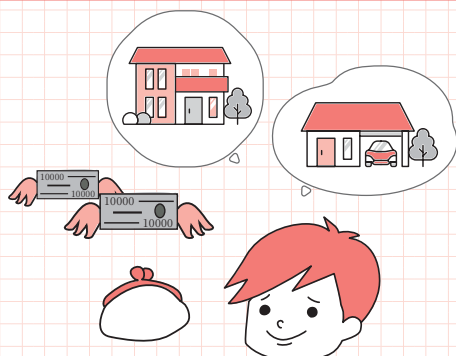
大切なお家だから、ムダなく丁寧に

優美創 (ゆうびそう)

Tel 080-6749-5421 Fax 049-214-2121  
川越市約場 2568-16

## リフォームQ&A

**Q** リフォームの費用はどのくらいかかりますか？



**A** 建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなることもあります。

# 🏠 うちの困りごと③

## 水道設備

**安心の低価格 地元業者！**  
**水まわりのトラブル**  
**おまかせください！**



排水のつまり



蛇口の水漏れ



トイレのつまり・水漏れ

年中無休  
365日  
随時受付

24時間  
受付  
深夜料金は  
頂きません

基本料金  
無料  
出張費・  
見積もり無料

- 上下水道工事全般
- 漏水調査
- トイレつまり
- 水漏れ修理
- 悪臭調査
- 高圧洗浄
- リフォーム工事
- 各種清掃
- 排水のつまり
- 給湯器修理・交換
- ハウスクリーニング

### 火災保険対応工事

水のトラブルにて家財・建物の一部が損害を受けた場合に「火災保険」の対象になる場合が御座います。まずはご相談下さい。



お電話にて状況をお知らせ下さい。迅速に対応いたします。

水道局指定工事店

**フロンティア**

川越市指定給水装置工事事業者 第 677 号

**0120-34-2610**

川越店：川越市大字藤間 847-17 本店：新宿区北新宿 1-20-5

## 水道修理

和田設備工業 HPは  
こちらへ



**水のトラブル**  
**プロの技で解決！**

排水詰まり

水漏れ

給湯器交換



川越市岸町1-12-24

**049-298-3862**

川越市内  
出張無料！

## リフォームQ&A

**Q** 満足いくリフォームのポイントは？

**A** まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップすることをおすすめします。そうすることでただ漠然と不満に感じていたことも具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみることも重要です。



## 住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



## 業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。





## ハウスクリーニング

お家の困りごとありませんか

## 地域生活応援キャンペーン!!

## レンジフードクリーニング

プロの技で頑固な  
油污れをスッカリ!!

台数限定

¥10,000~(税込)

お掃除機能なし限定 お掃除機能付きは¥20,900~  
エアコンクリーニング

台数限定

2台目からは  
1000円OFF  
クリーニングで  
空気スッカリ!!

¥8,000~(税込)

## ビルトインコンロクリーニング



台数限定

¥6,000~(税込)

生活の中のちょっと  
困ったを解決します!!  
小工事・小修繕

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 水栓交換       | ¥35,000~(税込、作業費込) |
| 排水パイプ水漏れ修理 | ¥4,000~(税込、作業費込)  |
| シャワー水栓交換   | ¥35,000~(税込、作業費込) |
| 浴室換気扇交換    | ¥30,000~(税込、作業費込) |
| 水漏れ部品交換    | ¥4,000~(税込、作業費込)  |

給湯器・レンジフード・コンロ  
・エアコン・乾燥機などの  
住宅設備の新設・交換承ります!!シナネンが選ばれる  
5つの理由地に根ざす  
地域密着1次が得意。お困りごとを丁寧に対応。明朗価格  
標準価格から変更なし。見積りも現地調査(リモート可)は無料。施工品質  
エネミー・住宅のプロとして安全を最優先。作業を厳格に。自社研修施設  
当社グループで研修施設を併設しており、常に技術を磨いています。資格保有  
住宅・建築に關する資格保有者が多数在籍中!

シナネンは、創業約100年のシナネンホールディングス(東証プライム上場)グループの一員として、関東全域でLPGガス・電気の販売やリフォームなど、住まいとエネルギーの幅広いサービスを提供しています。設備トラブルから小修繕まで、お気軽にご相談ください。

※2026年4月1日にミライフは「シナネン株」に社名変更をいたしました。



## シナネン株式会社

狭山店 狭山市広瀬台2-1-1

電話 0120-046-370

営業時間 9:00~17:30

休業日 土日祝・年末年始

HPは24時間受付!

HPのお問合せフォームなら時間帯を気にせず、いつでも気軽にお問い合わせいただけます!



## 内装仕上工事

K. Assemble Performance  
内装仕上工事業株式会社鯉沼興業  
埼玉県知事許可(般-5)第72232号

本社 354-0045 三芳町止富524-10  
TEL049-265-7499 FAX049-265-7489  
E-mail:koizuma@koizumakougyou.co.jp

## 造園

庭木・植木の伐採、剪定、草刈り等、  
お庭しごとはお任せください!植木1本から  
作業OK!

ついつい後回しにしがちな、庭の植木の剪定や、伸びすぎて管理しきれない植木の伐採、毎年の草刈りが面倒…庭に放置された不要なものなどなど、庭のこと、植木のことなら、なんでもご相談ください。



植木屋 ティ

川越市大字の場2839-17

0120-613-260

営業時間 9:00~18:00土日祝も対応!



## 外構・エクステリア・造園

外構・エクステリア工事  
庭園・ガーデニング等...  
お庭のお困りごとご相談ください

お客様が求めるお庭は様々ですが、経験豊富な部分を生かし納得のいくお庭造りを心掛けています。ひろか造園ではお客様目線でお打合せ、工事を進めさせていただきますので安心してお任せください。



株式会社

ひろか造園

TEL049-277-8892

川越市大字古市場339-1



従業員募集中

## バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいをお持ちの方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



## リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



生活ガイド

# 🏠 どうする？空き家対策

## 空き家を活用しましょう

維持・管理にかかる費用と、処置をして資産として活用することのどちらが得か比べてみるのも大切です。

空き家保有のコスト

税金

光熱費

自治会費

損害保険

管理費 など



OR

資産活用

### Check! リノベーションで空き家を資産に

リノベーションとは、建築物の改築・増築や、建物の用途変更など、資産価値を高めるための大規模な改造のことです。

所有者が住む

売却する

賃貸にする

解体する

空き家は、相続登記がなされず前所有者の名義になっていることも多いので、現在の登記内容をしっかりと確かめて、後々のトラブルを未然に防ぎましょう。

▶空き家は保有しているだけで費用がかかります。

## 空き家・相続した実家・実家じまい、どうしたらいいか困っていませんか？

【空き家・相続物件・実家じまい専門】の不動産屋です。

川越周辺・地域密着で対応しています。

レ 古屋OK

レ 荷物そのままOK

レ 直接買取可能

相談無料

査定無料

秘密厳守



相談だけでも大丈夫、「市民のしおりを見て」とお伝えください。

埼玉県知事(1)第25571号

川越市霞ヶ関東一丁目3番地15  
霞ヶ関ビル1階8号B

株式会社Homebank ☎049-277-6100



### 管理不全な空き家の問題点と解決方法

庭木や雑草が生い茂り、隣の家や道路に越境してしまう

庭木や雑草はどんどん成長します。樹木の伐採は高額な費用がかかります。定期的な手入れが難しい場合は、樹木を処分し雑草が生えないよう除草シートを張るなど対策をしましょう。



## 解体のことならお任せください!

不動産売買・新築・リフォームなどもサポートいたします。まずはお気軽にご相談ください。

KOMURA-WRECKING  
有限会社小村興業

川越 コムラ 検索

有限会社小村興業

TEL.049-247-6327

川越市今福1654-2 FAX:049-247-6380



建設業許可/埼玉県知事 第66484号 産業廃棄物収集運搬業/埼玉県・東京都・神奈川県 01100210104

眠っている住まいを、価値ある未来へ。

## 空き家相談所

売却から解体 リフォーム 管理 まで、最適な再生プランをご提案します。

空き家のお悩み なんでもご相談ください!

空き家に関する専門家

(空き家再生診断士や空き家相談士等)  
が空き家の活用方法をご案内

ワンストップで対応

リフォームや修繕などにも下請業者  
を使わずに対応できるから安心

詳しくは  
コチラから

住まい再生パートナーズ  
☎049-265-5971

営業時間:9時~18時 定休日:水曜日

ケー・エム・エス株式会社  
川越市南大塚3丁目9-1  
光マンション旭野101  
mail: komura@kms-kawagoe.com  
免許番号: 埼玉県知事(1)第25646号  
加盟団体: 埼玉県宅建物取引業協会





## 空き家の適正管理

空き家の管理は所有者の責務です。空き家の原因は転居や相続などが多く、誰もが空き家の所有者になる可能性があります。空き家の管理をしないと、近隣住民へ悪影響を及ぼしたり、被害が生じた場合には損害賠償責任を問われる可能性があります。住んでいるときから権利関係や登記、相続などについて整理しておくことが大切です。

住宅は人が住まなくなると傷みが早くなるため、定期的なメンテナンス(換気、清掃、除草、剪定、破損の確認など)が必要です。傷みが進むと修繕費用が大きくなり、すぐに使えないこともあります。住まなくなった空き家は、売却・賃貸を専門家に相談するとよいでしょう。



## 空き家でお困りの方へ

草木の越境、建築材の飛散などの法律問題は、原則として当事者の間で解決していただくこととなります。空き家の所有者が不明な場合は、法務局で登記事項を閲覧すれば所有者が分かります。複雑な場合は弁護士や司法書士などの専門家に相談するとよいでしょう。



### 管理不全な空き家の 問題点と解決方法

- 老朽化により建物が倒壊したり、建材などが飛散する
- 屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人などにけがをさせてしまう

建材が風などで落下し、周辺の建物や通行人等にケガをさせてしまうと、損害賠償を請求される恐れがあります。定期的な見回りを行い、破損等を発見した場合には、補修をするなど適切な管理が必要です。



**埼玉の造園会社**  
造園、土地整備、剪定、  
植栽管理お任せください

**(有)花信風**

低価格、親切丁寧な仕事で35年

クレームになる前に・・・  
**越境枝・庭の手入れ**  
お任せください!

樹木伐採  
緑地管理

出張見積  
無料

【本社】下谷1215-10  
**TEL 049-270-8150**  
【坂戸支店】坂戸市仲町9-8  
**TEL 049-215-9607**



株式会社  
**クリーンキーパー**

遺品整理士が心をこめてお手伝いします。

**安心・信頼。**

**遺品整理**

**家財整理**

遺品整理士・事件現場特殊清掃士のいる遺品整理会社

見積無料! 24時間・365日受付

**TEL.049-236-3330**

**0120-419-098**

川越市下小坂978-3

クリーンキーパー川越

検索



## 空き家の賃貸



どう貸すの?  
メリットは? デメリットは?

メリット

- 家賃収入が得られる
- 建物(資産)を持ち続けられる
- 担保にできるため融資が受けられる
- 換気や通水などの管理が不要になる

デメリット

- 入居者がいない場合には収入が得られない
- 入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- リフォームする場合には経費が掛かる

### 相談から賃貸までの流れ

#### ①まずは不動産業者に相談

物件の調査も行います

#### ②物件調査

(耐震診断等、安全性の確認)

●昭和56年5月31日以前に建てられた建物は、旧耐震基準の建物です。

●賃貸の場合は、耐震診断を受け、リフォーム等を検討しましょう

#### ③リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼

#### ④媒介契約の締結

賃貸の仲介を依頼します

#### ⑤賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約

#### ⑥賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか?

不動産業者にお願いするのか? 相談してください



# 葬儀の豆知識

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

## 臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

### 弔事の流れ

#### 臨終

遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。

#### 通夜の準備

枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。

#### 通夜

故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守ったのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ぶるまいとして親族や親しい人に食事を振る舞ったり、代わりに折り詰めなどを渡したりすることもあります。

#### 葬儀・告別式

通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。

#### 出棺・火葬

最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。  
※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。



#### 火葬・骨上げ

火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をはさみ骨壺にいれる骨上げを行います。  
※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

#### 還骨回向

持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。

#### 精進落とし

法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でめでなし、故人をしのびます。

#### 追善供養

初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。

#### 年忌法要

一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔上げ(最終の年忌法要)とする場合が多くなっています。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

このページは有料広告ページです



東上通運  
グループ

# 東上典礼

市民聖苑葬儀  
取扱店



川越市民聖苑 やすらぎのさと・川越市斎場

事前相談 無料

どのような内容でも一度ご相談ください

24時間受付



テン レイ ヨ ク ヤル  
0120-100498



川越市脇田本町15番地13 東上パールビル 8F ホームページ <http://tojo-tenrei.net/>

一般葬

家族葬

一日葬

直葬

年中無休  
24時間対応  
自社霊安室完備



川越市民聖苑 やすらぎのさと・川越市斎場  
をご利用の方は、  
市民聖苑葬儀取扱店の当社へお任せ下さい。

## 葬祭センター美創

24時間  
受付

0120-85-8125



葬祭センター美創 川越 検索

川越営業所: 埼玉県川越市笠幡109-4  
本社: 埼玉県日高市高萩1567-19  
※写真奥川越市斎場です。

川越市斎場  
Kawagoe City Crematorium

お家の終活しませんか?



お家のゴールを決めてから  
リフォーム計画を提案しています。

ミツア建築株式会社 049-211-1955  
〒350-0835 埼玉県川越市石田本郷671 (直通: 090-1843-3611)

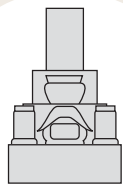


# お墓について

※掲載の記事に関しましては、一般的な様式を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

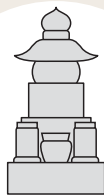
現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われています。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔(ごりんとう)など供養塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。

## 和型



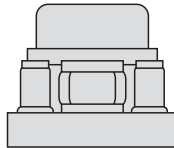
最も標準的な形のお墓です。竿石(さおいし)の下に上台石(じょうだいし)、下台石(げだいし)を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石(しばだいし)を置いたり、竿石と上台の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉(こうろ)、水鉢(みずばち)、花立て(はなたて)、墓誌(ぼし)、卒塔婆立て(そとばたて)なども、必要に応じて設置されます。

## 和型供養塔



現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔(ごりんとう)、多宝塔(たほうとう)、宝篋印塔(ほうきょういんとう)、無縫塔(むほうとう)などの種類があります。

## 洋型



芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い竿石を置いたお墓で、竿石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。

## デザイン墓石



伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えています。ただし、墓地や霊園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

このページは有料広告ページです

### 博愛の絆

永代供養墓

19万円(税込)

### 鶴ヶ島

宗教自由

在来仏教・キリスト教・神道など  
どなたでもお求めになれます。

さくら並木のほとりに佇む静かな環境

圏央鶴ヶ島ICから5分 国道407号沿い

皆様のご要望にこたえるラインナップ  
「一般墓地・ハーブ墓地・樹木葬・永代供養墓」  
各種取りそろえております。

「自分らしさ」を見出す ところの「聖域」  
鶴ヶ島さくら並木霊園セントソフィア

0120-79-2255

川越市大字笠幡2730-2

鶴ヶ島さくら並木霊園 検索

### 葉もれび

48万円(税込)

## 仏壇・仏具Q&A

### Question

お仏壇を購入するのにいい日にちってありますか？

### Answer

「思い立ったが吉日」という言葉にもあるように、お仏壇を購入または買替えるのに、良い日・悪い日というのはありません。

※全日本宗教用具協同組合ホームページより引用

## お片付け 遺品・生前整理

### 断捨離で

お困りではありませんか？

めぐりあい にご相談ください！

大掛かりな片付けをプロがサポートします。

遺品整理

空き家お片付け

不用品回収

『まずは見積りだけ』でもOK! 幅広いエリアをお気軽にご相談ください。 カバーしております。

お見積り  
現地調査  
全て  
**無料**  
即日対応

当事務所は遺品整理士の有資格者がおります。  
第IS27940号(遺品整理士認定協会)

株式会社めぐりあい  
狭山市下奥富666  
TEL090-8680-9399

## 博愛の絆 川越山城霊園

～空と緑と静寂の霊園～

すべての人に愛情を人気の「博愛の絆」

**19万円** 永代供養料一式

お問い合わせ  
受付時間(午前9時～午後5時)  
TEL.049-291-4527  
川越市池辺180-1 定休日:月曜日





川越市を  
盛り上げる!



# 地元採用企業!!

スタッフ  
大募集



## 塗装工随時募集中

共に地域社会に貢献しませんか?



本社

技術と信頼 金属塗装の

有限会社 フジックス

本 社 工 場 川越市下赤坂大野原742-7

TEL 049-266-5800 (代)

FAX 049-261-4505

川越第二工場 川越市下赤坂568-17

TEL 049-264-2678

FAX 049-257-9807

詳細はこちら



住宅のことなら

栄進建設へおまかせください!

大工・内装職人・現場施工管理

共に働く仲間を募集中!

お気軽にお問い合わせください



有限会社栄進建設

TEL049-223-7355

住 所 / 川越市山田1635-1

営業日時 / 月曜日～土曜日

AM9:00～PM5:00

(日・祝 定休)



HPはこちら

●建設業許可 埼玉県知事許可(般-8)60833号 ●宅地建物取引業者 免許証番号 埼玉県知事(4)第21482





人と技術で世界を測ろう

 富士計測システム(株)

## 人材募集

募集内容 主に自動車メーカーの研究開発向け計測制御器をオーダーメイドで設計。

弊社への採用募集にご関心がある方はこちら



お気軽にお問い合わせください。

川越市笠幡3685-30

TEL.049-233-7373

送電線の保守  
伐採・除草・レーザーリペア

有限会社 阿幸電業

川越市古谷上24-9

TEL.049-235-5906

地元で働きたい方大歓迎



生活ガイド

# 水まわりのトラブル おまかせください！

安心の低価格 地元業者！

お電話にて状況をお知らせ下さい。  
迅速に対応いたします。



■ 上下水道工事全般

■ 漏水調査

■ トイレつまり

■ 水漏れ修理

■ 悪臭調査

■ 高圧洗浄

■ リフォーム工事

■ 各種清掃

■ 排水のつまり

■ 給湯器修理・交換

■ ハウスクリーニング



排水のつまり



蛇口の水漏れ



トイレのつまり・水漏れ

年中無休

365日  
随時受付

24時間  
受付

深夜料金は  
頂きません

基本料金  
無料

出張費・  
見積もり無料



火災保険対応工事

水のトラブルにて家財・建物の一部が損害を受けた場合に「火災保険」の対象になる場合が御座います。まずにご相談下さい。

水道局指定工事店

フロントライフ

川越市指定給水装置工事事業者 第 677 号

お気軽にご相談下さい

0120-34-2610

川越店：川越市大字藤間 847-17 本店：新宿区北新宿 1-20-5

いつでも！誰でも！どこからでも！

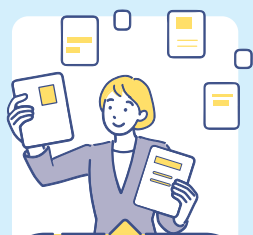
川越市

川越市民のしおり

電子ブック案内



電子ブックはこんなときに活用できます



このまちの  
手続きを知りたい



友だちに  
地元の特徴を伝えたい



外出時に  
防災情報が気になった



地元目線の  
観光情報を知りたい



冊子  
見つからない

ブックマークは  
こちらから





川越市の皆さんこんにちは！  
私たちは(株)カラーズです。

colors 株式会社 カラーズ



お客さまが安心できる施工を目指し、  
“技はもちろん心で塗る”をモットーに  
本当にその家にとって良いことだけを  
追求・提案するようにしています。

[KANTO SKETT PROJECT]  
公式アンバサダー 中山秀征

大切な不動産を「活かす」なら

リフォーム



小さな修繕から  
全面改装まで  
幅広く対応

自社一貫体制  
だから提供できる  
価格と施工

多種多様な  
資格保有スタッフが在籍

大切な不動産を「手放す」なら

不動産売却



直接買取で  
仲介手数料0円

スピーディー  
な売却対応

残置物があっても査定可能

生前贈与などのご相談も可能です。提携司法書士が対応いたします。

火災保険・車両保険・生命保険など、生活に関わる保険についてもご提案可能です。

どんな状態の不動産でも、まずはご相談ください



埼玉県建設業許可業者です。埼玉県知事許可(般-3)69653号  
【所在地】本社：埼玉県川越市登幡3856-22  
飯能支店：埼玉県飯能市東町4-2東町ビル102  
所沢支店：埼玉県所沢市中新井1-10-1たつみビル203  
坂戸支店：埼玉県坂戸市芦山町4-5セントラルマンション山崎102  
東松山支店：埼玉県東松山市神明町1-1-12  
太田支店：群馬県太田市高林北町970-2  
上尾支店：埼玉県上尾市小敷谷854-1誠勇ビル202  
南大塚事務所：埼玉県川越市南台3-3-15中村ビル1階  
第1資材センター：埼玉県鶴ヶ島市上新田538-49  
第2資材センター：埼玉県坂戸市中小坂458  
第3資材センター：埼玉県東松山市下青島114-1

☎ 0120-83-1030

詳しくはこちらから...

<https://colors-reform.co.jp>

